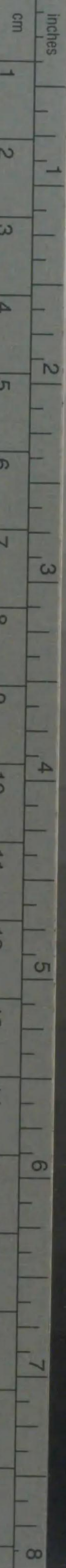


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

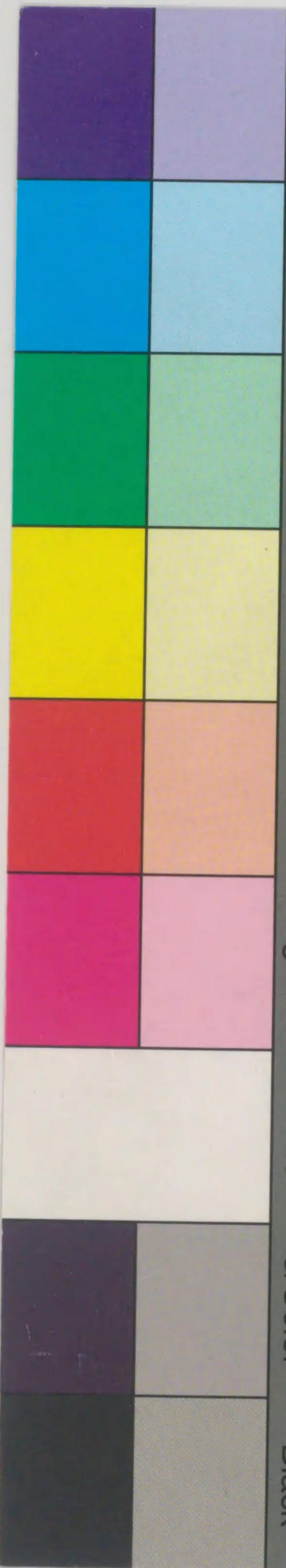
A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

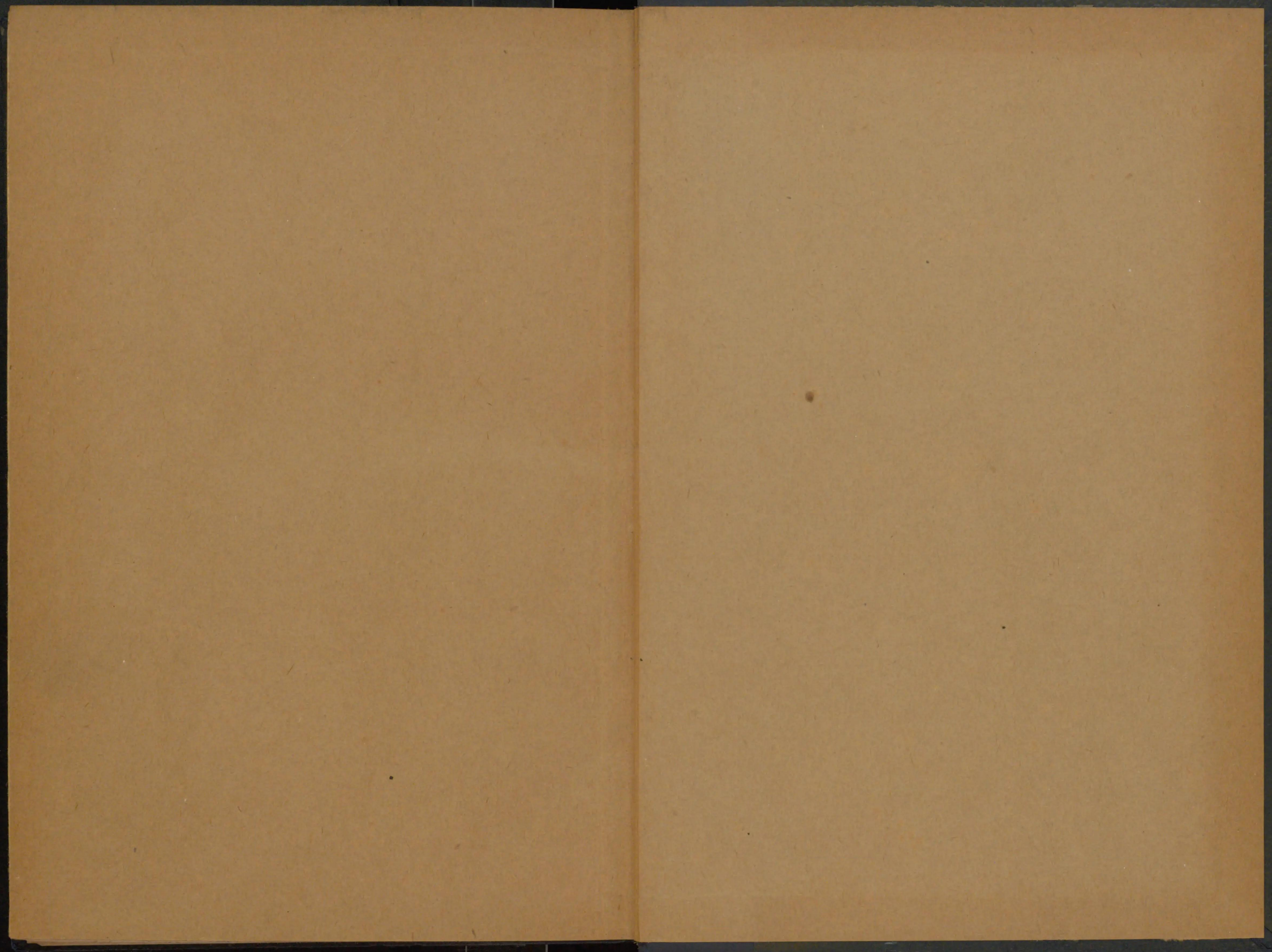


598
34

698-34



1200501581642



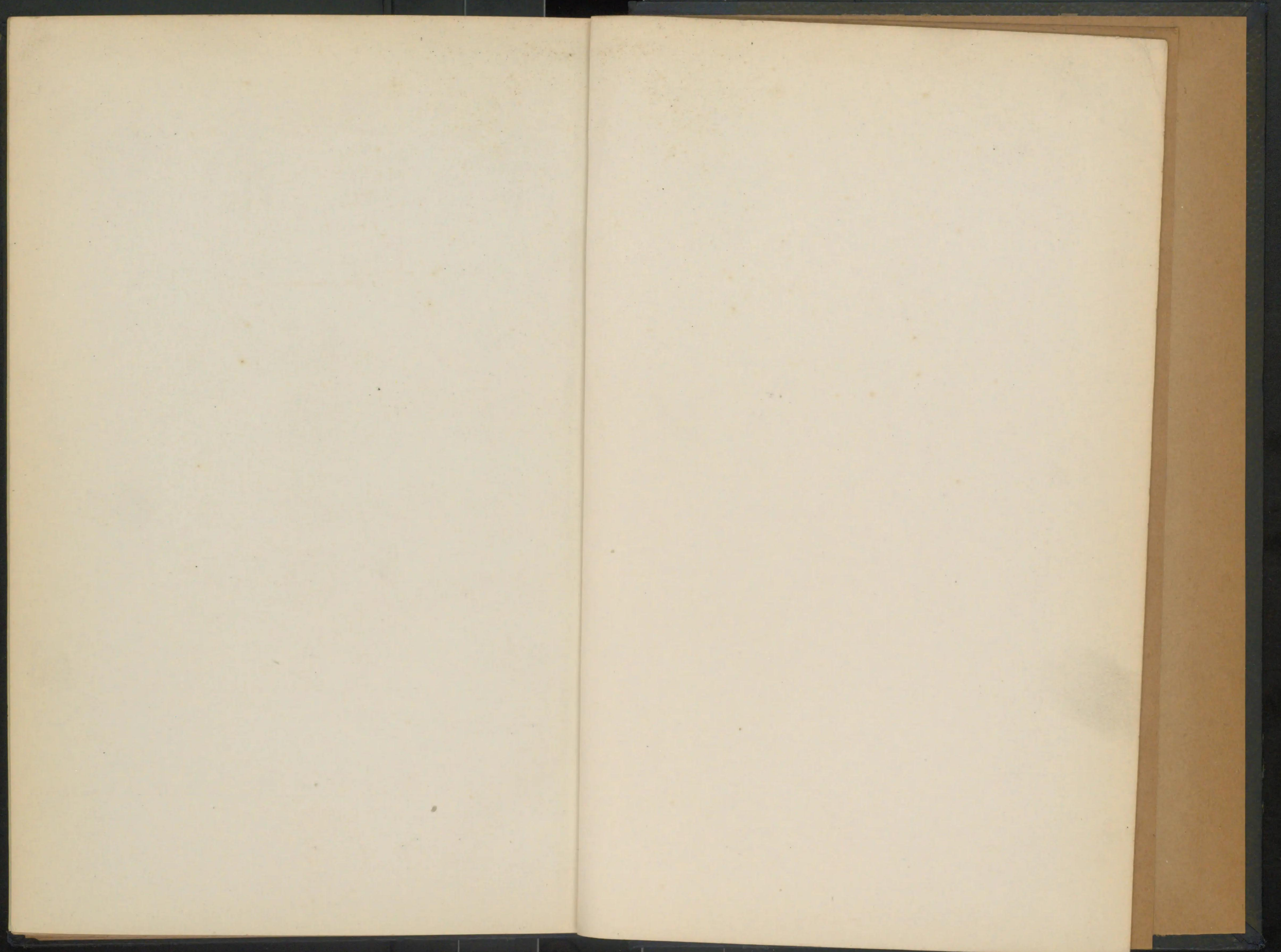
698
34

省政彙覽

—— 第九輯 ——

錦州省篇 (日文)

國務院總務廳弘報處



省政彙覽



第九輯

錦州省篇

(日文)

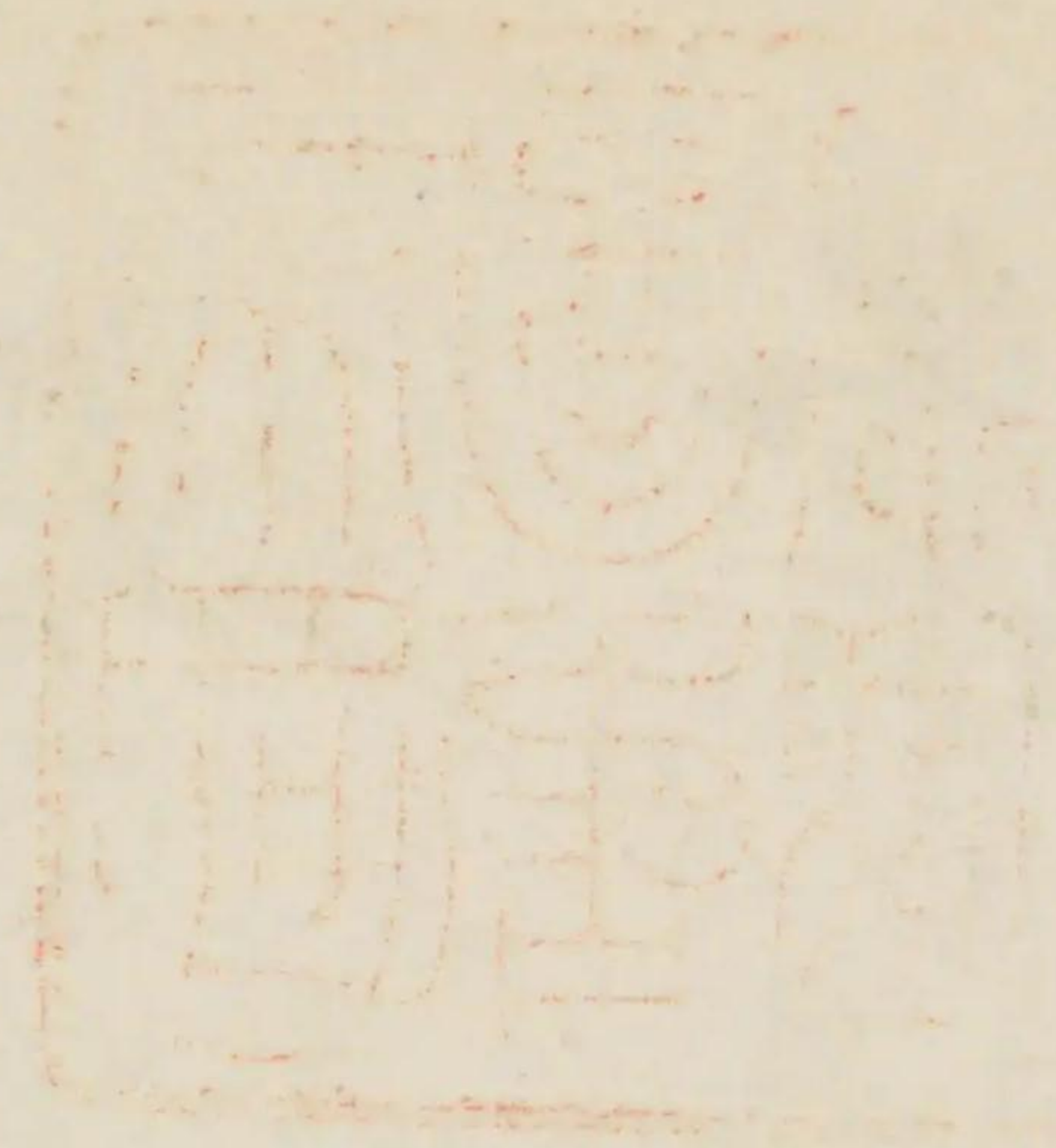
康德四年七月

國務院總務廳弘報處



發行所寄贈本

發行所寄贈本



凡 例

一、地方行政制度改革以來茲に二年有餘箇月、新制下の各省は今や省政更新の本格的軌道に乗出してゐる。此秋に當り各省々政の概要を明かにし以て將來の指標たらしむるは強ち徒爾ではあるまいと思はるゝ。本彙覽刊行の目的は之等地方施政の一般を江湖に紹介せんとするにある。

一、本彙覽は各省篇別して連續的に刊行し全滿各省を網羅し以て完璧を期せんとするものである。

一、本彙覽の篇別順位は康德元年十一月二十三日附國務院訓令に基く省排列順序に據る事とし、曩に吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天各省篇を出し第九輯として茲に本篇を編む事とした。

一、本篇は六月末に上梓の豫定を以て印刷に附したるも遂に豫定期日より遷延しありたる處偶々七月一日行政機構の改革に伴ひ省機構にも一部改變あり、首腦部の異動ありたるを以て從來の資料に著しく變化ありたる分に付改訂を加へ發行する事とした。

一、本篇編纂に就ては省制改革後日尙淺き爲め資本未だ整はず完備を缺ぐの憾なしとしないが、中央關係各部錦州省公署、其他現地關係機關よりの資料に負ふ所少なくない。茲に深甚の謝意を表する次第である。

康 德 四 年 七 月

國 務 院 總 務 廳 弘 報 處 識

200
18

繪	口
錦州省公署	
錦州省公署開廳紀念	
省城全景	
名勝古蹟	

目次

第一章 序說	一
--------	---

第二章 地誌	四
--------	---

第一節 地勢	四
--------	---

第二節 面積・人口	八
-----------	---

第三節 氣象	一一
--------	----

第三章 行政	一四
--------	----

第一節 沿革	一四
--------	----

第二項 滿洲建國前沿革	一四
-------------	----

第二項 滿洲建國と省政改革	一八
---------------	----

第二節 省行政機構

第一項 省公署組織	二二
第二項 省公署官制	二二
第三項 省公署分科規程	二五
第四項 省公署職員	三二

第三節 管下地方行政

第一項 縣行政	四四
第二項 旗行政	四四
第三項 街村制	五八

第四章 財政·金融

第一節 財政

第一項 省財政	六一
第二項 縣別財政	六一

第三項 地方稅制

一〇六

第二節 金融

第一項 概況	一〇八
第二項 金融機關	一〇九

第五章 產業·經濟

第一節 農業

第一項 農業一般	一二二
第二項 農業開發計畫概要	一三八

第二節 林業（造林）

一五一

第三節 鑛業

一五四

第四節 商業

一五五

第五節 工業

一六四

第六節 畜産業……………一七五

第七節 水産業……………一九一

第八節 産業行政の實績……………二一四

第六章 交通・通信・土木……………二二三

第一節 鐵道……………二二三

第一項 奉山線……………二二三

第二項 大鄭線……………二二六

第三項 錦承線……………二二七

第四項 北票線……………二二八

第五項 河北線……………二二八

第六項 壺盧島線……………二二九

第七項 新義線……………二二九

第二節 車馬運營……………二三〇

第一項 馬車輸送……………二三〇

第二項 自動車運營……………二三〇

第三節 河川・港灣……………二三二

第一項 河川……………二三二

第二項 港灣……………二三二

第四節 通信……………二三八

第一項 郵務……………二三八

第二項 電信電話……………二四七

第五節 土木事業……………二五〇

第一項 概説……………二五〇

第二項 道路工事實施狀況……………二五一

第六節 都邑計畫事業……………二六三

第一項 概説……………二六三

第二項 實施狀況……………二六三

第七章 文教

第一節 總說

- 第一項 教育沿革……………二七〇
- 第二項 教育方針……………二七〇

第二節 學校教育

- 第一項 初等教育……………二七一
- 第二項 中學校教育……………二七五
- 第三項 實業教育……………二七六
- 第四項 師範教育……………二七六
- 第五項 私塾教育……………二七八
- 第六項 留學生……………二七九

第三節 社會教育

- 第一項 概說……………二八〇

- 第二項 社會教育機關……………二八二

第四節 宗教

- 第一項 概說……………二九七
- 第二項 諸宗派布教狀況……………二九八
- 第三項 文廟……………三〇五

第八章 社會・衛生

第一節 社會事業

- 第一項 概說……………三〇八
- 第二項 救濟事業……………三〇九
- 第三項 義倉制度……………三二〇
- 第四項 社會事業團體……………三二五

第二節 協和會錦州省本部

- 第一項 協和會概說……………三三二

第二項 沿革概要	二三五
第二節 衛生行政	三三六
第一項 概說	三三七
第二項 衛生施設	三三七
第九章 司法・檢察	三五四
第一節 概況	三五四
第一項 組織	三五四
第二項 管轄案件	三五六
第二節 審判・檢察機關	二五九

第十章 軍事・警察・治安

第一節 軍事	二六一
第二節 警務行政	二六二

第一項 警務機構	二六二
第二項 警務行政一般	二六四
第三項 保安警察	二七九
第四項 司法警察	二八三
第三節 治安狀況と肅清工作	二九〇
第一項 治安概況	二九〇
第二項 肅清工作	二九一
第四節 保甲制度	二九四

第十一章 都市・邑鎮

第十二章 結論

第一節 産業開發計畫	四二四
第二節 警務行政刷新方針	四二四

錦州省公署



第三節 文教刷新方針	四二六
第四節 結語	四三八

省城全景



錦縣市街



新住宅街

錦州省公署
開廳記念



名勝古蹟

— I —

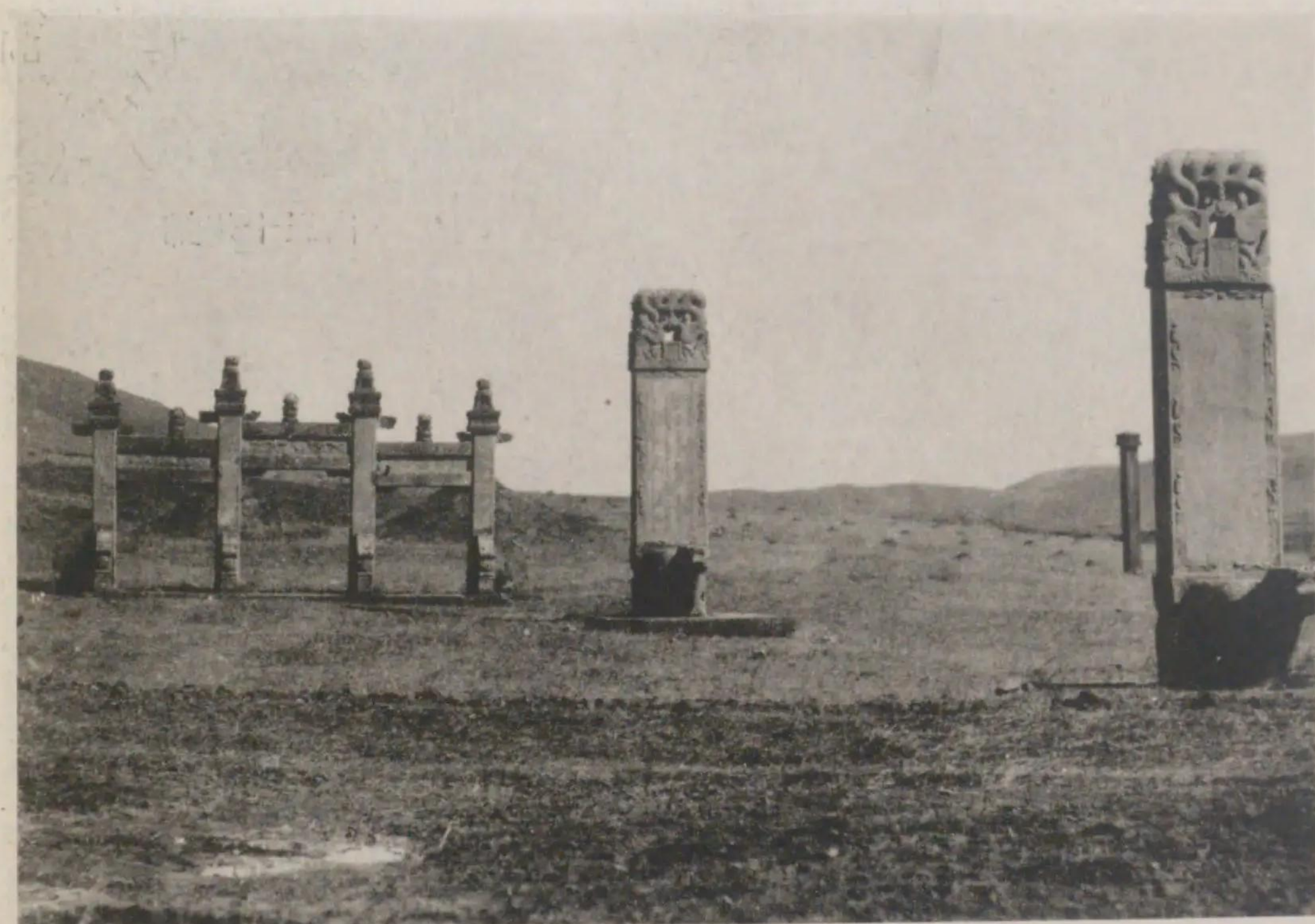
錦州大塔



錦州觀音洞

— II —

錦州西關帝廟

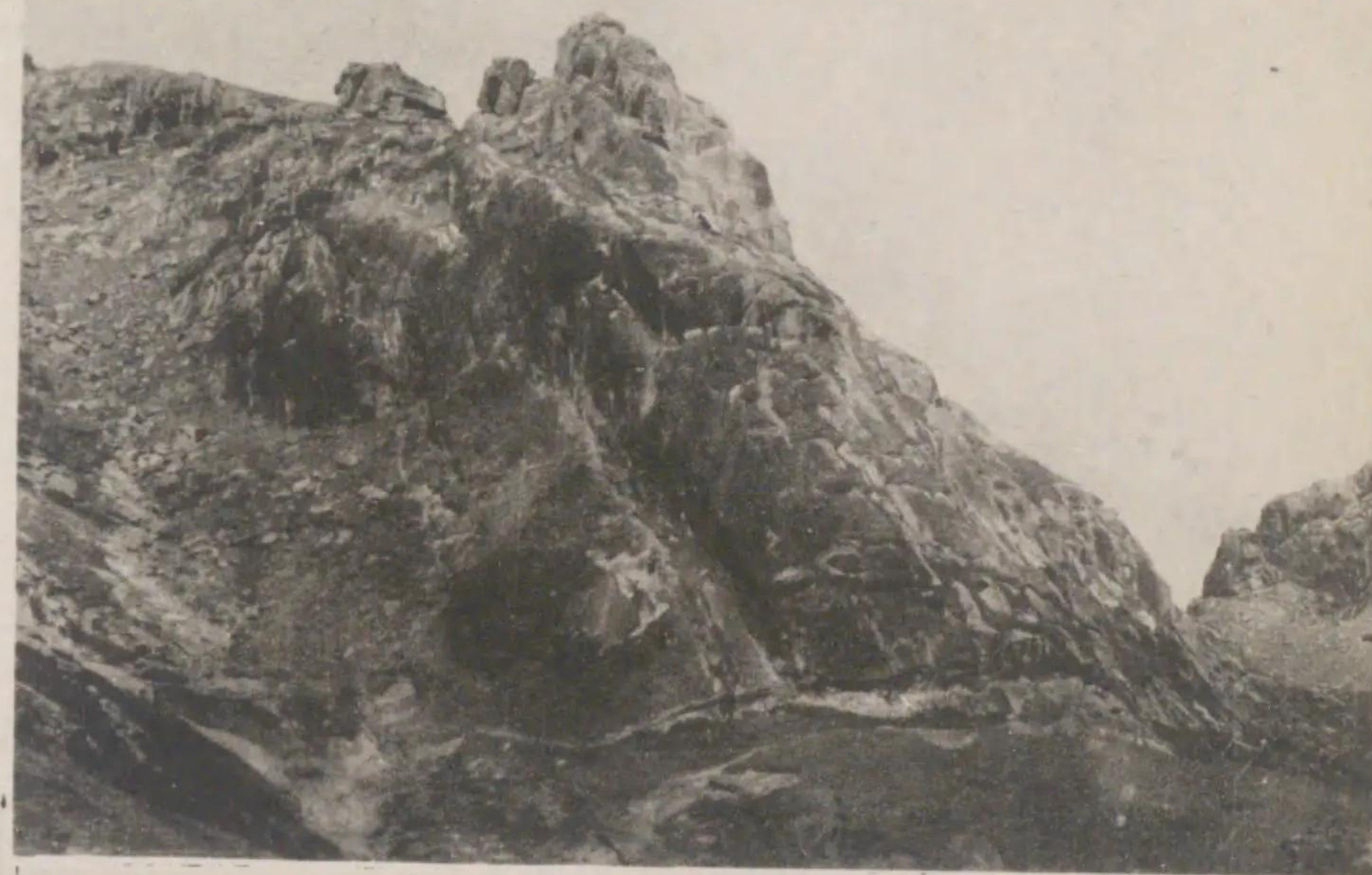


錦州尹家墳高宗製碑

錦州省區劃圖



錦州紫荊山



錦州三十山



錦州小洞寺山

第一章 序 説

我滿洲國は建國茲に五歳有餘、此間康德元年三月一日帝制實施せられて國基甫めて奠定し、次いで同年十二月一日地方行政制度の改變あり、以て地方民政の暢達伸揚を圖り、皇化中外の遐きに宣べ、王道嘉謨邊疆に普く、薄海の民衆熙熙として新政の惠澤に浴し、外は友邦日本と不可分一體の關係に倚り以て國運萬稔の泰きに置かんとしてゐるのである。

惟ふに民生の根幹は地方政治に在り、地方行政制度の確立は王道立國の根本義である、由來滿洲の地は封建的地方政權蟠踞して霸道的權勢を以て暴虐なる搾取を恣にし生民塗炭の苦に沈淪してゐたのであるが我國建國以來當局は其の建國の根本義に基き此等地方政治の舊弊を根絶し以て明朗潤達なる地方施政の伸暢を圖り以て蒼生の福祉を増進せん事を期したのである。

即ち民生當局は舊來封建軍閥の殘滓たる地方行政制度の改革により實體としての地方自治、制度としての中央の集權を確立し真正なる中間行政機關としての充分なる機能を發揮せしめん事を意圖してゐたのである。然るに建國當時庶政の改廢刷新急を要するもの多く加之牢平として因襲久しき地方行政機構の改革は其の影響する處少なからず慎重なる研究と適切な時宜を必要とするので當初急激なる變革を差控へてゐたのであるが建國後一年有半を閱し建國の創業漸く其の軌道に乗ると共に大同三年一月國務總理の本件に關する諮問機關として民政部内に臨時地方制度調査會の設置せらるゝ事となり爾來該調査會に於ては慎重審議を重ねた結果漸く具體化の機運熟し同年（康德元年）十二月一日を期して地方行政制度の改革を斷行する事となつたのである。

即ち之れによれば從來の奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州

熱河の十省とし更に從來蒙古民族の特殊性に鑑み蒙旗行政を行はしめてゐた興安總署を改めて組織法上の「部」となす蒙政部を獨立して管下興安西省、南省、東省、北省を管轄せしむる事としたのである。

更に康德四年七月通化、牡丹江の兩省を新設し、同時に機構改革に伴ひ興安各省は興安局、他は内務局の管轄となつた。斯くして新制の下に誕生せる十六省(内務局管下十二省、興安局管下四省)は各々中央集權制の下に統制を固め内政の整備充實により今や我國は内容的にも形態的にも近代國家たるの域に進み國運駸々乎として全面的躍進を遂げつゝあるのである。

翻つて本省を見るに此地は由來幾多の變遷を経て今日に至れるものにして即ち之れを清朝光緒時代に於ては錦、北鎮、盤山、綏中、興城、錦西、義の七縣は錦州府、黃山、臺安、彰武の三縣は新民府、朝陽、阜新の二縣は朝陽府に屬してゐたのであるが中華民國に代り、民國二、三年に於ける廢府改道の結果、錦州新民の兩府十縣は遼瀋道に、朝陽府の二縣は熱河道に編入せられたのである。其後道は廢せられて省制に改められたものであるが大同元年三月一日滿洲建國後も取敢へず舊省制を踏襲し、前者十縣は依然奉天省に後者二縣は熱河省に屬せしめてゐたのである。次いで康德元年十二月一日前述の如く地方行政制度の改革に伴ひ始めて古都錦州を中心に右十二縣を一丸として錦州省を新設し錦州に省公署を置いて一括統治せしむる事としたのである。

今本省の現勢を一瞥するに本省の地は奉天、熱河兩省に挟まれ南部は遼東灣に面し、奉山省は省城錦州を経て南端山海關に至り更に北支に通じ錦州より更に熱河に入つて承德赤峰に通じ、及溝帮子より營口に、黑山より北進して通遼に通ずる諸鐵路あり交通比較的開け治安も概して良好にして之れを建國當初の混沌亂脈狀態に比すれば全く隔世の感がある。今や省内治安確立の爲めには友軍の絶大なる援助の下に我軍警の活動により萬全を圖り、萬般の庶政整備擴充と共に民衆の安寧保護に遺憾なきを期してゐる。

財政的には各縣共に富力、文化共比較的平均し、二、三縣を除いては大體自給自足の可能性を有するものゝ如く産業に就ては棉作、果樹栽培、鑛業、鹽業等當省に於ける最も有望なる産業と稱し得べく現に相當なる成績を收めてゐるのである。尤も從來は治安維持確立を第一義として産業開發は稍々等閑視せられたる憾なしとしないが今後は地理的、自然的條件に適合せる作物の獎勵指導、産業其他一般行政の振興を企圖し銳意省政の面目更新に努めてゐるのである。教育に於ても一般省民の民智啓發、特に建國精神の徹底、日滿不可分關係の強調に努め他面實業教育の振興に意を用ひてゐるのである。

斯くの如くにして新生本省は省公署を中核として管下十二縣二旗(本年三月一日より錦熱兩省蒙旗地域に旗制施行)の施政を行ひ産業の開發、治安の確立、文化教育の振興を圖り、滿洲國運の隆昌と共に省政更始刷新日と共に顯著なる實績を擧げてゐるのである。

第二章 地 誌

第一節 地 勢

本省は本邦南端部に位し其の形狀宛も不正菱形をなし、即ち東部斜邊は奉天省と接壤し、北は興安南省及西省の一部に連り、西は熱河省に境し南は渤海に臨み、而して南隅の一角は萬里長城を隔て、中國(河北省)に接壤してゐるのである。即之れを表記すれば次の如し。

方 位	境 域	接 境 縣
東 界	奉天省(康平、法庫、新民、遼中、遼陽、海城、營口諸縣)	彰武、黑山、臺安、盤山諸縣
西 界	熱河省(凌南、凌源兩縣)	朝陽、興城、綏中諸縣
西 北 界	同 (建平縣)	朝陽縣
南 界	渤海灣	盤山、錦、錦西、興城、綏中諸縣
北 界	興安南省(科爾沁左翼庫倫兩旗)	阜新、彰武兩縣
北 西 部	興安西省(奈漫旗)	朝陽縣
南 西 部	中華民國(河北省)	綏中縣

本省地勢を概觀するに東部の臺安、盤山兩縣の砂土及葦原地帶並に北端彰武縣の一部砂地を除く東南北部及中部地方は大體に於て遼西平野を展開し夫れより以西の熱河省境界が山岳地帶を形成してゐる。

山脈は西北熱河省境を走る陰山山脈及北鎮、義縣境に横はる醫巫閭山脈があり、高峯としては錦西縣の大虹螺山が省内第一である。河川は遼河本流が臺安縣の東部を流れ、奉天省と境し、大凌河は源を熱河省凌源縣に發し朝陽縣を貫流し義縣に至つて細河を合せ錦縣を過ぎ渤海灣に注ぐ。又熱河省凌南縣明安喀喇山に源を有する小凌河は東北流して女兒河に會し哈柳圖河を合して、錦縣を経て渤海灣に入る、其他盤山縣に雙臺子河、綏中、興城、南縣境には六股河が流れてゐる。尙ほ之等地勢に付、縣別に略述すれば次の如し。

△錦 縣

省の中南に位し、東は盤山、西は錦西、北は義及北鎮に接し、南は渤海灣に臨んでゐる。概して平坦にして大、小凌河縣内を流れ其の流域一帯に沃野が展開してゐる。

△北 鎮 縣

省の東北部に位し東は黒山、盤山兩縣に接し南は錦縣、西は醫巫閭山脈を界として義縣に、北は山脈を背負つて阜新に隣接してゐる。而して本縣は西北に山岳を控へたのみで一部分は平野を形成してゐる。

△黒 山 縣

省の東北端部に位置し東は奉天省新民縣と省境を爲し、西は北鎮に接し、南は臺安、西南は盤山、北は彰武及阜新に境し、阜新縣境第五、六區の一部に丘陵ある外他は平原を形作り、柳河、饒陽河、羊腸河等の諸川縣内を流れ耕地は相當多

△臺 安 縣

省の東端を占め山岳無く、遼柳兩河の流域なるを以て一面平低地であるが土質は甚だ不良にして概ね砂質又は「アルカリ」性地質である、縣界は正北は新民、東北は遼中、東南は遼陽、海城等奉天省各縣と連界し、西南は盤山西北は黒山に

隣接してゐる。

△盤山縣

省の東南端に位し、東北は臺安、東南は奉天省海城、營口に接し、西は錦縣、西北は北鎮、正北は黒山に隣接し、正南は渤海灣に臨む。縣内には山岳なく、遼河の支流は縦斷し、其他雙臺子河、東沙河、西沙河等の小河川西流し、又北端には蓮花泡の大湖があつて縣内は一面の平坦地で形成してゐるが一般に地質は「アルカリ」性を含み、海岸線一帯は葦原地帯をなしてゐる。

△綏中縣

省の西南端部に位置し南は渤海灣を控へ、西は萬里の長城を以て北支に接壤し、東北は六股河を隔て、興城、西北は熱河省凌源に境してゐる。而して本縣は西北に陰山脈を有し五指山、砬子山、大孤山、松嶺山等の群峰起伏し蜿蜒百支里餘に亘る。河川は此等山岳に源を發する六股河、黒水河、王寶河、高兒河、猫眠河の諸大小河川が南流渤海灣に注ぎ西北一帯の山岳地帯を除き海に面する東南部沃野を形成してゐる。

△興城縣

省の西南に位す。南東面は菊花島其他島嶼を抱ける渤海灣に臨み、西南は六股河を縣境に綏中に隣し、北は熱河省境に走る山脈の分水嶺を以て錦西に境し、西北は重疊せる連峰の邊境を以て熱河省に接してゐるが西河の煙臺河、六股河等の諸川は中央以南の地を潤して沃野を作り、渤海沿岸は菊花島を始め其他の島嶼と共に釣魚臺、長山寺、娘々頂等の漁港に富んでゐる。

△錦西縣

省の西南部に位し東は錦縣、西は縣陽縣に接し南は興城と接壤し、北は義縣に連り、東南は渤海灣に臨んでゐる。而して西北地帯は群山、攢衆し、就中高峰大虹螺山を有す、虹螺山脈は縣の中央を東西に走り蜿蜒百餘支里に亘り女兒河、南北岸の山脈は皆之れに屬して居り、北岸の山脈は西は柳條邊まで、東は錦縣境まで延びて大小の起伏をなしてゐる。其間を小凌河、女兒河、五里河、七里河の諸河川が縫流し、山地水地は縣面積の過半を占めて居り、平野なく土壤亦肥沃ではない。渤海灣には省内唯一の港灣壺盧島を控へてゐる。

△義縣

省の中部に位し、東は醫巫閭山脈を介して北鎮、南は錦縣、西南は錦西に接し、西北は阜新、朝陽に連る。而して本縣は南を除く三方は山を繞り醫巫閭山脈は東北百餘支里に達し僅かに南端に平坦沃地を見せてゐる。河川は大凌河、細河、小凌河貫流し南流して錦縣に至るが何れも水害の根源をなしてゐる。

△朝陽縣(吐默特右翼旗)

省の西端部に位し、東北は阜新に接し東南は義の錦西兩縣と境し、西北は熱河省建平縣、興安西省奈曼旗、西南は熱河省凌南、凌源縣に隣接してゐる。而して凌南及錦西縣境一圓は山脈をなし、河川は熱河に源を發する大凌河、女兒河、小凌河の諸河川東南流して義、錦西兩縣に向ひ其の流域に些少の平野を形成してゐる。

△阜新縣(吐默特左翼旗)

省の北部に位し、西は山脈を以て朝陽に接し、南は義縣、北鎮、黒山諸縣、東は彰武、新民兩縣、北は興安南省庫倫旗に隣接してゐる、而して地勢は東部鐵道沿線地方の一部分に小平野あるのみにして其他は何れも山岳重疊の地域である、又北部は殆んど沙漠地帯をなし庫倫旗に續き、縣内の地質は概ね砂質壤土である。河川は塔子溝河、驅馬河、細河の三流南方に於て合流し大凌河に入る。

△彰武縣

省の北端に位す、縣界は東北は康平、東南は法庫、南は新民の奉天省各縣と境をなし、西南は黑山、西は阜新、西北は興安南省庫倫旗、北は科爾沁左翼前旗に隣してゐる。地勢は縣内殆んど山脈なく概ね平坦をなし、西北は阜新、庫倫兩縣を除く外他縣に比し一般に高地である、而して東南部に貫流する新開河及同地帯にある地河の流域のみが、僅かに肥土にして其他は殆んど砂土である。別に西部縣境に繞河が縦貫してゐる。

第二節 面積・人口

△面積

本省の面積は三九、三七一平方秆と稱せられ（康德三年四月省公署土木科調）其の内朝陽縣一〇、五九四平方秆（總面積の約二六％）を最大縣とし、次いで阜新、錦縣等之れに次ぎ北鎮一、三五八平方秆は最小縣としてゐる。面積に於ては全國各省中（興安各省を除く）第九位に位す。

縣別面積一覽表

（康德四年四月
省公署民政廳調）

縣名	錦	北鎮	黑山	臺安	盤山	綏中	興城	錦西	熱河	朝陽	阜新	彰武	合計
管轄面積	三〇、四一九 ^{平方秆}	一、三五八	二、一三三	二、一五〇	二、五五三	二、一〇〇	二、〇九七	一、九六九	二、九〇二	一〇、五九四	五、五八四	二、九二五	三九、三七一

備考 朝陽縣面積は吐默特右翼旗を含む

阜新縣面積は吐默特左翼旗を含む

△人口

本省に於ける戸口は本年四月末現在省公署調査によれば戸數二、二〇七、〇九二戸、人口總數四、一七三、八八〇人に及び之を縣別分布狀態に就て見るに朝陽縣に於て人口八一五、二三八人を筆頭として錦縣（警察廳管内を含む）阜新、黑山、義縣等之に亞ぎ彰武縣一八一、三五六人を最少とす。

總するに面積に於ては前述の如く全滿各省中（興安各省を除く）第九位にあるも人口に於ては奉天、吉林、濱江三省に次ぎ第四位にあり、其の人口密度は奉天に次ぎ第二位にある。

省內縣別人種別人口一覽表 (康德四年四月末現在)
(錦州省公署警務廳調)

種別	縣別		錦州	錦縣	北鎮	黑山	臺安	盤山	綏中	興城	錦西	義縣	朝陽	阜新	彰武	合計	備考
	戶	口	警察廳														
本國人	漢族	戶數	15,427	59,352	36,867	64,688	30,240	34,410	40,660	30,787	43,071	55,675	122,085	53,236	23,141	609,639	朝陽阜新兩縣は吐默特右翼及左翼兩旗を含む
		人口	45,651	173,059	100,850	199,896	94,601	110,830	126,351	99,370	133,354	164,257	394,840	179,472	80,772	1,903,303	
		計	32,122	161,134	93,658	175,434	89,862	102,159	112,263	89,422	121,237	149,720	347,778	155,888	69,619	1,700,296	
	滿洲族	戶數	1,446	7,863	11,194	3,217	888	55	8,533	9,662	1,971	8,613	28	—	1,822	55,392	
		人口	5,147	22,308	30,177	7,552	8,345	238	24,119	30,875	5,448	23,049	42	—	5,824	163,124	
		計	3,845	20,644	28,646	7,343	8,913	233	21,896	27,328	5,096	20,585	46	—	5,556	150,131	
	蒙古族	戶數	2	—	2	12	—	—	—	—	—	27	12,061	18,146	2,767	33,017	
		人口	6	—	9	42	—	—	—	—	—	90	35,849	73,892	10,425	120,313	
		計	2	—	1	17	—	—	—	—	—	100	35,584	57,926	8,458	102,088	
	回族	戶數	8	—	10	59	—	—	—	—	—	190	71,433	131,818	18,883	222,401	
		人口	345	74	181	462	232	5	429	3	133	557	22	20	63	2,526	
		計	1,077	304	616	1,291	980	10	1,060	18	297	1,830	55	54	179	7,771	
	計	戶數	984	278	561	1,097	984	13	1,045	15	260	1,108	39	42	146	6,572	
		人口	2,061	582	1,177	2,388	1,964	23	2,105	33	557	2,938	94	96	325	14,343	
		計	17,220	67,289	48,244	68,379	31,360	34,470	49,722	40,452	45,175	64,872	134,196	71,402	27,793	700,574	
	內地人	戶數	51,881	195,671	131,652	208,781	103,926	111,078	151,530	130,263	139,099	189,226	430,786	253,418	97,200	2,194,511	
		人口	36,953	182,056	122,866	183,891	99,759	102,405	135,204	166,765	126,593	171,513	383,447	213,856	83,779	1,959,087	
		計	88,834	377,727	254,518	392,672	203,685	213,483	286,734	247,028	265,692	360,739	814,233	467,274	180,979	4,153,598	
	朝鮮人	戶數	1,922	29	88	165	24	36	137	54	180	67	223	393	58	3,376	
		人口	3,973	52	111	352	27	48	220	105	497	147	500	791	82	6,905	
		計	3,386	33	103	188	7	16	192	59	216	65	315	590	47	5,217	
	日本人	戶數	7,359	85	214	540	34	64	412	164	713	212	815	1,381	129	12,122	
		人口	136	23	67	50	7	169	47	5	23	23	33	32	52	707	
		計	324	47	146	100	9	415	83	15	50	40	83	68	141	1,521	
	中國人	戶數	335	35	99	77	7	342	81	7	52	28	70	71	107	1,311	
		人口	659	82	245	177	16	757	164	22	102	68	153	139	248	2,832	
		計	2,058	52	155	215	31	205	184	59	203	90	296	425	110	4,083	
	英國人	戶數	4,297	99	257	452	36	463	303	120	547	187	583	859	223	8,426	
		人口	3,721	68	202	265	14	358	273	66	268	93	385	661	154	6,528	
		計	8,018	167	459	717	50	821	576	186	815	280	968	1,520	377	14,954	
	外人	戶數	74	10	34	566	—	30	—	—	—	—	—	1	—	715	
		人口	376	162	222	1,430	—	82	—	—	—	—	—	1,832	—	4,104	
		計	14	12	35	1,030	—	57	—	—	—	—	—	—	—	1,148	
	英國人	戶數	390	174	257	2,460	—	139	—	—	—	—	—	1,832	—	5,252	
		人口	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		計	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	外人	戶數	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
		人口	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	
		計	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	
	外人	戶數	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		人口	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
		計	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	

日 本 人	朝鮮人	計	口	女計	3,386	33	103	188	7	16	192	59	216	65	315	590	47	5,217
			戶數	7,359	85	214	540	34	64	412	164	713	212	815	1,381	129	12,122	
外 國 人	英國人	計	口	男	136	23	67	50	7	169	47	5	23	23	33	32	52	707
			口	女	324	47	146	100	9	415	83	15	50	40	83	68	141	1,521
獨 乙 人	佛國人	計	口	男	335	35	99	77	7	342	81	7	52	28	70	71	107	1,311
			口	女	659	82	245	177	16	757	164	22	102	68	153	139	248	2,832
無 國 籍	荷蘭人	計	戶數	2,058	52	155	215	31	205	184	59	203	90	296	425	110	4,083	
			口	男	4,297	99	257	452	36	463	303	120	547	187	583	859	223	8,426
比 國 人	比國人	計	口	女	3,721	68	202	265	14	358	273	66	268	93	385	661	154	6,528
			口	計	8,018	167	459	717	50	821	576	186	815	280	968	1,520	377	14,954
合 計	合計	計	戶數	74	10	34	566	—	30	—	—	—	—	—	1	—	715	
			口	男	376	162	222	1,430	—	82	—	—	—	—	1,832	—	4,104	
獨 乙 人	佛國人	計	口	女	14	12	35	1,030	—	57	—	—	—	—	—	—	1,148	
			口	計	390	174	257	2,460	—	139	—	—	—	—	1,832	—	5,252	
無 國 籍	荷蘭人	計	戶數	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
			口	男	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
比 國 人	比國人	計	口	女	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
			口	計	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
合 計	合計	計	戶數	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
			口	男	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
獨 乙 人	佛國人	計	口	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			口	計	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
無 國 籍	荷蘭人	計	戶數	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
			口	男	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
比 國 人	比國人	計	口	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			口	計	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合 計	合計	計	戶數	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	8	
			口	男	16	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	19	
獨 乙 人	佛國人	計	口	女	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8	1	—	17	
			口	計	24	—	—	—	—	—	—	—	—	9	3	—	36	
無 國 籍	荷蘭人	計	戶數	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	11	—	—	13	
			口	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	—	—	25	
比 國 人	比國人	計	口	女	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	5	
			口	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	—	—	30	
合 計	合計	計	戶數	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	2	
			口	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4
獨 乙 人	佛國人	計	口	女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			口	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4
無 國 籍	荷蘭人	計	戶數	83	10	34	566	—	30	—	—	2	—	12	4	—	741	
			口	男	395	162	222	1,430	—	82	—	2	—	24	1,838	—	4,155	
比 國 人	比國人	計	口	女	25	12	35	1,030	—	57	—	—	—	13	1	—	1,173	
			口	計	420	174	257	2,460	—	139	—	2	—	37	1,839	—	5,328	
合 計	合計	計	戶數	19,361	67,351	48,433	69,160	31,391	34,705	49,906	40,511	45,380	64,962	134,504	71,831	27,903	705,398	
			口	男	56,573	195,932	132,131	210,663	103,962	111,623	151,833	130,383	139,648	189,413	431,393	256,115	97,423	2,207,092
獨 乙 人	佛國人	計	口	女	40,699	182,136	123,103	185,186	99,773	102,820	135,477	116,831	126,861	171,606	383,845	214,518	83,933	1,966,788
			口	計	97,272	378,068	255,234	395,849	203,735	214,443	287,310	247,214	266,509	361,019	815,238	470,633	181,356	4,173,880

第三節 氣象

春秋の期間短くして冬期最も長く氣溫晝夜の較差大にして時に二十五度(攝氏以下同じ)に達すること珍らしからず、而して年平均氣溫は大虎山附近に於て十一度にして南進するに従ひ漸高し即ち錦縣十一度五、綏中縣十二度に上る。氣象觀測上に表はれた本省の氣候は位置の關係上他省に比し惠まれた處多く國內第一と稱するも過言ではない。冬期嚴寒に於て零下二十度を越えること稀にして一月平均氣溫は錦縣を境とし以南は零下六度七乃至十度以北は稍降つて八度乃至十二度七月平均氣溫は二十六度内外なるも熱河省境は稍昇つて二十八度内外である。即ち省内氣溫は略平均せりと謂へるであらう。

一、氣溫觀測表

(康德二年度)

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
最高氣溫	(-) 一・二	四・八	九・九	一八・二	二四・八	二五・五	二八・〇	二八・八	二五・六	一八・八	五・七	五・〇	一五・三
最低氣溫	(-) 一四・六	一〇・〇	四・二	二・四	八・九	一五・〇	二〇・二	一九・一	一三・〇	六・四	四・六	一七・二	二・九
平均氣溫	(-) 六・七	〇・九	八・五	一四・五	二二・〇	二三・四	二五・三	二六・二	二三・三	一五・一	一・五	九・五	一・五

(備考) 本氣象觀測表は各種共錦縣に於ての觀測成績表とす

(一) 印ハ零下とす

風は秋冬の候北滿方面に蟠居する高氣壓の影響を受け北西又は北東多く空氣乾燥し晴天連續す晩春及夏季は高氣壓太平洋上に滯留する爲南々西又は南々東の風多く風速又冬期より初春にかけ強く夏期少きを見る。

二、風速及風向觀測表

種別	期別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
風向		NW	NW	NW	NW	NE	NE	SE	NE	SE	SE	NE	NW	NE
最大風速		一五〇	一三〇	一七二	一五二	一五七	一八四	六三	七六	九八	一二三	一四九	一三八	一八四

降雨量又高氣壓の影響に依り六、七、八月に多く濕度又高し、年平均降雨量は六百三十耗にして一ヶ年五百耗乃至七百耗にて日本内地の二千耗内外に比較すれば約三分の一に過ぎず又省内に於ける之が分布状況を見るに海岸線多く熱河省境の山岳地に行くに従ひ次第に減少するを知る。

三、降雨日數及降雨量と日照時數と蒸發量の觀測表

種別	期別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
降雨日數		二	〇	〇	一	四	一〇	一三	七	三	六	三	〇	四九
降雨量		〇・四	〇	〇	〇・九	九九	一四六・一	一七・二	七六・七	四九・〇	五・四	二・五	〇	五九・七
日照時間		二四九・三	二二二・一	二九三・一	三〇七・〇	三二九・六	二六九・三	二三四・六	三〇三・九	二六四・〇	二四二・六	一八三・七	二四四・一	三、四四・二
蒸發量		六七・二	九三・七	一五七・六	三〇〇・二	三三六・一	二〇六・四	二二六・七	一四四・八	一四六・五	二一八・六	六・六	四九・〇	一、八〇九・四

備考 本表中記載の都合上日照時間ハ點位以下は四捨五入せる爲總計表と差違あり

初霜は北部十月上旬中部南部は十月中旬にして終霜は五月初にて平均無霜期間は盤山錦州山海關を連ぬる海岸線は百八十日乃至百九十日中部地方は百七十日乃至百八十日熱河省境の山岳地帯は百六十日乃至百七十日間にして此の期間は他省に比し著しく長い。

四、天氣日數

種別	快晴	曇天	暴風	不照	降雨	雷	霜	霰	雹	霧	電雷
康德二年度	一六三	六三	三元	一五	四九	一〇	六〇	〇	二	一一	〇

第三章 行政

第一節 沿革

第一項 滿洲建國前沿革

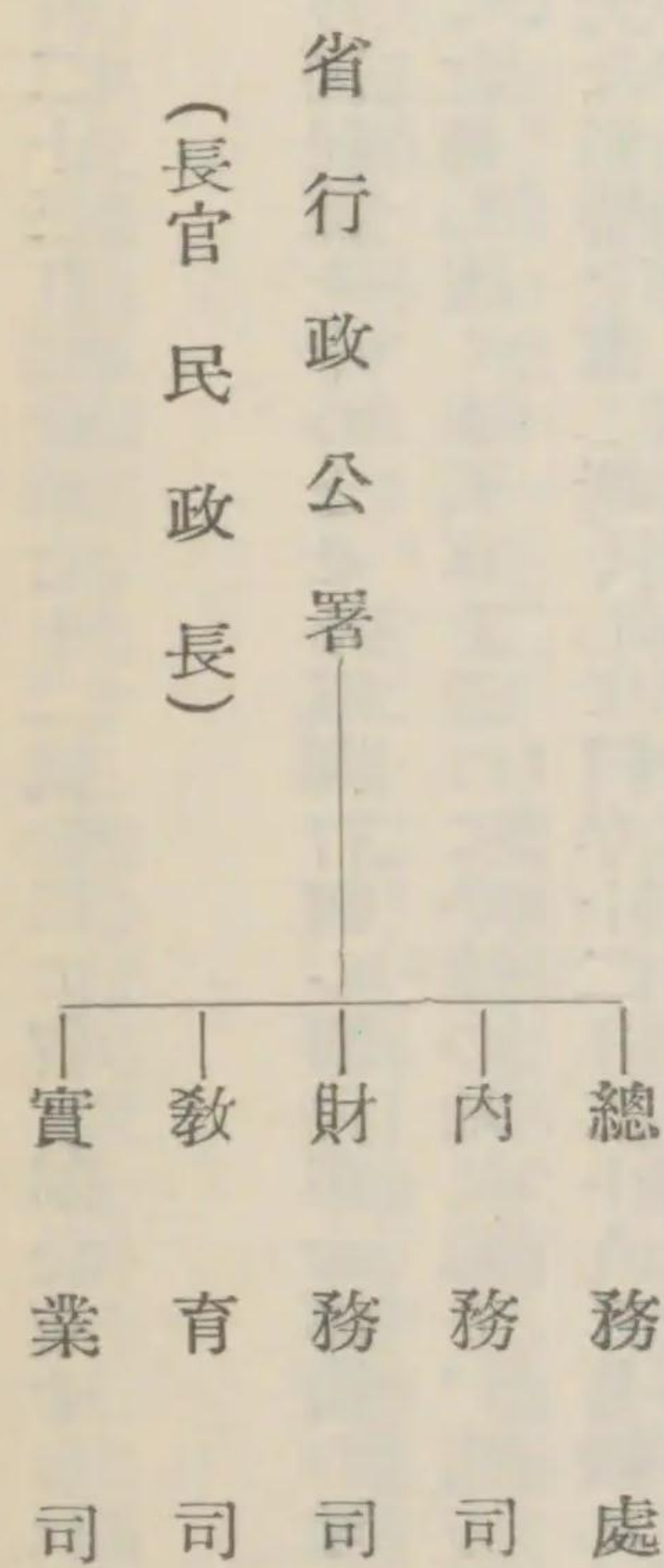
(一) 省制度沿革

滿洲に於ける省制度は清朝の末葉光緒三十三年（西曆一九〇七年）の大改革に依り一新機軸を出せるものと稱する事が出来る。即ち光緒三十一年日露兩國滿洲の野に輸贏を決せし爲め肥沃曠野は荒廢し土匪群盜の横行に依る治安の紊亂は、當時頽勢に瀕せる清朝政府を狼狽せしめ、茲に百度を更新して局面打開の方途を講ずべく光緒三十三年の大改革を齎したのである。此の革新は從來の軍政に替るに民政を以てせる意味に於て滿洲行政史上特筆に價するものである。即ち光緒三十二年に盛京省に於ける盛京五部及奉天府尹の兩機關廢止せられ翌三十三年春東三省督撫辦事要綱及職司官職章程定められ各省の將軍を廢し新たに東三省總督を置き東三省に於ける軍事及一般行政を總攬せしめ、而して各省に對しては一般行政の最高機關として行省公署を設置し之れが長として、巡撫を置く事とした。巡撫は即ち各省民政の長官にして軍民兩政の劃分茲に初めて明かにせられ省政務にして内容の比較的重要ならざるものは巡撫之れを專決し、其の性質緊要なるものに關しては總督に電請して之れが指揮を仰ぐ事とした。

而して各行省公署の組織に就ては奉天行省公署に承宣、諮議の二廳、交涉、旗務、民政、提學、度支、勸業、蒙務の七司及提法署督練處の十一機關を置き、吉林行政公署に交涉、民政、提學、提法、度支の五司及旗務處の六機關を置き、黑龍江行省公署に民政、提學、提法、度支の四司を設置し夫々所管事務を合掌せしむる事としたのである。即ち承宣廳は省の機要總匯に關する事項、府廳州縣官吏の考核に關する事項を掌らしめ、諮議廳は法令規則の審議に關する事項、省の制する事項を掌理せしめ、交涉司は外交、旗務司は旗人、民政司は民治巡警輯捕、提學司は教育、度支司は財賦、勸業司は弊考究に關農工商郵航路墾鑛等に關する事項を夫々分掌せしむる事としたのである。又提法署及督練處は行省公署の外署をなし巡撫に直屬し、提法署は裁判事務を管理し、督練處は新軍の訓練、兵學の振興及防軍の整頓に關する事項を掌らむ。而して各司の長を司使とし司使は巡撫の指揮を受け司務を總理せしめたのである。

降つて宣統三年十月武漢の地に帝政打倒の烽火揚り、所謂武漢革命の勃發と共に翌年二月愛親覺羅三百年の社稷は覆つて民國共和政府の樹立を見るに至つた。

斯くして民國共和政府成るや茲に萬機の諸制更新せられ民國元年三月總督巡撫の制度は廢せられ各省に都督を置き省内の文武兩政を統轄せしめたが翌二年一月十八日敕令第二號を以て劃一現行各省地方行政官廳組織令を發布し、都督をして専ら省内の軍政を總攬せしめ新たに各省行政公署を設置し之が長として民政長を置き省内の民政を掌理せしむる事となつた。是れ軍民分治の本来に還つたのである。奉天省に於ては同年十月十三日、吉林省に於ては同六月十三日、黑龍江省に於ては同七月十六日附を以て夫々民政長を任命し、左表の如き行政公署組織を以て民政事務を行はしむる事としたのである。



越えて民國三年五月二十三日教令第七十二號を以て省官制公布せられ行政公署を巡按使公署に、民政長を巡按使に夫々改稱する事とした。

更に民國十五年五月國民黨を中心とせる軍閥打倒の國民革命潮廣の地に起るや天馬空を驅るが如く忽ちにして長江以南を略し破竹の勢を以て北進し遠く奉天軍を追つて平津の地に迫り、他方同十七年六月四日張作霖の爆死は東北各省は勿論北支一帶の政局に重大な影響を齎し斯くして同年十二月二十九日易幟により爾來東北政權も全く南京國民政府の勢威下に服するに至つた。翌十八年二月國民政府より省政府組織法公布されたるを以て東北四省も之に則り從來の省制に大改組を加へ省政府を設立する事となつた。

該新制省政府は合議制に依つて組織せられ委員會は國民政府任命の五名乃至十三名の委員を以て構成せられ之が長として省政府主席を任ずる事とした。而して省政府に秘書處、民政廳、財政省、教育廳、建設廳及農鑛廳の一處五廳を設置し又處廳長には省政府委員中より之を任命した。

秘書處は一切の機密及政府委員會々議に關する事項、收發文件の撰擬保存に關する事項、省政府委員會會計に關する事項、統計及報告の編成に關する事項、省政府各廳處職員の進退記敘に關する事項を掌る。

民政廳は縣市行政官吏の任免及監督に關する事項、地方自治に關する事項、地方行政區制の確定及變更に關する事項、警政及公共衛生に關する事項、保衛團に關する事項、選舉に關する事項、賑災及其他社會救済に關する事項、禮俗宗教に關する事項、禁煙に關する事項、各種土地登記收用及其他土地行政に關する事項を掌る。

財政廳は省稅取省公債に關する事項、省政府の豫算決算に關する事項、省庫收支に關する事項、省公産に關する事項を掌る。

建設廳は公路鐵道の建設に關する事項、河川及其他水利工程に關する事項、新市新村建設に關する事項、各種土地の測

量及其他土地建設に關する事項を掌る。

農鑛廳は農業、漁業、牧畜、森林の一般保護監督に關する事項、農業漁業各團體の組織指導に關する事項、農村改良に關する事項、地主小作人間の爭議に關する事項、鑛業の一般的保護に關する事項、鑛務警察及鑛夫の待遇に關する事項を掌る。

(二) 滿洲事變直後

本省の地はもと舊熱河省に屬せる朝陽阜新兩縣を除き他の十縣は總て奉天省管下に屬せるものなるを以て事變後に於ける情勢に就ては奉天地方治安維持會の成立より奉天省政府の組織に至る經過を記述しなければならない。

民國二十年九月十八日滿洲事變勃發し、東北の政治經濟機構全く其の機能を失ふや遼寧省有志は金融機關の迅速なる復活と治安維持を圖るを目的とし九月二十四日奉天地方自治委員會を組織した。而して其の機宜に適したる活動によつて奉天金融市場は混沌を免れたのであるが其の後幾何もなくして民衆の間に舊政權と斷絶して自衛自治の政治を行ふべしとの議論を生じ民衆の熱意と希望とにより奉天地方自治委員會は一轉して地方維持委員會となつた。此に於て地方維持委員會は治安の維持、金融の安定より一步を進め獨立國家建設の工作に邁進する事となり、九月二十六日大綱及具體的對策を定め更に一方閥朝璽を中心とする遼寧四民臨時維持會を成立せしめ九月二十八日兩會合體して宣言を發し以て奉天省獨立政府樹立の決意を表明したのである。其の後奉天地方維持委員會は益々其の内容を整頓し遂に十一月七日布告を發し省政府の職權を代行するに至つた。次いで十一月二十日遼寧省を奉天省と改稱す。一方十一月十日于冲漢を中心とする自治指導部組織せられ自治促進の運動を興すあり、遂に十二月十五日地方維持委員會を解散して省政府を組織し臧式毅を省長に推戴した。

一方吉林に於ても當時東北邊防軍副司令たりし熙洽は民意を糾合して獨立を宣言するあり、又黑龍江省に於ても張景惠

獨立宣言の通電を發するあり、全滿各地に獨立の機運は澎湃として勃起されたのである。

斯くて滿蒙の各省獨立宣言を發して省政府を組織せるが聽て自治指導部を中心とする新國家建設の運動は着々進展し、民國二十一年二月十六日各省長官其他滿蒙民衆代表は新國家建設會議を奉天に開催し、同十七日東北行政委員會成立して十八日委員會の名に於て滿蒙新國家の獨立を中外に宣布せるが其後各省縣の建國促進運動熾烈を極め大同元年三月一日遂に滿洲國政府成立し三月九日執政就任式を行ふ。斯くて新國家の創設と共に從來の封建的制度を廢し、省政府は從來の軍政財政の權を失ひ純然たる地方行政官廳として存在する事となつた。即ち三月九日教令第十三號を以て省公署官制公布せられ之れに則り先づ奉天、吉林、黑龍江三省に於ては從來の省政府を廢止し省公署を新設する事となつた。

第二項 滿洲建國と省制改革

(一) 滿洲建國後暫行省制

大同元年三月一日滿洲國成立するや同月九日教令第十三號を以て省公署官制公布せられ、其の第一條に於て從來の省政府を廢して省公署を新設する旨規定せられ、之に従つて從來の省長官公署は省公署に改稱せられ、又第二條に於て省公省に省長を置く事となり、從來の長官は之を改めて省長となし、又舊來の各廳處を廢し第八條に於て省公署に總務、民政、警務、實業及教育の五廳を置く事と規定し夫々其の所管事務を分掌せしむる事とした。即ち

總務廳は機密に屬する事項、人事に關する事項、文書及統計に關する事項、官印の管守に關する事項、會計に關する事項を掌る。

民政廳は自治行政の監督に關する事項、土木に關する事項、賑災及救恤に關する事項、官有財産の管理に關する事項、土地に關する事項を掌る。

警務廳は警察に關する事項、衛生に關する事項、禁煙に關する事項、爭議に關する事項を掌る。

實業廳は農工商森林鑛山及水産に關する事項、官營事業管理に關する事項、農田及水産に關する事項、度量衡に關する事項を掌る。

教育廳は教育及學藝に關する事項、禮俗及宗教に關する事項を掌る。

而して舊省政府に於ける財政廳は廢せられて中央に移管せられ省の經費は一に中央より支給し以て地方官廳の専恣を防ぐ事となり、又舊來省長官の有せし軍政の權も中央に移され、舊來の建設廳は廢せられて民政廳の一科となし全省警務處は警務廳に改めらるゝ事となつた。

斯くの如く新省官制に則り奉、吉、黑三省は早く改組を斷行したるも熱河省に於ては前省長湯玉麟一派の舊軍閥舊態依然として省政を掌理し遂に滿洲國の統制に服せざるに至れるを以て日滿兩軍の討伐となり、之に續ぐ政治工作を経て大同二年五月三日漸く省公署を初め地方各機關又復活し新法令行はれ中央との連絡統制を開始するに至つた。(教令第三六號) 尙ほ大同元年三月九日省公署官制公布と同時に教令第十四號を以て暫く省公署に參事官を置くの件を公布し學識經驗ある士を擧げ(定員六名以内)以て省長の諮問に應じ重要政務に參劃せしめ、又同年三月十一日教令第十七號を以て省公署に秘書長を置く件を公布し省行政に練達の士を擧げて省長の諮問に應じ機要の事務に參劃せしむる事とした。

斯くの如くにして此間一部省界の改變されたものもあるも建國以來康德元年十一月末に至る二箇年有餘の間漸行的に該省制を踏襲し來れるものである。

(二) 省制の改革

建國直後に於ける前記暫行省制は建國蒼惶の際に制定せられたもので其の地域區劃も概ね建國前の省區劃を其儘姑息的に踏襲せるものである爲め省政運行上幾多の不便困難多く妥當を缺く處尠なからざるものがあつた。即ち各省共尤大なる

地域を擁して邊疆に及び交通不備にして治安紊れ到底省政の圓滑なる運行は期する能はず、政令普く行はるべくもない状態にあり、斯くては中間行政機關として其の機能を充分に發揮する事はもとより不可能であつた。

されば地方行政の全面的改革は建國當初逸早く當局の意圖する處であつたが當時建國創草の際に當り庶政の改廢刷新を要するもの多く、加ふるに之等地方行政制度の改革は其の影響する處尠ならず、慎重なる研究と適切なる時機を必要とするのを暫し之を遷延し來つたのである。斯くて建國以來逐次萬般の施政整へると共に地方行政制度確立の機運も漸く熟するに至り、大同三年一月民政部内に臨時地方制度調査會を設置せらるゝに及び臧民政部總長之が會長となり同會成立するや鄭國務總理は臧會長に對し左の諮問を發したのである。

「現行行政區劃中省の區劃を廢止し新たに全國を分ちて地方行政上最も妥當なる若干の行政區劃に區分するを必要と認む。

其の行政區劃及び之に伴ふ地方行政制度並びに其の實施時期、實施上必要なる措置に關し會の意見を諮ふ。」

右諮問に對し同會は鋭意研究調査を重ねて答申し鄭國務總理は此の答申に基き民政部總長に之が實施を示達したのである斯くの如くにして康徳元年十月十一日勅令第二百二十四號を以て地方行政制度改革公布せられ同年十二月一日より之を實施する事となつたのである。

今該改革の要領に就て述ぶるに、區劃の改正に就ては

- (一) 各省の行政區劃は現在及將來に於ける交通通信施設を參酌し各行政區劃相互に均衡を得る事
- (二) 自然の地理及歴史の沿革に適する事
- (三) 交通、經濟其他の關係に於て最も適當なる行政の中心都市を存有するを得る事
- (四) 中間行政機關としての充分なる機能を發揮し得べき組織形態を具有せしむる爲めには相當の地域を管轄せしむる

必要のある事

- (五) 治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便なるを得る事
 - (六) 所管區域内の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜なる事
- 等を趣旨とし、民政部管下新行政區劃を奉天、吉林、濱江、龍江、錦州、安東、熱河、三江、間島、黑河の十省に分ち又省制の組織及權限に就ては

- (一) 新省公署の組織に就ては急激なる變更を生ずるを避け且つ各地方の情勢に適切なる機構を有せしむる事
 - (二) 中央及地方相互の連絡を計り上意下達、下意上達の途を講じ殊に地方事情の把握を期する機能を持つ事
 - (三) 省公署内各廳間の統制を計るに便宜なる事
 - (四) 中央政府に對する隸屬關係を改め事務の連絡統制に資する事
 - (五) 建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み、中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別する事
 - (六) 省長の權限を明確にし、中間機關として充分なる機能を發揮せしむる事
- 等を眼目としたのである。

以上の如く省政機構は舊制の弊に鑑み特に各廳間管掌事項の確定、各廳間の連絡を計り省長の下に一絲亂れざる統制を期し縱横共に聯繫を保つて省政の更新を期する事としたのである。

而して新省公署に總務、民政、警務、實業、教育の五廳を置くも地方の情勢を考慮し徒らに形式に墮せしめず、省の事情及事務の簡繁によつては特定省公署に實業及教育の二廳又は其の一を置かざる事を得る事とした。

省長の權限に就ては「省長は民政部大臣の指揮監督を承け各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を承け法律命令を執

行し省内の縣長市長及警察廳長を指揮監督し省内の行政事務を管理する外人事に關する權、省令發布に關する權、出兵請求權を有するものである。之等は外見上舊制と大差なきが如くであるが内實は必ずしも然らず、即ち中央に於て所管する權限例へば薦任官以上の人事任免權の如きは中央が掌握し中央行政機關として充分なる機能發揮せしむるに必要な權限例へば縣豫算の査定認可權及び所部委任官以下の進退賞罰の如きは省長專決事項とし、縣の手數料、使用料の新設變更縣豫算各項の流用及豫備費支出、縣の一時借入金の如きは省長の認可を受くべき事項とし其の權限の委任範圍を明瞭に定め又國內治安に就ても萬全を期し得る様其の權限を省長に與ふる事としたのである。

又各廳に於ける所管事項は従前と殆んど大差なきも嘗て實業廳の所管に屬せる鑛山に關する事項は凡て鑛山監督署に移管せられ國有林に關する事項は森林事務所(後に林務署)の設置により該所に移管せらるゝ事となり、實業廳所管の森林に關する事項は公有林、私有林並に其植林等の事に止むる事項とした。

第二節 省行政機構

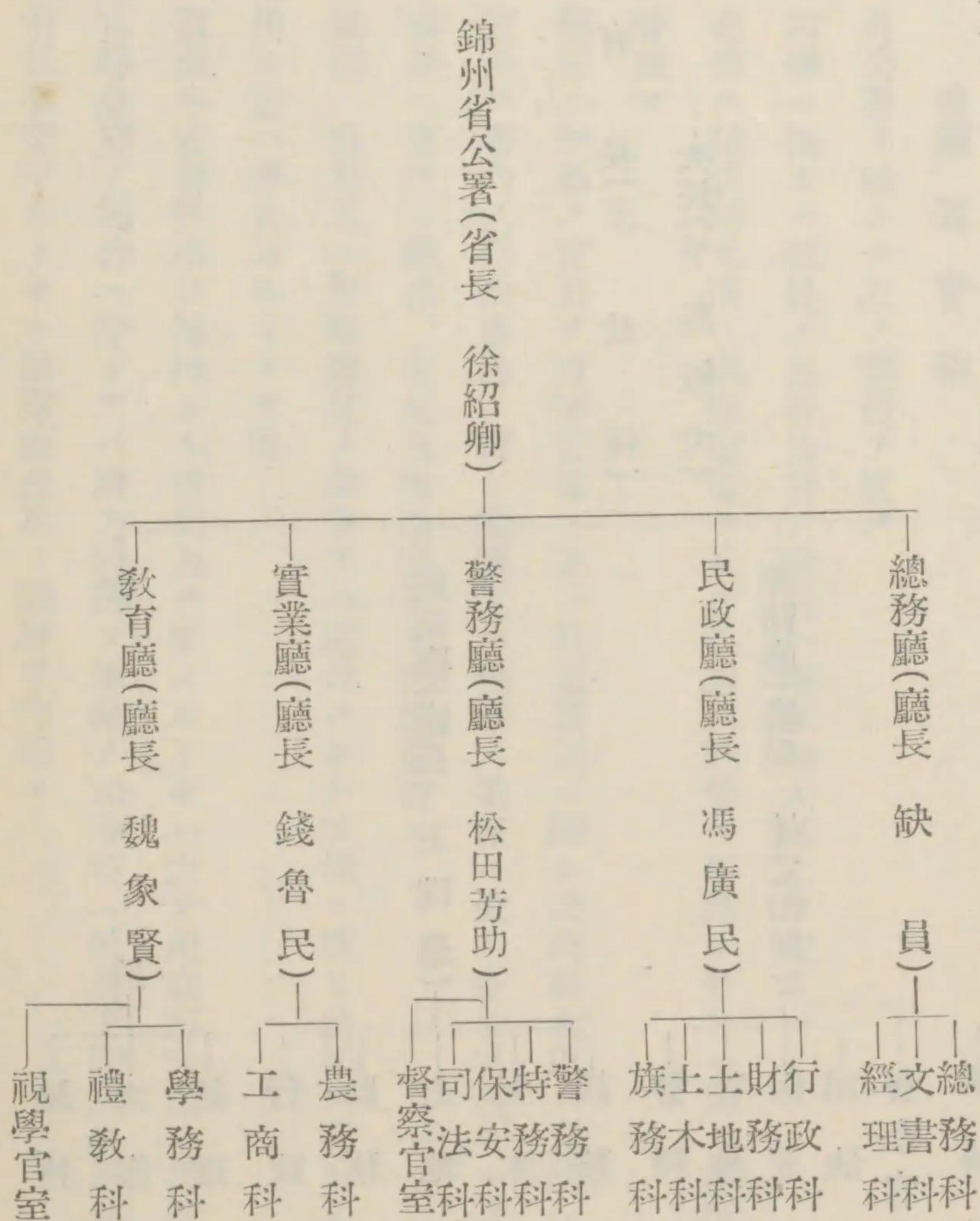
第一項 省公署組織

前項所述の如き趣旨を以て康德元年十二月一日地方行政制度改革せらるゝや本省は舊奉天省より錦、北鎮、黑山、臺安、盤山、綏中、興城、錦西、義、彰武十縣を舊熱河省より朝陽、阜新兩縣を割かれ全省十二縣を以て新省を分離設立する事となつたものである。尙ほ過般錦熱縣旗の廢置分合により本省内に於ては右既存十二縣の外に吐默特右左翼兩旗新設せられ朝陽阜新的二縣を夫々その旗の區域とし三月一日より旗制實施せらる。

斯くて本省開設、省公署開廳と共に初代省長として舊奉天省公署實業廳長たりし徐紹卿氏を拔擢任命し其の下に總務、民

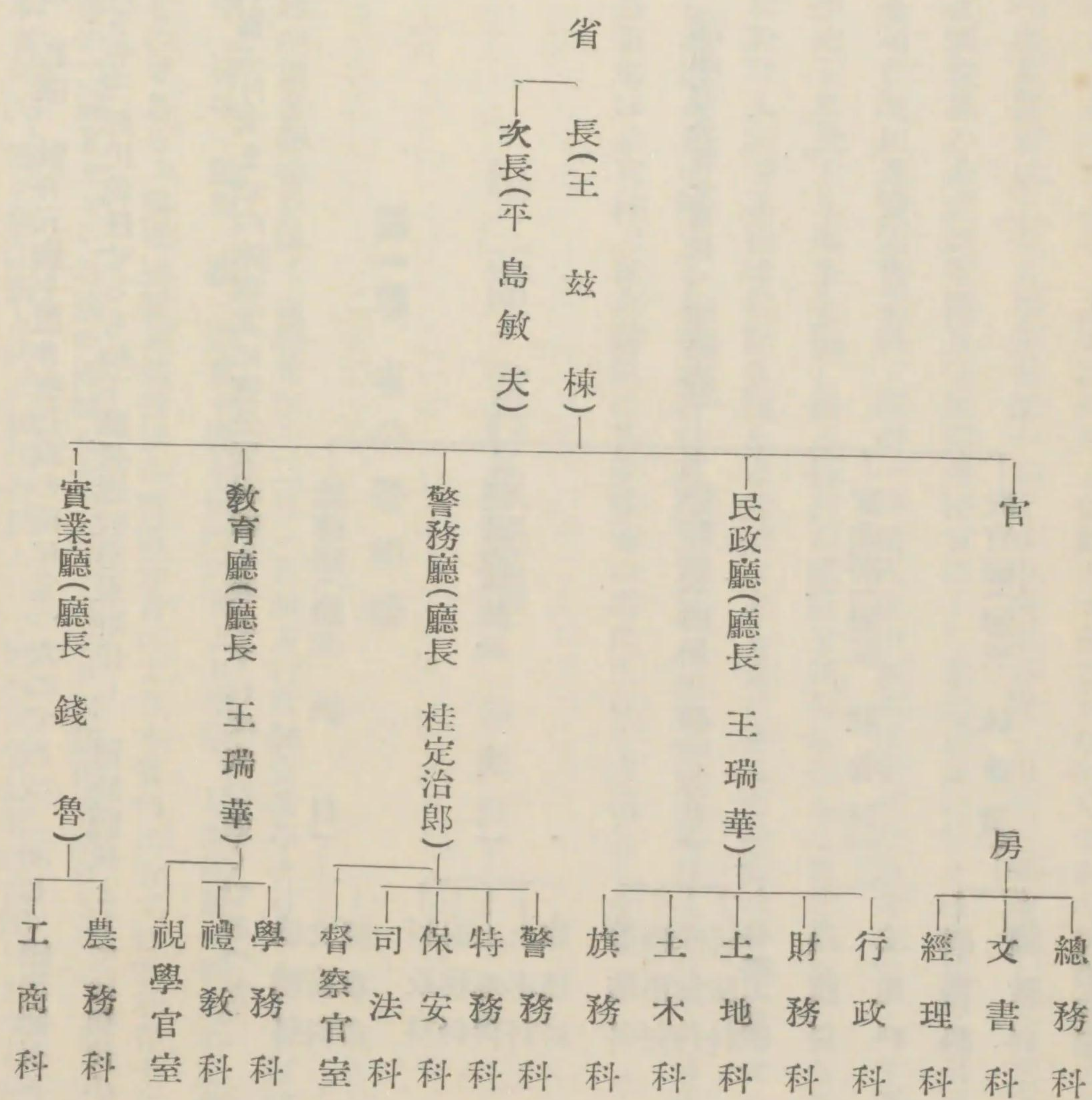
政、警務、實業、教育五廳を置き省行政の衝に當つたのである。而して總務廳長としては初め皆川豐治氏を任命せられ、次いで松下芳三郎氏就任せるも松下廳長過般勇退辭任し、警務廳長としては初代小林義信氏の後を襲ひ松田芳助氏の任命を見た。

即ち本省六月末までの陣容並に省公署組織を表示すれば次の如くであつた。



然るに七月一日政府行政機構の改革あり、之れに伴ひ省行政機構も改變せらるゝ事となり、本省公署に於ても左の如き

新機構と陣容の下に省政を掌る事となつたのである。



第二項 省公署官制

省公署官制に就てはもと康徳元年十月十一日勅令第二百二十四號を以て公布せられ、同年十二月一日より之れを施行してゐたのであるが本年七月一日行政機構改革に伴ひ勅令第七十七號を以て官制の改變あり新官制を施行する事となつた。

●舊省官制

- 第一條 省公署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク
- 第二條 前條ニ掲クル職員ノ各省公署ノ定員ハ民政部大臣之ヲ定ム
- 第三條 省長ハ民政部大臣 指揮監督ヲ承ケ各大臣所管ノ事務ニ付テハ其ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ省内ノ行政事務ヲ管理ス

- 第四條 省長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退賞罰ニ關シ民政部大臣ニ具狀シ委任官以下ニ付テハ之ヲ專行ス
- 第五條 省長ハ省内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得
- 第六條 省長ハ省内ノ縣長、市長及警察廳長ヲ指揮監督ス
- 省長ハ縣長、市長又ハ警察廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

- 第七條 省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ民政部大臣ニ具狀スヘシ
- 但シ非常時急變ノ場合ニ際シテハ地方駐劄ノ軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ請求スルコトヲ得
- 第八條 省長事故アルトキハ總務廳長其ノ職務ヲ代理ス
- 第九條 省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

第十條 廳長ハ省長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ掌理ス

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察廳長、警務局長及警正以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十一條 理事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正及技佐ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

秘書官ハ省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

察督官ハ上官ノ命ヲ承ケ省内警察事務ノ實況ヲ督察ス

警正ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌リ警察事務ノ執行ニ關シ警務廳長ノ命ヲ承ケ警佐以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ實況ヲ視察シ臨時命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

警佐ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ從事ス

第十二條 省公署ニ左ノ五廳ヲ置ク

- 總務廳
- 民政廳
- 警務廳
- 實業廳
- 教育廳

第十三條 民政部大臣ノ指定スル省公署ニハ實業廳及教育廳又ハ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ第十七條又ハ第十八條ニ掲クル事項ハ民政廳ニ於テ之ヲ管掌ス

第十四條 總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 人事ニ關スル事項
- 三 官印ノ管守及文書ニ關スル事項
- 四 會計及庶務ニ關スル事項
- 五 統計及調査ニ關スル事項
- 六 他廳ノ所管ニ屬セサル事項

第十五條 民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 地方行政ノ監督ニ關スル事項
- 二 賑災及救恤ニ關スル事項
- 三 土木ニ關スル事項
- 四 土地ニ關スル事項

第十六條 警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 行政警察ニ關スル事項
- 二 司法警察ニ關スル事項
- 三 衛生ニ關スル事項

第十七條 實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 農林、畜産及水産ニ關スル事項

二 工商ニ關スル事項

第十八條 教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 教育及學藝ニ關スル事項

二 禮俗及宗教ニ關スル事項

三、史跡、名勝、天然紀念物ニ關スル事項

第十九條 省ノ名稱、區域及省公署ノ位置ハ別表ニ依ル（註―別表削除）

第二十條 省長ハ民政部大臣ノ認可ヲ承ケ各縣ノ分科及處務規程ヲ定ム

附 則

本令ハ康德元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大同元年教令第十三號省公署官制、大同元年教令第十四號暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件、大同二年教令第十七號省公署ニ秘書長ヲ置クノ件ハ之ヲ廢止ス

●新制省官制

康德四年六月二十七日勅令第百七十七號を以て省公署官制中左の通改正同年七月一日より施行せられることとなつた。

一、本令ニ於テ「省公署」トアルハ之ヲ「省」ニ改ム但シ第十九條中「省公署」トアルハ此ノ限ニ在ラズ

二、第一條ヲ左ノ通改ム

第一條 省ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

省長 十二人 簡任（内三人ヲ特任ト爲スコトヲ得）

次長 十二人 簡任（内一人ヲ薦任トス）

廳長 四十二人 簡任若クハ薦任（但シ簡任ハ二十八人ヲ超ユルコトヲ得ズ）

參事官 十五人 薦任（内三人ヲ簡任ト爲スコトヲ得）

理事官 百十一人 薦任

技正 二十一入 同

秘書官 十二人 同

督察官 同

事務官 百二十人 同

警正 薦任

視學官 十七人 同

技佐 四十九人 同

屬官 千六十一人 委任

技士 百六十人 同

警佐 同

督察官、警正及警佐ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

三、第二條ヲ左ノ通改ム

第二條前條ニ掲ケル職員ノ各省ノ定員ハ國務總理大臣之ヲ定ム

四、第三條、第四條、第七條及第十三條中「民政部大臣」ハ之ヲ「國務總理大臣」ニ改ム

五、第八條ヲ左ノ通改ム

第八條省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、複長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

六、第九條ヲ左ノ通改ム

第九條 次長ハ省長改ヲ佐ケ官房及各廳ノ事務ヲ監督シ省長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

七、第十一條第一項ノ前ニ左ノ一項ヲ加フ

參事官ハ重要事務ニ參畫シ及特ニ命ゼラレタル事項ヲ掌ル

八、第十二條ヲ左ノ通改ム

第十二條 省ニ官房及左ノ五廳ヲ置ク

民政廳

警務廳

實業廳

教育廳

土木廳

九、第十四條ヲ左ノ通改ム

第十四條 官房ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一、機密ニ屬スル事項

二、重要事務ノ連絡調整ニ關スル事項

三、總動員計畫ニ關スル事項

四、官吏ノ進退賞罰及身分ニ關スル事項

五、官印ノ管守ニ關スル事項

六、文書ニ關スル事項

七、宣傳及情報ニ關スル事項

八、統計及調査ニ關スル事項

九、會計及用度ニ關スル事項

十、廳ノ所管ニ屬セザル庶務ニ關スル事項

國務總理大臣ノ指定スル省ニ於テハ第十五條第一號ニ掲グル事務ヲ官房ニ管掌セシムルコトヲ得

十、第十七條第二號ヲ左ノ通改ム

二 鑛、工及商ニ關スル事項

十一、第十八號ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十八條ノ三 國務總理大臣ノ指定スル省ニ於テハ官房警務廳ノ外民生廳ヲ置ク

民生廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一、教育及學藝ニ關スル事項

二、禮俗及宗教ニ關スル事項

三、賑災及救恤ニ關スル事項

四、農林畜產水產ニ關スル事項

五、鑛、工及商ニ關スル事項

- 六、移植民地及移植民地ニ關スル事項
- 七、土地ニ關スル事項
- 八、土木ニ關スル事項
- 九、都區計畫ニ關スル事項
- 十二、第二十條ヲ左ノ通改ム
- 第二十條 官房及各廳ノ分科規定ハ國務總理大臣ノ認可ヲ經テ省長之ヲ定ム
- 十三、省ノ名稱、區域及省公署位置表ヲ左ノ通改ム(註ノ別表省略)

第三項 省公署分科規定

本省公署分科規程は本省開設と同時に之れを作成し民政部に對し認可申請をなし其の認可を経て施行してきたのであるが本年七月一日機構改革に伴ひ從來の總務廳所管の事項を官房に移したる外他は從來通りの規程を以て實施してゐる。

●省公署分科規程

第一章 官 房

第一條 官房ニ左ノ三科ヲ置ク

總 務 科

文 書 科

經 理 科

第二條 總務科ノ職掌左ノ如シ

- 一、機密ニ關スル事項
- 二、涉外及特ニ命セラレタル事項
- 三、人事ニ關スル事項
- 四、調査、統計及資料ニ關スル事項
- 五、情報及宣傳ニ關スル事項
- 六、視察並連絡ニ關スル事項
- 七 會議ニ關スル事項
- 八 他廳科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 文書科ノ職掌左ノ如シ

- 一、省公署印典守ニ關スル事項
- 二、法令案及一般文書ノ審査、進達ニ關スル事項
- 三、文書ノ收發及保管ニ關スル事項
- 四、省公報及公示ニ關スル事項
- 五、規程類纂ニ關スル事項
- 六、圖書ニ關スル事項(新聞ヲ含ム)
- 七、當宿直ニ關スル事項

第四條 經理科ノ職掌左ノ如シ

- 一、豫算及決算ニ關スル事項

- 二、收支ニ關スル事項
- 三、國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 四、用度及營繕ニ關スル事項
- 五、傭人ニ關スル事項
- 六、工事請負契約ニ關スル事項
- 七、廳舎ノ管理ニ關スル事項

第二章 民政廳

第五條 民政廳ニ左ノ五科ヲ置ク

行政科

財務科

土地科

土木科

旗務科

第六條 行政科ノ職掌左ノ如シ

- 一、地方行政ノ指導監督ニ關スル事項
- 二、行政區劃ニ關スル事項
- 三、社會事業ニ關スル事項
- 四、土地收用ニ關スル事項

五、他科ノ主管ニ屬セサル事項

第七條 財務科ノ職掌左ノ如シ

- 一、地方公共團體ノ豫算及決算ノ監督ニ關スル事項
- 二、地方稅ニ關スル事項
- 三、使用料及手續料ニ關スル事項
- 四、地方債ニ關スル事項
- 五、其ノ他地方財務ニ關スル事項

第八條 土地科ノ職掌左ノ如シ

- 一、地籍ノ調査及整理ニ關スル事項
- 二、地冊ノ保管及整理ニ關スル事項
- 三、地照ノ發給ニ關スル事項
- 四、土地商租ニ關スル事項

第九條 土木科ノ職掌左ノ如シ

- 一、地方公共團體ノ土木建築工事ノ監督及補助ニ關スル事項
- 二、直轄ノ土木工事ニ關スル事項
- 三、道路、河川、運河、港灣及砂防ニ關スル事項
- 四、鐵道、軌道及索道ニ關スル事項
- 五、水面及水利ニ關スル事項



六、都邑計劃ニ關スル事項
六、上下水道ニ關スル事項

第十條 旗務科ノ職掌左ノ如シ

一、蒙古旗務ニ關スル事項

第三章 警務廳

第十一條 警務廳ニ左ノ四科及督察官室ヲ置ク

警務科

特務科

保安科

司法科

第十二條 警務科ノ職掌左ノ如シ

一、警衛及警備ニ關スル事項

二、警察企劃ニ關スル事項

三、警察職員ノ教養ニ關スル事項

四、警察統計ニ關スル事項

五、他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十三條 特務科ノ職掌左ノ如シ

一、集會、結社及多衆運動ノ取締ニ關スル事項

二、政治、經濟、教育及宗教ニ關スル警察事項

三、思想、勞働及社會運動ノ取締ニ關スル事項

四、出版及著作權ニ關スル事項

五、新聞紙、雜誌、其ノ他ノ出版物及「フィルム」檢閲ニ關スル事項

六、外國人ノ保護及取締ニ關スル事項

七、外國人ノ入國及移民取締ニ關スル事項

八、國外諜報ニ關スル事項

第十四條 保安科ノ職掌左ノ如シ

一、安寧警察ニ關スル事項

二、風俗警察ニ關スル事項

三、營業警察ニ關スル事項

四、交通警察ニ關スル事項

五、水火消防ニ關スル事項

六、其他保安警察ニ關スル事項

七、醫務ニ關スル事項

八、保健及防疫ニ關スル事項

九、畜疫ニ關スル事項

一〇、其他衛生警察ニ關スル事項

第十五條 司法科ノ職掌左ノ如シ

- 一、犯罪捜査及檢舉ニ關スル事項
 - 二、犯罪豫防ニ關スル事項
 - 三、鑑識及指紋ニ關スル事項
 - 四、遺失物、漂流物、埋藏物ニ關スル事項
 - 五、犯罪即決ニ關スル事項
 - 六、匪賊ニ關スル事項
 - 七、保甲制度ニ關スル事項
 - 八、戸口ニ關スル事項
 - 九、其他司法警察ニ關スル事項
- 第十六條 督察官室ノ職掌左ノ如シ
- 一、警察事務ノ督察ニ關スル事項
 - 二、其他特ニ命セラレタル事項

第四章 實業廳

第十七條 實業廳ニ左ノ二科ヲ置ク

農務科

工商科

第十八條 農務科ノ職掌左ノ如シ

- 一、農事ニ關スル事項
 - 二、畜産ニ關スル事項
 - 三、林産ニ關スル事項
 - 四、水産ニ關スル事項
 - 五、開墾及植民ニ關スル事項
 - 六、産業團體ニ關スル事項
 - 七、他科ノ主管ニ屬セサル事項
- 第十九條 工商科ノ職掌左ノ如シ

- 一、工商業ニ關スル事項
- 二、工商團體ニ關スル事項
- 三、電氣及瓦斯事業ニ關スル事項
- 四、公司ニ關スル事項
- 五、度量衡ニ關スル事項

第五章 教育廳

第二十條 教育廳ニ左ノ二科及視學官室ヲ置ク

學務科

禮教科

第二十一條 學務科ノ職掌左ノ如シ

- 一、學校教育ニ關スル事項
 - 二、學校衛生及體育ニ關スル事項
 - 三、學藝ニ關スル事項
 - 四、留學生及育英事業ニ關スル事項
 - 五、他科ノ主管ニ屬セサル事項
- 第二十二條 禮教科ノ職掌左ノ如シ
- 一、社會教育ニ關スル事項
 - 二、禮俗及宗教ニ關スル事項
 - 三、廟宇、廟產、古蹟物古物、名勝及天然記念物ニ關スル事項
- 第二十三條 視學官室ノ職掌左ノ如シ
- 一、學事ノ視察ニ關スル事項
 - 二、教育ノ指導督勵ニ關スル事項
 - 三、視學ノ連絡統制ニ關スル事項

第四項 省公署職員

本省公署に於ては七月一日省公署機構改革前に於ては徐紹卿省長の下に總務廳長松下芳三郎、民政廳長馮廣民、警務廳長松田芳助、教育廳長魏象賢、實業廳長錢魯民氏を任じ省政を掌理してゐたのであるが前記機構の改變により首腦部人事の大異動あり徐省長新京特別市長轉出の後を承けて安東省長たりし王茲棟氏本省省長に就任、協和會中央本部にありて活

躍せし平島敏夫氏を次長に任じ、民政廳長に王瑞華氏、警務廳長に桂定治郎氏、教育廳長王瑞華氏(兼任)に任じ實業廳長は留任し七月一日より新たなる陳容の下に省政の運行に膺る事となつたのである。

省公署現任官吏一覽表

[illegible]

(備考)

本表は全體として四月末現在によるも便宜七月一日省公署機構改革による省次長を加へ總務廳長を抹消せり

四一ノ次

[illegible]

[illegible]

省公署雇傭員一覽表

(康德四年四月末現在)

現在員合計	實業廳			農務廳			工商科		
	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第三節 管下地方行政

第一項 縣行政

(一) 滿洲建國前縣制沿革

舊來滿洲の地方行政制度は極めて複雑不統一にして之れが運用上幾多の困難と支障を生じ爲めに直接人民の受けたる犠牲の甚大なるは實に制度の缺陷による所少しとしないのである。

今其の沿革を見るに清朝末期に於ては區域の廣狹、事務の簡繁其他種々の事情により省内に道、府、州、縣及廳を設置し、是等の内、州、縣、廳は最下級行政區劃上の單位をなし略々同位置に置かれ就中其の地域は州最も大にして縣之に次ぎ廳最も小なるを常としてゐた。而して其の統制機關も各省により著しく異り、例へば宣統年間奉天省に於ては州、縣は府に隸屬し州縣の長官たる知州及知縣は府の長官たる府尹の指揮監督を受けたるが他方吉、黑兩省に於ては府廳州縣は均しく道に隸屬せしが如く以て當時に於ける其の一斑を窺知し得るであらう。

斯くの如く同質異名の分子雜然として劃一せらるゝ事なく形式上幾多の紛擾を生じたるのみならず實質上の成績亦甚だ揚らざりしを以て民國政府成るや民國二年一月十八日教令第二號を以て劃一規行各縣地方官廳組織令を公布し以て從來の府縣廳を廢し一律に縣となしたのである、翌三年五月二十四日教令第七十二號を以て縣官制同八月九日教令第百十三號を

以て縣佐官制夫々公布せられ茲に初めて縣制度の確立を見るに至り、更に民國十八年民國政府成立するに及び行政制度の改革を行つたのである。

此等縣機關の特色として述ぶべき點は縣政府は單なる縣長個人の役所に過ぎざるものにして一般行政事務を管掌し該經費は國庫に於て負擔してゐた。而して縣政府の外局として財務、建設、實業、教育及保安等の局があり、名目上縣長の指揮監督を受けて局務を掌る事となつてゐるが其實各局夫々獨立して各事務を分掌し是等機關の經費は財務局に於て徵收せる地方税を以て充當してゐたのである。縣長は前述の如く之が上級長官として監督權を有するけれども各局長は獨立機關たるの故に縣長と對立して其の統制に従はず各自恣に其の所管事務を行はしめ此の弊習を馴致して舊來人民の怨府となつてゐたのである。

然るに民國二十年九月滿洲事變の勃發を契機として事態急變し、其の直後自治指導部を設置し縣政の根本的改革により滿蒙の天地に自治による王道樂土の建設を目的とする縣自治執行委員會を置き、縣自治指導委員會をして之れを指揮監督せしめたのである。

(二) 滿洲建國後の縣制

凡そ地方行政の基礎確立上縣政の整備刷新は緊要不可缺の問題として滿洲國建國後特に銳意努力を拂はれたところである。

建國後に於ける縣制は大同元年七月五日教令第五四號を以て縣官制、教令第五五號を以つて自治縣制公布せられたるも種々の事情に依りて遂ひに全面的實施の運びに至らず其後民政部に於て新縣制、縣官制は街制及村制と共に銳意研究審議中であるが事實滿洲事變直後に於ける縣制は自治指導部に發すると稱し得るのである。即ち、滿洲事變直後動搖混亂の渦中に於て當時滿洲に於ける政治的にも又人的にも中心たる奉天に於て有志相諮り、奉天地方自治委員會組織され治安及金

融の維持に當ると共に崩壊せる省政府の職權を代行し省政府再組織の基礎となつたのである。中央に於ける此種運動の進展に伴ひ地方に於ても自衛自治を目的とする地方維持會、自治委員會續々として設立せらるゝことゝなつたのである。斯の如くして各縣の維持會が漸次其の自治機能發揮し縣の行政を行ふに至れる爲め此等自治機關を細胞として有機的結合を十分ならしめ以つて地方の動搖混亂を拾收するの必要を痛感し中央機關を設置するの議起る。茲に十一月十日于沖漢を主腦とする自治指導部を奉天に組織するに至つた。自治指導部の精神こそは滿洲國建國精神の母體とも云ふべき滿蒙の天地に極樂土を建設し以て興亞の經綸を行ひ世界正義の確立を目指もので當時混亂鼎沸の湧くが如き各縣に自治指導員を派し治安、財政、教育、産業等一般行政の再建に當らしめ、各縣に縣自治執行委員會を置き、縣自治指導委員會をして之が指導監督せしむることとしたのである。縣自治執行委員會は自治組織章程により設置せられたもので、縣内の達識名望ある者に就縣自治指導委員會の推薦した委員を以て組織し、委員の互選により委員長を縣長に代る執行機關とし、行政諸般の事務を掌理することゝしたのである。

滿洲國成立後自治指導委員會、自治執行委員會は解組せられ從來の自治指導委員は縣參事官或は之を輔佐し代理する屬官として任命せられたのみであつたが、大同二年八月民政部は訓令第三三號を以て各縣臨時改組辦法に依り縣公署の改組を命じ茲に縣は統一ある組織を有するに至つた。

而して前記教會に依る縣官制及縣の趣旨は(一)自治縣の確立(二)縣行政の改革(三)請負制度の廢止(四)縣財政紊亂の肅清(五)參事官制度の採用にあり、同法に依れば(一)縣は法人としての國の監督を受け、法令の範圍に於て公事兵務及法令に依り縣に屬する事務を處理し(二)縣に縣長參事官以下各職員を置き(三)縣長は縣を代表し省長の指揮監督を受けて縣の行政を統括し參事官は縣長を輔佐して縣政の機務に參畫するものとし(四)縣公署に總務科、內務局、警務局、實業局の一科三局を置き各々其の所管事項を掌らしむることゝしたのである。

然るに該縣官制及縣制は其の後各省より意見の具申し來るものあり民政部も各種情勢に鑑み改正の要あるを認め立案審議することゝしたが何分本問題は地方制度改正の重大案件たり之が審査修正にも尙相當時日を要し他方建國後一年有半を閱したるも各縣の組織は依然舊慣に依り各省も亦前例を踏襲するの已むなき情勢にあつた爲め、新制實施前に於て速に臨時之が規準を明にする必要あり不取敢大同二年八月公布せられたるものが前記各縣臨時改組辦法であり當分縣政は之に依らしむることゝしたのである。

斯くて從來の縣公署の各局分立或は外局觀の弊害も一元的に縣公署に統制包括せられ事務の運行は合理化せられて冗員の淘汰廳舍の統合を計り他面豫算制度會計制度の嚴正確立により舊弊の根據たる請負制度撤廢と財務の公正は略ぼ所期の目的を達し縣政は面目を一新することゝなつたのである、近く立案審議中の縣官制、縣制の發布施行に至らば地方行政上一段の飛躍は期して待つべきものあるべし。

今該各縣臨時改組辦法による本省各縣に付等級的分類並に縣公署組織を表示すれば次の如し。

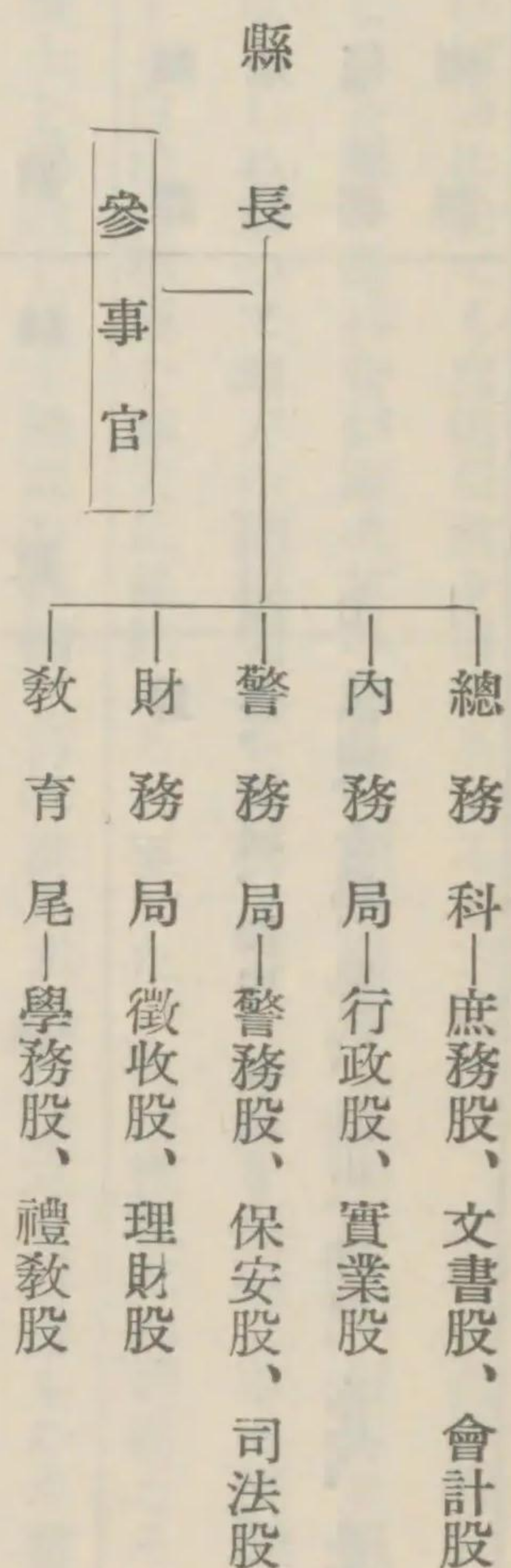
●錦州省等級類別

類別	縣數	縣名
甲類縣	一	錦
乙類縣	四	義、興城、綏中、朝陽
丙類縣	七	黑山、北鎮、彰武、盤山、錦西、臺安、阜新
丁類縣	一	

康徳元年十二月一日實施せられたる地方行政制度の改革により熱河省より朝陽阜新兩縣が編入せらる

◎縣公署組織

四八



右組織に對し康德二年十二月警務局に特務股が加設せられた、以上は各縣改組辦法による等級類別並に縣組織の現状であり之を運營し今日各縣共面目一新するに至れる現況に對し特に附言を要するは各縣公署に日系官吏たる參事官を設置せる事である。

凡そ參事官制度の法制上に規定されたのは大同元年七月五日教令第五十四號「縣官制」並に同日教令第五十五號「自治縣制」であるが實體としては自治指導より派遣された自治指導員の後身である。尤も該指導員は舊奉天省にのみ派遣せられたので、舊吉黑兩省には配置せられなかつたのであるが後濱江縣初め附近縣に救済員として派遣されし者が參事官或は屬官として任命せられ又吉林方面政治工作に當り東北各縣の清鄉工作に携はる者等其都度必要なる縣より參事官屬官又は警務指導官として縣政に參劃する事となつたのである。參事官の權限に就ては縣官制第八條及自治縣制第十三條に於て「參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參劃し及其の命を受けて事務を掌る」と規定されてゐる、即ち一面縣職員として縣行政の事務的刷新を計ると同時に他面縣政の機務に參劃し治安、財政、文教其他萬般に至る縣行政の指導機關であり其の使命とする處は地方政に於ける建國理想の挺身的實踐具現である、而して今や入縣以來既に四年民心の宣撫、作興、治安の確保等其の實績顯著なるものあり、既に平和建設の第二工程に入り地方僻陋の地にあつて縣政の指導者として其の使命を遂

行してゐるのである。

尙各縣公署には縣長以下各科局長、股長、警察官其他縣公署職員等滿系官吏ある外、日系官吏としては前記參事官、屬官警務指官等を置き更に近來經理官農業指導員を夫々配置して縣各般の庶政運行に膺らしむる事としてゐる。

(三) 縣公署職員

縣公署に於ては前項所述の如く縣長の下に參事官ありて縣長を輔佐し、縣行政の機務に參劃し更に之に配するに屬官を以てし本省各縣公署にありては之を分つて總務科、內務局、警務局の一科二局を置き夫々科局長を置き科局を夫々數股に分つて各股長を任じ、縣政の運行をなしてゐるのである。更に縣政の整備、産業の開發、治安の確立等重大問題に鑑み經理官、農業指導員、警察指導官、日系官吏を配する事とし警務指導官は建國後逸早く之を置き經理官、農業指導員の如きも最近に於ては數縣を除き殆んど全部之を配置し夫々縣政上特殊事務に携らしめてゐる。

各縣公署現任官吏一覽表

(康德四年四月末現在錦州省公署總務廳調)

現在員合計	休職者	現任者										滿日滿計	縣長	參事官	警正	小計	代理參事官	屬經理官	技士	警佐	巡官	小計	總務局長	內務局長	警務局長
		彰武縣	阜新縣	朝陽縣	義縣	錦西縣	興城縣	綏中縣	盤山縣	台安縣	黑山縣														
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滿	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
四	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
四	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
一五	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	二	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
一七	二	二	二	三	二	二	三	二	二	二	二	三	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
一五	一	二	二	一	一	一	二	一	一	一	一	三	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
一五	一	二	二	一	一	一	二	一	一	一	一	三	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
二	一	一	二	三	二	一	四	一	一	一	一	二	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
二	一	一	二	三	二	二	一	四	一	一	一	二	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
四五	二	三	七	一	三	三	六	一	三	六	四	六	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
四五	二	三	七	一	三	三	六	一	三	六	四	六	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
一〇一	二	四	八	一四	六	七	六	一四	四	六	一〇	七	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿	
一〇一	二	四	八	一四	六	七	六	一四	四	六	一〇	七	計	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滿	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滿	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滿	日	滿	計	日	滿	計	日	滿	計	滿	滿	滿

(康德四年四月末現在錦州省公署總務廳調)

										委任官		科局長		委任官待遇			
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	
										合計		警長		警士		合計	

更に之等縣公署職員に付縣長、各科局長、參事官以下國庫支辨に屬するものと、股長以下各科局員等縣費支辨によるものに分つ事が出来る。茲に之れを表示すれば次の如し。

各縣公署國庫支辨職員數表

(康德四年四月末現在)
錦州省公署總務廳調

縣名	滿系員數		日		系		員		數	
	縣長	科局長	參事官	屬官	經理官	技士	警正	警佐	巡官	警長
錦北縣	一	三	一	三	一	一	一	二	六	三
黑山縣	一	三	一	一	一	一	一	一	四	一
盤安縣	一	三	一	一	一	一	一	一	三	一
綏中縣	一	三	一	二	一	一	二	四	六	二
興城縣	一	三	一	一	一	一	一	一	三	一
錦西縣	一	三	一	一	一	一	一	二	一	一
義陽縣	一	三	一	二	一	一	一	三	七	五
朝陽縣	一	三	一	二	一	一	一	二	三	五
阜新縣	一	三	一	一	一	一	一	二	二	五
彰武縣	一	三	一	一	一	一	一	一	二	五
計	一	三	一	一	一	一	一	二	六	三

各縣費支辨職員數表

(康德四年四月末現在)
錦州省公署總務廳調

五二

縣名	滿系官吏員數						滿系警察吏員			
	股長	視學	技士	科員	村導員	政務員	雇員	夫役	警佐	巡官
錦北	一三	一	一	三〇	五	五三	一六	八	二九	八六
黑山	一二	一	一	二三	四	三六	一〇	七	二二	四二
台安	九	一	一	二三	二	四〇	九	五	二〇	八〇
盤山	一一	一	一	一八	二	三五	九	八	一五	四一
綏中	一三	一	一	三〇	四	六〇	一二	九	三一	六〇
興城	一一	一	一	二九	三	四四	一七	一	一五	三九
錦西	一〇	一	一	二四	二	三七	一〇	一〇	二四	四五
義陽	一二	一	一	二七	四	四五	一六	八	二二	六七
朝陽	一一	一	一	二七	一	四一	一八	一三	三四	八三
阜新	一〇	一	一	二二	一	三五	一〇	八	二二	四四
彰武	九	一	一	二一	二	三四	一〇	八	一七	二七
計	一三〇	一二	九	二九七	三三	四九六	一四七	九九	二七六	六五三、九八六

第二項 旗行政

建國以來多年の懸案たりし舊熱河蒙旗の處理法は漸く解決せられ、康德三年十二月勅令第一七九號を以て本年三月一日より新旗制を施行せられたのであるが、本省管下に於ては朝陽、阜新兩縣の地に吐默特右翼及左翼の兩旗を設置し縣行政と共に茲に屬人的旗行政を確立する事となつた。

●吐默特右翼旗(朝陽)

吐默特右旗は元來歸化城の蒙古族喀爾喀族にして水草の地に沿ふて熱河省に移住してより既に三百年餘を閱してゐる。其王はもと皇太吉成吉思汗の末裔にして姓は寶と云ふ。清の初葉に部衆をつれて内附し、且つ蒙兵を出して清を援助し、内亂を平定せし功績に依りて爵を授け、土を裂き王に封じ(即ち土默特右旗境域)世襲するに至つたが、王は常に駐京に命じて旗の行政等は悉く協理章京札蘭等に委託して管掌せしめ、凡ての旗民は毎年税を納めて旗の經費に充てたのである。年少の壯丁は徵役及徵夫の義務を負ひ民國以來熱河の軍閥專横にして蒙民を蹂躪せられ旗政は廢弛せるも滿洲國建國以來蒙旗は再び復活して旗民の行政を整頓恢復し保甲を設けて治安を維持し戸口調査等は甚だ進展するに至つた。康德四年一月旗制を公布して以來旗長「沁布多原濟」は夙夜政に勤め、加ふるに參事官指導官等の熱心なる指導に依り、旗政は日を追つて向上した。茲に新舊旗公署の組織及戸口調査地方情況を擧ぐれば左の如し。

(一) 建國前の旗公署組織

札薩克(旗長)	一名	世襲郡王にし干兼親王全旗の事務を統制す
協理	三名	護印、軍務、旗務に分つ
管旗章京	三名	
管旗副章京	三名	
司法札蘭	一名	
印務札蘭	一名	

印務處掌案筆帖式 一名

(二) 地方の編制

右旗は百箭を以て之を編成す、一箭は百五十丁を額とす、上は佐領一名、坤都一名之を統轄し、四箭を合せて上に札蘭一人あつて之を統轄す。中には札蘭四人あつて五箭を統轄する者あり。札蘭は計二十四人あるが多く行はれず、今日に於ては其の名稱あるのみ。

(三) 最近の旗公署組織

(1) 旗公署の分科分股

總務科 總務股 會計股
內務科 行政股 財務股 土地股
警務科 警務股 特務股 司法股

(2) 省の指定に依り旗公署の教育股及實業股は行政股に合併して之を辦理す

吐默特左右 旗公署組織	定 員					備 考
	科長	視學	技士	股長	科員 雇員	計 夫役
總務科	—	—	—	二	三	三
內務科	—	—	—	三	二	三
警務科	—	—	—	三	二	三
總務股	—	—	—	—	—	—
會計股	—	—	—	—	—	—
財務股	—	—	—	—	—	—
行政股	—	—	—	—	—	—
土地股	—	—	—	—	—	—

合 計	警務科		
	警務股	特務股	司法股
三	—	—	—
一	—	—	—
一	—	—	—
八	三	—	—
一八	二	一	二
一六	二	一	二
四七	—	一四	—
九	—	三	—

(四) 全旗の人口 (最近調査)

旗 名	戸 數	人		口 計	備 考
		男	女		
吐默特右旗	二二、二一七	六五、四〇二	五三、八八一	一一九、二八三	

(五) 全旗の面積及行政區劃

西は喀喇沁左右兩旗に隣接し、北は敖汗旗に接す、東は吐默特左旗に連り、南は錦西縣に境す、東西は三百里餘り(滿洲里程)南北は四百里餘ある、境内を七區に分つ。

- 第一區 黑城子、新秋 第五區 太平房
- 第二區 下 府 第六區 大 屯
- 第三區 北 票 第七區 羊山六家子
- 第四區 波勒河首

●吐默特左翼旗(阜新)

吐默特左旗は元の功臣濟拉瑪第十一代末孫莽古岱にして清の初より歸附せるものである。札薩克を任命して旗内の蒙民を掌り一切の行政、軍治を統制す。道光時代漢族は續々境内に移り、光緒三十一年終に阜新縣を設けたが縣は一般の漢人を管理し旗は一般の蒙人を管理することとし、已に屬人行政を實行して慣例としてゐたのである。民國時代に至りては熱河の軍閥が專横にして壓制を加へ行政と云ふ可きものなかりしも幸にして建國以來軍閥を殄滅されて蒙旗も亦漸次原狀に恢復しつつあり、旗公署を整理して行政を行ひ、保甲、治安の維持廣く學校を設けて人材を造る等の事を辦理した、康徳四年一月旗の公布したる後旗公署を新に組織して參事官指導官の熱心なる指導と旗職員の努力とに依り旗政は大いに進展するに至つた。茲に旗の新舊組織及び人民の戸口地方を情況を擧ぐれば次の如し。

(一) 建國前の旗公署組織

- 札薩克(旗長) 一名 世襲郡王にして全旗の事務を統制
- 協理 三名 印縣、旗務、軍務に分つ
- 管旗章京 二名
- 管旗副章京 三名
- 印務梅倫 一名
- 當官 五名
- 筆帖式 一〇名
- 繙譯 四名

(二) 地方の編制

左旗は七十九箭を以て之を編成し、佐領七十九名各々一箭を管理す。一箭は百五十丁を額とし、佐領の上に箭を管理す

る札蘭十八名を擁す。

(三) 旗公署最近の組織

(旗公署には各科各股を設く旗務行政を掌るが其の組織編成右翼旗に同じ)

(四) 全旗の面積及行政區劃

北は彰武縣及庫倫旗と界をなし、西は吐默特右旗に接す、南は義縣と隣接し、東は黑山縣に接壤す東西二百五十里(滿洲里程)南北二百里、全境を五區に分つ。

- 第一區 四家子 第四區 侯力套改
- 第二區 好斯營子 第五區 七學子
- 第三區 巨將屯

(五) 全旗の人口(最近調査)

旗名	戸數	人口		備考
		男	女	
吐默特左旗	一五、三一八	五八、五五八	五三、七二四	一一二、二八二

●一般施設

(一) 旗公署職員は行政講習に参加

左、右兩旗公署は成立日尙ほ淺く行政一般に對し、未だ幼稚なるを免れず之を積極的に邁進せしめ以て行政の向上を期する爲めに本省公署に於て行政講習會を開催して講習せしめる外興安各省に於ての行政講習會を開催する場合にも職員を派遣して之れに参加せしめ、以て行政上の完全を期してゐる。

尙ほ旗公署をして適當なる地點を知識及辦事能力ある村長を選んで模範としての囑査を設立し以て一切の農産、畜類を

第三項 街村制

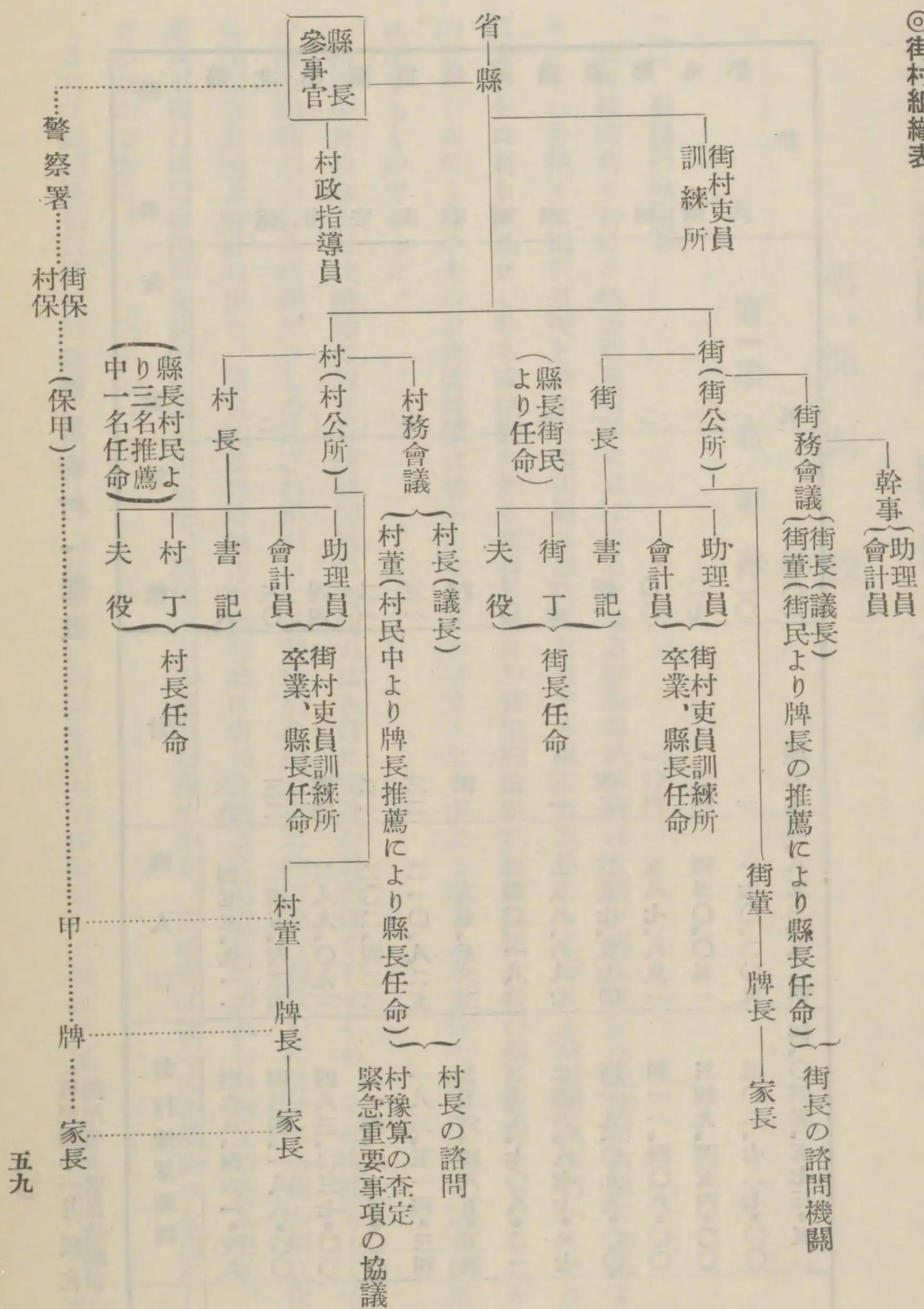
從來滿洲に於ける行政區劃は縣を以て最下級地方自治團體とし、城市鄉村存するも法制的には何等地方團體として認められたものでなかつた。

舊政權時代民國十一年十月時の奉天省財政廳長兼代理省長たる王永江は奉天省の區村制を創定公布したが之は完全なる施行に至らず越えて民國十八年四月遼寧省村制、研究委員會組織せられ同年十月遼寧省暫行村制大綱として公布せられたるも之又完全なる施行に至らずして事變に逢着したのである。之を本省下に見るに舊遼寧省下にあつた本省十縣に村制も形態的ながら大體右村制大綱に則り組織されてゐた。

滿洲國建國々に於ては諸政の確立の急務にして街村政に關しては舊態に漸次改善を加へ確立を計り他面縣制縣官制と共に合せ研究立案を急ぎ來たのである、然るに南滿特に本省下は元來地方文化政情他に比し進んでゐた故建國後日ならずして舊態のまゝ街村を改善するの不便なるを痛感するに至り政府の制定發布を見るに至るまでの暫行的制度として不敢取省內民情究明斟酌し康徳三年七月十日錦州省暫行街村制並に其の附隨準則たる錦州省暫行街村公所規則、錦州省街村暫行會計規並に錦州省街村吏員暫行訓練所規則を制定公布し之を施行して以て街村の指標としたのである、管下各縣は右諸規定に基き街村行政區劃の廢合街村公所の改革整備、事務の改善、人事の刷新等街村の確立向上に努力し康徳三年度末に於ては管下十二縣に於て右制度の稍々完全なる實施を見た、一方縣に數名の村政指導員を設置し縣下を巡閱し街村會計を初め一般街村行政の現地的指導監督に任ぜしめ他方縣に縣村吏員訓練所を設置して村長以下の吏員の訓練を實施する等銳意街村行政の指導伸展に力めて來た、今や街村行政も面目一新するに至り縣政と共に近く公布を見んとする街村制施行されなば日ならずして更に一段の飛躍的伸展を期待し得るに至つた。

右街村制に依る組織摘要表示すれば次の如し

◎街村組織表



◎縣別街村一覽表

六〇
(康徳四年一月現在)
錦州省公署民政廳調

縣	名	街	數	村	數	計	縣人口	街村豫算總額	摘	要
錦	鎮		一		六八	六九	四五五、九一一	四六八、四六一・四六		
北	山		二		三〇	三二	二四五、四三四	四三四、一八八・〇〇		
黑	安				四四	四四	三八九、〇九三	四八三、〇三七・〇〇		
臺	山				二一	二一	二〇二、四二二	二一四、六一五・〇〇		
盤	中		一		三一	三一	二一〇、八二五	一八三、五一四・三四		
綏	城		一		四二	四三	二八五、五六三	二五六、四八五・五四		
興	西		一		三〇	三一	二四〇、一八六	二七五、七〇八・二一		
錦	陽		四		二七	三一	二五八、六八七	二四六、八七七・九七		
義	新		一		四一	四二	三五七、五七〇	四一九、〇九九・〇〇		
朝	武		二		一〇二	一〇四	五八七、八九一	四一一、四〇六・〇〇		
阜			一		二七	二八	四五〇、〇五一	三四九、四五四・〇〇		
彰			一		二〇	二一	一七〇、二〇九	三〇二、七二七・〇〇		
計			一五		四八二	四九七	三、八五三、八二四	四、〇四五、五七三・五二		

第四章 財政・金融

第一節 財政

第一項 省 財政

(一) 財務行政沿革

滿洲建國前に於ける地方財務行政に就て見るに地方財政組織系統は官制上國民政府行政院財政部に隸屬する省財政廳あり、その管轄下に國稅省稅を徵する稅捐局及縣市稅を徵する縣市財政局ありて形式上統屬關係は明かにせられてゐたが實質上中央は省を統屬せしむる政治能力無く又省と縣との發生的沿革的財政關係は省の縣を管理せしむることを不徹底彌縫的ならしめたる爲中央の財政監督權は僅かに官制上の空文となり中央と地方との財政的關係は唯だ請負的指定額の範圍内に止まるものであつた。

如斯中央の地方行政機關に對する統制管理の無能力は各自に獨自の財政權を有せしめ、その機關たりし省財政廳に軍閥の排他的政治の依存機關たらしめ又之れが引いては省政府各廳の自立的行政、縣政府に於ける各局の對立化を馴致し各廳各局固有財源及會計の保有、請負的經理等地方財務行政は省長及縣市當局恣意に委ねられ收支の公私混淆、豫決算の無計畫及不履行は財政内容を窺知し得べからず、模糊として疑惑の裡にあり、當路者は徒らに苛斂誅求を恣にして人民を苦めてゐたのである。

されば建國後新政府は茲に鑑る所あり、封建軍閥の陋弊を根本的に除去して國政の更始一新を期し統一的國家主義に基

中央集權主義を以て行政制度革新の根本方針とせるを以て地方財務行政に於ても右の方針に基き大同七年七月一日會計年度更新を期として封建的官僚軍閥の寄生機關たりし省財政廳を廢して財政部直屬の稅務監督署を設けて之れを省より脫離獨立せしめ、實質上省の獨立的財政權を剝脱し省經營は國家の豫算を以て支給することとしたのである。更に大同元年九月には國地兩稅劃分案を制定公布し收入區分を明かにし法規上よりも完全に省稅なる名稱は廢止した。

然るに前記の如く省財政廳が稅務監督署として財政部直管下に入つた爲め縣市財政の第一次監督箇所關しては事實上疑義を生じ殊に縣市の豫算査定事務に付各省に於て少なからざる不都合を生じたので當局は此の弊を除去し第一次監督の責任所在を明かならしむる爲め大同二年度に於ては省公署民政廳内に財務科を設け縣市豫算決算に關する事務を管掌せしむる事とし又縣市豫算方式の統一、縣會計暫行規則を制定し、從來の豫算執行上に於ける恣意の禁止、地方稅新設變更の獨斷禁止等地方財務行政の統制、豫決算制度の確立、請負的觀念の根絶を期したのである。

(二) 本省財政

本省成立當時の地方財務行政は上述の如き中央の管理統制の銳意努力により基礎は略確立せられたりと雖も從前の省政區劃は地區危大或は治安交通等の關係により指導監督の完きを期し難かりし爲未だ實質的には不徹底なる地方もあり財務行政の確立を見るに至らざる實情にあつた。

又本省は匪禍水災地質劣惡等種々の理由の爲め各縣財政極めて困難なる實情にあり康德元年度國庫補助金二十萬圓を得て辛うじて財政を整へたるも、年度半ばにして水害に見舞はれ歲入の約八〇％を占むる畝捐の一減收を來し其の歲入のみにても約十萬圓の巨額に達したのである。されば本省は開記早々之れが善後處置を講ずる一面治安の地方財政に及ぼす影響絶大なるに鑑み治安第一主義を以て豫算編成の重點となし積極的な治安工作に財政的援助を與へると共に之と平行して地方財政確立方策の樹立、それに基づきて財政事務の積極的指導改善、會計監督の實施、財務職員の充實等財政工作をな

したる結果康德二年末には治安及地方財政は驚くべき躍進を遂げたのである。

尙ほ康德二年度に於ては從來便宜上踏襲せる國民時代の會計年度は種々の障礙が生ずるので此の陋習を打破すべく國家の會計年度を歷年と一致せしめ康德三年度より實施することになりたるにより縣旗の會計年度も右に準據し康德二年度は七月一日より十二月末日の半箇年豫算としたのである。縣豫算方式は中央政府に於て統一的なる指示あり、從來事實上沿革的實狀により各省とも科目などに相異せるものを劃一せしめ、又康德二年八月二十四日には地方稅法同法施行規則が公布せられ舊來不明確にして亂雜を極めたる地方稅の法的根據が劃一的に明示せられ稅目が整理統一せられ稅源の分配及負擔の公平を期したのである。

●康德三年度歲入決算

▲民政部所管

●決算

科	目	豫算額	調定濟額	收入濟額	不損額納	未收濟額入	豫算額と收入濟額との差額
歲入	經常部	六、〇七六・〇〇	五八、四四六・五一	五八、四四六・五一			二、六二五・四九
第二款	雜收	六、〇七六・〇〇	五八、四四六・五一	五八、四四六・五一			二、六二五・四九
第二項	沒收	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇			
第一目	沒收	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇			
第三項	警察費分擔金	五六、一七四・〇〇	五六、一七四・〇〇	五六、一七四・〇〇			
第六目	錦州警察廳費分擔金	五六、一七四・〇〇	五六、一七四・〇〇	五六、一七四・〇〇			

第四項 雜入	四八〇・〇〇	二、八八五・二	二、八八五・二				二、六二五・四九
第一目 請願營費入	二五〇・〇〇	二、一七〇・〇〇	二、一七〇・〇〇				一三、一〇〇
第三目 雜入	二五〇・〇〇	一八五・二	一八五・二				二、四八・四九
歲入臨時部	一、一〇〇・〇〇	三九・一八	三九・一八				八七・八三
第一款 官有物售出價款	一〇〇・〇〇	一三・六	一三・六			三・六	
第一項 物品售出價款	一〇〇・〇〇	一三・六	一三・六			三・六	
第一目 物品售出價款	一〇〇・〇〇	一三・六	一三・六			三・六	
第一款 雜收	一、〇〇〇・〇〇	一〇六・五〇	一〇六・五〇				八九三・五〇
第二項 雜入	一、〇〇〇・〇〇	一〇六・五〇	一〇六・五〇				八九三・五〇
第一目 雜入	一、〇〇〇・〇〇	一〇六・五〇	一〇六・五〇				八九三・五〇

◎說 明

康德三年度民政部所管歲入の

決算額は

歲入經常部 五八、四六二・五一圓
 歲入臨時部 二二九・一八圓
 合計 五八、六九一・六九圓
 にして之を
 豫算額

歲入經常部 六一、〇七六・〇〇圓
 歲入臨時部 一、一〇〇・〇〇圓
 合計 六一、一七六・〇〇圓
 に比較すれば
 を減少す。
 歲入經常部
 第二款 雜收入 五八、四六二・五一圓
 にして之を
 本年度決算額
 に比較すれば
 本年度豫算額 六一、〇七六・〇〇圓
 を減少す。
 歲入臨時部 二、六一三・四九圓
 第一款 官有物售出款 一一二・六八圓
 本年度決算額 一一二・六八圓
 にして之を

本年度豫算額
一〇〇・〇〇圓
に比較すれば

を増加す。

第二款 雜收入

本年度決算額
一〇六・五〇圓

にして之を

本年度豫算額
一、〇〇〇・〇〇圓

に比較すれば

八九三・五〇圓

を減少す。

▲文教部所管

●決算

科 目	豫算額	調定済額	收入済額	不納缺損額	收入未済額	豫算額と收入額との差額 増 減
歳入 經常部	一八〇・〇〇	二、三九七五	二、三九七五			四元七五
第一款 雜 收入	一八〇・〇〇	二、三九七五	二、三九七五			四元七五

第一項 學費收入	一八〇・〇〇	二、三九七五	二、三九七五			四元七五
第一目 學費收入	一八〇・〇〇	二、三九七五	二、三九七五			四元七五

●說明

康德三年度文教部所管歳入の

決算額は

歳入經常部
二、二二九・七五圓

にして之を

豫算額

歳入經常部
一、八〇〇・〇〇圓

に比較すれば

四二九・七五圓

を増加す。之が増加を生じたるは學級増加に伴ふものにして他に特記すべき事由なし。

●康德三年度歳出決算

▲民政部所管

科 目	預算額 (△は減)	預算決定 後増減額	流用増減額 (△は減)	預算現額	支出済額	繰翌 越年度 額度	不用額
經常部							

津

六八

金

六九

第二目	種痘普及費	1,000.00	△	1,363.70	六三.三	八五九.八三	三三.二
第十二款	土木維持費	1,015.00			1,015.00	1,015.00	八一
第一項	土木維持費	1,015.00			1,015.00	1,015.00	八一
第五目	道路維持費	八五〇.〇〇			八五〇.〇〇	八四九.九四	〇六
第六目	護岸維持費	二五二五.〇〇			二五二五.〇〇	二,五二四.三五	七五
第十三款	機密費	六,〇〇〇.〇〇			六,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	
第一項	機密費	六,〇〇〇.〇〇			六,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	
第一目	機密費	六,〇〇〇.〇〇			六,〇〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇	
第十四款	各項支出款	六,二七九.〇〇			六,二七九.〇〇	五,五九八.一七	七二〇.八三
第一項	各項支出款	六,二七九.〇〇			六,二七九.〇〇	五,五九八.一七	七二〇.八三
第一目	慰勞金	六,二七九.〇〇	△	二四.〇〇	六,二九五.〇〇	五四,八四七.八七	六四四.一三
第二目	褒賞金	六〇〇.〇〇		二.〇〇	六四〇.〇〇	六四〇.〇〇	
第三目	公死傷病恤金	八〇〇.〇〇			八〇〇.〇〇	一二六.三〇	六七三.七〇
經常部合計		1,363,700.00			1,363,700.00	1,363,284.74	18,152.26
臨時部							
第一款	臨時警備費	二八〇,〇八八.〇〇			二八〇,〇八八.〇〇	二七二,六三七.八六	七四六〇.一四
第一項	縣警察隊費	七五,三三九.〇〇			七五,三三九.〇〇	七二,六一八.六	二,六六七.一七
第一目	俸津	七五,三三九.〇〇			七五,三三九.〇〇	七二,六六一.八三	二,六六七.一七
第二項	縣警察隊費	三一〇,九五〇.〇〇			三一〇,九五〇.〇〇	三一〇,九五〇.〇〇	

第一目	警務員薪水	二〇,六八五.〇〇	二〇,六八五.〇〇	二〇,六八五.〇〇	二〇,六八五.〇〇
第二目	辦公費	九,一五九.〇〇	九,一五九.〇〇	九,一五九.〇〇	九,一五九.〇〇
第三目	討伐費	一,二五一.〇〇	一,二五一.〇〇	一,二五一.〇〇	一,二五一.〇〇
第三項	無電及鴿通信費	六三六.〇〇	六三六.〇〇	六三六.〇〇	六三六.〇〇
第一目	無電及鴿通信費	六三六.〇〇	六三六.〇〇	六三六.〇〇	六三六.〇〇
第四項	武器買上費	一〇六,二七四.〇〇	一〇六,二七四.〇〇	一〇六,二七四.〇〇	一〇六,二七四.〇〇
第一目	武器買上費	一〇六,二七四.〇〇	一〇六,二七四.〇〇	一〇六,二七四.〇〇	一〇六,二七四.〇〇
第五項	治安維持會費	六六,七五四.〇〇	六六,七五四.〇〇	六六,七五四.〇〇	六六,七五四.〇〇
第一目	辦公費	六,三四〇.〇〇	六,三四〇.〇〇	六,三四〇.〇〇	六,三四〇.〇〇
第二目	歸順匪處理費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇
第三目	宣傳宣撫費	九,七七〇.〇〇	九,七七〇.〇〇	九,七七〇.〇〇	九,七七〇.〇〇
第四目	治安工作費	一〇,三六〇.〇〇	一〇,三六〇.〇〇	一〇,三六〇.〇〇	一〇,三六〇.〇〇
第五目	思想對策費	七,五〇〇.〇〇	七,五〇〇.〇〇	七,五〇〇.〇〇	七,五〇〇.〇〇
第六目	各項支出款	二九,七九〇.〇〇	二九,七九〇.〇〇	二九,七九〇.〇〇	二九,七九〇.〇〇
第三款	補助縣費	一八八,三九四.〇〇	一八八,三九四.〇〇	一八八,三九四.〇〇	一八八,三九四.〇〇
第一項	補助辦公費	四九,〇一九.〇〇	四九,〇一九.〇〇	四九,〇一九.〇〇	四九,〇一九.〇〇
第一目	給費	四五,一三〇.〇〇	四五,一三〇.〇〇	四五,一三〇.〇〇	四五,一三〇.〇〇
第二目	廳費	三,九一六.〇〇	三,九一六.〇〇	三,九一六.〇〇	三,九一六.〇〇
第二項	補助歲入缺陷	一一四,一七五.〇〇	一一四,一七五.〇〇	一一四,一七五.〇〇	一一四,一七五.〇〇

第一目 用人費	二四・〇〇	△	二四・〇〇	—	—
第二目 給費	六六・〇〇	—	三〇・九五	一・〇一〇・九五	一・〇一〇・九五
第三目 應費	二〇・〇〇	△	二〇・九五	七九・〇五	七八・九六
第十六款 補助居留民會 殘務整理費	一〇・三七〇〇	—	一〇・三七〇〇	一〇・三七〇〇	一〇・三七〇〇
第一項 補助居留民會 殘務整理費	一〇・三七〇〇	—	一〇・三七〇〇	一〇・三七〇〇	一〇・三七〇〇
第一目 補助居留民會 殘務整理費	一〇・三七〇〇	—	一〇・三七〇〇	一〇・三七〇〇	一〇・三七〇〇
臨時部 合計	六二・八四九〇〇	—	六二・八四九〇〇	六〇・四・九五・二九	—
民政部所管 合計	一九八・二九〇〇	—	一九八・二九〇〇	一九二・四一四・〇三	二五・八四九・七

七六

●説明

康德三年度民政部所管歳出の

支出済額は

歳出經常部 國幣 一、三〇八、二二八・七四圓整
 歳出臨時部 國幣 六〇四、一九五・二九圓整
 合計 國幣 一、九一二、四一四・〇三圓整
 にして之を

預算現額

歳出經常部

國幣

一、三二六、三七〇・〇〇圓整

歳出臨時部

圓幣

六一一、八四九・〇〇圓整

合計

國幣

一、九三八、二二九・〇〇圓整

に比較すれば

歳出經常部

國幣

一八、一五一・二六圓整

歳出臨時部

國幣

七、六五三・七一圓整

合計

國幣

二五、八〇四・九七圓整

の減少にして全く不用となりし金額である。

▲文教部所管

科	目	預算額	預算決定 後増減額	流用増減額 (△ハ減)	預算現額	支出済額	繰越年度 額	不用額
歳出經常部								
第一款 文教本部		八、五四・〇〇			八、五四・〇〇	八、五〇・八四三		五・五八
第二項 辦公費		三〇〇・〇〇			三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇		
第七目 會議及委員會費		三〇〇・〇〇			三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇		
第三項 教員檢定費		九一四・〇〇			九一四・〇〇	九一・二八三		一・二七
第二目 給費		九一四・〇〇			九一四・〇〇	九一・二八三		一・二七
第四項 古蹟古物名勝天然記念物調査及保存費		五、九〇・〇〇			五、九〇・〇〇	五、九〇・〇〇		
第二目 保存費		五、九〇・〇〇			五、九〇・〇〇	五、九〇・〇〇		

七七

第五項	祀孔費	一、四〇〇.〇〇				一、四〇〇.〇〇			四、四二
第三目	補助地方祀孔費	一、四〇〇.〇〇				一、四〇〇.〇〇			四、四二
第五款	中等學校費	九四、三八〇〇				九四、三八〇〇			二、四〇五.二七
第一項	俸津	五五、五四八〇〇				五五、五四八〇〇			一、九一三.二四
第一目	薦任待遇俸給	一五、七二〇〇〇				一五、七二〇〇〇			八五四〇〇
第二目	委任待遇俸給	三四〇六八〇〇	△			三四〇、四四〇〇〇			一、〇五九.二四
第三目	特別津貼	五、七六〇〇〇	△			四、二〇七〇〇			
第四目	慰勞金	—				一、五七七〇〇			
第二項	辦公費	二五、八四〇〇〇				二五、八四〇〇〇			〇.三
第一目	用人費	五、三〇〇.〇〇	△			三、九七一.八二			〇.三
第二目	給費	二、四九〇.〇〇	△			二、四四六.九〇			
第三目	校費	一〇、一八〇.〇〇				一〇、一六五.三〇			
第四目	備品費	五、七二〇.〇〇				六、九八三.八五			
第五目	租地及租屋費	一、一〇〇.〇〇				一、三二〇.〇〇			
第六目	實習費	一、〇五〇.〇〇	△			八六二.一三			
第三項	學生公費	一三、〇〇〇.〇〇				一三、〇〇〇.〇〇			四九二〇〇
第一目	學生公費	一三、〇〇〇.〇〇				一三、〇〇〇.〇〇			四九二〇〇
第九款	社會教育費	五、八七〇〇				五、八七〇〇			一.三〇
第一項	教育電影費	一、一〇〇.〇〇				一、一〇〇.〇〇			〇.二

第一項 旅費	七〇〇.〇〇	△	九一九	六九〇.八一	六九〇.七〇	二
第二項 廳費	二〇〇.〇〇		五九四	二〇五.九四	二〇二.九四	一
第三項 備品費	二〇〇.〇〇		三三五	二〇三.二五	二〇三.二五	一
第二項 社會教育獎勵費	四,七七〇			四,七七〇	四,七五八.一	一
第一項 民衆教育振興費	四,七七〇			四,七七〇	四,七五八.一	一
第十一項 各項支出款	一,一〇〇			一,一〇〇	一,一〇五.〇〇	五〇〇
第一項 各項支出款	一,一〇〇			一,一〇〇	一,一〇五.〇〇	五〇〇
第一項 慰勞金	一,一〇〇			一,一〇〇	一,一〇五.〇〇	五〇〇
經常部合計	一〇九,八三〇			一〇九,八三〇	一〇七,四二.八五	二,四一七.一五
歲出臨時部						
第二款 補助費	九,九八〇			九,九八〇	九,九八〇	一
第一項 補助實驗小學校	五,九三八			五,九三八	五,九三八	一
第一項 補助實驗小學校	五,九三八			五,九三八	五,九三八	一
第二項 補助私立學校	二,三〇〇			二,三〇〇	二,三〇〇	一
第三項 補助各種學校	二,三〇〇			二,三〇〇	二,三〇〇	一
第三項 補助各種事業費	一,七五〇			一,七五〇	一,七五〇	一
第六項 補助孔子廟修繕	一,七五〇			一,七五〇	一,七五〇	一
第三款 教員及語學講習費	二,三八三			二,三八三	二,三八二.六三	一
第三款 教員講習費	二,三八三			二,三八三	二,三八二.六三	一
第一項 教員講習費	二,三八三			二,三八三	二,三八二.六三	一

第一目 用人費	一九七、〇〇〇	△	一、二八九、六三三	六八三、七三〇	六八三、〇〇〇		七
第二目 給費	三三、〇〇〇		一、二五四、六三三	一、五九一、六三三	一、五九一、六三三		
第三目 廳費	七三、〇〇〇		三三、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二八、〇〇〇		
臨時部合計	二二、七七一、〇〇〇			二二、七七一、〇〇〇	二二、七七一、〇〇〇		七
文教部所管合計	二二、二二〇、〇〇〇			二二、二二〇、〇〇〇	二二、二二〇、〇〇〇		二、四七、五三

●説明

康徳三年度文教部所管歳出の

支出済額は

歳出經常部

歳出臨時部

合計

にして之を

預算現額

歳出經常部

歳出臨時部

合計

に比較すれば

歳出經常部 國幣 二、四一七・一五圓整
歳出臨時部 國幣 三、七圓整
合計 國幣 二、四一七・五二圓整

の減少にして全く不用となりし金額である。

▲實業部所管

科	目	預算額	預算決定後増減額	流用増減額(△ハ減)	預算現額	支出済額	繰翌越年額	不用額
歳出經常部								
第十款 家畜防疫費		五、五九六、〇〇〇			五、五九六、〇〇〇	五、五八二、四〇〇		一、七六六
第一項 俸津		二、二五〇、〇〇〇			二、二五〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇		
第一目 委任俸給		一、二五〇、〇〇〇			一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇		
第二目 特別津貼第一條		一、〇〇〇、〇〇〇			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		
第二項 辦公費		一、四三二、〇〇〇			一、四三二、〇〇〇	一、四二六、六三三		一、五三七
第一目 用人費		一、一七四、〇〇〇			一、一七四、〇〇〇	一、一七四、〇〇〇		
第二目 給費		一、三八〇、〇〇〇			一、三八〇、〇〇〇	一、三〇、五〇〇		七、五〇
第三目 廳費		二、二〇〇、〇〇〇			二、二〇〇、〇〇〇	二、二二三		七、八七
第三項 作業費		一、九一四、〇〇〇			一、九一四、〇〇〇	一、九一、一五二		二、四九
第一目 旅費		一、七三三、〇〇〇			一、八四四、四二一	一、八四四、五二一		
第三目 雜費		一、八二〇、〇〇〇	△	一二、二五二	六九、四九	六、七〇〇		二、四九

支出濟額は

歲出經常部

一五、五四三・三〇圓整

歳出臨時部
合計
二一、八一四・一一圓整
三七、三五七・四一圓整

にして之を

預算現額

歳出經常部
歳出臨時部
合計
一五、五六五・〇〇圓整
二一、八三三・〇〇圓整
三七、三九八・〇〇圓整

に比較すれば

歳出經常部
歳出臨時部
合計
二一・七〇圓整
一八・八九圓整
四〇・五九圓整

の減少にして全く不用となりし金額である。

●康徳四年度本省公署豫算概況（下記民政、實業、文教及蒙政各部は七月一日より行政機構改革により變改ありたるも大體五月末迄の情況なるを以て其儘記述す）

省公署の歳入歳出豫算は民政部、實業部、文教部及蒙政部所管を以て計上され尙各部に於て一部留保額あり正確なる數字を示し能はざるも大體五月末迄に令達されたる豫算額左の如し。

民政部所管

科	目	預 算 額	科	目	預 算 額
經 常 部			地方警察學校費補給金		二五、三二九・〇〇 ^円
省 公 署	津	五三八、五四三・〇〇	傳染病豫防費		一三、八五〇・〇〇
辨 公	費	二九一、八七二・〇〇	檢 疫	所	一三、八五〇・〇〇
市 及 縣 公 署	津	二四六、六七一・〇〇	醫療施設費補給金		二一、〇六七・〇〇
辨 公	費	五二二、五二七・〇〇	戒煙所費補給金		九六七・〇〇
縣 警 務 員 補 給 金	津	三〇七、三三二・〇〇	公 醫 費 補 給 金		二〇、一〇〇・〇〇
警 察	費	三六、八四二・〇〇	機 密 費		六、〇〇〇・〇〇
津	津	一七八、七五三・〇〇	機 密 費		六、〇〇〇・〇〇
警察專用電話維持費	津	二五一、二五二・〇〇	各項支出款		一、一二六・〇〇
巡 閱	費	五四、三七〇・〇〇	各項支出款		一、一二六・〇〇
保 甲	費	一、〇五〇・〇〇	經常部計		一、三八八、二四二・〇〇
省 警 察 補 給 金	津	一、三八〇・〇〇	臨時部		
警察官教育費	津	三、〇〇〇・〇〇	地方土木費		三五八、二五三・〇〇
		一九一、四五二・〇〇	津		七、五六〇・〇〇
		三三、四七七・〇〇	費		一一、〇九九・〇〇
		八、一四八・〇〇	費		三三九、五九四・〇〇

都邑計畫處理費		津
都邑計畫處理費	八、二四三・〇〇	
俸	一、九四四・〇〇	
辦公費	六、二九九・〇〇	
臨時警備費	八二、〇一二・〇〇	
縣臨時警察費補給金	三七、三五〇・〇〇	
治安維持會費	二一、七〇二・〇〇	
討伐費	八、〇一〇・〇〇	
武器買上費	一四、九五〇・〇〇	
省行政費補給金	六四、四五六・〇〇	
縣辦公費補給金	五九、六六五・〇〇	
行政費補給金	四、七九一・〇〇	
補助費	五、一九六・〇〇	
補助居留民會殘務整理費	五、一九六・〇〇	
防疫費	四、五〇〇・〇〇	
合計	四、五〇〇・〇〇	
街村育成費		津
街村育成費	四、五〇〇・〇〇	
俸	五〇、八〇六・〇〇	
辦公費	二七、九九六・〇〇	
事業費有補給金	九、三一〇・〇〇	
調查費	一三、五〇〇・〇〇	
縣警察機構調查費	三〇〇・〇〇	
難民救濟費	三〇〇・〇〇	
難民救濟費	八〇〇・〇〇	
警備用通信施設費	八〇〇・〇〇	
警備用通信施設費	一四、二八〇・〇〇	
縣內電話及無電架設費補給金	七、二八〇・〇〇	
臨時部計	七、〇〇〇・〇〇	
合計	五八八、八四六・〇〇	
合計	一、九七七、〇八八・〇〇	

八六

文教部所管

科	目	豫算額
經常部		
文教本部		
合計		二、一〇〇・〇〇

科	目	豫算額
經常部		
教員檢定費	七〇〇・〇〇	
祀孔費	一、四〇〇・〇〇	
中等學校費負擔金	九一、九二五・〇〇	
中等學校費負擔金	九一、九二五・〇〇	
地方文化機關費補給金	三、九五六・〇〇	
地方文化機關費補給金	三、九五六・〇〇	
社會教育費	四、〇六九・〇〇	
教育電影費	一、〇〇〇・〇〇	
社會教育獎勵費	三、〇六九・〇〇	
合計		一〇二、〇五〇・〇〇
臨時部		
補助費	六、〇八〇・〇〇	
實驗小學校費補給金	四、〇八〇・〇〇	
補助各種事業費	二、〇〇〇・〇〇	
教員及語學講習費	二、四五七・〇〇	
教員講習費	二、四五七・〇〇	
臨時部計	八、五三七・〇〇	
合計		一一〇、五八七・〇〇

實業部所管

科	目	豫算額
經常部		
地方勸業費補給金	一三、七三〇・〇〇	
地方勸業費補給金	一三、七三〇・〇〇	
經常部計	一三、七三〇・〇〇	
臨時部		
產業獎勵費	五二、八一〇・〇〇	
合計		一〇、五〇〇・〇〇
臨時部		
農業團體助成費	四〇、二六〇・〇〇	
畜產獎勵費	一、五〇〇・〇〇	
林業獎勵費	九、八四五・〇〇	
增殖費	九、八四五・〇〇	
農產物病虫害豫防及驅除費	三、五二〇・〇〇	
合計		一〇、五〇〇・〇〇

八七

農產物病蟲害豫防及驅除費
家畜防疫費
家珍防疫費
度量衡法及計量法施行費

三、五二〇・〇〇
四、八七七・〇〇
四、八七七・〇〇
七〇〇〇

普臨時部計及費
合臨時部計

七〇〇〇
七一、一二二・〇〇
八四、八五二・〇〇

蒙政部所管

科	目	豫算額	科	目	豫算額
經常部	津	四七、五九六・〇〇 三七、七二八・〇〇	辦公費	經常部計	九、八六八・〇〇 四七、五九六・〇〇 四七、五九六・〇〇

●康德四年度錦州省地方費豫算概況

本年一月一日より實施を見たる省地方費歳入歳出豫算額は一部認可申請中のもの又は今後追加更正を要するものある豫定なるも大體左記の如し。

康德四年度錦州省地方費歳入豫算

(康德四年五月一日現在)

科	目	豫算額	科	目	豫算額
經常部	第一款國稅附加稅	二八四、九一〇・〇〇	第一款國稅附加稅		二八四、九一〇・〇〇

第一項 國稅附加稅	二八四、九一〇・〇〇	第一項 土木費國庫補給金	三三三、二四六・〇〇
第二款 市縣負擔金及納付金	五五、四三四・〇〇	第二項 臨時警備給金	四五、三六〇・〇〇
第一項 分擔金	五五、四三四・〇〇	第三項 警備用通信施設費	七、〇〇〇・〇〇
第三款 使用料及手数料	二一、五五〇・〇〇	第四項 國庫補給成費	一三、五〇〇・〇〇
第一項 手数料	二一、五五〇・〇〇	第五項 公醫費國庫補給金	二〇、一〇〇・〇〇
第五款 國庫負擔金及補給金	六〇三、三九四・〇〇	第六項 防疫費國庫補給金	三、〇〇〇・〇〇
第一項 中等學校費國庫金	一八三、八五一・〇〇	第七項 各種學校給金費	六、三八〇・〇〇
第二項 警察費國庫補給金	三七〇、二〇五・〇〇	第八項 社會補給育費	三、〇六九・〇〇
第三項 地方警察學校給金	二五、三二九・〇〇	第九項 農產物增殖費	一九、六九〇・〇〇
第四項 衛生費國庫補給金	九六七・〇〇	第十項 農產物病蟲害豫防及驅除費國庫補給金	三、五二〇・〇〇
第五項 勸業費國庫補給金	一三、七三〇・〇〇	第十一項 家畜防疫費	九、七五五・〇〇
第六項 文化機關費	七、九一二・〇〇	第十二項 畜產庫補助金	八〇、五二〇・〇〇
第七項 祀禮費國庫補給金	一、四〇〇・〇〇	第十三項 農業國庫補助成費	二二、一〇〇・〇〇
第六款 雜收入	三、六〇四・〇〇	第十五項 營繕費國庫補給金	二、〇〇〇・〇〇
第一項 雜收入	三、六〇四・〇〇	第十六項 省行政費國庫補給金	九三、四六二・〇〇
歳入經常部計	九六八、八九二・〇〇	第十七項 各種事業給金費	五、〇〇〇・〇〇
臨時部		歳入臨時部計	六六七、七〇二・〇〇
第一款國庫補給金	六六七、七〇二・〇〇	歳入合計	一、六三六、五九四・〇〇

康德四年度錦州省地方費歲出豫算

(康德四年五月一日現在)

九〇

科	目	豫算額	科	目	豫算額
經常部	第一款 祭祀費	一、四〇〇・〇〇	第一項 俸津	一八三、八五一・〇〇	
	第二款 警察廳及國境警察隊	一、四〇〇・〇〇	第二項 辦公費	一一〇、〇一四・〇〇	
	第一款 祭祀費	一八〇、二〇七・〇〇	第三項 學生公費	二五、五六〇・〇〇	
	第一款 警察員薪水	九二、七七〇・〇〇	第七款 文化機關費	七、九一二・〇〇	
	第二款 辦辦公費	七八、一四三・〇〇	第一項 俸津	四、四九三・〇〇	
	第三款 請願警察費	二、〇九四・〇〇	第二項 辦公費	三、四一九・〇〇	
	第四項 消防費	七、二〇〇・〇〇	第八款 勸業費	二〇、二八〇・〇〇	
	第三款 縣警察費	二一六、七五一・〇〇	第一項 辦公費	一〇、五七〇・〇〇	
	第一款 警察員薪水	一七四、〇一二・〇〇	第二項 作業費	九、七一〇・〇〇	
	第二款 特定辦公費	四二、七三九・〇〇	第九款 省地方費事務費	五、三八九・〇〇	
	第四款 地方警察學校費	二七、八二九・〇〇	第一項 辦公費	五、三八九・〇〇	
	第一款 警察員薪水	六三六・〇〇	第十款 給與金	五、〇〇〇・〇〇	
	第二款 辦辦公費	二七、一九三・〇〇	第一項 給與金	五、〇〇〇・〇〇	
	第五款 戒煙所費	九六七・〇〇	第十一款 豫備費	一一、〇〇〇・〇〇	
	第一款 辦辦公費	九六七・〇〇	第一項 豫備費	一一、〇〇〇・〇〇	
	第六款 中等學校費	三一九、四二五・〇〇	歲出經常部計	七九六、一六〇・〇〇	

臨時部	第一款 土木事業費	三三三、二四六・〇〇	第一項 農畜產開發費	一六二、八〇二・〇〇	
	第一款 道路橋梁費	一五二、五三六・〇〇	第八款 補助各種學校費	六、三八〇・〇〇	
	第二款 地方土木事業費	一八〇、七一〇・〇〇	第一項 補助實驗小學校費	四、〇八〇・〇〇	
	第二款 營繕費	一二、五〇〇・〇〇	第二項 補助私立中等學校費	二、三〇〇・〇〇	
	第一款 營繕費	一二、五〇〇・〇〇	第九款 社會教育獎勵費	三、〇六九・〇〇	
	第三款 補助臨時警察費	四五、三六〇・〇〇	第一項 民衆教育振興獎勵費	三、〇六九・〇〇	
	第一款 補助臨時警察費	三七、三五〇・〇〇	第十款 補助街村育成費	二〇、七〇〇・〇〇	
	第二款 補助討伐費	八、〇一〇・〇〇	第一項 補助街村育成費	二〇、七〇〇・〇〇	
	第四款 補助市縣費	一九四、八六七・〇〇	第十一款 警備用通信施設費	一二、〇〇〇・〇〇	
	第一款 補助縣辦公費	三二、三三九・〇〇	第一項 警備用通信施設費	一二、〇〇〇・〇〇	
	第二款 補助市縣歲入缺陷	一六二、五二八・〇〇	第十二款 補助各種事業費	二六、四一〇・〇〇	
	第五款 補助公醫費	二〇、一〇〇・〇〇	第一項 補助縣官舍營繕費	六、〇〇〇・〇〇	
	第一款 補助公醫費	二〇、一〇〇・〇〇	第二項 補助土地課稅台帳費	一〇、三〇〇・〇〇	
	第六款 防疫費	三、〇〇〇・〇〇	第三項 補助地方行政改良費	五、一一〇・〇〇	
	第一款 防疫費	三、〇〇〇・〇〇	第四項 補助青年訓練所費	五、〇〇〇・〇〇	
	第七款 農畜產開發費	一六二、八〇二・〇〇	歲出臨時部計	八四〇、四三四・〇〇	
			歲出合計	一、六三六、五九四・〇〇	

●舊借款の整理

各縣財政の確立と共に從來より殘存せる各項の借款につき調査をなすと同時に償還計畫を確立せしめ漸次整理に邁進し

つゝある。

縣 債

(各項の借款元金を掲げたり
税捐局借款は縣の報告額による)

縣名	總數	官銀號借款	省庫金借款	税捐局借款	整理私帖借款	農耕轉貸資金	建國後行政借款(未償區なるにより)	其借借款
1 錦	一七、八二八六	四七、五〇〇〇	四七、〇〇〇〇	三、三九二八六	二、〇〇〇〇	四〇、〇〇〇〇		農商借款所ヨリ 四〇、〇〇〇〇
2 北	七、〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇	九、〇〇〇〇				
3 黑	九、〇〇〇〇	四〇、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇					一〇、〇〇〇〇
4 臺	一三、九〇〇〇	二四、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇		一、九〇〇〇	五、〇〇〇〇		
5 盤	一七、〇〇〇〇	三〇、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇		原 三、〇〇〇〇	八、〇〇〇〇		
6 綏	五、一五〇〇	三〇、〇〇〇〇	二、五一一〇					
7 興	四、六二五五	二九、六二五五	一五、〇〇〇〇					
8 錦	五、五九七一	一〇、〇〇〇〇	三、五〇〇〇	六、五九七一				
9 義	八、〇七三三	四四、〇三〇〇	一〇、一〇〇〇	二、五〇三〇				
10 朝								
11 阜	二六、〇〇〇〇	三〇、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇		一七、〇〇〇〇		還未償 二五、〇〇〇〇	
12 彰	九〇、五〇一〇	三〇、一八一〇	三、四九五一〇	七、四七五五	三、九〇〇〇	一、四〇〇〇〇〇	二五、〇〇〇〇	二五、〇〇〇〇
計								

(三) 縣基本財産の造成

縣有財産の縣財政に於ける重要性に鑑み之が造成蓄積を圖るべく目下調査研究中である。

第二項 縣別財政

當省地方財政の概況は建國當初に於ける匪禍水害等に因る財政の混亂狀態も治安確立、民力恢復と共に漸次調整せられ着々健全なる徑路を辿りつゝある。

康徳元年度に於ては國庫補助を要したる縣は七縣の多きに達したるも、康徳三年度に到りには臺安、盤山、錦西及朝陽の四縣に止まり其他の各縣は既に自給自足し得る狀態に達した。

治安交通其他の關係に依り縣に於ける諸施設の配分上從來動もすれば放漫に流れ勝であつた村財政に對しても、積極的指導監督を行ひ縣財政の確立に並行せしめつゝある。

康徳四年度豫算概略を示せば左の通りである。

豫算總額

三、六九八、八〇三圓

一、縣別豫算

最大 五八三、八二七圓(錦縣)

最小 一八〇、五〇八圓(臺安縣)

平均 三〇八、二三三圓

二、負 擔

縣費負擔

平均一戸當 五圓餘

一人當 〇・九七圓餘

縣稅負擔

平均一戸當 三・五圓餘

一人當 〇・六八圓餘

四年度豫算總額は三年度に比し約三十六萬餘圓の膨張となりたるも之は歳入の確保及歳出の効果的支出に因る極めて健

全なるものである。即ち歳入の漸増は増税乃至補助費に基くものに非ずして縣民經濟力の恢復及徵稅制度の整備に因るものである。

又歳出に付ては從來其の過半を占めてゐた警察費が治安恢復の結果昨年度は豫算總額の約四〇%を要せしものが本年度に於ては三三%に減じ、又一方極力冗費の節減を圖り従前十分力を用ふるを得ざりし教育、土木、保健等助長行政の改善充實に漸次着手してゐる。

就中勸業費に付ては特に重點を置き勸業諸施設其他の産業振興計畫に即應し得る豫算を計上した。更に又縣財政の基礎を確實ならしめる爲先づ舊借款の整理を企圖し一方積立金の設立を見るに至つた。尙康徳四年度に入り省地方費設定さるるや縣豫算に關しては全省を通じて左の歳入歳出の減少を來した。

歳入減	一九九、四三〇圓
一、稅收入	一七二、四二四圓
糧捐	一三五、〇〇〇圓
礦區稅附加捐	一一、二五五圓
礦產稅附加捐	二四、九四三圓
木捐	一、二二六圓
二、稅外收入	二七、〇〇六圓
中等學校授業料	二七、〇〇六圓
歲出減	一三七、二五四圓
一、中等學校費	一三七、二五四圓

結局差引 六二、〇〇〇餘圓の歳入を省地方費財源として充當せらるゝ結果となりたる爲一、二の縣は要補助縣となり、又糧捐の徵收をなし居らざりし錦、北鎮、綏中の各縣は歳入に大なる影響なく歳出のみ減するので若干餘裕を生ずることゝなつた。

右の如く縣歳入の一部を省地方費の設定に依り適地適應に依る地方行政の伸張が期待せらるべく縣財政も亦一段の整備を期待される。

(一) 縣別豫算内譯

康 德 四 年 度 縣 別 歲

歲 入

縣 名	經								
	財 產 收 入	使 用 料 及 手 數 料			交 付				
		使用料	手數料	計	國 稅 徵 收	阿 販 賣 賣	國 有 財 產	其 他	
1 錦	△2,624 *2,624	△36,141 *41,981	△11,927 *12,431	48,068 *54,412	4,890 *4,890	— *3,000	— 2,250	侯範小學校 5,843 地籍整理 交付金 500 報償金	
2 北 鎮	3,080 *3,080	13,872 *14,412	3,670 *4,030	17,542 *18,442	3,400 *3,400	— *2,000	300 *300	4,000 4,000	
3 黑 山	36 *36	20,406 *20,806	5,520 *5,520	26,326 *26,326	4,075 *4,075	— *2,500	—	—	
4 臺 安	733 *973	6,640 *6,640	1,160 1,160	7,800 *7,800	1,200 *1,200	— *3,200	—	4,172 *4,172	
5 盤 山	5,800 *5,800	4,760 *4,760	1,698 *1,698	6,458 *6,458	2,634 *2,634	— *2,200	—	15,132 *15,132	
6 綏 中	4,826 *4,626	22,773 *22,773	6,477 *6,477	29,250 *29,250	3,000 *3,000	— *1,500	—	6,000 *6,000	
7 興 城	3,436 *3,436	11,453 *8,703	1,235 *1,235	12,688 *9,938	3,000 *3,000	— *1,000	—	3,000 *3,000	
8 錦 西	1,875 *1,875	9,548 *7,798	1,560 *645	11,108 *8,443	2,200 *2,200	— *2,700	—	—	
9 義	4,460 *4,460	11,873 *11,873	7,223 *7,223	19,096 *19,096	4,200 *4,200	— *1,500	—	6,300 *6,300	
10 朝 陽	410 *410	6,315 *7,415	4,010 *4,341	10,325 *11,756	80 *3,580	— *3,600	—	—	
11 阜 新	— *110	2,022 *2,022	2,080 *2,080	4,102 *4,102	360 *360	— *2,000	—	—	
12 彰 武	2,984 *2,984	8,528 *6,752	3,140 *3,140	11,668 *9,892	2,125 *2,125	— *1,000	— *60	—	
計	30,264 *30,414	154,731 *155,935	49,700 *49,980	204,431 *205,915	31,164 *34,664	— *26,200	300 *2,610	38,604 *44,947	

入 歲 出 豫 算 一 覽 表

(一)

* 印は現在豫算

金	常							
	計	雜		收		入		
		過年度 收 入	存 款 利 息	罰 款 過 息 金	廢 物 賣 出 金	售 賣 紙 張	勸 業 入 入	延 滯 金
								雜收入
4,890 *16,483	15,000 *15,000	200 *200	1,300 *2,300	100 *100	1,734 *1,734	1,500 *1,500	—	3,234 *12,100
7,700 *9,700	61,854 *61,854	200 *200	160 *160	100 *100	240 *240	500 *500	—	100 *700
4,075 *6,575	56,499 *56,499	100 *100	250 *250	50 *50	—	350 *350	—	40 *40
5,372 *8,572	5,200 *7,063	40 *40	1,000 *1,000	140 *140	20 *20	—	—	—
17,766 *19,966	24,000 *24,000	—	784 *784	100 *100	60 *60	—	—	50 *231
9,000 *10,500	33,773 *33,773	500 *500	800 *800	1,531 *1,531	100 *100	—	1,000 *1,000	310 *3,310
6,000 *7,000	15,000 *15,000	600 *600	120 *120	—	—	—	—	510 *3,103
2,200 *4,900	2,500 *2,500	—	1,000 *1,000	50 *50	—	—	—	300 *300
10,500 *12,000	15,000 *15,000	1,500 *1,500	350 *350	30 *30	—	—	—	20 *11,670
80 *7,180	25,000 *25,000	1 *1	250 *750	100 *100	—	—	1,000 *1,000	1,090 *4,580
360 *2,360	47,510 *47,510	—	500 *500	80 *280	—	—	500 *5,500	1,220 *2,820
2,125 *3,185	65,000 *65,000	—	1,050 *1,050	1,300 *1,300	—	—	—	— *200
70,068 *108,421	366,336 *368,199	3,141 *3,141	7,564 *9,664	3,581 *3,781	2,154 *2,154	2,350 *2,350	2,500 *7,720	6,874 *39,054

康 德 四 年 度 縣 別 歲

歲 入

縣 名	部						
	雜 收 入		縣				稅
	其 他	計	國 附 加 捐	地 捐	房 捐	戶 別 捐	雜 捐
1 錦	—	23,068 *32,934	63,779 *46,855	205,850 *205,850	38,684 *39,292	18,235 *18,757	76,797 *87,770
2 北 鎮	—	63,154 *63,754	16,062 *16,197	138,103 *138,103	6,127 *6,128	16,000 *6,090	10,620 *17,306
3 黑 山	—	57,289 *57,289	20,645 *20,758	172,396 *172,396	19,035 *19,035	15,113 *15,393	64,800 *64,920
4 臺 安	—	6,400 *8,263	2,210 *2,210	77,364 *77,364	3,942 *1,800	6,000 *1,200	16,794 *16,794
5 盤 山	—	24,994 *25,395	4,200 *4,200	84,000 *84,000	2,560 *2,560	1,000 *1,000	19,079 *19,079
6 綏 中	—	38,014 *41,014	34,120 *30,120	108,413 *100,413	5,690 *5,000	28,700 *13,951	21,180 *21,180
7 興 城	—	16,230 *18,123	10,510 *10,510	100,946 *100,946	3,000 *3,000	6,000 *6,000	46,100 *46,100
8 錦 西	報償金 6,300 *6,300	10,150 *10,150	8,300 *6,300	79,492 *69,120	6,000 *6,000	4,000 *2,000	26,350 *25,277
9 義	—	16,900 *28,550	25,300 *25,300	158,800 *158,800	4,300 *4,300	7,800 *7,800	59,776 *60,626
10 朝 陽	—	27,441 *31,431	40,800 *45,800	96,570 *86,750	9,000 *9,000	30,100 *15,790	31,963 *39,038
11 阜 新	寄附金 *3,630	49,810 *60,240	10,515 *17,068	90,712 *90,712	992 *1,016	1,500 *1,700	16,560 *40,962
12 彰 武	—	67,350 *67,550	10,500 *10,500	120,800 *120,800	3,000 *3,000	3,000 *3,000	37,932 *37,932
計	6,300 *8,930	400,800 *445,393	264,941 *253,318	1,433,626 *1,413,254	102,330 *100,131	137,448 *92,681	428,451 *476,984

入 歲 出 豫 算 一 覽 表 (二)

* 印ハ現在豫算

計	計	臨					
		報 償 金	結 餘 金	滾 入 金	國 有 財 產 管 理 交 付 金	財 產 賣 出 金	縣 債
403,345 *416,524	481,995 *522,977	9,890 *9,890	200 *43,963	—	—	—	— *60,000
186,912 *183,824	278,388 *278,800	—	1,000 *1,000	—	—	—	—
291,989 *292,502	379,715 *382,728	5,800 *5,800	15,000 *15,000	—	228 *228	—	—
106,311 *99,368	126,616 *124,976	—	9,500 *3,110	—	—	—	—
110,839 *110,839	165,857 *168,456	—	500 *500	—	—	—	—
198,103 *178,664	279,193 *264,054	—	1 *12,105	—	—	—	—
166,556 *166,556	204,910 *205,753	—	200 *3,384	—	—	—	—
124,642 *108,697	149,975 *134,065	—	200 *21,053	—	—	20,000 *28,280	30,000 0
255,976 *256,826	306,932 *320,932	—	2,000 *2,000	55,538 *55,538	—	—	—
208,413 *196,378	246,869 *247,155	—	— *977	— *7,796	—	—	—
120,279 *151,458	174,551 218,270	—	684 *19,209	—	—	— *9,848	—
175,232 *175,232	259,359 *258,843	—	4,000 *4,000	—	—	—	—
2,348,797 *2,336,868	3,054,360 *3,127,011	15,690 *15,690	33,285 *128,301	55,538 *63,334	228 *228	20,000 *38,128	— *60,000

(四)

康 德 四 年 度 縣 別 歲

歲 入

縣 名	寄 附 金	其 他	時				庫
			移 警	管 察 隊	國庫支辦 者辦公費	歲入缺陷	警 備 費
1 錦	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	*3,278	—	—	—	—
2 北 鎮	—	—	—	—	—	—	200
	—	—	*2,152	—	—	—	—
3 黑 山	—	—	—	—	—	—	—
	*19,762	—	*3,961	—	—	—	*200
4 臺 安	—	—	—	—	—	19,778	—
	*4,000	農耕貸款償還金 *16,000	*3,176	*4,326	*15,441	*2,500	—
5 盤 山	—	—	—	—	—	18,886	—
	—	—	*2,271	*4,257	*4,801	*2,500	—
6 綏 中	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	*3,568	—	—	—	—
7 興 城	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	*2,312	—	—	—	—
8 錦 西	—	—	—	—	—	57,674	—
	*15,900	—	2,755	4,278	*43,875	*1,000	—
9 義	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	*3,192	—	—	—	*200
10 朝 陽	—	—	—	—	—	—	—
	*5,000	—	*7,030	*5,134	*49,001	*3,820	—
11 阜 新	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	*1,684	—	—	—	*3,600
12 彰 武	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	*1,894	—	—	—	*1,400
計	—	—	—	—	—	96,338	—
	*44,662	*16,000	*37,273	*17,995	*113,118	*15,420	—

出 歲 入 豫 算 一 覽 表

(三)

* 印ハ現在豫算

部				計	歲 入 合 計
補		助			
宿舍建築	治外法權撤廢	其 他	計		
—	—	土木費	—	10,090	492,085
—	—	2,000	*5,278	*119,131	*642,108
—	—	—	—	1,000	279,388
—	*30	—	*2,382	*3,382	*282,182
—	—	孔子廟建築	—	21,028	400,743
—	—	*1,500	*5,661	*46,451	*429,179
—	—	—	19,778	29,278	155,894
*5,000	—	—	*30,443	*53,553	*178,529
7,000	—	—	25,886	26,386	192,243
*7,000	—	—	*20,829	*21,329	*189,787
—	—	—	—	1	279,194
—	—	—	*3,568	*15,673	*279,727
—	—	—	—	200	205,000
—	—	—	*2,312	*7,696	*213,449
—	—	—	57,674	107,874	257,849
—	—	—	*51,908	*117,141	*251,206
—	—	—	—	57,538	364,470
—	—	—	*3,392	*60,930	*381,862
—	—	—	—	—	246,869
*2,500	*1,162	—	*68,647	*82,420	*329,575
—	—	—	—	684	175,235
*2,500	—	—	*7,784	36,841	*255,111
—	—	—	—	4,000	363,359
—	—	—	*3,294	*7,294	*266,137
7,000	—	—	103,338	258,079	3,312,439
*17,000	*1,192	*3,500	*205,498	*571,841	*3,698,852

康 德 四 年 度 縣 別 歲

歲 出

縣 名	經 常							
	祭祀費	公署費	警察費	土木費	教育費	社會事業費	衛生病院費	屠宰場費
1 錦	—	77,834	190,991	—	77,806	—	21,427	6,383
	—	*90,001	*191,348	—	*88,788	*1,200	*22,655	*6,383
2 北 鎮	280	52,440	105,190	1,000	38,385	1,000	900	3,259
	*280	*57,246	*91,454	*1,000	*39,521	*1,000	*950	*4,123
3 黑 山	400	51,226	139,632	2,750	42,740	—	3,710	8,532
	*400	*56,772	*123,709	*5,400	*42,740	—	*3,710	*8,532
4 臺 安	400	38,165	82,264	—	23,413	—	—	1,251
	*400	*42,491	*74,536	—	*23,413	—	—	*1,251
5 盤 山	300	42,430	98,757	—	19,879	—	1,696	535
	*300	*46,923	*91,691	—	*19,879	—	*1,696	*535
6 綏 中	400	56,709	115,865	500	54,397	—	1,868	—
	*400	*64,233	*103,130	*500	*54,397	—	*1,868	—
7 興 城	400	52,507	86,828	—	18,843	—	—	1,634
	*400	*61,077	*80,642	—	*13,228	—	—	*1,784
8 錦 西	400	47,568	97,200	—	29,961	—	—	1,721
	*400	*51,846	*90,594	—	*29,961	—	—	*1,721
6 義	400	60,648	117,014	—	47,526	—	—	1,773
	*400	*64,238	*106,951	—	*47,526	—	—	*1,773
10 朝 陽	400	45,371	137,295	—	23,542	—	1	8,400
	*400	*57,338	*178,321	—	*24,542	—	*1,190	*6,681
11 阜 新	240	37,904	98,549	—	14,081	—	800	2,443
	*240	*54,854	*92,793	—	*14,597	—	*1,480	*2,899
12 彰 武	400	47,679	95,137	—	45,453	1,000	3,123	2,337
	*400	*49,401	*81,592	*1,000	*46,256	*1	*1,295	*2,841
計	4,020	610,481	1,364,722	4,520	436,026	2,000	33,525	38,268
	*4,020	*696,420	*1,306,761	*7,900	*444,848	*2,201	*34,844	*38,523

入 歲 出 豫 算 一 覽 表

(四)

* 印ハ現在豫算

部									
電 話 局 費	給與金	地 方 改良費	勸業費	財 務 分局費	縣 稅 辦理費	諸稅 及負擔	其 他	預備費	計
15,025	2,650	1,394	12,399	15,659	—	—	調查費 2,100 區公所費 19,441 調查費 *4,296 區公所費 *2,759 路工所費 *7,942	5,000	448,109
*15,025	*4,555	*5,547	*16,520	*22,116	—	—	—	*5,000	*484,109
7,031	1,700	3,896	10,652	11,602	1,000	—	—	2,500	240,835
*7,031	*3,065	*3,896	*10,652	*11,890	*1,000	*837	—	*2,500	*236,445
9,698	2,000	—	20,773	14,764	—	—	—	3,000	299,225
*9,698	*5,990	—	*20,773	*14,764	—	—	—	*3,000	*295,488
2,875	600	—	—	3,326	—	—	—	1,600	153,894
*2,875	*1,137	—	—	*3,326	—	—	—	*1,600	*151,029
5,274	1,200	—	880	1,946	146	—	—	2,000	175,043
*5,274	*1,317	—	*880	*1,946	*146	—	—	*2,000	*172,587
10,346	2	390	5,127	11,947	—	—	辨事處費 6,592	2,500	266,643
*10,346	*672	*390	*5,246	*11,947	—	—	*6,592	*2,500	*262,221
8,095	—	—	2,591	5,640	—	—	—	2,000	178,538
*8,395	2,811	—	*2,991	*5,840	—	—	—	*2,000	*179,168
6,956	—	—	2,543	5,680	—	—	—	2,000	194,029
*6,956	1,305	—	*2,743	*5,680	—	—	—	*2,000	*193,206
—	1,651	—	3,318	9,019	—	100	天然紀念物保存 120	2,200	243,769
—	*3,636	—	*3,718	*9,019	—	*100	*120	*2,200	*239,681
—	2	—	2,953	15,883	—	—	—	3,225	237,072
—	3,550	*929	*3,790	*20,588	*200	—	—	*18	*297,547
2,888	1,200	—	1,614	4,769	—	—	—	1,477	165,965
*13,640	*2,900	—	*2,114	*8,482	—	—	—	*1,477	*195,476
6,353	2,000	3,361	3,000	—	200	—	—	2,000	212,043
*6,542	*5,200	*3,361	*5,539	*7,462	*200	—	—	*1	*211,091
74,541	13,005	9,041	65,850	100,235	1,346	100	28,253	29,502	2,815,165
*85,782	*36,138	*14,123	*74,966	*123,961	*1,546	*937	*21,683	*24,396	*2,918,048

康 德 四 年 度 縣 別 歲

歲 出

縣 名	臨				時			
	建築費	土木費	償還金	補助費	電 話 架設費	農商貸款 整 理 費	地 方 改 良 費	購置費
1	4,427 *64,427	—	5,672 *9,872	24,394 *22,825	—	1,854 *1,959	—	— *5,048
2 北 鎮	13,000 *19,334	5,000 *100	3,800 *5,800	—	4,780 *4,780	1,680 *1,735	—	—
3 黑 山	21,500 *46,692	16,900 *16,900	4,400 *4,400	9,930 *9,930	—	938 *938	3,473 *3,473	—
4 臺 安	— *5,500	—	1,000 *1,000	—	1,000 *5,000	—	—	—
5 盤 山	—	8,700 *8,700	7,300 *7,300	1,200 *1,200	—	—	—	—
6 綏 中	—	—	11,591 *11,591	960 *1,960	—	—	—	—
7 興 城	— *1,555	500 *500	3,971 *3,971	8,990 *12,250	1,000 *1,000	—	987 *987	—
8 錦 西	50,000 *44,180	—	1,000 *1,000	7,920 *7,920	3,500 *3,500	—	—	—
9 義	2,970 *13,230	15,000 *30,000	10,973 *10,973	33,364 *33,364	—	—	2,856 *2,856	—
10 朝 陽	— 19,148	—	1,167 —	—	8,630 *8,630	—	—	— *1,750
11 阜 新	— 17,300	—	364 —	6,800 *7,040	—	—	1,380 *1,380	— *7,850
12 彰 武	2,950 *2,950	—	7,350 *9,400	—	—	—	—	— *4,115
計	94,847 *234,316	46,100 *56,200	58,588 *65,307	93,558 *98,489	18,910 *30,772	4,472 *4,632	8,696 *8,696	— *18,763

入 歲 出 豫 算 一 覽 表 (五)

* 印ハ現在豫算

部								歲出合計
開辦費	調査費	災害救済費	裝備費	其 他	積立金	特 別準備金	計	
—	—	*341	—	—	—	7,629	43,976	492,085
—	—	—	—	—	*39,855	*13,672	*157,999	*642,108
—	1,080	—	—	縣誌編纂 1,200	—	8,013	38,553	279,388
—	*1,080	—	*1,720	縣誌編纂 *1,200	—	*9,702	*45,737	*282,182
—	—	—	—	屠宰場 *125	—	—	—	—
—	—	—	—	交付金 *161	—	—	—	—
—	—	—	*10,700	—	—	44,377	101,518	400,743
—	—	—	—	—	—	*40,658	*133,691	*429,179
—	—	—	—	—	—	—	2,000	155,894
—	—	—	—	農耕貸款償還額 *16,000	—	—	*27,500	*178,529
—	—	—	—	—	—	—	17,200	192,243
—	—	—	—	—	—	—	*17,551	*189,787
—	*2,000	—	—	—	—	—	12,551	279,194
—	—	—	—	—	—	*1,955	*17,506	*279,727
—	—	—	—	—	—	11,124	26,572	205,110
—	—	—	—	—	—	*14,018	*34,281	*213,449
1,400	—	—	—	—	—	—	36,820	257,849
*1,400	—	—	—	—	—	—	*58,000	*251,206
—	—	—	—	—	—	55,538	120,701	364,470
—	—	—	—	—	—	*51,758	*142,181	*381,862
—	—	—	—	—	—	—	9,797	246,869
—	—	—	—	*2,500	—	—	*32,028	*329,575
—	726	—	—	—	—	—	9,270	175,235
*1,000	*726	—	—	—	—	*19,339	*59,635	*255,111
—	—	—	—	—	—	—	—	—
*795	—	—	—	5,250	—	35,766	51,316	263,359
—	—	—	—	*5,550	—	*27,3741	*55,046	*266,137
1,400	1, 60	—	—	6,450	—	162,447	497,274	3,312,439
*3,195	*3,806	*341	*12,420	*25,536	*39,855	*178,476	*780,804	*3,698,852

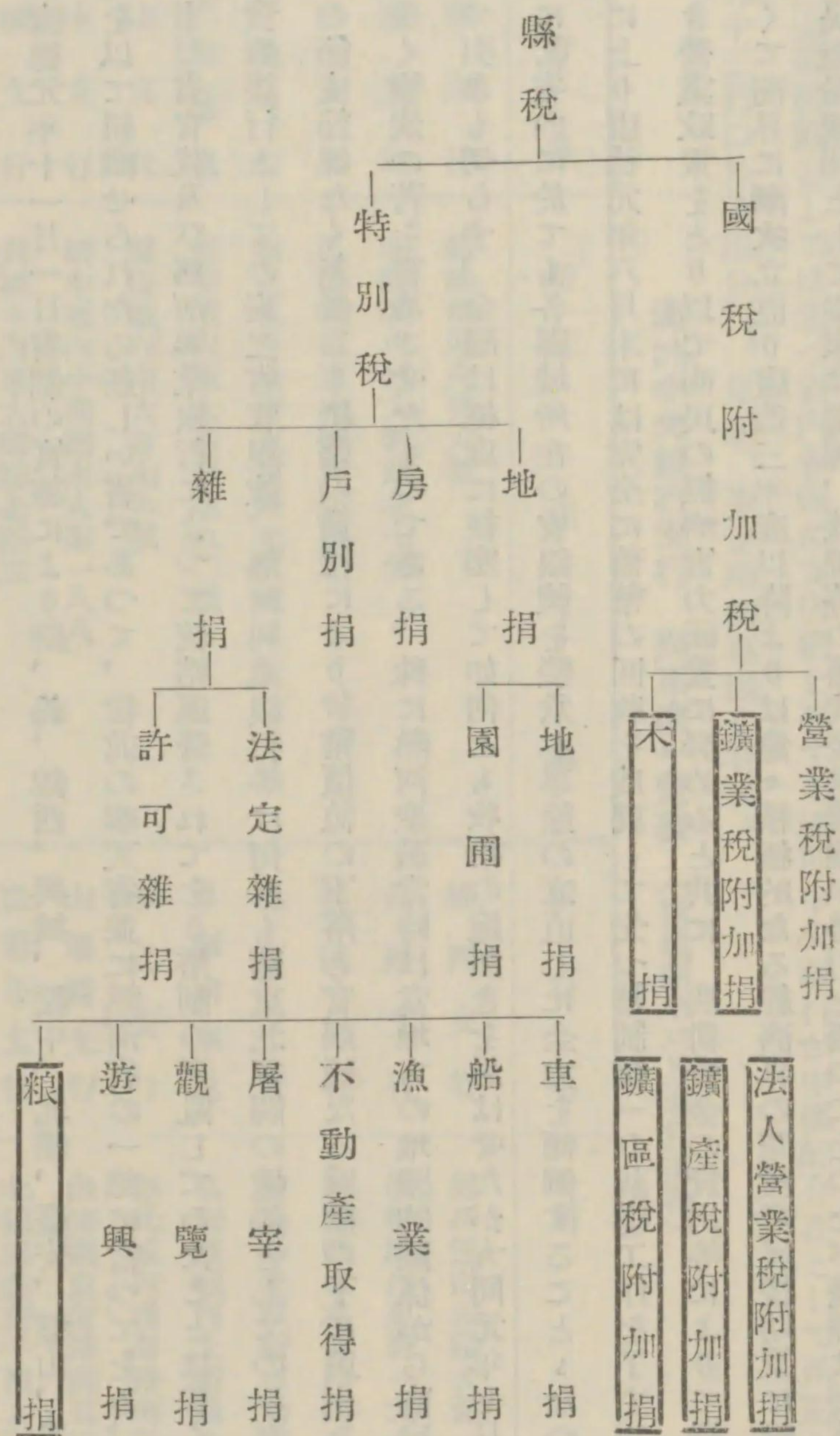
第三項 地方税制

建國後各縣區々であつた税制に關し財政的中央集權の確立を期せんが爲、現行税捐は其徵收機關の如何を問はず從前中央省政府の歲入に屬せしものは總て之を國稅とし、其他は之を地方税として市縣の收入に歸せしむ（大同元年九月十九日財政部訓令第七六號）る事となり、國稅と地方税を劃分する等政府は漸次地方税制整理に意を用ひ、民政部に於ては縣市地方税制の整理に關し成案を作成し康德二年八月二十四日地方税法及同法施行規則の公布となり、康德三年一月一日より之を實施された。

△新 税 制 要 領

從來地方税は一部統制を期したもの、他は既ね舊來の制度を踏襲したに過ぎず、從つて可及的連に之が改善を圖り一面負擔の公正と制度の整備を期し地方財政の健實なる進展に資すると共に、他面日本人課税實施に遺憾なからしめた。

康德四年一月一日より省地方費が設定さるゝや從來縣に屬してゐた國稅、附加捐中法人營業稅附加捐、礦業稅附加捐、木捐及雜捐中糧捐は省地方費に引揚げられ現行地方税制體系は左表の通となつた。



印は地方費設定と共に縣より引揚げられたるもの

第二節 金融

第一項 概説

本省は康德元年十一月一日省制の實施により錦、義、錦西、興城、綏中、北鎮、臺安、盤山、黑山、彰武、阜新、朝陽の十二縣を以て組織せられたる新しい省であつて、従前の奉天省並に熱河省の一部に當つてをる、從而事變前に於ける金融は概ね東三省官號及び熱河興業銀行によつて統轄運営されてをり幣制の紊亂してゐたことは普く江湖の知悉する處である。即ち發券銀行としての東三省官銀號、熱河興業銀行等は何れも舊東北軍閥の傀儡としてのみ存在し其の間何等發券銀行としての節度節操なく無暴なる紙幣の發行により貨幣價值の下落と官銀號なる威權の下に民生を無視したる暴政は管下の民衆に全く塗炭の苦を嘗めさせたものである。殊に熱河聖戰當時は當地方の地歴的關係から商民の關内に逃亡するもの陸續として引きも切らず、金融は極度に梗塞して如何とも收拾の途無きを思はせたが大同元年七月一日滿洲中央銀行の設立と同時に當省内に於ても各縣域所在の官銀號を繼承し事態の立直しに全力を傾倒することゝなつた。其後幾何もなくして成績大に上り康德元年六月末には完全に舊幣の回收を成就して先づ幣制統一の基礎工作を了すると共に逐次現情に適應するが如き營業政策をとり以て商民の經濟實力涵養に努めると共に、農耕資金の貸出等によりて農村の立直しを企圖して來た、斯くて商界に漸次立直り康德三年度以降よりは愈々積極的な經濟界の開發發展援助策に變改せられつゝある。他方一般庶民金融機關として從來は當舖、錢舖等の舊式金融機關が勢力を張つてをつたが錢舖は康德三年度末に於ける爲替管理法の施行以來漸次没落して其の跡を絶ち、當舖は農村金融に對しては今尙牢固たる大勢力を有してをるが最近整備されたる金融合作社の活動は農村に裨益する處多大にして漸次其の活動範圍を擴大しつゝある。

第二項 金融機關

(一) 銀行

本省内金融機關としては先づ省内各縣に支店網を有する滿洲中央銀行が中樞的存在として活動してゐる。即ち中銀は各地に支行十三行の外朝陽分行、阜新、臺安兩辦事處を有す。

滿洲中央銀行支行、辦事處一覽表 (康德四年三月末日現在)

銀行名	所在地	銀行名	所在地
錦縣支行	錦縣車站中央大街	錦西支行	錦西連山正陽大街一三號
北鎮支行	北鎮城內西大街路北七號	義縣支行	義縣城內東街一九六號玉順成內
黑山支行	黑山城內東大街西頭路北	朝陽分行	朝陽縣坂本街路西二四號
新立屯支行	新立屯自治街東道路路北五號	北票支行	朝陽縣北票新市場街八號
臺安辦事處	臺安城內東大街路北九〇號	阜新辦事處	阜新縣城內西大街路北
盤山支行	盤山城內南大街七六號	彰武支行	彰武城內西街路南三二二號
綏中支行	綏中城內小南關東大街一八八	山海關支行	山海關東街路南五四號
興城支行	興城々内東大街路北四五	溝帮子支行	北鎮縣溝帮子西大街路南四

其他銀行としては日本側に朝鮮銀行奉天支店錦州派出が錦州に設けられ、主に日人關係融資に當つて來たが康德四年一月一日より滿洲興業銀行に改組されて營業を繼續して居る。地方銀行としては義縣に本店を錦縣に支店を有する公順銀行あり、其他錦縣に中國銀行支店、奉天商業銀行支店がある。

在錦銀行一覽表 (康德四年三月末日現在)

銀行名	組織	資本金	内拂込濟額
滿洲中央銀行	株式	總行新京 三〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
興業銀行	株式	總行新京 三〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇
奉天商業銀行	株式	總行奉天 一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
公順銀行	株式	總行義縣 一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
中國銀行	株式	總行上海 四〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇

錦縣各銀行存放款及滙兌額數表

(康德四年三月末日現在)
(滿洲中央銀行錦縣支行調查)

銀行名	幣別	存款	放款	收滙	滙款	付滙	滙兌
滿洲中央銀行	國幣	二,一四九,九六三,四九	一,六九二,九八八〇	三,〇一六,三四三,六	一,五七一,二四	二,三六〇,五九九一	
興業銀行	國幣	四〇六,九六〇〇	一,〇四三,九五〇〇	二,一三四,四四〇〇	二九〇,〇二五,九八	二,〇三二,〇四七〇〇	
同業銀行	華幣			五〇,六〇〇〇	八五,〇〇	三,八四七〇〇	
同業銀行	金票					一四,一八四〇〇	
商業銀行	國幣		五〇九,七七〇〇				

公順銀行	國幣	二二,二八九一五	三九,七五二〇	二〇九,二八二七		四〇,〇三三,八九	
中國銀行	華幣	八四四,七二九	六六,二四九,三	一九四,六六一九四		二,三三〇,〇〇	
合計	國幣	二,八四八,六八九二	四,一八九,一五〇〇	五,三三五,四九六三		四,四三一,六六,八〇	
華幣	金票	一一,二四七		五,二二三,一〇〇		三,八四七〇〇	
華幣		一一,二四七	一一,二四七	六三,二二五,四三		一六,五五〇〇	

尙ほ本省内に於ては銀行法公布後も省城、綏中、義縣等に兌換を主要業務とする小規模銀行數行存してゐたのであるが爲替管理法の公布、金票國幣一元化に伴ひ此等銀行は相繼いで倒産し現存するものは唯だ義縣公順銀行あるのみである。蓋し該銀行は爲替貸附を主業務とするが故に能く存続してゐるもので現に營業頗る活潑である。

(二) 金融合作社

金融合作社は臺安を除く各縣城に所在して専ら農村金融、農村の育成發達に資してをる外、錦州には一般商工業者を對象とする都市金融合作社が康德三年十一月二十日に設立され活潑なる營業をなしてをる。即錦州都市金融合作社、錦縣金融合作社外十縣に所在し現在總數十二箇所に及ぶ。一昨年六月以降實績左の如し。(省公署實業廳調)

錦州省金融合作社業務成績 (錦州省公署實業廳調)

期別	社數	社員數	出資金	存款	放款
康德二年六月末	五	九,三三四	四六,五七〇〇〇	三,一四〇,〇八	七〇,七五七,七〇〇

同 三 年 十 二 月 末	同 三 年 六 月 末	康 德 二 年 十 二 月 末
三	九	九
一八、五五四	一五、八七五	二二、四四〇
九六、二九五〇〇	七、八〇五〇〇	六三、六〇〇〇〇
六六、二九〇四一	三六〇、一九八二〇	一、〇七、一五〇三
八九、一三四八一	一、二五七、一五七三	七五、三三〇七

社 名	社 員 數	出 資 金	存 款	放 款
錦 縣	一、五〇一	四、五一〇〇〇	二二、四五九・一四	一九七、六一五〇〇
興 城	一、八一〇	九、〇五〇〇〇	六、五九二・六二	二九五、三七三〇〇
綏 中	一、八六八	九、三四〇〇〇	一、三七四・〇〇	六六、一二三〇〇
義 縣	二、〇四四	一〇、二二〇〇〇	八八二・七二	一一五、〇〇六〇〇
黑 山	二、〇〇一	一〇、四五〇〇〇	三一、三〇八・四八	三一、二四〇〇〇
計	九、二二四	四六、五七〇〇〇		七〇五、三五七〇〇

康德二年六月末日現在

康德二年十二月末日現在

社 名	社 員 數	出 資 金	存 款	放 款
錦 縣	一、五一〇	七、五五五〇〇	一三九、四七三・二〇	一七七、〇八三・二七
興 城	二、一一九	一〇、五九五〇〇	三二、二〇六・二〇	三〇二、〇二五〇〇
綏 中	二、三八七	一一、九三五〇〇	一一、一九七・九二	六三、三六六〇〇

社 名	社 員 數	出 資 金	存 款	放 款
義 縣	二、三二五	一一、六二五〇〇	一〇、七五五・六三	一四六、八六四・〇〇
黑 山	二、〇八二	一〇、八三五〇〇	五、三八八・九三	六七、五〇二・〇〇
北 鎮	六四五	三、二二五〇〇	一、二六六・〇〇	一三、九九〇〇〇
錦 西	一四五	七二五〇〇	三、二八〇・七〇	七、八九〇〇〇
朝 陽	三七三	一、八六五〇〇	五〇〇	一、五三〇〇〇
盤 山	八五四	四、二七〇〇〇	二、五八一・四五	一五、〇八五〇〇
計	一二、四四〇	六二、六三〇〇〇	二〇七、一五五・〇三	七九五、三三五・二七

金融合作社業務統計表 康德三年六月末日現在

社 名	社 員 數	出 資 金	存 款	放 款
錦 縣	二、〇六〇	一〇、三〇五〇〇	一一二、四八九・六二	一七八、五三四・七三
興 城	二、一五八	一〇、七九〇〇〇	四七、七七七・八五	三二三、八〇〇・〇〇
綏 中	二、七九三	一三、九六五〇〇	三六、九七八・八六	二〇五、〇六三・〇〇
義 縣	二、四五九	一二、二九五〇〇	一六、九六一・四一	一一六、一二八・〇〇
黑 山	二、一三九	一一、一二〇〇〇	三五、二七二・七五	一一一、五〇〇・〇〇
北 鎮	八四六	四、二三〇〇〇	六二、六〇二・三八	九一、〇四五・〇〇
錦 西	一、一五七	五、七八五〇〇	一七、九〇七・八一	九〇、三五二・〇〇
朝 陽	八四八	四、二四〇〇〇	二一、二五一・〇三	四四、一八五・〇〇

盤	計	山
一、四一五	七、〇七五・〇〇	八、九七六・四四
一五、八七五	七九、八〇五・〇〇	三六〇、一九八・二〇
		九六、五五〇・〇〇
		一、二五七、一五七・七三

金融合作社業務統計表 康徳三年十二月末日現在

社名	社員數	出資金	存款	放款
錦縣	二、七五八	一三、七六五・〇〇	一三二、二三五・七九	八七、九五二・〇〇
興城	二、二六七	一一、三三五・〇〇	一二〇、九四二・〇九	二三一、七三〇・〇〇
綏中	二、八八六	一四、四三〇・〇〇	四八、〇九九・一〇	三二、六九六・〇〇
義縣	二、五一九	一二、五九〇・〇〇	三七、三五九・四八	一三〇、八〇一・〇〇
黑山	二、一三九	一一、一二〇・〇〇	五五、六七六・七〇	六〇、九一五・〇〇
北鎮	一、〇二六	五、一三〇・〇〇	七五、四三二・三四	六七、二八五・〇〇
錦西	一、五〇三	七、五一五・〇〇	二六、一一一・一二	六六、六三九・〇〇
朝陽	一、一八六	五、九三〇・〇〇	七一、二三〇・八九	四八、八五〇・〇〇
盤山	一、四五二	七、二六〇・〇〇	一一、二二二・〇九	五八、四六二・〇〇
阜新	三四七	一、七三五・〇〇	三七、三七〇・九〇	一、二七〇・〇〇
彰武	三四六	一、七三〇・〇〇	四〇二・六五	一六、五五〇・〇〇
錦都	一二五	三、七五〇・〇〇	四五、八三七・二六	七四、九八四・八一
計	一八、五五四	九六、二九五・〇〇	六六一、九二〇・四一	八七九、一三四・八一

(三) 當舖

本省內當舖としては其數二十八家に及び就中公濟當約半數を占む、此等は地方金融梗塞の折柄地方庶民に便益する所尠しとせず、業態概ね良好である。

茲に最近當舖業者の名稱所在地及其の業務統計を示せば次の如し（錦州省公署實業廳調）

省城當舖一覽表（康徳四年三月末日現在）

當舖名	所在地	當舖名	所在地
天順當舖	錦縣東街五灣胡同二〇六	隆泰來接當舖	錦縣西門南胡同一一九
天順支當舖	同 東關門牌四九	隆泰來代當舖	同 南門內二八八
天順代當舖	同 大馬路二丁目一〇一	公濟濟當舖	同 南街大牆胡同一七八
裕生當舖	同 東街八〇	公濟西接當舖	同 西門內路北一五一
裕生代當舖	同 東關瓜市二八八	同 北接當舖	同 北街牌樓架子胡同二六〇
同	同 西關小車行九三	同 東當舖	同 東門外什字街八七
同	同 北關石廠二五四	同 北當舖	同 北關大街二三二
聚發長當舖	同 東關瓜市三〇九	同 路當舖	同 大馬路七九
隆泰來德當舖	同 西門北胡同一四九		

省城當舖業務統計表 (康德四年三月末日現在)

當舖名	本月中貸出額	本月中收回額	本月中貸出金現在額
天順順當	五、一七六・〇〇	三、七二〇・八〇	三〇、二八三・八〇
天順支當	一、〇〇六・五〇	二〇二・六〇	一、六八一・四〇
天順代當	二、三四二・二〇	九二一・三〇	七、四六八・〇〇
裕生當	一、一七六・三・四〇	七、三三二・二〇	九五、三一九・四〇
裕生代當	三、五九〇・〇〇	一、五九四・一〇	一八、二五八・八〇
裕生代當	三、〇六六・六〇	一、一五五・六〇	一三、六一七・三〇
裕發長當	四、七三九・〇〇	二、五八二・六〇	二九、三二一・六〇
隆泰來總當	五、六一六・四〇	二、四四九・四〇	二八、一九九・七〇
隆泰來接當	七、五五四・七〇	四、五九三・七〇	五五、九七七・九〇
隆泰來代當	三、五四四・二〇	二、四六五・九〇	二一、七九七・八〇
公濟西接當	三、〇四四・四〇	一、三一六・七〇	一一、八四五・五〇
公濟北接當	六、二〇九・一〇	五、一一五・九〇	六五、〇五四・〇〇
公濟東當處	三、八七九・四〇	二、九五四・七〇	四四、二二一・七〇
公濟北當處	四、八三五・七〇	三、三四〇・四〇	三二、三三八・九〇
公濟北當處	二、三七〇・〇〇	一、八〇二・五〇	一三、五六一・六〇
公濟北當處	二、五七三・四〇	一、三五四・四〇	一五、〇八二・三〇

公濟路當處
合計

二、一三一・六〇
七三、四四二・五〇

九二一・六〇
四三、八二四・四〇

一一、四九六・二〇
五〇一、五二五・九〇

各縣當舖一覽表 (康德四年三月末日調)

當舖名	所在地	當舖名	所在地
公濟支當石	錦縣石山站	公濟分當	錦西連山正陽大街六四
北鎮公濟當	北鎮什字街西一號	益宏聲當	義縣東街路北二七
黑山公濟當	黑山縣西大街二五	益宏聲代當	同 西街路北九四
匯豐當	黑山縣新立屯廣富街九六	裕興當	同 北街路西六
廣和當	同 武聖街二〇	裕興代當	同 西街路南二六〇
德順北當	同 興順街二一	公濟支當	同 東街路北一八
德順西當	同 廣富街一四	公濟代當	同 南街路東一三
公濟支當	臺安縣城內中央街九〇	聚隆當	同 東關街路南三五
同興隆當	盤山縣興隆街	廣裕當	同 稍戶營街路南四八
公濟支當	盤山縣城內南大街	公濟支當	朝陽南大街路西四二
公濟分當	綏中縣東大街一四五	德益公當	彰武縣東門裡路南一九一
公濟接當	綏中縣署大街一〇	義興當	同 西門裡路北五四二
公濟接當	興城縣城內東大街九	萬勝當	同 北門裡路東六八
公濟接當	同 北大街二五	公濟當	同 南門裡三三六

各縣當舖業務統計表 (康德四年三月末日現在)

縣別	當舖名	本月中貸出額	本月中收回額	本月中貸出金現在額
北鎮縣	公濟當	二三、一四九・八〇	一四、三〇五・八〇	一四三、四七九・六〇
黑山縣	滙豐當	八、二四五・二〇	二、〇一一・二〇	三〇、九七二・四〇
同	廣和當	五、一二二・〇〇	二、三一・五〇	二九、九六九・九〇
同	公濟當	二四、二八九・五〇	八、九〇五・一〇	一一七、八七七・四〇
同	德順北當	八、〇八一・一〇	二、九六三・八〇	三八、五三七・六〇
同	德順西當	一、六三〇・九〇	六三八・一〇	七、六九一・七〇
臺安縣	公濟當	三〇、二一六・四〇	九、〇四八・一〇	一五三、四八一・一〇
盤山縣	同興隆當	八、二三七・七〇	三、七六四・〇〇	五七、八二七・三〇
同	公濟支當	一〇、八六一・〇〇	四、二八〇・〇〇	六五、五二一・〇〇
綏中縣	公濟當	七、二九五・七〇	七、一〇六・六〇	九九、四八五・九〇
同	公濟接當	七、七六六・七〇	五、三七六・九〇	五四、六八七・三〇
與城縣	公濟當	三、八七九・八〇	二、二六〇・九〇	三一、六六九・四〇
同	公濟接當	一〇、一六五・四〇	六、五〇一・五〇	八〇、三七六・八〇
錦西縣	公濟當	一〇、五七七・〇〇	六、九二三・〇〇	七三、五五五・〇〇
義縣	益宏聲當	二、九八五・一〇	一、二九七・七〇	一八、三一二・四〇
同	益宏聲代當	七〇〇・六〇	二三三・九〇	二、一六六・六〇

義縣	裕興代當	六、〇〇七・六〇	五、七五八・九〇	五七、五九〇・九〇
同	裕興代當	一、六二四・一〇	三七五・八〇	五、五〇四・二〇
同	公濟代當	四、〇五七・一〇	四、〇八〇・一〇	五〇、〇二六・五〇
同	公濟代當	八四五・八〇	六五〇・二〇	三、三〇四・五〇
同	聚隆當	八八六・三〇	三二七・五〇	二、九二二・六〇
同	廣裕當	三、九一二・六〇	一、九二七・八〇	二四、一一九・七〇
服陽縣	公濟當	四、七五四・〇〇	三、三〇四・一〇	三三、九〇五・三〇
彰武縣	德益公當	五、八九五・〇〇	四、〇九八・〇〇	二八、一七二・二〇
同	義興當	一二、三三一・〇〇	五、九一一・〇〇	五五、二六二・〇〇
同	萬勝當	一、七一・〇〇	一、五三三・六〇	一〇、五三九・八〇
同	公濟當	一〇、四四六・〇〇	二、〇一七・〇〇	二二、五七八・〇〇
同	公濟當	一七、三九六・二〇	一、六三一・六〇	四〇、六五五・〇〇
錦縣	公濟支當	一一三、〇七〇・二〇	一〇九、五四二・七〇	一、三四二、一九二・一〇
合計				

四) 春耕農商貸款

(1) 春耕貸款

省内の春耕資金は滿洲中央銀行奉天分行に於て貸出され其後錦縣支行が繼承したるもので、其の貸付額は凡四十五萬圓になつてをり回收成績は概ね良好であつて康德三年度末迄に六割強を回收してゐる。

春耕貸款整理狀況 (大同二年分)

(康德三年末日現在)

縣名	原放款金額	收回原本額	殘餘額	備考
北鎮	四〇、〇一五・〇〇	一〇、六一九・〇〇	二九、三九六・〇〇	
黑山	五九、六二七・〇〇	五七、九〇二・〇〇	一、七二五・〇〇	
臺安	九〇、〇〇〇・〇〇		九〇、〇〇〇・〇〇	
綏中	一一七、四五〇・〇〇	七四、五〇六・〇〇	四二、九四四・〇〇	
興城	五七、一八七・〇〇	四八、六〇四・〇〇	八、五八三・〇〇	
彰武	六八、五八五・〇〇	四五、四〇五・〇〇	二三、一八〇・〇〇	
計	四三二、八六四・〇〇	二三七、〇三六・〇〇	一九五、八二八・〇〇	

(2) 農商貸款

民國二十年一月貸附けたる農商貸款の整理狀況は次表の通りである。

農商貸款整理狀況 (康德三年十二月)

縣名	原貸款額		截至前期收回額		前期末餘額		本期中收回額		貸款淨餘額		本期利息徵收額	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
1 錦	七、五三	五九、九五〇・〇〇	一、〇六四	三九、七四二・二二	七、二五〇	五三、一九〇・八八	七	八八、四七九・九一	六、四九九	四四三、七〇一・九七	六、九二五	六、一〇六・八八
2 北鎮	二四九	二九八、八三〇・〇〇	二二	三八、二四八・二三	二二七	二六〇、五八一・七七	四二	四四九、九四七・五三	一九六	二五、六四四・五	二六〇	三、三〇六・一七

3 黑山	二〇四	四二、五〇〇・〇〇		四七、一六三・八三	二〇四	三五五、三六・一七	二	六、〇〇〇・〇〇	二〇三	三四九、三六・一七	二二三	三、〇四三・二六
4 臺安	二六四	二九八、〇〇〇・〇〇		七、六〇八・六〇	二六四	二九〇、三九一・四〇	二二	四〇、三三九・七七	二五三	二八六、三七・四三	一一	一、四二・八
5 盤山	三六	五〇〇、〇〇〇・〇〇	二	九、三九九・九〇	三三	四九〇、〇〇〇・一〇	二二	三一、八四三・六七	二二	四八、七五六・四三	三五七	一、六九八・六
6 綏中	三四〇	三五〇、〇〇〇・〇〇	一〇	一八、七八八・三三	三三〇	三三一、三二・一七	四三	四八、七九三・五〇	二八八	二八、四三六・六七	二七	三四五・〇八
7 興城	三〇八三	二四八、一一〇〇・〇〇	一	一三、三〇・六五	三〇八二	二三五、七九・三五	七	三、二五一・四三	三〇七五	二二、五七・九二	七	三、二五〇
8 錦西	七八六	三四八、三八〇・〇〇	三	一一、五五・五七	七八三	三三六、八四・四三	八	五、九四二・六〇	九七五	三三〇、八三・八三	七六	五、二五九・四五
9 義陽	二、六七	三四六、〇〇〇・〇〇	一	一一、三〇・二三	二、六七	三三三、九一・八七	一九	五、五〇四・三八	二、六七	三三八、一八・四九	二、六七	三、三七・六九
10 阜新												
11 彰武	一九八	二九七、〇〇〇・〇〇		三、三五・五〇	一九八	二九三、六七・五〇	一	三、〇〇〇・〇〇	一九七	二九〇、六四・五〇	一	二、〇〇〇
計	一五、五三〇	三、六八〇、七四五・〇〇		二二〇、四六・六	一五、〇九三	三、四五〇、二八・六四	九六	二四一、七七・九八	一四、三三三	二、八五〇、六六・一〇	九九三	三、三九四・九二

第五章 産業・經濟

第一節 農業

第一項 農業一般

本省内各縣の農村經濟狀態は相當疲弊せる狀況にあり、即ち匪禍天災は連年繰返し農產物は減收を重ね滿洲事變後の穀價は下落の一途を辿り、加ふるに平素より貯へなく康徳二年は省民の常食物たる高粱が一石二十三、四元の氣狂相場を出現した爲、農民は遂に衣食の自由さへ缺くが如き狀態となり、自作農は小作農に、小作農は遊民に轉落せんとする事さへあつたが康徳三年度の天候は比較的良好にして政府の農業施設指導宜しきを得た爲漸次生色を回復するに至つた。

由來農業を以て國民經濟の根幹となせる我が錦州省の農民を見るに、知識極めて低級にして農事に關する新知識、新技術の應用をなす能はず、數千年來の舊法を墨守し病蟲の繁殖蔓延種子の退化栽培方法の拙劣等當然なるものゝ如く信じ、人口日に増加し物資の需要日に増しつゝある現勢に反し、前記の如く農產物の減收と穀價の低落は地方經濟を漸次枯渴の狀態に陥れ、漸く借款に依り辛うじて生活を續けつゝも農民自身は自發的に何等生産改進の途を講ずることなき狀況である。此に於て本省は政府の方針に従ひ産業五箇年計畫並に地方的狀況に即應せる農業振興開發を圖り、以て農民を斯かる苦境より一日も早く脱せしめ農村經濟の恢復を期する方針である。本省省の耕地面積は約一〇〇萬陌にして氣候風土共に農業國として必須條件を備へ、加ふるに近來は地方治安漸次恢復しつゝあり正に産業改進着手の時機に到達せるものと言ふを得べきであらう。即ち適當なる勸業施設をなし之に専門的人的施設を配置し充分なる指導をなす時は全國省中相當成績を擧げ得べしと思考せらる。尙省内農業各部門に於ける統計資料を表記すれば次の如し。

康徳元、二兩年度農業統計表

(錦州省公署實業廳調)

一、農業戸口

縣別	年度別	總數		人		口	
		戸	滿	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
錦	康徳二年	六四、三九	六四、二七	二	??	二四八、二〇〇	二九六、二〇三
北	二年	七三、七四	七三、七四			二二、八四九	二二、八四三
黑	二年	四一、一二	四一、〇九			二七九、八四四	三三、七〇〇
台	二年	六二、一八	六二、一八			三三、七〇〇	三三、七〇〇
盤	二年	六二、一八	六二、一八			三三、七〇〇	三三、七〇〇
綏	二年	三〇、六四	三〇、六四			一八三、〇六六	一八三、〇六六
興	二年	二七、四一	二七、四一			一九七、九一九	一九七、九一九
綏	二年	二九、五八	二九、五八			一九二、二四七	一九二、二四七
錦	二年	四九、一八	四九、一八			二八〇、四四七	二八〇、四四七
興	二年	四九、一八	四九、一八			二八〇、四四七	二八〇、四四七
錦	二年	三三、一五	三三、一五			一六九、九〇三	一六九、九〇三
義	二年	四三、九二	四三、九二			一六九、九〇三	一六九、九〇三
朝	二年	四三、九二	四三、九二			一六九、九〇三	一六九、九〇三
阜	二年	五五、七二	五五、七二			三三六、五〇三	三三六、五〇三
彰	二年	一〇七、九六	一〇七、九六			五五七、八二五	五五七、八二五
計	二年	四六、二七	四六、二七			二八二、六七四	二八二、六七四
武	二年	四六、二七	四六、二七			三〇〇、八二四	三〇〇、八二四
新	二年	二六、二〇	二六、二〇			一五九、七一九	一五九、七一九
陽	二年	三八、二四	三八、二四			一八九、五四五	一八九、五四五
計	二年	五九、八五	五九、八五			三二一、二一四	三二一、二一四

[illegible]

三、土地利用面積（陌）

[illegible]

一二六

一二六

五、普通農產物作付面積（陌）

一二七

六、工藝農產物作付面積（陌）

縣別	年度別	總數	棉花	葉	小麻子	蘇子	芝麻	落花生	其他	備考
彰	武	三、八四六	一、七二四	四、八七三	四、七四四	一、二四三	二、八六九	二、七六六	一、〇九七	
阜	新	二、二八九	一、〇五五	一、四八八	一、五九二	七、五五五	五、七〇四	三、三六六	一、六二七	
朝	陽	一、二七〇	一、二五五	二、三三三	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六、五〇〇	一、三〇〇	
義	縣	一、五八三	一、七五一	一、八七二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	
錦	西	一、二七七	一、三九九	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	
興	城	一、四五六	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	
綏	中	五、六四	五、三三	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	
盤	山	三、一三三	一、三六八	一、三六八	一、三六八	一、三六八	一、三六八	一、三六八	一、三六八	
台	安	八、一八九	四、七九七	四、七九七	四、七九七	四、七九七	四、七九七	四、七九七	四、七九七	
黑	山	三、七二四	二、五三五	二、五三五	二、五三五	二、五三五	二、五三五	二、五三五	二、五三五	
北	鎮	一、八九五	一、八七五	一、八七五	一、八七五	一、八七五	一、八七五	一、八七五	一、八七五	
錦	縣	三、三〇七	三、一四四	三、一四四	三、一四四	三、一四四	三、一四四	三、一四四	三、一四四	
計	康德	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	

七、園藝農產物作付面積（陌）

縣別	年度別	總數	馬鈴薯	甘藷	蔬	菜	果	實	其他
彰	武	二、五〇八	一、七〇六	三、八四一	一、五八	四、六七九	六、〇六	六、〇六	二、三三
阜	新	二、二八九	二、二七三	一、六〇〇	二、〇〇〇	五、四七〇	一、一六五	一、一六五	二、三三
朝	陽	一、二七〇	六、五〇〇	一、四六	四、七五〇	二、〇〇〇	二、九五五	二、九五五	二、三三
義	縣	一、五八三	一、四六	八三	三、三二〇	三、三二〇	三、三二〇	三、三二〇	三、三二〇
錦	西	二、二七七	四、二六	一、二二	二、二二	二、二二	二、二二	二、二二	二、二二
興	城	一、四五六	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
綏	中	五、六四	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
盤	山	三、一三三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
台	安	八、一八九	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
黑	山	三、七二四	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
北	鎮	一、八九五	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
錦	縣	三、三〇七	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
計	康德	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元	二、元

縣別	年度別	總數	大豆	小豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍
錦縣	康德二年	一、二九四、五四八 二、〇六八、〇四二	二九二、二六〇 三三、一九〇七	一、九五八 二、七八五	六七、三九 七九六、三七	六七、三六八 一、〇八四、四九五	九五、八九〇 一三一、〇九九	一八〇、五四八 四九一、九六六
北鎮	元年	三七五、九七三	七三、五〇〇	一、四〇〇	九〇、四一	一七八、五〇〇	三三七、五〇	五七、〇〇〇
黑山	元年	四四四、六四一	六〇、〇〇〇	三四七八	二二、六六	二七五、四〇〇	四〇〇、〇八八	一五、五六
台安	元年	一、六七〇、七五五	三四〇、六九三	一〇、六三三	二二、六六	九〇、五二〇	二八一、六八一	三四〇、〇三三
盤山	元年	一、七六二、二九九	二六二、一三四	二二八八一	一四九、三五	一、一二二、二六〇	二七四、八六三	二六、二八六
綏中	元年	七九、四一四	四八〇〇	七五〇	一、〇三〇	四三三、〇七	五、五二四	二、六八三
興城	元年	二〇八、一六九	八一三三	二九三	一三、一五五	一二二、二三三	五、八八〇	五六七
錦西	元年	一、〇五一、〇一六	六三、〇九六	二四、七四八	二四、七四八	五〇四、三〇七	三二、七八七	一八四、八七
義縣	元年	九三九、五六四	一五三、九三八	二四、七三三	五八、一五〇	三一四、二二三	一四四、六〇四	一九九、九六五
朝陽	元年	一、六二二、三〇二	二一〇、四四三	二〇、五七八	五七、七〇	五〇七、六五五	一八九、四三五	一八四、四五八
阜新	元年	三七一、三四〇	四五、〇〇〇	六六〇	三六、三九三	一七二、八〇〇	五七、六〇〇	六八、〇〇〇
彰武	元年	三七六、六一五	五〇、四七二	一六、二六	一〇五、五五四	一八九、〇一六	二六、三五八	三一、九四四
總計	元年	三二二、六〇三	二六、五七二	二五六四	一四一、〇七六	一六四、一七五	三五、五九五	四三、七九六
	元年	四八二、一三五	三一、九六六	三八六四	五、〇〇八	六三二、八九八	二〇四、〇六〇	八、一二〇
	元年	一〇一五、六五七	一三一、一〇四	四八四三	五、七四四	六〇五、三七六	二〇七、七五一	二五、五〇六
	元年	一〇八〇、三六三	一五一、一六四	二八、〇〇〇	七三、四八〇	九一五、四二〇	一、二五五、三三〇	一〇、四〇〇
	元年	二、五五二、一八五	一九三、二五	一、三五〇	五、八六八	三二五、二〇〇	二五三、五一二	一一、〇〇〇
	元年	七、八三、三五	八、七七五	一、五八四	六六八	二五六、四〇四	三三三、〇〇〇	一五、三七七
	元年	六、九一、一五〇	七、三七一	九、一二	一二、七九	二四一、一七九	一八四、九二六	一一、三六六
	元年	六、八一、一九三	三七、八五七	二四八二	九、七四五	三二七、六一	一八一、四八六	一七、五八八
	元年	八、七一、〇七七	二七、四六五	五、六〇八	二八、六七一	三、五二八、三〇三	一、二六七、九〇五	六、七〇、四八八
	元年	七、四七五、五八一	一、一四四、九九	七九、四八六	四三、九二六	六、〇六四、〇二八	二、六七、二八三	一、〇八六、〇四二
	元年	二、六九七、六三四	一、三二二、四六八	二、六九七、六三四	四三、九二六	六、〇六四、〇二八	二、六七、二八三	一、〇八六、〇四二

一一、普通農產物收穫高（石）（其二）

[illegible]

一二、工藝農產物收穫高 (斤)

縣別	年度別	總數	棉花	菸葉	小麻子	蘇子	芝麻	落花生	其他
錦縣	康德元年 二年	四,〇六八,四〇九 一,一六二,九〇九	三七九,五五六 九五六,四八三	四,四五二		二,七八二	七四,〇六六 四一,一五七	一九三,三四四 一四九,四六〇	三,四四三 七,五七五
北鎮	元年 二年	三,五九八,二〇〇 四,四六七,三〇〇	三,二九八,二〇〇 二,四七五,六〇〇	一三,五〇〇		七五	五四五	一九七,六〇〇 三〇〇,〇〇〇	
黑山	元年 二年	一,一六五,六九九 八二九五,六八五	九,〇〇四,七〇〇 五,〇六五,七〇四	三五,八〇七 六〇,三二一	一,八五三 二,五二一	二,八四九 五,六九四	四,八四九 一,四三八	一四九,九九三 八七,一九〇	二,四七五,二〇〇 三〇,八二五,七〇
台安	元年 二年	三三三,三四八 一,四一四,一五三	三二九,七〇〇 一,四一三,一〇〇			二二六 七八	一一,一九〇 三九〇		一,二四三 五八五
盤山	元年 二年	九六二 一五,六四五		九〇	九〇	九	九五三	六,九〇〇	

縣別	年度別	總數	棉花	菸葉	小麻子	蘇子	芝麻	落花生	其他
綏中	元年 二年	一,九二九,四六八 三,九八七,〇一八	一〇五,八〇〇 二二,七四八	三九,九四三 五〇,五七〇		一四,一〇〇 二二,三二〇	五八,四〇五 六七,四一〇	一,五八四,三二一 三,四四三,九八〇	
興城	元年 二年	一,五四七,八六〇 一,五四〇,六六七	二七九,五〇〇 二六八,一六七			二,九〇〇 一九,三二〇	六五,四六〇 二六七,四八〇	一,二〇〇,〇〇〇 九六九,〇〇〇	
錦西	元年 二年	一,四二四,九八四 八五一,九八九	一,二六六,〇〇〇 七五,四五〇	二,七五〇 一四,一〇〇	一五 二五	一四 一五	五七四 八〇〇	一五四,〇〇〇 一五〇,〇〇〇	一,六五〇 六,四〇〇
義縣	元年 二年	五,八四一,六六〇 一,四四〇,六〇〇	五,六九六,一六〇 一,三九六,六〇〇			二,〇〇〇 七五〇	一三,五〇〇 七六,二五〇	三〇,〇〇〇 二四,〇〇〇	
朝陽	元年 二年	一,二二三,八五〇	三,五七一,〇〇〇	六〇,四四,五〇〇	一三四,一〇〇	三五,一七五〇	五八七,五〇〇		五四四,七〇〇
阜新	元年 二年	一,五〇二,〇〇三 九二六,四六六	一,〇三八,四五〇 六四四,九八七	一六六,二五〇 一四三,五〇〇	二,八三五 二,三六三		一五七,二五〇 四四〇,四四五	九五,〇二五 一八,三七五	四二,一九三 八三,一九六
彰武	元年 二年	二,八五三 一四二,九〇〇	二,八五三 一四,五〇〇	六,四〇〇	三四,〇〇〇	四八	九二〇 四二	二二,〇〇〇	四,二八
計	元年 二年	三三,〇四三,五三一 二五,二五一	二四,八三〇,五六六 一六,七二七,〇八四	三〇,七二九 六三,五〇,四三	一八,五三 三五,八五〇	二,八四九 五,七五一	五,七六九 三,七〇,四四五	三八八,六八二 六九〇,七五〇	一,九六〇 二,五三,七八

一三、園藝農產物收穫高 (斤) (其一)

縣別	年度別	總數	萍果	桃	葡萄	梨	杏
錦縣	康德二年	一八〇三、九七	一六、一二〇	五二、八九六	三〇、九四	二〇、二六八	三三、九二五
北鎮	二年	三、四七、八三	二、九一、一七	四、九六、七一	二〇、九六	五、八、七五	三三、一〇〇
黑山	二年	一、三四、一〇、五三	八、七〇	一、四、二〇	六、六、〇〇	二、三、七、六	二、九、〇〇
安山	二年	一、五、四〇、八六	三、〇〇〇	五、三、〇〇	七、〇〇〇	六、三、一、一八	五、一、九、五
盤山	二年	三、六〇、〇〇、九四	四、八、〇〇〇	五、〇〇〇〇	七、〇〇〇	六、八、〇〇	五、〇〇〇
綏中	二年	四、六、二七、六九	二、〇、二、五〇〇	一、一、一、五〇〇	二、〇〇〇	八、六、〇〇	五、〇〇〇
興城	二年	一、四、九六、五〇〇	四、四、〇〇〇	一、五、〇〇	五、八、〇二	二、六、〇〇	二、九、三、一、五八
錦西	二年	五、一、六〇、一六	七、七、〇五五	八、三、四、四四	五、八、九〇九	三、八、四、五二	二、八、三、一、九四
義縣	二年	五、一、六二、二九	九、八、〇七七	八、四、二、五	五、八、九〇九	三、五、〇〇〇	三、五、〇〇〇
朝陽	二年	八、〇六、五〇〇	一、三、六、七〇〇	九、〇〇〇	二、五、〇〇	一、〇、〇〇〇	五、〇〇〇
阜新	二年	二、六、九七、八一	二、七、八、〇〇	五、四、一、五〇	二、三、八、二五	一、三、五、一、八五	二、〇、五、七〇
彰武	二年	二、七、八三、九〇	五、六、八、四〇	五、六、八、四〇	二、五、〇〇	一、四、九、三、四二	二、〇、五、七〇
計	二年	六、九、一、三、六〇〇	五、〇、二、一〇〇	三、四、七、五〇〇	四、〇、〇〇〇	七、一、四〇、〇〇〇	一、七、六〇、〇〇〇

園藝農產物收穫高 (斤) (其二)

縣別	年度別	李子	櫻桃	雜果	馬鈴薯	甘藷	蔬菜	菜	其他
錦縣	康德二年	三、一、一八	一、一、六六	五、六、八〇	二、六、七、六〇	二、二、七、五、九三	一、〇、七、五、八四〇	一、九、〇、六、四〇〇	二、二、九、一、五一
北鎮	二年	四、五、六〇〇	一、〇、〇〇〇	六、三、三二	一、〇、三、五〇〇	二、八、一、九、四、八四	八、七、八、一、二、四四	七、八、七、六、五、九七	三、〇、〇、〇〇〇
黑山	二年	一、〇、九〇〇	三、三、八、九五	三、三、八、九五	一、〇、〇〇〇	三、五、四、七、二、九三	二、八、一、九、四、八四	七、八、七、六、五、九七	三、〇、〇、〇〇〇
安山	二年	三、一、五、八	二、九、四、〇〇	二、六、九、四、〇五	二、〇、〇〇〇	二、二、七、五、九三	一、四、八、六、〇〇〇	三、五、九、一、五〇	三、〇、〇、〇〇〇
盤山	二年	三、一、五、八	二、九、四、〇〇	二、六、九、四、〇五	二、〇、〇〇〇	二、二、七、五、九三	一、四、八、六、〇〇〇	三、五、九、一、五〇	三、〇、〇、〇〇〇
綏中	二年	三、一、五、八	二、九、四、〇〇	二、六、九、四、〇五	二、〇、〇〇〇	二、二、七、五、九三	一、四、八、六、〇〇〇	三、五、九、一、五〇	三、〇、〇、〇〇〇
興城	二年	三、一、五、八	二、九、四、〇〇	二、六、九、四、〇五	二、〇、〇〇〇	二、二、七、五、九三	一、四、八、六、〇〇〇	三、五、九、一、五〇	三、〇、〇、〇〇〇
錦西	二年	五、三、七、二	五、〇〇〇	二、〇、三、七、五	二、五、〇〇〇	二、二、七、五、九三	三、九、八、一、四、七五	二、四、二、四、七五	二、六、八、三、〇〇〇
義縣	二年	六、九、〇六	五、〇〇〇	三、三、八、一五	二、五、〇〇〇	二、二、七、五、九三	三、九、八、一、四、七五	二、四、二、四、七五	二、六、八、三、〇〇〇
朝陽	二年	二、〇、二、〇〇	二、五、七、〇〇	五、五、五、七、〇〇	一、六、三、四、七五〇	二、二、七、五、九三	三、九、八、一、四、七五	二、四、二、四、七五	二、六、八、三、〇〇〇
阜新	二年	二、〇、二、〇〇	二、五、七、〇〇	五、五、五、七、〇〇	一、六、三、四、七五〇	二、二、七、五、九三	三、九、八、一、四、七五	二、四、二、四、七五	二、六、八、三、〇〇〇
彰武	二年	二、〇、二、〇〇	二、五、七、〇〇	五、五、五、七、〇〇	一、六、三、四、七五〇	二、二、七、五、九三	三、九、八、一、四、七五	二、四、二、四、七五	二、六、八、三、〇〇〇
計	二年	三、五、七、四一	一、五、六、六、四三	六、一、〇、三、〇、三五	一、〇、三、九、七、五、三九	二、二、七、五、九三	四、八、四、〇、五、三三	四、八、四、〇、五、三三	二、二、九、一、五一

一四 主要農產物作付被害面積 (陌) (其一)

縣別	年度別	總數		大豆		蕎麥		谷子		粟
		原種	被害	原種	被害	原種	被害	原種	被害	
錦縣	康德二年	一〇七,九三八	五,〇〇四	三〇,四八三	一,八二六	四七,三三九	一,〇七五	七,四二二	八〇,二〇一	一八〇
北鎮	二年	一一,一七三	六,四六五	二九,八九三	四,〇〇七	四九,七五一	一,三三二	八,二〇一	一九三	
黑山	二年									
台安	二年	三三,五六三	六,〇二一	二九,九九九	一,〇六九	二二,五〇四	三,三四一	一,二〇四	三,五三二	
盤山	二年	五,一六〇	二〇,七三六	六,〇五三	二,四二六	四一,七二九	一七,二八	二,六九九	二,五三	
興城	二年	六,一三九	二,八二六	二〇,八七一	二,〇二〇	一九,一二〇	一〇,一九			
錦西	二年	六,一三四	五,五〇	二一,九五	二,六九	二四,四四四	二九			
義縣	二年	一〇,一三八	二六	九,二一	五〇	一八,五九六	一六			
錦縣	二年	二八,〇四八	七,五〇	四,七四五	五〇	一八,六五六	一〇	四,七七	一三〇	
興城	二年	一八,六六六	一	一〇,一五	三八	二八,八二七	二二	一三,六四	一	
綏中	二年	四四,一七三	一七	一三,〇九七	一	三〇,一三八	八	一三,二八	四	
綏中	二年	一九,八九〇	二八	二一,六五〇	一	六九,三五〇	七	九五,一〇〇	九	
阜新	二年	九四,六六六	一,〇三三	一一,九八	四四	四四,四〇五	二九	三,一一〇	六	
阜新	二年	八七,三六六	八三	一一,六一	七	三九,〇九〇	三〇	四,七五	八	
阜新	二年	六,四四八	一,一一〇	三,六七三	一四〇	二九,二八〇	五〇〇	一八,三三〇	二七〇	
彰武	二年	五八,一八〇	一五,七〇一	七,二〇一	三七五	二四,九一三	四,九〇七	一五,八五五	二二五	
計		七四八,一八六	三五,七七九	八八,六〇七	三,七七五	三二五,四三三	二二,八四六	一八四,五七	二二五	

主要農產物作付被害面積 (陌) (其二)

縣名	年度別	包米		其他豆類		蕎麥		其他雜穀	
		原種	被害	原種	被害	原種	被害	原種	被害
錦縣	康德二年	三三,六五一	二,〇一五					四,〇六一	四九一
北鎮	二年	三三,三二一	四五三						
黑山	二年			六,〇三八	二,〇八九			二,六七九	一〇二
臺安	二年	三六九		五,四三	一一六七			一〇,一八〇	三
密山	二年	二二三		五,九四五	三,四六			一五,一八〇	一〇二
綏中	二年	二〇,六八〇	二二三	三七八七	二八			一〇,四一八	三
興城	二年			九三	三				
錦西	二年			二一,八五〇	三三			一〇,五二七	一〇
義縣	二年	一〇,九一〇	二四	二,九三〇				六,三〇二	五
朝陽	二年	一,四一七				一一,九二二		一一,〇〇〇	五
阜新	二年					一,三六〇			
阜新	二年					一,三六〇			
彰武	二年	一五,一五五	二〇〇	三三,八三三	二,四三八	一一,九二二		三九,二四〇	一,一三七
計		四七,七九六	六五六	三三,〇一一	一,二一〇	一,三六〇		三五,〇五三	五九三

第二項 農業開發計畫概要

各縣別康德四年度ケナフ增加面積割當明細

縣名	普及豫定面積	康德三年作付面積	康德四年度	
			增加面積	計
台安	九七六		四三	四三
錦州	三、六二四		一二五	一二五
黑山	三、五九七		一〇〇	一〇〇
盤山	一、九二九		六四	六四
北鎮	一、二〇九		四三	四三
興城	一、六八四		五二	五二
錦西	一、四四二		四三	四三
計	一四、四六一		四七〇	四七〇

備考

一、第一年度作付面積 一、三〇〇陌は各縣共大豆、高粱其の他各作物よりの作付轉換に依るものとす。

二、各縣割當面積は各縣の耕地面積及製麻會社の位置、河川の有無を考慮し割當たるものなり。

1、増産方法

一、配付用優良種子の増殖

原種圃及委託採種圃を設置し配付用種子の増殖を圖る。

二、種子配付方法

種子は政府に於て買上げ農民に貸與し次年度秋收後迄に返還せしむるものとす。

三、栽培の奨励方法

イ、栽培の指導統制を圖る爲各縣に組合を設置せしめ各組合では指導員を常設せしむ。

ロ、栽培技術の向上及事務連絡の爲技術員の講習會を開催す。又組合に於ては耕作者に對し宣傳及指導の爲講習を行

はしむ。

ハ、品評會の開催

四、栽培助長方法

イ、製麻會社の洋麻買入に關しては充分なる指導監督をなす。

ロ、取引規格及買入價格は政府之を統制す。

ハ、黃麻及其の製品に付輸入管理制度を確立するものとす。

五、生産物の處理

麻袋原料として國內消費の増大を期す。

2、種子購入手配並に配付要領

所要種子は全部委託採種圃より生産したるものを縣に於て買付本部より指定せる各縣へ送り組合を通し耕作者に配付するものとす。

原種圃及採種圃別紙の如し。

3、洋麻原種圃事業概要

(1) 康徳四年度各縣別採種圃並に配付縣

縣別項目	面積	積播種量	收量	配付縣
錦	四二	一、〇三〇	三三、六〇〇	錦、興義、錦西
北鎮	三〇	七五〇	二四、〇〇〇	北鎮、黑山
盤山	一九	四七五	一五、二〇〇	盤山、台安
計	九一	二、二七五	七二、八〇〇	七縣

陌當播種量は二五疋とし收量は八〇〇疋とす。

(2) 原種生産配給系統表

原種圃

委託採種圃

錦、錦西、興城

錦

北鎮

北鎮、黑山

盤山

盤山、台安

4、ケナフ組合技術員配置表

縣別	員數	日滿別	資格	備考
台安	一	日	技術員	

錦	興	北	盤	黑	錦
計	西	城	鎮	山	山
七	一	一	一	一	一
同	同	同	同	同	日
同	同	同	同	同	技術員

二、ルーサン

増産割當

1、方針

第一年度作付増加面積七〇〇は全部日本陸軍飛行場用地及日滿航空株式會社飛行場用地を充當す。

2、増産方法

(一) 主として日本人移民を招致し栽培に當らしむ。

(二) 農家の一家當經營面積は二五陌(内二〇陌ルーサン)としルーサンを主體とする農業經營を標準とす。

イ、初年度の所要種子は政府より組合を通して配付し二箇年据置き二箇年年賦償還とす。

ロ、經營資金は適當なる機關の融資による。

ハ、栽培に要する大農具の購入並に乾草倉庫の建設に對しては政府より融資し二箇年据置十箇年年賦償還とす。

(三) ルーサン栽培農家を以て耕作組合を組織せしむ。

康德四年度蓖麻增加面積割當表

總面積 一、〇〇〇陌
錦州省 九四八陌（五縣）
各縣別增加割當面積

縣別	年度別		計	備考
	康德三年度	第一年度增加		
義武	一、二〇〇	一八四	一、三八四	
彰武		一七二	一、三七二	
北鎮		一〇四	一〇二	
阜新	一〇〇	四六	一四六	
黑山	一〇〇	一七四	二七四	
朝陽		二七〇	二七〇	
合計	一、四〇〇	九四八	二、三四八	

1、方針

各縣割當面積は工藝作物の作付面積の割合により割當てたるものなり。

2、方法

(一) 配付用優良種子の増殖

錦縣農事試驗場及洮南縣に原種圃を設置し奥陽地域内各縣に配付す。

(二) 栽培の奨励方法

イ、組合を設置せしめ栽培の指導及販賣を圓滑ならしむ。但し指導員は常置せず。

ロ、講習會、連絡會議、品評會の開催。

(三) 輸出奨励及助長方法

イ、日本向輸出の昂進を圖り印度乃至蘭領印度產品の驅逐を期す。

ロ、輸出税の撤廢

ハ、輸出検査の實施

ニ、鐵道運賃の低減

ホ、日本に於ける關稅の引下

3、種子購入配付要領

第一年目要種子八〇疋は三井を通して奉山線及鄭大線沿線に於て買付普及各縣へ割當送付せしむ。縣別所要種子量別の如し。

4、原種圃事業概要

原種圃を單位とする普及可能積算出基礎

(一) 原種圃面積	一〇陌
(二) 收量	原種圃 七〇〇疋 採種圃 六五〇疋
(三) 播種量	原種圃 四〇疋

採種圃 五〇畝
一級農家 五〇畝
原種—採種圃—農家に配付の場合

年次	原種圃	採種圃	一般農家	備考
一	一〇〇	一六五	二、一四五	
二	一〇〇	一六五	四、二九〇	
三	一〇〇	一六五	六、四三五	
四	一〇〇	一六五		
五	一〇〇	一六五		

5、原種生産配給系統表

原々種圃 原種圃 一般配付
公主嶺 洮南
管内各縣

6、縣別所種種子量

縣別	年度	第一年度增加	合計	備考
義武	康德三年度	七、三六〇 六、八八〇	七、三六〇 五、四八八〇	

北鎮	阜新	黑山	朝陽	錦州合計
四、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、九六〇	六、八〇〇	五、六〇〇〇
四、〇八〇	一、八四〇	一四、九六〇	六、八〇〇	三、七、九二〇
四、〇八〇	五、八四〇	九三、九二〇		

7、蓖麻技術員配置表

錦州省

設置區別	技術員	人員	設置箇所
國庫補助(第一年)	一	一	錦縣試驗場
縣費支辦(第一年)			

四、葉煙草

(一) 錦州省増産目標

康德三年度 作付面積(陌)	同 生産量(施)	康德四年度 増加面積(陌)	同 生産量(施)
九〇〇	一〇・一	六二・四	九三・七

(二) 第一年度増加面積割當

1、方 針

イ、黄色種葉煙草の栽培奨励は前年より着手せる縣に於ける康德四年度作付増加の趨勢を調査推定に依り割當てある外新栽培縣として最も適地と目さるゝ縣を選定す。

ロ、葉煙栽培は生産術竝に費用の普に於て他作物に比し集約的なるに鑑み之か作付増加は特に慎重に留意するものとす。

2、康德四年度縣別割當面積及模範耕作圃設置表

縣 名	康德四年度	康德三年度	増加面積	模範耕作圃面積	備 考
錦 州	三・〇	四・二	二五・八	〇・六	
興 城	三・〇	四・八	二五・二	〇・六	
錦 西	三・六		三・六	〇・六	
黑 山	三・六		三・六	〇・六	
朝 陽	四・二		一・二	一・二	内〇・六陌は土耳其葉試作

(三) 増 殖 方 法

(1) 栽培奨励方法

イ、煙草耕の特殊性に鑑み耕作資金乾燥室資金の貸付を行ふものとす。

ロ、新栽培奨励地方には模範耕作圃を設置せしむ。

ハ、耕作者を組合に統合し資金の貸付、共同販賣及購入其の他を行ふ。

ニ、組合施設の倉庫建築に必要な助成をなす。

(2) 栽培奨励助長方法

イ、會社若くは煙草會社に基乾燥工場の施設をなさしむる外煙草會社をして國內産葉を消化せしむ。

ロ、國內葉煙草生産に必要な程度に於て關稅の調製を見るものとす。

ハ、検査制度を確立するものとす。

(二) 其の他必要なる場合は政府は其の指定する團體に對し生産數量の割當を命じ又は價格統制上必要なる命令を爲し得ることゝす。

五、棉 花

1、方 針

(一) 第一年度に於ける作付増加面積は滿洲棉花協會による棉花栽培適地調査に基く適地面積を基礎とし各縣産目標に照應して割當つ。

(二) 棉花の作付は大豆、高粱、粟よりの作物の轉換によるものとし、但し食糧の需要を考慮するものとす。

2、方 法

(一) 配付用種子の増殖

棉花種子の増殖に鑑み原種圃を増設し、採種圃は第一次より第三次迄之を設置す各縣採種圃の面積は當該縣の増産目標に照應し割當つるものとす。原種圃委託採種圃は滿洲棉花協會に實施せしめつゝあるも別項(四)に次く方針實施の時期に於て原種圃は政府に於て行ひ、第一次採種圃を縣營に第二次以下の採圃を合經營となさしむ。

(二) 種子配付方法

所要種子は買上の上之を採種圃、一般農家に配付貸與し次年度回収するものとす。
第一年度に於ては滿洲棉花協會をして之を行はしむ。

尙初期に於ては獎勵品種以外の可及的優良種子の配付をも行ふ。

(三) 栽培の指導獎勵方法

専任技術員の設置を整備すると共に組合の設置をなし栽培指導獎勵竝に生産棉花の處理を遺憾ならしむるものとす。

(四) 助長方法

現行棉花協會竝に棉花公司による栽培獎勵竝に處理助長機構に關しては之に適切なる改正を加ふるものとす。即ち指導獎勵の部分については政府直接之を行ひ別に適當なる機構を確立して生産竝に處理の圓滑を期せしむる方針を採るものとす。

3、康德四年度縣別增加面積竝に採種圃活當面積一覽表

縣別	棉作面積			原圃種	採種圃			
	康德四年	康德三年	增加面積		第一次	第二次	第三次	計
黑山	一〇、五二三	九、四三三	一、一〇〇	一〇	五〇	二〇〇	二〇〇	三、五〇〇
北鎮	五、一七〇	四、四六〇	七〇	二〇	三〇	一一〇	一〇〇	三、五〇〇
錦西	四、三三三	二、八九三	一、四四〇	二〇	三〇	二二〇	一〇〇	三、七〇〇
興城	九、六六二	八、〇七六	一、五八五	一〇	五〇	二〇〇	三〇〇	五、五〇〇
計	一、七七八	一、五八	五七〇	一五	一五	六〇	五〇	二、二五〇

綏中	六二七	一八二	三四五	一	一五	六〇	五〇	一二五
朝陽	五、六〇〇	二、七六〇	二、八四〇	二〇	五〇	一〇〇	四〇〇	六、五〇〇
阜新	一、六五七	一、三三三	三三三	五	一〇	一〇	一〇	一、五
彰武	六六五	四四五	二二〇	五	一〇	一〇	一〇	一、五
安山	二、五四三	一、九三三	六二〇	一〇	四〇	三〇	一〇	八〇
盤山	九二二	六四二	二七〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一、五
計	四、三九〇	三、六五五	一〇、七六五	四〇	二七五	一、〇〇〇	一、六〇〇	二、九五五

第二節 林業 (造林)

本省内は森林地帯皆無にして樹林地は一部山地の疎林を除けば僅かに河岸地、墳墓地、村落及寺廟等に點在してゐるに過ぎない。たゞ當省管内の山地は一部の岩石露出の山岳地帯を除けば殆んど野草の成育せるを見るを以て、將來良好の樹林地として更新さるべき素質は尙ほ存してゐる。

現在各縣とも苗圃を設置し禿山の綠化に努め既に大々的植樹をなし良好な成績をあげてゐる。即ち造林は林産上の目的のみならず、水害防止、林水源涵養林、魚附林、風致林としての見地より急速に實現せらるべきものにして省公署、各縣公署、錦縣鐵路局等各機關に於て夫々の立場より事業計畫を樹て他面一般民衆に對しても機會ある毎に、省内の綠化運動或は植樹獎勵愛樹思想の普及に努めてゐる。

今茲に各縣造林狀況を見るに次の如し。

△錦西縣 耕地面積少く山岳地帯が總面積の八五%を占めてゐるのでこれが開發利用は特に重要視され、康德四年度より二十箇年、造林計畫期間を康德四年より同十三年に至る十箇年間とし造林適地八百陌に二百四十萬本の黒松を植付けん

とするもので、其の方法は播種苗圃と床替苗圃とを設計播種苗圃に育成された満一箇年苗を春期に床替苗圃に移し翌春満二年苗を山出し、て植付け造林地陥當り植付本数は三千本である。この計畫に基き全期間内には二千陌に黒松六百萬本の植樹を了することとなる。

△彰武縣 康德四年度より向ふ五箇年間に完成の計畫の下に、柳、榆、白楊、黒松、杏條を主として縣栽培を行ひ他は住民の自由栽培奨励により縣内の荒地四千天地、山地一千天地合計五千天地に植樹を行ふ。

△北鎮縣 康德六年度より十五箇年間に三期に分ち、第一期並に第二期、第三期五箇年計畫期間内に於て總面積五千天地（約九百萬坪）の荒地、山地内に千二百九十六萬本の植樹を行ふ。

△阜新縣 十箇年計畫により縣内の荒地二萬二千七百天地、山地五十八萬五千天地に楊、柳、榆を主とした植樹を行ふ。

△臺安縣 縣内を流れる柳河、遼河、渾河の各沿岸四千六百餘畝の面積内に植樹を行ふもので、康德三年四月二十一日の穀雨節を期して縣下各警察署長、各村長に命じて一般住民に對し指定區域内の第一期實行に着手した。

△朝陽縣 縣立苗圃を擴張してアカシヤ、鼬萩を主とし黒松をも加へた苗木栽培力を年生産百萬本程度まで進めると同時に縣内主要農村には苗圃分場を設置して苗木配布の中繼機關となし、又農民の子弟に對し精神教育及實習を主とした簡易農業教育を施し縣内の山地河川流域約百萬天地中、造林適地二十萬天地を目標に官民一致これが完成に努むることゝなつてゐる。

△黒山縣 九千天地の内約一〇％即ち三萬六千天地が造林可能の面積と推定され十五箇年計畫を以て黒松、落葉松、鼬萩白楊の類を一天地當り三千五百本宛の植樹を行ふ。

△綏中縣 縣立苗圃を擴大すると共に前所、南平坡に分圃を設けて毎年苗木百萬本の無料配布を行ひ、康德三年度より同十年までを三期間に分ち面積七千五百畝内に油松、落葉松、白楊、柞樹を植付けける。

△義縣 現在の縣立苗圃は苗木産出一箇年八萬乃至十萬本程度であるが、康德四年度は農林試驗場を設立し毎年十五萬本の苗木を産出せしめ、縣内の造林可能面積六萬陌に對し毎年二千陌宛三十年間に植樹緑化の完成を圖る。

△錦縣鐵路局 同局では管内全線に亘る造林の目的を以て従業員をはじめ沿線住民に對して緑化と愛樹思想の普及に努力しつつあり、一年度に於て造林用苗木四百萬本の無償配布を行つたが、三年度は前年度の二倍八百萬本を配布した。而して其後調査の結果管下沿線の兩側二〇キロ以内の造林可能面積は六十八萬六千八百陌にして、朝鮮の林野面積の約四・二％、關東州の七十倍に相當してゐることが判明したので今後は舊苗圃七箇所を改廢して十年間に十四箇所の苗圃から毎年一千萬本の苗木を産出すべき大計畫を以て臨んでゐる。尙又委託造林法を設定して企業家の造林事業助成を圖る豫定である。

造林面積一覽表（陌）（錦州省公署實業廳調）

縣別	年度別	總數						私有造林					
		完成地	豫定地	可能地	完成地	豫定地	可能地	完成地	豫定地	可能地	完成地	豫定地	可能地
錦縣	康德二年	五、四九	一、九四〇	一、九四〇	五、八二	三、三二	三、三二	一、二二	一、八六	一、八六	三、五六	一、六四	一、六四
北鎮	二年	二、七四	二、六七	三、〇七二	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	二、六二	二、六二	二、六二
黑山	二年	五、〇〇	一〇、七〇〇	一、八六九	？	？	？	？	？	？	五、〇〇	？	？
臺安	二年	二、五〇	六、一	六、一	？	？	？	？	？	？	六、一	六、一	六、一
盤山	二年	四、四	二、七六	二、七六	？	？	？	？	？	？	四、四	？	？
綏中	二年	二、三五	四、三	四、三	一、〇	三、五	三、五	？	四、六	二、七六	二、四	四、一三	三、七五

興城	錦西	義縣	朝陽	阜新	彰武	計
元年	元年	元年	元年	元年	元年	元年
一七六五	一八四四	九〇	一五〇	一六六五	二六七四	五〇四一
九三二	九三二	二四	一四八〇	三〇〇〇	一〇〇八	三二七一
九三二	九三二	五八〇	三、〇〇〇	一〇五八	五〇七五	五、〇七一
—	二八〇五	五五	—	—	—	一四三
二八〇五	二八〇五	—	一五〇	—	—	三三二
—	—	—	一、〇〇〇	—	—	四一六
—	—	—	—	—	—	一七九
—	—	—	—	—	—	二〇一
—	—	—	—	—	—	三、五九九
一七五	一七四九	—	—	—	—	四、六三九
六五五	六五五	—	—	—	—	七、一四三
六五五	六五五	—	—	—	—	八、七四一
—	—	—	—	—	—	六、〇七九

一五四

第三節 鑛業

本省内に於ける鑛物資源の分布は錦、黑山、綏中、興城、錦西、義、朝陽、阜新各縣の廣範圍に亘り、且つ其の種類及び埋藏量は極めて豊富であるが交通の便未だ完備せず又資本、經營技術の不足不備等のため現に本格的に發掘されてゐるのは阜新、北票の石炭、錦西縣の鉛鑛のみである。石炭は總鑛區數一六四區中六八區（四〇％）を占め國內炭田中重要な地位にあり、就中阜新、北票、八道壕、孫家灣、新虹螺岬の諸炭鑛最も著名である。

「阜新炭鑛」新邱、孫家灣、清河邊門等阜新縣城を中心とする附近一帯の炭田の總稱である。

炭層の生成は侏羅紀に屬し深さ四〇〇米までの間に四〇枚の炭層があり、厚い部分は三〇乃至四〇米に及ぶところもある。これを撫順炭鑛の三〇〇米に比すれば稍薄いが第一炭層は表土下二〇米にあつて露天堀が可能である。炭質は侏羅紀

瀝青炭にして撫順炭に匹敵する。火の付きよく熱量六千五、六百カロリーを有してゐるが、硬度低く風化し易い缺點あり従つて遠距離輸送に適しない。三年度出炭量は僅々三十萬噸程度に過ぎないが、五箇年後には一千萬噸に増産の計畫である。而して戰時經濟體制整備上の急務とされてゐる液體燃料工業完成のため比較炭質著しく揮發性に富める阜新炭を利用して大々的に石炭液化工業に着手せんとしてゐる。即ち政府に於てはかねて滿獨通商協定による對獨大豆輸出の反對給付について考究中のところ、獨逸が多年研究せる石炭液化の Patent・フィツシャー法を買収するの成案を得たるを以て前記孫家灣炭鑛の埋藏最低數量二二億噸といはれる石炭によつて、液化工業を行ひ非常時に於ける使命を遂行せんとするものである。右液化工業は初め約二〇萬噸の重油に伴ひ漸次一〇〇萬噸に至らしめ將來は二〇〇萬噸の重油、ガソリンの製造能力を保有せしむる計畫である。

第四節 商業

從來本省內商業の經營狀態は概して單獨經營又は資本、土地、勞力等を夫々出資する合資組織によるものが最も多く所謂公司法により新式商業形態をとるものは極めて少い。此外各村鎮に於て一定の時期、箇所を選んで集市するもの亦少しとしない。

本省一般の商況を見るに事變以後匪患水災を蒙り農村の疲弊其の極に達し購買力薄弱にして金融又異常に梗塞を來し爲めに倒産閉店するもの續出し業界は極めて不振に陥つたのである。最近幸ひに治安漸く復し幣制統一せらるゝと共に日滿貿易の躍進を見商況亦逐日好轉しつゝある。加ふるに曩に錦承鐵道の全通あり、今又壺盧島の築港、新義線の開通、阜新炭の開掘等好條件により業界の前途益々活潑なるべしと思料せらる。

茲に省内商業の現況を各種統計により表示すれば次の如くである。（錦州省公署實業廳調）

商業戶口調查表 (康德二年末)

縣別	戶數			人口數		
	總數	滿人	日本人 內地人 朝鮮人	總數	滿人	日本人 內地人 朝鮮人
錦北縣	二,〇五四	一,一三〇	九二	五,三七八	三,五三二	二,五三
黑山鎮	四四	四四	一三	一,五三〇	一,五〇六	一,二五
臺安縣	五二九	四四	二五	三,八二〇	三,六三九	二,九七
盤山縣	三六七	三五五	二	一,五二三	一,四六六	二六〇
興中縣	三九〇	三九	〇	二,三六	一,六六	四二
錦西縣	三三二	三八八	二	一,七〇	一,七五	四
義縣	五九	五九	〇	一,五二六	一,五二六	〇
朝陽縣	三〇五	四九	〇	三,四七〇	三,四九〇	〇
阜新縣	二八五	二八三	一	一,三七八	一,三三	二
彰武縣	六,一四三	五,〇三三	九二	二八,一七三	二五,一〇三	四,五八
計						

會社總數 (康德二年末)

總數	會社總數			支店出所		
	總數	本社	支店	總數	支店	出所
錦北縣	九	三	一	三	三	三
黑山鎮	二	一	一	二	二	二
臺安縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
盤山縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
興中縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
錦西縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
義縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
朝陽縣	三	〇	〇	三	〇	〇
阜新縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
彰武縣	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計						

會社組織別 (康德二年末)

縣別	彰 阜 朝 義 錦 興 綏 盤 臺 黑 北 錦									
	計									
社數	武 新 陽 縣 四 城 中 山 安 山 鎮 縣									
	九	三						二	一	三
公稱資本金	二,090,000							二,000,000	40,000	50,000
拂入資本金	六五,100							五,100	40,000	50,000
社數	四							一	一	二
公稱資本金	五,000								40,000	10,000
拂込資本金	五,000								40,000	10,000
社數	五	三						一		一
公稱資本金	1,020,000							1,000,000		40,000
拂込資本金	六,000							五,100		40,000

會社資本類別 (康德二年末)

縣別	彰 阜 朝 義 錦 興 綏 盤 臺 黑 北 錦									
	計									
社數	武 新 陽 縣 西 城 中 山 安 山 鎮 縣									
	九	三						二	一	三
公稱資本金	六五,100							五,100	40,000	50,000
拂入資本金	三							一		二
公稱資本金	九,000							40,000		50,000
拂込資本金										
公稱資本金										
拂込資本金										
公稱資本金										
拂込資本金										
公稱資本金	一							一		
拂込資本金	五,100							五,100		
公稱資本金										
拂込資本金										

錦縣會社三戸の内一戸は資本不詳にして記入せず、黑山二戸の内一戸は資本未詳、朝陽三戸、資本金不詳。

彰 阜 朝 義 錦 興 綏 盤 臺 黑 北 錦											縣			
計	武	新	陽	縣	西	城	中	山	安	山	鎮	縣	別	
九			三							二	一	三	社數 拂込資本金 又ハ出資額	總數
六五,100			未詳							五五,100	四〇,000	五〇,000		
一										一			社數 拂込資本金 又ハ出資額	農業
五五,100										五五,100				
													社數 拂込資本金 又ハ出資額	水產業
一										一			社數 拂込資本金 又ハ出資額	鑛業
未詳										未詳				
二											一	一	社數 拂込資本金 又ハ出資額	工業
四〇,000											四〇,000	未詳		
五			三									二	社數 拂込資本金 又ハ出資額	商業
五〇,000			未詳									五〇,000		
													社數 拂込資本金 又ハ出資額	運輸業

錦北黑臺盤綏興錦義朝阜彰											縣別		
計											總數		
武	新	陽	縣	西	城	中	山	安	山	鎮	縣	社拂入資本 數金額	總數
九			三						二	一	三	五〇,〇〇〇	農業
六五,二〇〇									五三,一〇〇	四〇,〇〇〇		社會拂入資本 數金額	農業
一									一				水產業
五三,一〇〇									五三,一〇〇				礦業
													工業
													紙煙製造業
一									一				當業
未詳									未詳				商品批發業
一										一			運輸業
四〇,〇〇〇										四〇,〇〇〇			
一											一		
未詳											未詳		
二											二		
五〇,〇〇〇											五〇,〇〇〇		
三		三											
未詳													

錦州省管內各縣鎮商會及商會分事務所調查表

商會別	所在地	設立年月	區域	所在地人口	商工數	職員名數	會員數	一箇年間費	會費徵收法
錦縣	錦縣東街元寶胡同	光緒三十二年三月	錦縣所屬商境	八〇、七二	一、三二〇	一	一、三二〇	三、四四〇、〇〇〇	會員既納營業稅徵收百分之三以下
同天橋廠	西海口	民國元年七月	天橋廠西海口	二、九四	四	一	一六	三、〇〇〇、〇〇〇	同
北鎮縣	北鎮縣城內大什字街西路北	光緒三十四年三月	縣城	四、三九六	三五	一	二五	七、二九七、三六	同
同溝帮子	溝帮子長城街同泰和院內	大同元年一月	第四區	四、八三八	一五〇	一	一五	四、四三六、〇〇〇	同
黑山縣	黑山縣城商會胡同	光緒三十二年二月	黑山縣城	一八、八八	一八〇	一	三〇	五、二九四、八〇	同
同新立屯	新立屯興隆街	宣統元年	新立屯全市	一三、四八〇	二四三	一	一七	一〇〇、九五、二〇	同
臺安縣	臺安縣城裡	大同元年十月	全縣五區	三、四一	二二	一	一九	二、九八五、〇〇	同
監山縣	監山縣南大街路東	宣統二年三月	縣城內	五、六六	一四〇	一	一五	四、六二、五〇	同
綏中縣	縣城南門外財神廟院內	光緒二十九年八月	縣城關內外	二、六九九	四七三	一	一五	七、二九二、〇〇	同
同東羅城	東羅城南大胡同	康德元年一年	綏中縣第十九區	二、一〇五	八〇	一	一三	一、八四七、八〇	同
同前衛前所	前衛西街路北	康德二年九月	綏中縣第四區	八、〇七	二二〇	一	一三	二、四四〇、〇〇	同
興城縣	興城縣南街路西	光緒三十二年三月	興城全市	一六、六九三	四三	一	一五	五、一五〇、〇〇	同
同沙後所	沙後所西南街	民國十年十二月	沙後所全鎮	五、二九	六五	一	一九	一、六七〇、〇〇	同
錦西縣	錦西縣連山正陽街	大同元年五月	全縣	六、四七七	一一五	一	一九	三、九七五、〇〇	同
同高橋	高橋正陽街路南	民國八年十月	錦西縣第七區	五、一九七	九〇	一	四	三、六四七、〇〇	同
同虹螺觀	虹螺觀裡大街路北	大同元年六月	錦西縣第五區	七、二六八	一四四	一	四	二、八四〇、〇〇	同

同 江家屯	江家屯大街	大同二年六月	錦西縣第八區	四八八四	七三	一	二	六八	二、五〇〇・〇〇	同
義 縣	義縣城內西街路北	光緒三十二年十月	義縣城內	一八六六七	四七一	一	二〇	一五八	七、八〇六・八三	同
同 清河門	清河門鎮東街路北	光緒三十二年三月	清河門鎮街	六三三〇	一〇五	一	五	九〇	未詳	同
同稍戶營子	稍戶營鎮北街路南	光緒三十四年二月	稍戶營鎮	四六七六	八三	一	三	四九	未詳	同
朝陽縣	朝陽南大街路東	光緒三十二年八月	朝陽縣城及縣南半部	一九九五一	四七	一	二五	四三	二、〇〇九・七〇	同
同 北票	北票公安街	民國十三年	北票市內	二、七三五	二九	一	二五	一九五	九、五四〇・〇〇	同
阜新縣	阜新縣城內	民國元年三月	阜新縣市內	二、九三六	二〇〇	一	二五	一八〇	三、五〇〇・〇〇	同
同 清河門	清河門鎮	同治元年	阜新第一區	一、九〇八	九五	一	一〇	一〇〇	二、七〇〇・〇〇	同
同 泡子鎮	泡子鎮	大同二年六月	阜新縣第三區 泡子分所	一、八五〇	七四	一	二	五六	二、八四七・〇〇	同
同 鶯歌鎮	鶯歌池鎮	民國十年	阜新縣第四區	二、〇六〇	三七	一	五	三八	八、七六〇・〇〇	同
彰武縣	縣城內	光緒三十二年十月	北門裡小什字 街東路北	九、〇八四	二九六	一	三	二四七	八、八四〇・〇〇	同

合	計									
一、表列人口及商工戸數は康徳二年十二月末日現在に係る										
一、表列商會職員數は康徳三年十二月末日現在に係る										
一、表列一個年間經費は康徳三年度經費收支預算による										
一、會費徵收方法康徳四年四月一日より管内各商會一律にし之を徵收し會員既納之營業稅額徵收百分の二十以下とす（特殊の者に對しては其徵收率暫時比較的多し）										

考

備

備考

- 一、表列人口及商工戶數は康德二年十二月末日現在に係る
- 一、表列商會職員數は康德三年十二月末日現在に係る
- 一、表列一個年間經費は康德三年度經費收支預算による
- 一、會費徵收方法康德四年四月一日より管内各商會一律にし之を徵收し會員既納之營業稅額徵收百分の二十以下とす（特殊の者に對しては其徵收率暫時比較的多し）

工業戸口調査表
(康德二年末)

興	錦	義	朝	阜	彰
一〇九	二六	一三〇	九九	八九	三二八
一〇九	二六	一三〇	九八	八一	二六九
			一	七	五五六
				一	二六
					七
七五	六五四	一七二七	六八九	四九三	一六五三八
七五	六五四	一七二七	六八九	四五一	一四八七五
			三	三元	一三九
				三	五三
					三八三

工場大別
(康德二年末)

一六五

彰 阜 朝 義 錦
武 新 陽 縣 西
二〇 | 三五六一六
| | 七二 |
二 | 二三 |
| | | | |
一 | | 七 |
九 | 一〇三
五 | 七二四
三 | 一八二七九

工業資本金（康徳二年末）

(單位圓)

縣別	錦縣	北鎮	黑山	台安	盤山	綏中	興城	錦西	義縣	朝陽	阜新	彰武	計
總額	三、四八四四	一、二、一六三	二、五、四六七〇		九、一〇〇	四九、〇〇〇	一、五、三、五〇〇	五、四、六、七五	二、七、一、七〇〇	五、三、五、四〇		四、六、五〇〇	二、一、五、一一
平均場	一、六九	一、八七九	三、五三七		一、三〇〇	三、七九	四、一四五	三、四一七	二、一、五〇〇	一、五、三〇		二、三、五	二、五、七、二一
比	〇、七	一、五、四	一、三九		一、四二八	七、八九	二、七〇	六、二五	一、六四	二、八五		五、〇〇	二、三二
總額	四〇、六六〇	二、〇、四〇	三、五〇〇		二〇〇		三、〇〇〇		二、六〇〇	五、八五〇			五、六、八五〇
平均場	三、六九六	二九一	四三七		二〇〇		七五〇		八〇〇	八三六			七、〇〇〇
比	九、二	一、四、三	二、一、五		一〇〇、〇		二、五〇		五〇〇	一、四、三			二、三三
總額	六、〇〇〇	三、一〇〇	六、〇〇〇				二、五〇		一、九〇〇	八〇〇		一、三〇〇	一、九、六、八〇
平均場	一、五八	七、七五	一、〇〇〇				二、五〇		六、四三	四〇〇		六、〇〇	三、八、七六
比	二、五	二、五〇	一、六七				一〇〇、〇		三、三三	五〇、〇		五〇、〇	一、九、七
總額	九、〇〇〇	五、八〇					一、三〇〇						一〇、八八〇
平均場	四、五〇〇	一、九三					二、二七						四、九一〇

業工雜			業工品			業工學			業工織			業工織		
比	平	總	比	平	總	比	平	總	比	平	總	比	平	總
率	均	額	率	均	額	率	均	額	率	均	額	率	均	額
一七	五四〇	三一、三四	二六	二五五七	九七一五〇	三六	一七五五	四九、一五〇	二〇〇	二五〇	一、二五〇	五〇〇	二五〇	五〇〇
四〇	五三	一、二九六	二五	一二、二八一	九八、二七〇	七七	一、一六六	一五、一七六	二〇〇	三四〇	一、七〇〇	三三、三	二七〇	一、七〇〇
四、二	八三五	二〇、〇五〇	一六七	一四、八〇〇	八八、八〇〇	五三	七、〇三	一三、六〇〇	一一一	三〇二	二、七〇			
二〇〇	一、六〇〇	八、一〇〇	一〇〇〇	八〇〇	八〇〇									
二〇〇	二、四三〇	一二、一五〇	一六七	五、八八三	三五、三〇〇	五〇〇	七七五	一、五五〇						
一四、二	九五〇	六、六五〇	二五〇	九、二五〇	三七、〇〇〇	九一	九、五一八	一〇四、七〇〇	二五、一	一一三	四、五〇	一六、七		
一一、一	五八九	五、三〇〇	二五〇	九、八七五	三九、五〇〇	三三、三	三、二九二	九、八七五						
三七	六七〇	一八、一〇〇	八三	六、二九二	七五、五〇〇	一〇〇	三八四〇	三八、四〇〇	一四三	二四九	一、七四〇			
五、六	一、一八三	二二、二九〇	一四、六	二、九四三	二〇、六〇〇	一〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇						
三三三	五三三	一、六〇〇	二〇〇	四、〇〇〇	二、三〇〇〇	一一一	二、三八九	二、二五〇	一〇〇	一〇〇	七、九六〇	四五、一		
七五	九四〇	二、五八七〇	一三四	六、〇八四	五、一四九二〇	九二	三〇、九二七	三、〇五五	一七〇	一三五四	七、九六〇			

職工數及賃金（康德二年末）

縣別	錦縣	北鎮	黑山	台安	盤山	綏中	興城	錦西	義縣	朝陽	阜新	彰武	計
總職工常數	三,五二	四六八	六九〇	—	九〇	一六六	一七七	—	七〇二	二六九	—	一四二	六,一九四
職工延數	七九三,二四一	九八,九〇八	一六五,五六三	—	二八,六八〇	三〇,四七七	三八,九九九	三七,九二一	一五九,七五一	七四,五七一	—	三七,九一八	一,四六五,九五九
總賃金	一四二,五二	二九,四六九	四七,九四七	—	三八,五〇	二一,八六三	一六,七二〇	一三,二八三	五六,九二四	二〇,〇〇四	—	二二,七八	三五五,四四九

一七〇

紡織業				窯業				機械器具業		金屬工業				總數	錦縣北鎮黑山台安盤山綏中興城錦西義縣朝陽阜新彰武
總數	毛織業	製絲業	生絲業	總數	屋瓦製造業	陶磁器製造業	硝子及硝子製品製造業	總數	車輛製造業	總數	其他金屬鑄物業	釘類製造業	銑鐵鑄物業		
三	二	九	三	一	四	六	二	三	三	一	三	七	九	四	
二	一	二	五	一		一	二	四	四			三	八	二	
		一	五		二	一	三	四	四			四	三	七	
		一	九					六	六		三	三	二	八	
													一	一	
		四	四		二	四	六	一	一			一	三	四	
一		一	七					三	三			二		二	
								二	二		一	三	三	七	
		一	一					二	二						

		食 料 品 工 業								化 學 工 業						業	
靴 鞋 製 造 業	總 數	其 他 食 料 品 工 業	味 噌 醬 油 酢 釀 造 業	精 穀 業	製 麵 業	製 粉 業	製 餛 業	酒 類 釀 造 業	總 數	蠟 燭 製 造 業	製 革 業	製 紙 業	桐 油 製 造 業	大 豆 油 製 造 業	總 數	綿 絲 紡 績 業	絲 布 染 色 業
四	一八一	九	五	一	一	六	二七	四	九二	一	六	八	一	七〇	六	五	三
二	五八	七	二			六	一五	七	三七	一	四	二	一	一〇	二八		
七	二五	二			一		四	二	九			二		二	一三		四
八	二四		一					五	六					一九	一九	五	三
二	五						一		一								
二	五							六	六					二	二		
	七							四	四			一		一〇	二		
	九							四	四			一		二	三		
七	二七		二	一			三	六	一三			一		九	一〇		五
七	一八						四	三	七					一	一		
	三						五	五			二			六	九		

業 工 學 化									業 工 具 器 械 機					業 工		
榨 油 工	火柴製造工 男 女	製 革 工	漆 器 製 造 工	造 紙 工 (國 產)	磚 瓦 製 造 (型) 工	洋 灰 加 工 製 造 工	玻 璃 製 造 (吹 燈 罩) 工	陶 器 轆 轤 工	鐵 (鍛 冶) 工	鑄 (翻 砂) 工	木 型 工	針 工	車 工	機 織 女 工 綿 力 織 機	織 衛 生 衣 及 襪 工 男 女	洋 襪 工 男 女
三〇		四〇	八〇	四〇	五〇		七〇		五〇	五〇		四〇	五〇	二五	四〇	
四五																
三五		四〇	六〇	三五	四〇			四〇	四〇	四〇		四五			三七	
								一								
四〇		三〇	七〇		七〇				四〇	四〇	七〇		七〇			
四七		二五			四五				三〇	二〇	三〇		三五		四〇	
			二五	二五	二五			二五	二五	二五			三五			一五
五〇					五〇				四五		六〇	五〇	三〇〇		四〇	
三〇		二〇		二八	三五			三〇	二五				七〇	二五	二五	
二八		二〇		二五	二〇			二五	二〇				八〇		二〇	
一〇〇		八〇	八〇		八〇				八〇	四〇	八〇	八〇	四〇			
四五			五五	三五	五五			五五	四五	六五	四五		四五			
四六		三四	六二	三〇	四七		七〇	三三	四〇	三九	五四	五七	七七	二五	三四	一五

[illegible]

騾——牡騾、牝騾、仔騾、去勢騾等とし騾は牡驢と牝馬との混種にして體軀大且つ強力能く、粗食に堪へ疾病に冒さる事少なく馬車用に適す。

驢——大驢、小驢、仔驢牡驢牝驢等の別あり、體軀矮小、性質溫順、過度の勞役に堪へざるも價格低廉にして馱子、馬、騾の補足として使役す。

驢騾子——牡馬と牝驢との混種にして騾及驢と共に力役に使用する。

緬羊——緬羊牡、緬羊牝、仔緬羊等種別せらる。

山羊——山羊牡、山羊牝、仔山羊等の別あり。用途は蒙古民族及回々教徒の食用、羊毛、羊皮の需要に至つては一般のものであり、特に羊毛は近代文明國の必需品である。但し品質に於ては所謂在來種に屬し粗惡且つ少量、之れが改良は目下の急務とせられてゐる。

豚——牡豚、牝豚、去勢豚、種豚等の別あり、其の肉は滿人の最も愛好する處にして蒙人、回々教徒は之れを食せず。豚毛及豚鬃は毛筆、刷毛用として其の需要多し。

犬——支那犬、蒙古犬等の別あり、番犬用の一方毛皮を目的とし滿人農家には家禽と共に一、二頭の飼育を見ざる事なく、而して其の種類は主として支那犬である。毛皮は他の高價品の代用となり又敷物として多く使用してゐる。

家畜飼養戸數表（康德三年八月末日現在）

家畜別	頭數別										合計
	三頭以下	四頭—一〇頭	一〇頭—二〇頭	二〇頭—三〇頭	三〇頭—四〇頭	四〇頭—五〇頭	五〇頭—一〇〇頭	一〇〇頭—二〇〇頭	二〇〇頭以上		
馬	二五、七四二	七、四四五	八、九三	五三	四	八					三三、九五二
牛	二七、八三三	三、九三〇	四、九一	四	五						三二、七七一
合計											

畜別	縣別	錦西	興城	綏中	義	朝陽	北鎮	盤山	台安	黑山	阜新	彰武	計
驢	駝	三		一									四
山	羊												
綿	羊	一、八一	二、〇七八	三、五三九	二、一三五	一、〇三	四六	二					九、八三三
豚		二、五二三	四、三八三	四、五五五	三、六六八	一、〇三	四六	二					一六、六六六
騾		二、九六六	二、九四〇	八、三三二	一、二七〇	六、四四	二						三三、九三〇
驢		九、三、四六	二、八四	一、三	三	二							九六、三八八
驢		二、六、五八	四、二二	一、三三	八	六							三〇、九五七

家畜飼養頭數（康德三年八月末日現在）

畜別	縣別	錦西	興城	綏中	義	朝陽	北鎮	盤山	台安	黑山	阜新	彰武	計
牛	牝	二、八〇八	二、〇〇三	二、七六五	六、六三六	三、六六八	一、八六〇九	一、〇一四	九四九	二、三三〇	四、〇六	四、〇一三	五〇、一三五
牛	牝	一、〇一	七、七三	一、四七	一、〇三	一、四六	一、〇六六	六、六	九一	一、〇一六	一、五五	三、一〇九	二二、七七七
牛	牝	四、四一〇	三、四八	七、八〇	三、八八八	一、五六二	九、六三四	二、三七	八四三	六、四二	三、一三	一、八三	二二、六〇三
牛	牝	三、二四	四、九五一	一、一五五	六、六六一	三、八三〇	一、八七七	二、七五	一、八八三	三、八七八	八、七四六	八、九五三	九六、五一五
馬	牝	一、四一〇	八、八三	六、九〇	五、一三	一、〇六六	一、〇一四	二、一〇八	一、二二六	四、三四一	二、一三八	三、八五〇	三〇、六八二
馬	牝	一、七九四	二、〇五	一、二五	一、〇六	二、二二	二、五七二	三、六四	二、九〇	七、六六	四、六八	六、〇二	六、五四八
馬	牝	二、一九五	七、九五	四、六一	三、五一	一、三三六	八、二八三	一、一六	一、〇八五	一、五三七	一、三三	六、〇二	二一、四四一
馬	牝	四、二六五	一、八三	一、二七六	九、七〇	二、五四	二、二〇八五	三、一六三	三、九八四	二、六二一	六、六四四	三、八八元	二、〇四五
馬	牝	一、八三	一、二七六	九、七〇	二、五四	二、二〇八五	三、一六三	三、九八四	二、六二一	六、六四四	三、八八元	二、〇四五	五八、六七二

驢	驢				綿羊	山羊
	計	牝	牡	牝		
五,三三三	七,一九八	五,六五三	一,八七五	二,〇〇〇	一,〇八二	七,四二二
二,一五一	五,四四九	四,二九七	三,五二四	六,〇二八	一,四八五	三,九九八
二,〇五一	四,二九七	三,五二四	六,〇二八	九,九三〇	五,一五六	六,二二三
二,八八一	三,五二四	六,〇二八	九,九三〇	一,〇五五	六,〇九一	三,二九
三,九四四	九,八八九	八,七八三	一,二五七	五,〇九八	四,五七二	二,三,九五八
七,一九二	二,八五九	三,七九	四,一八二	四,九〇六	四,九〇六	四,九二
二,三五三	三,七九	四,一八二	四,九二四	六,五八	六,五八	—
三,六六六	四,七四三	九,二〇八	一,八八四	七,二四一	七,二四一	—
二,〇八七	九,二〇八	四,五五〇	二,六	七,二四一	七,二四一	—
三,七六一	四,五五九	四,五〇七	三,〇一	五,一九六九	五,一九六九	—
三,七二一	三,七三五	三,四八八	五,四一	二,〇六二五	二,〇六二五	—
六,四九七	六,五三八	六,七二四	四,三三	二,三,七〇九	二,三,七〇九	—
四,二九九六	六,五三八	六,七二四	四,三三	二,三,七〇九	二,三,七〇九	—

家禽飼育羽數 (康德三年八月末日現在)

縣別	錦縣	錦西縣	興城縣	綏中縣	義縣	朝陽縣	北鎮縣	盤山縣	台安縣	黑山縣	阜新縣	彰武縣	合計
鷄	一〇八、九六九	五一、二〇一	六三、六五一	八八、五八四	八八、三一八	一七三、七九六	七五、三〇二	六六、六五五	五一、四五二	一〇一、〇三〇	二一五、三一〇	五一、〇四九	一、一三五、三一七
鶩	六、〇一二	一、九四七	八二五	九九八	九二〇	九、一六六	一、七一一	一、八九三	五、四七九	二、二六二	七、〇七一	三、九二四	四二、二〇八
鶩	三七九	一四六	七七	五七	一八〇	六八一	七六三	二四四	四六一	四三九	四〇五	五六九	四、四〇〇
家													
兔	四七	九	二一		一〇		八二	五	二四	四四	五一八		七六〇
其 他													

養蜂業調查表 (康德三年度一月末日現在・康德二年度中)

一八〇

縣別	區分	飼育群數			計	數量	單位	價金	數量
		一	二	三					
錦	錦	四八	一五	一五	一四	三九,四〇〇	斤	二〇	七八八
錦	西	七				五,〇〇〇		二〇	一〇二
興	城	五				三,五〇〇		二五	五三
綏	中	二				七,二〇〇		六	二〇六
義	縣	六				五,〇八六		五	七六三
朝	陽	二				七,三〇〇		三	一五〇
北	鎮	三				二六,〇〇〇		〇	五二〇
盤	山								
台	安								
黑	山	三〇				二六,〇〇〇		〇	二五〇
阜	新	二				一四,七〇〇		〇	二六六
彰	武	七〇				四,三〇〇		八	一〇七
計	縣	二二				一七〇,九六		五	三,〇一八

種畜場在頭數 (康德三年度末現在)

縣別	區分	性	國有種綿羊			計	國有種豚	國有種	合
			貸與數	斃死數	現在數				
錦	錦	牝	一〇〇	四	四二	五	二八	二	二七
錦	西	牝	五	四	五三	三	三	三	一五四
興	城	牝				三	三	三	一五四
綏	中	牝				三	三	三	一五四
義	縣	牝				三	三	三	一五四
朝	陽	牝				三	三	三	一五四
北	鎮	牝				三	三	三	一五四
盤	山	牝				三	三	三	一五四
安	台	牝				三	三	三	一五四
黑	山	牝				三	三	三	一五四
阜	新	牝				三	三	三	一五四
彰	武	牝				三	三	三	一五四
計	縣	牝				三	三	三	一五四

一八一

改良家畜生產頭數 (康德三年中)

縣別	區分	性別	改良豚生產頭數		性別	改良綿羊生產頭數	
			一回雜種	二回雜種		一回雜種	二回雜種
錦	錦西縣	牝	三,九八八	八,九三三	牝	二,二〇〇	二,五五六
錦	錦西縣	牝	一,四八五	二,八一六	牝	一,一七〇	一,六三六
義	義縣	牝	七六二	二,二七四	牝	五七二	八二九
朝	朝陽縣	牝	一,四五〇	一一	牝	一,四五一	一,四九
北	北鎮縣	牝	一,二〇六	二,三三	牝	一,一七二	五三三
黑	黑山縣	牝	三,六〇一	二,〇二	牝	三,八〇三	一,六九
阜	阜新縣	牝	一,七〇	一,九八	牝	一,一七〇	一一
彰	彰武縣	牝	一,四七	三三	牝	一,一七〇	一,一七〇
台	台安縣	牝	八八	一,一五九	牝	八八	一,一五九
合	計	牝	二,七〇八	一,三三三	牝	二,七〇八	一,三三三

改良綿羊現在頭數 (康德三年度末)

縣區名	綏北黑彰錦義錦															
	中	鎮	山	武	西											
別性	牝牡		牝牡		牝牡		牝牡		牝牡							
	一 九 三	二 九 四	八	三 四	五 四	六 六	九 五	五 八	三 七	四 二	三 五	五 一	一 一 七			
當 歲	一 四 五		三	二 六	八 七	四 五	七 三	九 三	一 六	四 二	三 〇	五 三	一 四 四			
	三		二							三			二			
當 歲																
計	三 四 一		五 八 四	一 一	六 〇	一 三	一 一	一 六 七	一 四	一 一	二 三	七	八 七	六 五	一 〇 四	二 六 三
	摘															
要																

牧草（ルーサン）種子配付數量

縣別	分	配付數量		綿羊合作社聯合會配付	合計
		康德二年	康德三年		
錦	西縣	三〇	一五〇	二五〇	二三〇
錦	城縣	三五	五〇	二五〇	二八五
與	中縣	五		五〇	五五
義	陽縣	三〇		二五〇	二八〇
北	鎮縣	三五		五〇	八五
盤	山縣	三五		五〇	八五
台	安縣	八〇		五〇	一三〇
黑	山縣		一〇〇		一〇〇
阜	新縣		一〇〇		一〇〇
彰	武縣	五〇	二五〇		三〇〇
合	計	三〇〇	四五〇	一、〇〇〇	一、七五〇

畜產團體（康德四年四月現在）

聯合會及合作社名	設立年月立	預算額	摘	要
錦州省 綿羊合作社聯合會	康德二年 一一月	一七、九四六・〇〇〇		
錦縣綿羊合作社	同 八月	三、五三二・〇〇〇		
義縣綿羊合作社	同 九月	一、七〇七・〇〇〇		
彰武縣綿羊合作社	同 九月	一、四〇七・〇〇〇		
錦西縣綿羊合作社	同 一〇月	一、五一四・〇〇〇		
黑山縣綿羊合作社	同 三年 九月	一、八〇八・〇〇〇		
興城縣綿羊合作社	同 八月	一、三九三・〇〇〇		
阜新縣綿羊合作社	同 四年 四月			
朝陽縣綿羊合作社	同 四月			

綿羊技術員配置表（康德四年度）

區分	社別	現任技術員		配置豫定技術員		計	摘	要
		日人	滿人	日人	滿人			
聯合會	聯合會	二人	一人	一人	一人	二人		
錦縣合作社	錦縣合作社	一人	一人	一人	一人	三人		
義縣合作社	義縣合作社	一人	一人	一人	一人	三人		

一、配置豫定滿人技術員は目下朝陽改良場に於て養成中六月末日配置

錦西縣合作社	一	一	一	二	二、朝陽縣に於ける配置豫定日人技
彰武縣合作社	一	一	一	二	術員は目下本會及改良場に於て養
黑山縣合作社	一	一	一	二	成中音中旬配置
興城縣合作社	一	一	一	二	三、北鎮綏中兩縣は今秋設立豫定
阜新縣合作社	一	一	一	二	
朝陽縣合作社	一	一	一	二	
北鎮縣合作社	一	一	一	二	
綏中縣合作社	一	一	一	二	
計	九	四	三	二四	

畜産獎勵補助金交付額

		綿羊獎勵補助金		養豚獎勵補助金	
交付種目		交付金額	交付金額	交付金額	
錦西縣	合作事業補助金	二、三五、〇〇〇圓	二、七三、〇〇〇圓	錦西縣	種豚購買補助金
錦西縣	〃	三九六、〇〇〇	五五七、〇〇〇	錦西縣	〃
興中城	〃	〃	〃	興中城	〃
綏中	〃	〃	〃	綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃
				綏中	〃

義縣	三九六、〇〇〇	五〇七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
朝陽縣	〃	〃	四三、八〇〇	一〇〇、〇〇〇
北鎮	〃	〃	四五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
台安	〃	〃	〃	一〇〇、〇〇〇
黑山	〃	〃	〃	一〇〇、〇〇〇
阜新	〃	〃	一八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
彰武	三九四、〇〇〇	五〇七、〇〇〇	六四、一〇〇	三三〇、〇〇〇
綿羊合作社	一、〇八〇、〇〇〇	三、三八五、〇〇〇	〃	〃
聯合會	種綿羊購買補助金	九六四、〇〇〇	〃	〃
	羊毛斡旋補助金	二〇七、〇〇〇	〃	〃
	種豚購買補助金	八九八、〇〇〇	〃	〃
合計	四、六五一、〇〇〇	五、〇七、〇〇〇	七七一、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

備考 綿羊獎勵補助金は綿羊合作社へ補助

養豚獎勵補助金は縣へ補助

康德二年種鶏二二羽、錦、興城、朝陽縣へ無償配付せり

其の他康德三年家畜防疫補助金を朝陽縣へ一七〇圓補助せり

(三) 畜産品

(1) 皮革及毛皮

牛皮、馬皮、羊皮、犬皮等とし牛皮は十月乃至翌年二月、馬皮は四季間斷なきも九月より翌年四月、羊皮及犬皮は四季間斷なし。

本省内に於ける大同二年度總産額は九十萬圓と稱せらる。錦縣の八十四萬圓を最高とし、朝陽縣の十萬圓之れに次ぐ、錦縣は其の飼育する家畜に比し産額多きは集散市場たる關係上其の背後地よりの集荷多きに因る。其の取引は主として生皮の儘行はれ羊皮の集散最も多く、一箇年取引高五十八萬枚其の金額七十萬圓に上り主として生皮を天津に輸出す。牛皮生産高は二萬五千枚、金額十五萬圓、其他馬皮、犬皮、猫皮を數ふ。

縣別獸毛皮生産高一覽表

縣別	種別	牛皮	馬皮	犬皮	猫皮	鼯皮	羊皮	狐狸皮	山兔皮	家兔皮	合計
朝陽	新	三、五〇〇枚	二、五〇〇	三、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	四〇、〇〇〇	三〇〇	四〇〇		五、〇七〇枚
阜新	中	四〇〇	一九〇	一五〇			四、二〇〇				五、〇四〇
綏中	城	一〇〇		一〇〇			一、二〇〇				一、四〇〇
興西	縣	三〇	二〇	三〇〇	六〇		一、五〇〇			二〇	一、九三〇
錦西	縣	三、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	五〇〇		一〇、〇〇〇		五〇〇		三、四一〇〇
義縣	縣	七五〇	一七〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇		四、二〇〇				一、四、二五〇
盤山	縣	三、〇〇〇		五、〇〇〇	四、〇〇〇		五、〇〇、〇〇〇		二、〇〇〇		五、三、〇〇〇
臺安	縣	二〇〇		四〇〇	一〇〇			二〇			一、〇〇〇
彰武	縣	一、〇〇〇	一、一〇〇	五五〇	一五〇		一、五〇〇		五〇〇		三、二〇〇
北鎮	縣	五〇〇	八〇	一、〇〇〇	三〇〇		一、〇六六		二〇〇		三、二〇六
黑山	縣	六〇〇		二〇〇	一〇〇	一八〇	二、二〇〇	三〇	二〇〇		三、三二〇

(2) 獸皮

獸皮としては綿羊毛、豚毛、羊毛等とし本省内に於ける此等獸毛生産數量及集散高に(イ)羊毛約一百萬斤、金額三〇萬圓(ロ)豚毛六十萬斤、金額十五萬圓と稱せらる。錦縣を集散市場とし羊毛、豚毛に於ては主として米國向大部分を占め中國向之れに次ぐ。

獸毛生産高一覽表

縣別	種別	豚毛	鬚	羊毛	馬毛	尾	合計
朝陽	新	五〇〇、〇〇〇斤	一、五〇〇	三〇〇、〇〇〇		二〇〇斤	八〇一、七〇〇
阜新	中	四〇〇	五〇	一九、〇〇〇			一九、四五〇
綏中	城	五、〇〇〇	三〇〇	一二、〇〇〇			一七、三〇〇
興西	縣	一、二〇〇	二〇〇	五、〇〇〇			六、四〇〇
錦西	縣	四〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇			一四四、〇〇〇
義縣	縣	一、八〇〇	一二〇	四二、四〇〇			四四、三二〇
錦縣	縣	一五、〇〇〇	二〇〇	五〇〇、〇〇〇			五一五、二〇〇
盤山	縣	一五、〇〇〇	一、〇〇〇				一六、〇〇〇
臺安	縣	二五、〇〇〇	八五〇				二五、八五〇
彰武	縣	八、〇〇〇	四〇〇	二、〇〇〇			一〇、四〇〇
北鎮	縣	三、〇〇〇	五〇〇	一、五〇〇			五、〇〇〇
黑山	縣	二、〇〇〇	二〇	六、〇〇〇	一〇〇		八、一二〇

即ち羊毛に於て錦縣の五〇萬斤を最高とし朝陽縣の三〇萬斤之れに次ぐ。又豚毛に於て朝陽縣の五〇萬斤其の首位を占め四萬斤の錦西縣之れに次ぐ。

(3) 肉 及 乳

滿人は豚肉が最も多く用ひ、牛肉、羊肉之れに次ぐ。蒙古人は羊肉を主とし牛肉之れに次ぎ、豚肉は殆んど之れを食せず。

滿人は乳に對し特別には之れを愛好せざるも蒙古人には必需品にして牛乳及羊乳を以て牛酪、乾酪、乳湯等を造り之れを常用とす。

(4) 獸 骨

加工業發達せざる爲め骨粉工場等の設備なく、犬猫の飼料とし或ひは燃料として使用する外殆んど路傍に放棄する状態である。

(5) 家 畜 糞

農家の主要なる肥料として使用せられ、土壤、塵埃等を混合堆積して腐敗せしめ所謂土糞を作る。

(6) 家 禽 卵 類

省内十二縣に於ける大同二年度家禽飼養總數約百八十萬羽、産卵總數約八千三百十七萬個、金額約百四十一萬圓に上る。

(五) 畜 産 加 工

本省内畜産加工に就ては未だ見るべきものなく僅かに錦縣に於ける羊毛皮の皮革を指摘せらるる程度にして牛皮、馬皮に至つては其の製革を見ず。羊毛皮の絨革業に於ても規模の大なるものなく、原始的加工の範を越えず、在來の皮硝

絨法 張乾絨法が行はれ蒙古人は牛乳絨法を用ひてゐる。

錦縣に於ける絨革工場五十餘工場の一箇年絨革數量細羊皮八萬枚、山羊皮十二萬枚、犬皮八千枚、兔皮、猫皮其他合して三萬枚、熱河及背後地獸毛皮の一箇年錦州出廻數量約六十萬枚、而して錦州皮革工場を経ざる約四十萬枚は生皮の儘取引せられ奉天、天津方面に輸移出せらる。

其他獸毛製造工場（毛氈、絨毯製造）を見るも家内工業に屬し特記すべきものはない。

第七節 水 産 業

一、概 況

當省は渤海灣に頻し廣大な漁場にして將來性多分と多々考へられるも未だ原始的漁業のみで國家的産業として見る可き無き状態である。

漁族は豊富且多で殊に海鯽魚、黃花魚、扁口魚、紅娘子魚、鱖子魚、台肥魚、鱒子魚、鰻魚、海蝦等は其の漁獲の主要部分を占めて居る。

漁法は風網、駐木網、延繩、底刺網、枰網、橈子網、桁曳網、地曳網、打瀬網で風網は渤海に生れた特有の漁法である。

以上の渤海灣公海全體的漁法で當省内で最普遍的なものは橈子網、釣鉤、流網、掛網、拉網等である。

康德元年度漁獲量は一四三萬餘斤、漁戸八一七戸、漁船五五四隻である。販路は省内供給に止まらず奉天方面へ仕向けられて居るが、背後地熱河方面への販路開拓に大なる望みを囑せしめて居り此のバロメーターともなる錦縣市場株式會社は地元錦州の發展と奥地熱河の躍進を如實に物語る如く、康德三年四月頃壺盧島鮮魚糶市場進出を實現すべく資本

金五萬圓を倍額となす等全力傾注して居る狀勢であるし、將來錦承線全通の曉は遼西漁業界の好況は水産行政の助長と相俟つて愈々盛んであらうと見られて居る。

又眼を轉じ河川方面を見るに濫獲の弊見られるが之れとて養殖業と相俟つて鯉魚、鯽魚、鰱、黑魚、鮎魚、黃姑子、邊花魚、白魚、草根魚等相當有望である。

二、沿岸 漁業

(1) 漁業行政沿革及沿岸住民消長

舊政權時代は沿海漁業の規定たる民國漁業法規（民國十五年九月十四日公布）及河湖漁業の各地方的法規が行はれてゐたが水産行政として何等の方策も行はれず、單なる徵稅機關として從來監督商辦の奉天省漁業商船保獲局があつたに過ぎない。之れは總局を營口に置き五の分局と二の行政局及三十三の鎖焦場を有して總局は沿海の警備分局及鎖焦場の監督及保護の徵集を管掌し、分局は總局の事務を分掌し鎖焦場は魚の取引を監督して備付の秤の使用料を賣買兩當事者より徵することゝなつて居るが、實際は熊岳城沖の黃花魚の盛漁期に於ける漁場の保護取締以外徵稅のみの機關となり終つた。滿洲國政府は之を接收して奉天漁業總局と改稱しその組織機構中の海上警備事務を海邊警察隊に徵稅事務を稅務監督署に移管すると共に、水産行政の確立を圖り更に之れを營口水產局と改めて黃渤海漁業の開發に當らしめる事となつた。尙康德元年五月二十三日公布の營口水產局分科規程第二條第一項に據ると、當省の漁政を行ふことになつて居るが實際は當省公署が行ふ如き現狀で事實上漁民又省當局も大いに悩とする所で近く改善せらるべき筈である。

更に當省沿岸住民は太古より海産を主要としてゐたらしく證左となるべきものが見られると云はる。海産中最も盛んに利用せられたのは貝類であつたらしく農耕の業未だ發達しない之等の時代には貝は生活上缺くべからざる食物で沿の干潟地附近は當時最も人口の稠密した場所であつたらしい。文獻に信すべきものないが、在來より風網漁業、延繩漁業、流網漁業、橈子網漁業、掛網、拉網漁業を營んで居たらしい。尙康德元年度當州漁業戸は次様であるが半農半漁民數も算すれば相當なものである。

錦	— 一九六	盤山	— 一三二	綏中	— 八八
興城	— 三七八	錦西	— 二三		
總計	— 八一七戸				

(2) 渤海

渤海は三面陸に圍繞せられ、南東方廟島列島を境として黃海に接して居る。形狀は稍々長方形に類し略々北東より南西に向ひ長さは二八〇海里に達し其の廣二四、八〇〇平方海里に亘り、北東に遼東海灣を、南西に直隸海灣を包藏して居る。之れに注流する河川は比較的多く最も大なるものは北方の遼河、南方の白河及利津河であり、自餘の河川は數十の多きに達するも平素は涸渴し降雨の際のみ濁水を流出するものが多い。

水深——渤海を圍繞する陸地は關東半島を除き何れも緩傾斜で海に入るを以て灣口を除き何れも遠淺で一般に水深頗る淺く、其の大部分は二十尋以淺にして二十尋を超える所は老鐵山水道附近に狹く存在し、最深四十一尋に及んで居る。

底質——底質は殆んど全域に亘る泥質で就中、西部及北東部は黃色の軟泥深く覆はれて居る。之等は前記三大河川の河口に流出する粘土の沈積したものである。遼東海灣の菊花島及桃花島附近と登州水道西部には牡蠣殻が存在し、老鐵山水道の砂地には礫石の存する部がある何れも小區域に過ぎない。

海流及潮流——老鐵山水道より逆時計様に渤海を一週する海流が存するものと推せられるも、其の流速は極めて緩

漫である。

潮流は老鐵山水道附近は南北に強流し、遼東海灣北部の西岸では海岸線に沿ふて北東及南西に流れ、同灣南部に於ては漲落潮流とも之に反し、南部山東半島咽喉では北西（漲潮流）及南東（落潮流）に流れてゐる。

海況——渤海の水比重は一般に軽く沿岸は河川の影響を受けて殊に甚しく且結氷期、解氷期、兩期等に依り其の變化が多い。氣温に對する感受性は黃海のものに比して著しく強きを常とする、水温の上昇は淺海部たる南部及北東部より五月頃急激に上昇して中央部及灣口に向つて傳播するを常とするも、年によつては初夏の候渤海の中央部に高温水帯が出現する事がある。

水色は灣口の深部及其の北西の中央部を除き概して黄色を帶び、海岸に近づくに従ひ其の度を加へ、三大河の沖合に於ては濁水瀾漫せるを見る。尙前述の如く一般に遠淺なるため、高浪の際は波高に比して波長短く磯浪に似たる現象となるを以て沿岸は著しく濁濁せられ、透明度が一—二尺となる事は珍らしくない。

(3) 渤海魚類移動回遊の狀況

渤海に來遊する魚族の移動は大體之を ①産卵 ②索餌 ③不適水温回避の三原因に區別する事が出来る。

四月上旬、山東高角南部の海底水温七度内外となると主として産卵のため廟島列島方面と安東方面とに分れ、芝罘威海衛間沖合五度内外となると四月中旬西行す。

魚類はグチ、サワラ、カナガシラ、エビ、最も早く、ヒラメ、ホウボウ、タヒ等之れに亞ぎ、サバは最後に來遊する。グチは主として渤海北部方面（五月上旬—中旬）底水温十一度内外にタヒ、ホウボウは渤海南部方面（五月下旬—六月上旬）海底水温十二—十五度に移動して産卵するを常とす。之等産卵場海區は其の時期になるとプランクトンは動勢性のもので多く、カタクチイワシ、小エビ類の分布が廣く此の魚類の餌料となる様なり。産卵後は直ちに索餌に移

り沿岸に、沖合に離散し、秋期に至り愈々索餌旺盛となる。

この頃は所謂磯着多く、手繰網では漁獲に困難を感じる、十月になり廟島列島方海區の水温十一—十五度になると濃群を成し、此の海區に來遊して、水温降下につれ索餌しつゝ、不適温回避移動を起して十二月山東高角南方に移動する翌年一月迄は此の方面に於て漁獲せられ、一月末より三月の人込期に至る間は急に南に退去しソウハチカレイ、タラ、メイタカレイ、ババカレイ、マコガレイ以外の魚族の漁獲は困難となる。

此の様に十二月より翌三月迄寒流性魚類が來遊を見る。

以上述べた回遊狀勢は大體である、年に依り急候の變化、プランクトン分布狀態、水温帶の變向等種々自然現象に支配され幾分期の早晚、長短は免れない。

(4) 漁 船

支那型漁船は大なるものを戒克と稱し、小なるものを舢板と通稱して居る。

戒克は主として風力に依り、板舢は櫓櫓を用ひ或は帆を使用する。風網漁業、流網漁業、罾延繩漁業等に用ゆるものは前者であつて、延繩、桁網、潮打瀬等に使用するものは多く後者に屬する。支那型漁船は長大なる材料を使用し構造堅牢にして風波に耐へ、且船體に比して長大なる櫓と多くの帆とを使用する爲め、順走の速力は頗る速であるが其の形大體に於て方形に近く、加ふるに船底平板なるため開走に際しては横流の多い缺點を有する。當省には戒克漁船殆んどなし。

尙小數の日本人が和洋折衷型漁船を使用して居る。

水産王國と云はれる日本でさへ漁船上、鮮魚取扱不潔の點多々見られるが當州漁船は尙の事で船上の諸設備、配置等に不便憂鬱な所多い。

今當省縣別漁船數を見れば次の様である。(康德元年度)

錦	— 一二〇	盤	山 — 一五一	綏	中 — 八八
興	城 — 一七六	錦	西 — 二三		
總	計 — 五五八隻				

之等漁船停泊地として壺蘆島、天橋廠(西海口)は重要なり。

参考として興城縣海口の釣鈎に用ひる漁船は二人乗小舢板^{長十尺 幅八尺}錦西區壺蘆島の流網のは三人乗、興城縣海口、

流網漁船は舢板^{長三十二尺 幅十尺}にして、中古價五百圓、新船千圓位である。錦西縣壺蘆島の釣鈎舢板三人乗である。

(5) 漁具

漁網構成材料は現在では綿糸が多くなり、支那麻、マニラトワイン等も使用される。

元來漁民は麻使用したものであるがそして麻は丈夫で操作上便利である等種々の長所があるが、經濟的に相當の開きがあるためと、次第に日本人の感化を受け綿糸を手編することになった。又網地を大連或は直接日本より購入するものもあり其の需要は年々増加の途にある。

漁民は古くより染網料として桫皮、紫蘇油、豚血等を使用して居る。最近はカツチ、桐油、大豆油等使はる。他に副漁具例へば沈子、浮子、等は土地のものを使用してゐる。之れとて原始的な不合理的な事は免れない現状である。

主な漁具は橈子網、釣鈎、流網、掛網、拉網等で數は相當に上る。以下各縣下代表漁具構成状態を述べん。

△綏中縣新民屯

日本人漁業者が存し五統の壺網を持ち、康德元年度及二年度は約三千圓の漁獲高ありて此の漁業は將來性多分なれど日滿漁業者の對立が相當に見られる。染料は「カツチ」の液で煮沸した中に良く溶解し此の中に網、綱を入れよく滲透させ、後揚げて海濱に日乾す、一漁期一回染網す。

販賣は生賣りが大部で多く錦縣市場に出す。此の漁業は日本熊本縣有明灣の壺網と同様のもので漁場は沖出し一里水深四間、底質粘土質である。年に二、三度暴風雨のため損害を蒙る。先づ風波の少ない日和(四月上旬)に漁場に杭を打込み大體の型を造りそれに網を結着す。杭は海底下一尋打込む、漁期中網設置す。

次ぎに滿人側のを述べる。先づ拉網は日本の地曳網に似て一統二千圓を要し、風雨強き時は操業しない。材料は總て奉天より購入す。漁法は一日二—三回網地の綱の一端を陸に他は漁船(小舢板)に乗せ、船を半圓形に廻るに従ひ網地を投入し、他端の綱を陸に持上り兩端の綱を多勢の手にて引揚げて漁獲する。

釣鈎、未明或は日没漁場に到着する如く出發し春は二—三十支里、秋は六十支里位出漁する。日本の延繩に似たものである。

掛網、未明、日没に出漁する、日本の刺網類に似て二支里位沖出する。先づ一方の錨を投入し。綱を投入し綱を張り他方錨を投じ終る。

△興城縣海口

當縣は沿海縣中最も漁業盛んにして菊花島、海口、沙後所、四家屯、朱家屯、妙家屯等有望なる漁場がある。

釣鈎、夕刻未明に大體十五支里沖に出漁し漁場に至れば風潮を考慮し投鈎す。漁船は二人乗船長さ十七尺、幅八尺の小舢板船にして漁期は立夏より霜降の頃である。一日一回出漁を原則とすれど盛漁期には二回出る事もある。漁具は風潮に對して直角に入れる。

梶子網、一統六百圓にして漁期は春分―夏至、年三、四回風潮害がある。當地では洋線を興城より買ひて網を構成す。

流網、朝夕一日二回漁場まで約十支里、舢板船長三十二尺、幅十尺で出漁する。漁期は立夏より夏至まで約二ヶ月間出漁する。一回に平均二百斤漁獲す。

△錦西縣壺蘆島

流網、出漁夕、未明にす。沖に約六十支里舢板（三人乗）で出漁し平均一回四百斤を獲す。

梶子網、漁期は清明より立冬の六ヶ月間で毎日正午、夜十二時の二回網設置場に至り、袖子の尻の綱を解きて舢板に抄揚げ。一回出漁漁獲平均高四十斤で二千度は五千斤漁獲した。月の第一、第十五日は潮の關係で一時間遅れて出漁す。

釣鈎、先づ舢板三人乗にて四籠を以て十支里位出漁し四枚一連として投入す。漁期は小滿より夏至の三十日間で出漁時午後十一時頃、一日一回出漁し大體百斤漁獲される、二年度は約四千斤漁獲した。

罾網、漁獲高毎日十斤位、一日に揚げる回数不定網地の原料は大連で買ふ。

錦縣西海口。

當省内で總てに最も進歩した縣なる故水産業も同様と考へたが、豫想外に原始的で興城縣等に比してより貧弱である。産業指導上重點が該案に無き故ではないかと思はれる。併し乍ら養殖業に適せる故に將來性多々あると考へる。

拉網、先づ舢板に網地を乗せ綱の部のみ兩端共に陸に置き漁場に行き網を投じ船自體が浮子の役目をし兩端の曳綱を曳揚げて漁獲す。漁期は春分より八月中旬迄である。

釣鈎、延繩の方法と同様にして漁期六月より八月で出漁中は八枚乃至十枚を持ちてなす。

梶子網、一統百二十圓位にして沈子代用に底根を打込んで居る。漁期春より夏に至り之等の材料は錦縣より購入して目造りする。

△盤山縣路家屯

一般に地質アルカリ性にて縣財政豊ならざる時、康徳二年度の如きは七萬圓の漁獲ありと云はれ漁民の言に依ると治安工作が完備すれば、より以上の成績を示す事が出来ると云つてゐる。海河併用の珍らしい漁具多く後述するとして海専用のものを示すと

把拉網、一統五十圓にして網を海底に沈下し風力を利用し曳廻して漁獲す。漁期は春で一年平均漁獲高は五百斤である。

(6) 漁場、漁法、漁期及漁獲物

渤海重要漁場（沿岸漁場を除く）

漁場	漁法	漁期	漁獲物
龍口沖 (登州水道より萊州堆に至る間)	タヒ延繩漁業	五月―六月	タヒ、フカ、エイ
	タヒ流網漁業	五月―六月	タヒ、サワラ、サバ、ヒラ
	風網漁業	五月	グチ、タヒ
	機船底曳網漁業	五月―六月	タヒ、ヒラメ、カレイ、グチ、カナガシラ、ホソボウ
	底刺網漁業	四月―五月	ヒラメ、カレイ
	サワラ流網漁業	五月―六月	サワラ、サバ、ヒラ

利 (萊州堆より利津河 口に至る間)	風網漁業 刺網漁業	四月—五月 四月—六月	グチ ヒラメ、カレイ
沙 壓 田 沖 (白河沖より瀨沖河 に到る間)	風網漁業 タヒ延縄漁業 機船底曳網漁業	五月—六月 七月—十月 五月—六月	グチ タヒ、フカ、エイ、ニベ タヒ、グチ、カレイ、カナガシラ、フカ、エイ
秦 皇 島 (瀨河沖より山海關 に到る間)	タヒ延縄漁業 サワラ流網漁業 機船底曳網漁業	九月—十一月 五月—六月 五月—六月	タヒ、ニベ、コイチ、フカ、エイ サワラ、サバ タヒ、ヒラメ、フカ、ニベ、エイ、グチ コイチ
菊 花 島 沖 (菊花島桃花島附近)	風網漁業 サワラ、サバ流網漁業 グチ刺網漁業	五月—六月 五月—六月 五月—六月	グチ、サワラ サワラ、サバ グチ
鰈 魚 圈 沖 (遼河より熊岳城沖 に到る間)	グチ二隻曳打瀬網漁業 サワラ流網漁業 タヒ延縄漁業	五月—六月 六月—六月 六月—八月	グチ サワラ、サバ タヒ、フカ、エイ、ニベ
風網漁業		四月—五月	グチ

廟 島 列 島 附 近 (登州水道より老鐵 山水道に到る西沖)	サワラ、サバ流網漁業 タヒ延縄漁業 タチウチ延縄漁業 機船底曳網漁業	五月—六月 五月—十一月 六月—十月 五月—十一月	サワラ、サバ、ヒラ タヒ、ニベ、フカ、エイ タチウチ タヒ、グチ、ヒラメ、スズキ、メバル、グチ、カナ ガシラ、ホウボウ、フカ、エイ
老鐵山水道附近	タヒ延縄漁業 タチウチ延縄漁業	六月—十一月 六月—十月	タヒ、フカ、エイ、ニベ タチウチ、サワラ
(復州沖より廟島列島 に到る間)	機船底曳網漁業 フカ延縄漁業	五月—十一月 七月—十月	タヒ、カナガシラ、ホウボウ、グチ、ヒラメ、カレ イ、エビ、エイ、フカ、ニベ フカ

以上は渤海全體のもので次ぎに當州沿岸のみの漁場漁期及漁種別を示す。

魚 名	漁 期	漁 場
黃花魚 (グチ)	五月—六月	菊花島沖合
鰈 魚 (サハラ)	六月—七月	菊花島沖合
鰈 魚 (ニベ)	七月—九月	錦縣沿海
鰈 魚 (スズキ)	七月—九月	錦縣沿海
鰈 魚 (ホラ)	三月—十月	渤海全區
扁口魚 (ヒラメ)	七月—九月	興城、綏中沿海

鱈 魚	五月—七月	錦縣沿海
白米子魚 (イシモナ)	五月—六月	綏中縣沿海
鱗帶魚 (タイウチ)	八月—十月	興城、綏中沿海
對 蝦 (クルマエビノ類)	五月—七月	錦縣、興城、綏中沿海
海 蝦 (エビ)	四月—十月	渤海全區
海 蟹 (カニ)	五月—八月	渤海全區
蛤 蜊 (ハマグリ)	五月—九月	盤山沿海
其他 雜 魚		渤海

次ぎに魚貝類漁獲高を示すと

縣 名	數	量 (斤)	每百斤平均單價	金	額
盤 山		二、一〇九、六六〇	七・五〇 _四		一五八、二二五 _四
錦 縣		五八〇、〇〇〇	九・〇〇		五二、二〇〇
錦 西		一、二五二、〇〇〇	八・〇〇		一〇〇、一六〇
興 城		六〇〇、〇〇〇	一〇・〇〇		六〇、〇〇〇
綏 中		六六〇、〇〇〇	九・五〇		六二、七〇〇
合 計		五、二一〇、六六〇			四三三、二八四

以上は大同二年度であるが次ぎに康德元年末のを示す。

縣 名	數	量 (斤)	金	額
盤 山		三三七、三二七	三五、六六六 _四	錦 西
錦 縣		六二二、〇〇〇	三九、〇一二	興 城
綏 中		一〇〇、〇〇〇		

漁獲數量總計 一、四三四、四〇七斤

渤海灣内の一ケ年漁獲高は關東州日滿漁業者、奉天省沿岸漁業者、當州沿岸漁業者、中國沿岸漁業者及漁期は朝鮮或は内地の共同漁業等一括して見ると大體五百萬圓位と云はれてゐる。

又當海滿人のみの出漁獲高を見ると一九三一年には三六、三三四、〇〇〇斤、一九三二年には二九、八〇二、六五九斤一九三三年には二七、五五〇、一四一斤（滿洲斤）であり、之れと當省漁獲高に比すと僅かに十五分の一にすぎないことになる。如何に種々原因ありとは云へ餘りに差が多いではないか。

之れの一解決法を後述とする。

更に康德元年度に於ける滿洲國內消費推定額は一五、七九九、一四八圓で南滿海洋魚生産年額を大約三、〇〇〇、〇〇〇圓、北滿淡水魚生産年額を六、〇〇〇、〇〇〇圓、計九、〇〇〇、〇〇〇圓と國內水産年額と推算す。康德元年度魚介及海產品の輸入總額は八、二三七、九五一圓で、元年度魚介及海產品の輸出額は四〇六、一七三圓、再輸出額は六七六、二六〇圓、輸入超過額七、一三五、五四八圓である。此の入超を輕減すべきは吾人の務ではなからうか。

(7) 重要漁業（渤海灣公海の部）

① 風網漁様

此の漁業は支那人獨得のもので約百餘年前に渤海に生れた漁業である。最初は漁船二艘を以て操業したるも其後改良せられて現在の一艘曳となり、漁具も當初の長さ百尋内外のものより現在の二百尋内外のものとなり、漁船も二十一三十石より百石内外(53尺×13尺×3尺)となつた。漁具は無囊旋網の一種に屬し其の構造は一定せざるも大體出來上り寸法浮子方二百尋、沈子方百七十五尋、網丈十八尋、中央の魚捕部は兩端に比して二―三尋高く網地は綿糸を使用し網の兩端に手網を附してある。漁法は先づ魚群を探知して投網するもので産卵期にはグチは蛙鳴に似た奇聲を發するを以て、此の音の強弱に従ひ先づ舳板を卸下し、之に漁夫一名を乗組まして漁具の手綱の一端を把持せしめ、本船は帆に依つて船を進航せしめつゝ投網し、魚群を圍繞し終つて舳板の把持する手綱の一端を本船に引寄せ沈子部を繰入れて魚群の逃逸を防ぎ、網を囊狀に保ち中央の魚捕部に至つて魚を抄ひ入れるもので、其の所要時間約一時間、一日八―九回操業し豊漁の際は一網に數萬斤のグチを漁獲することがあり一期一〇〇、〇〇〇斤以上の水揚げをなすものである。

漁獲物の生鮮の儘沖合に於て出買船に賣却し或は沿岸にもたらして魚舗に賣却するを常とし、漁場の關係に依り船内に鹽藏するものもあるが其數全漁獲高の二割に過ぎない。

② 鱈延縄漁業

本漁業が滿人漁業の首位を占めて居る事は周知の通りであつて、創業當初に於ては沿岸に近く行はれたるも約五十年前頃より二十一三十石の漁船により漸次沖合に出漁し現在では七十石に及ぶものもある様である。漁法は母船に六―七人乗組み漁場に到れば一―三人の處理人、炊事夫を残して二艘の舳板に各二人宛の漁夫乗組み、延縄十二鉢を携行し午前四時頃本船を離れて投縄し一―三時間の後揚縄し漁獲物を本船に移し再び招縄するもので一日一―二回繰返すを例として居る。而して其漁獲物は母船内に於て直ちに截割して散鹽漬となし、漁獲物を滿載するか或

食料品缺乏を來すに至れば歸港するもので一漁期間一―三回歸港し、一回五、〇〇〇―二〇〇、〇〇〇斤の漁獲をなす。餌料は蛸最適なるが高價であると供給不足とによりボラ、サバ、カレイ、ドゼウ等をも使用しサバは春季のみで流網七―八把を携行して自ら漁獲したのを用ひる。

③ タチウヲ延縄漁業

本漁業は古く約五百年前より行はれてゐると傳へられる。之れに沿岸漁業式、遠洋漁業式とあり前者は五―十一月迄去二―八海里の海上を行ひ、漁船は四―五石積のものをを用ひ(16尺×45尺×3尺)之に漁夫二―三人乗組み未明に出帆して漁場に到れば潮流を横斷して繩を中層に延べ約二時間の後揚縄するもので、漁具はタラ縄と共用するも投縄と釣との中間に長さ五―十寸の眞鍮製小針金の撚り合せたものを使用する。餌料はサバ、イワシ、サヨリ、タチウヲ、アイナメ其の他雜魚を使用し數組の漁船共同して小引網を以つて之を採捕するものが多い。沖合に出漁するものは漁船二〇―七〇石で漁夫六―七人乗組み、漁獲物は船内に積載して歸港するもので四―七月は三山島南東沖より山東省石島沖に及び九―十一月は芝罘沖の距岸二〇海里迄の海上に於て操業するものである。

④ 駐木網漁業

山東方面より流れを汲んだもので漁法の簡單にして創業費安値淺海多きため滿人定置漁業中の首位を占める。漁期は春季三―六月、秋季八―十一月で五月が盛漁期である。漁獲物は小エビ、イカ、イワシ、フグ、アンコウ其他雜魚も採れる漁具の構造は本邦の鮫鱈網に似て袋網で長さ五十五尺内外で口網、胴網、魚捕に分れ口網は一寸五分目で次第に小さくなり、魚捕部の最後五分目に至り終る之に「ミゴ」繩製魚捕部を附するもので網口を擴大するに竹或木の太さ直徑三―四寸のものをを用ひ長さ十七尺、高さ十六尺の枠を以つてする。而して一漁場には潮流に直角に二十一三十張の網を並列して敷設するを普通とする。敷設方法は口網を附したる丸太材の根部の徑五―七寸の

杭を海底上一尺を残し泥中七尺位の深さに打込み其口網に口杭を結着し袋網を附するものである。

既にして敷設を終れば漁船に漁夫五人乗組み干潮時に達する様根據地を發して浮標により魚捕部の揚繩を手繰り魚捕部を船中に入れ魚を取入れるものである。

⑤ 桁曳網漁業

本漁業は古來より行はれ其の起原に就ては不明である。其の漁法簡單で漁場も沿岸に近いため遠洋に出漁する能はざる老幼漁夫或は農閑期の農家の副業として恰好なる所より近年其數著しく増加した。漁具は木枠と囊網と曳網の三部より成り木枠は高さ一尺五寸、幅上部三尺、下部四尺五寸の梯形でその前方に弓形の鐵棒を附し其下部に馬蹄形の鐵爪を密附した網を結ばすもので、袋網は枠に附し其底部に豚皮三枚を附して囊網の損傷を防ぐ、此の新調費五圓位である。漁期は春季三—五月のナマコと秋期九—十一月のカキを目的とする。漁法は二—三石積の舢舨に漁夫二人乗組桁網五—十統を投内し風力の利用しうる時は展帆し、然らざる時は櫓權によつて曳航するもので曳網の抵抗を計つて揚網する。漁獲物はナマコで製品としカキは生鮮の儘市場に出す。

⑥ 橈子網漁業

本網は一種の建干網で山東省民により起つた漁業である。淺海に敷設せられ滿人定置漁業中最大のもので清治時代には陸岸土地所有者に其他先海面に本漁具の設置を許可したものである。

漁期は三—十一月で漁獲物は春季はボラ、ハゼ、エビ其の他雜魚多く、夏季はグチ、タチウヲ、エビ、イハシ、サヨリ、ニベ其他の雜魚を主とし、秋期はタチウヲ、サヨリ、ニベ、コノシロ、エビ、イワシ、ボラ等である。漁場は干潟地で陸岸に向つて數町の區域を漁場とし魚捕部を干潮線に設置し夫れよりV字型に陸地に向つて垣網を布設するもので其角度約六十度、垣網の長さ數百間に及ぶものがある。漁具は垣網及魚捕部より成り垣網には以前秋

葦等を使用した但現在では麻網地を使用する、其高さは四—五尺を普通とし魚捕部より陸に近づくに従ひ漸次低くなる。本漁具を敷設するには網地一反毎に兩端と中央に斜に徑二寸五分—三寸の丸太を泥中に突立て、之れにより網地を支へ各支柱間には五本の竹を海中に差込み以つて垣網を完全に直立せしめる。魚捕部は奉天産の麻を用ひ外部に多くの支柱を立て其の内部に網地を結付したもので、魚捕部には長さ三尺の割竹簀四天計りを附して魚捕部垣網の内部に嵌せしめ其の先端兩簀間の間隔一尺二寸—一尺五寸とし漏斗の用をなさしめて居る。漁法は簡單で干潮には晝夜共魚捕部内及垣網の處の水溜に於て櫓網で魚を捕るのみである。

⑦ 流網漁業

日本内地の流網漁業と同様にして先づ漁船に網を塔載して漁場に至り風潮を考慮し投網す。日没に投じ未明に揚網するを良しとす。亦網の兩端は大型の浮子がありそれに旗をはき所在を明にする。

三、河川漁業

當省の河川は大凌河、小凌及遼河の一部を等外小河相當ある。併し小河川は雨期以外は減水又は枯れる状態である。亦遼河の如きは古來より河川漁業として有名なるものが多い。一般に交通運輸の點に於いては大なる意義を有して居るが森林地帯を流域に有しない關係上水量は比較的少ない。従つて魚類の棲息非常に多いとは云はれぬ爲に沿河住民の副業的漁業が大部分で大規模な漁業は行はれて居ない。夏季漁獲されるものは鯉魚、鯽魚、鱖、鮎魚、花姑子、邊花魚、白魚、草根魚、頭魚、黑魚等の外蝦、スッポン等も多産す。冬季は鯉魚、鯽魚、鮎魚等數種に過ぎない。漁期は解氷直後即ち四月一日より五月一日迄、及結氷直前即十月中旬より十一月下旬の雨期に於いて最も多量且容易に漁獲し得、就中春季に最も多いと云ふ魚具は把網、旋網、鐵絞網、攪鉤等である。産魚は殆んど治河の地揚消費で附近の都市に於ける冬季の凍魚はハルビン、チチハル等より來るものと云ふ。今後交通運輸の便が益々開けば美味な鹹水魚も進出

するであらうから流域の開発と河床の荒廢とに依つて年々魚族の減少を見て居る。河川の漁業は今後銳意之れが挽回策として養魚、指導、禁止區、禁止期及地下水の利用等共に努力致さぬ事には將來の經濟價は殆んど有しないものゝ如くである。當省内で河川漁業の最も盛んなる盤山縣では新遼河透水による双台子河の減水を餘儀なく張學良の安價な英雄心にかゝり今では全く困窮して居る。

次ぎに魚類に付いて見ると

鯉魚——鯉科に屬し日本の鯉である。體長は二尺五寸乃至三尺で體色は背部蒼黒色で腹部は淡黃色を呈する。滿洲人、日本人の嗜好に適する。漁期は冬である。

鯽魚——鯉科に屬し日本の鯽である。體長七、八寸で大なるものは二尺にも達する。そして四季を通じて採れる。

鮎魚——ナマヅ科日本の鮎である。目は小さく口は上方に向つて廣く其の後縁は眼の中央垂線に達する位である。兩顎には各一對の髭があり上顎の髭は長い。脊鰭は短小で胸鰭には強い刺一箇を有する。漁期は冬夏である。

黃姑子——日本のアブラハヤの類で冬季漁獲される。之も鯉科である。

邊花魚——鯉科、白魚に似て幅廣く其の鱗は幾分大にして微かに黒色を呈してゐる。體長一尺七、八寸、體高く扁平で吻は短く口小さく尖つてゐない。肉は小骨が多いが淡白で美味、漁期は四季に通ず。

白魚——鯉科、滿洲人は之を最も愛好する。滿洲人の白魚と稱する魚類は學問的には數種に區別される。

草根魚——鯉科、和名はソーヒー、體形は鰻に似て細長く頭部稍々扁壓背部彎曲し腹部は殆んど直線である。體長は一尺三、四寸、吻は短く先端丸味を有する。鱗は大きく體色は鯉魚に似て兩側に微かな黃金色を帯びる。

胖頭魚——鯉科に屬し頭部は扁壓で吻短く、口は上方に斜に開く脊は廣く丸味を有し脊筋は殆んど垂平であるが腹部は弓狀に彎曲してゐる。體長二尺、體重二貫二百匁、時に三尺以上に達するものもある。體色は背部灰白色腹部は銀白

色で鱗は細い、頭は小さく肉白色である。漁期は冬及春である。

黑魚——鰻鰤科、體長二尺餘、頭部長く先端は稍々扁平、吻は短い。頭部より鰓蓋にかけて皮膚の感覺器たる細孔七、八箇を有する。脊鰭は後頭部より尾鰭近くまで延長してゐる。體色は頭、背側部は暗灰色、腹部は黃白色で褐色の斑點がある。漁期は四季可能で肉味淡白美味、日本人の嗜好にも適しアラヒとして最も佳、又養魚に適する。盤山縣双台子河に於いて行はれる

漁具漁法を示す。把網、扒網とも謂ひ旋網が一人用であるに對し之れは二人に依つて用ゆる大型投網である。此の網は頭が十目で次の段二十目、次三十目と一段宛として網口が三百目になる。旋網、玄網、又手紗網であつて漁期は三月中旬の解氷より結氷迄。攪鉤、之れは河幅に應じて長短を生じ河の流れに蛇向して張り魚を勾に引掛けらして漁獲するもので餌は付けない。一乃至二圓で出來至極簡單な漁具である。釣鉤、河の流れに對して直角に張り一統一圓五十錢にして材料盤山城内より購入す。漁期は六、七、八月にして船一隻に對して十統を持ち出漁す。年漁獲千斤、同じく盤山縣下の海河併用漁具を示す。帶掛網、これは海河の流れに對しては直角に張り六十統を一連として漁獲す一種の小型刺網の如きもので材料は錦縣より購内し自造す。一統二圓、漁期は春、秋で年漁獲千五百斤。青絲網、一統十五圓にして船一隻に四統を用意して出漁し流れに直角に張る。漁期五月より八月、一漁期に千斤漁獲す。材料は錦縣で買ひて自造りす。

四、製造業

元來滿人漁業は交通不便なる時代に於ては凡て製造を目的として行はれて居つた。漁業者は何れも自己の漁獲物を自己の手に依つて處理加工して販賣に供して居つた。此の慣習は延いて今日に及び現在に於ても滿人製造業は殆んど專業に營むものなく何れも漁船中又は漁村に於て漁夫又は其の婦女子の手に依つて處理せられて居る。

従つて其の製造法は舊時の遺法を依然として踏襲し其の間例等の改善進歩の跡を見ない。如斯状態であるから製法粗雑で品質は各種製品とも他地産品に比して遙かに劣つて、價格に於ても三―四割の低値で取引せられつゝある現状である。

例へば本省主要製品である鹽乾タラに付いて見るも、魚體の截割洗滌甚だ粗雑で鹽は原鹽を用ひ乾燥は鹽魚に對歩留五―六割程度に止め殆んど半乾の状態で取引せられ、従つて需用は下屬階級の人に局限せられ現在の製品では發展の餘地が甚だ尠ない。其の他の製品に付いても凡て粗製品を市場に送つてゐる状態である。

併しながら前記のタラ、タチウヲ、グチ、エイ、ナマコ等の製品は滿人の最も嗜好する所であり、好鎖地としては殆んど無限の需要を有する滿蒙熱河を手近に控へ、又勞力の供給が容易で且つ製造用鹽が安價にして豊富に手に入り、天候に恵まれて降雨が尠なく空氣は乾燥して製造上最も適當である等、水産物製造上幾多の好條件を具備して居る故在來製品の製法取引方法の改善、販路の開拓、新製品の案出、漁獲物處理設備等の諸般の施設に努むるに於ては當省水産製造業は前途甚だ多望なるものがある。

當省に於ける水産製造業は上述の如く其の加工處理方法に於て特に見るべきものないが、参考のため重なるものに就き示す。

◎鹽乾鱈——鱈は春秋 秋期及び冬期の漁期ありて春秋兩期は凡て鹽乾品に製造し冬期は大部生賣とする。

製造法——本漁業は本型船は漁期中多く歸港せず小型船は一―二回歸港するのみで、漁獲物は漁場で直ちに處理する即ち本船甲板上で脊開きとし鰓は其の儘殘し臟腑のみを除去する。截割終れば船艙中に撒鹽漬とする。鹽は天日製原鹽 三―三・五割を使用し滿船に至る迄操業する。歸港したる漁船は鱈を舳板に移し水深一―二尺の所に投じ二尾宛磨り合せて洗滌鹽抜をする、次で乾場に運び乗組員の家族に依つて配列し一日四回位反轉する日迄二―三日にて

製造を終る。歩留は鮮魚に對して二割、鹽魚に對して春秋五割、秋期六割位である。荷造りは六尾宛尾と尾と合せ

三對とし其の中央に更に三尾を列べ其の高さ二尺位とし繩で捆る。重量一二〇―一三〇斤位である。以上の如く製

法粗雑で用鹽不良乾燥不充分なる故價格一〇〇斤七―八圓を出ない。

◎鹽太刀魚——漁期は五月下旬より十一月中旬間で八月が盛漁期である。

製造法——最も簡單で丸の儘天日製原鹽二―三割にて船艙内に鹽漬す。魚體の長大なるものは中央に切れ目を入れて二枚に折り重ねて鹽藏する。歩留は百斤には七〇斤位とす。本品は用鹽不良、製法粗雑なるため鹽漬中に肉質色澤の損耗甚しく價格も他地産に比して三―四割の低値にあり改良の餘地が尠くない。

◎乾エイ——漁期五〇―九月。

製造法——小形のは腹部に縦に刀を入れ之より臟腑を除き（或は丸の儀）中形のは前者と同法に依り切口の兩側に横に二―三箇所切れ目を入れ、大形のは上顎骨の上部より腹部の兩側に沿ふて腹部を切り放ち肛門部に到つて刀を止め臟腑を去り腹部の兩側に横に切れ目を入れる。調理後海邊の砂中に一夜程埋め置め翌朝海水で洗滌し礫上にて二日間日乾する。砂中に埋没する時は魚體は周絲を整へるのみならず乾燥良好なるためと云ふ。歩留一〇〇斤には二〇斤内外である。價格は一〇〇斤には一五―一六圓で取引せられる。

◎海參——當省の海參は體長概ね短小で品質稍々劣る。

製法——海參の尾端を割截し脱腸洗滌したる後佛騰せる稀薄鹽水中に入れ約六〇分内外煮熟したる後掬ひ上げ水切放冷をして同量の鹽を用ひて大甕の中に鹽漬する。約一晝夜を経たる後浸出水を捨てて再び約五割の鹽を用ひて販賣時期迄鹽漬するか又は鹽漬一―二箇月後に再び稀薄鹽水で三〇―四〇分間煮熟する場合がある。煮熟後放冷水切をなし木炭粉を塗布し日乾二―三日で製了する。歩留は一割内外である。場合に使用する木炭粉は松炭が最も良いと

云はれ原料に對して一割内外の松炭を用ひて居る。價格は鹽藏品は一〇〇斤大粒品三〇圓内外、小粒品は二〇圓内外、日乾品は大粒品七〇圓、小粒品五〇圓内外である。

◎乾蝦——印料は車蝦に肖たる大形のもの及小蝦等で製造時期は前者は四月である。

製法——稀薄鹽水で煮熟し乾燥を終りたるものは手にて剥皮する、之を大蝦駒と稱す。小蝦は春季は二月より四月に至り。秋季は八月より九月の間に製造し前者と同様の手續を経て乾燥したるものは麻袋に入れて兩人で其の端を把持し互に振盪して剥皮するか又は板上に擴げて丸棒を轉がして剥皮する。

◎水母漬——製造期は九—十月である。水母を甲板上に攪又は手鉤で引揚げ其の際脚部を除き笠部に巾一—二分位に細かに切目を入れ明礬水（毎水に明礬を溶解して少しく澁味を覺える程度とす）で洗ひ海邊の礫上に配列して水切を爲し二日目は朝夕二回同じ手續を施し、三日目は水一斤に明礬一五匁を溶解したる液で洗ひ揚げ之に明礬を少しづつ振り掛け後少量の鹽にして撒鹽漬とし重壓を加へて貯藏する。價格は一〇〇斤に付二—四圓位である。

◎鹽グチ——現在では殆んど周年漁獲を見るが盛漁期は五—六月の二箇月である。滿人の嗜好に適し滿洲國各地到る所に需要がある。現在に於ては殆んど滿人に依つて簡單なる鹽撒漬として各地に搬出せられつゝあるに過ぎない。本品は當省漁業の發展に伴つて鹽藏品として最も將來性ある製品である。

◎鱧鰯——現在では小數の小形發動機は漁船又滿人の舳板に依つて行ふものである。

製法——魚體より胸鰭、脊鰭、尾鰭を切斷し原料に對して約三割の施鹽をなし一晝夜鹽漬したる後取り出し海水に浸漬すること約一時間の後タワシで良く洗滌する。洗滌を終つたものは一日陰乾とし翌日より日乾し一五日程にて製了する。

五、養殖業

渤海の海況底質は既に述べたが干潟地が非常に多く底質は多く砂泥又砂泥地で冬期結氷の甚だしい沿岸の小區域を除いては有用棲生物が多い。一般に知らるゝものとしてはカキ、アハビ、ハマグリ、アサリ、マテ、シホフキ、アゲマキ、モカヒ、イタヤカヒ、サザエ、アカカヒ、ナマコ、ウニ等の貝蟲類及有田海藻類としてはフノリ、岩ノリ、テングサ、等である。

而して從來之等水產動植物の採捕は大部分沿岸土着漁民或は其の婦女子の濫獲に委せられて其の増殖採捕等に關する施設なき状態である。淡水養殖業も同様に濫獲にのみ委ね亂獲の結果の荒廢更に大なるものがある。

將來之等淡水族の養殖畜養等は相當有望なるべし。地下水の利用に依る淡水區域の擴大等相俟つて望みを囑し得べき事業である。

以上の如く當州の養殖業は全く行はれて居ないが、沿岸到る所有用具蟲類海藻類の繁殖多く干潟地淺海外養殖業としての條件具備し水産業を長き將來より見る時は今よりこつと斯業に一意努力致すときは必ず悔憂なきものと確信する。

而して之等生産物の多くは滿洲人間に煮好せられ其の製品も亦滿洲北支其他の地に莫大の需要あるを以て、將來これが養殖を普及せしむる爲に在來種の蕃殖を助長善處し又海藻類の養殖は魚族の誘致蕃殖に偉大なる効果を齎らす一舉兩得の事業たるを以て好個なる沿岸漁業の振興策として必要缺くべからざる施設である。

養殖に適する種類は殆んど内地と同様で約三十種に及び以下利用すべき水面別にこれを列舉する。

① 干潟地養殖又は蕃殖又は適するもの

マガキ、アゲマキ、マテ、アサリ、ハマグリ、シホフキ、モガヒ、テナガダコ、シヤコ、アマノリ等。

② 淺海養殖又は蕃殖に適するもの

イタボガヒ、マガキ、アカガヒ、イガヒ、イタラガヒ、ナマコ、ウニ、昆布、和布、天草、フノリ、イワノリ等。
最後に本省水業の發展は養殖業にあると云つても過言でない

第八節 産業行政の實績

本省に於ては康德元年十二月開廳以來銳意農畜産の改良増殖を圖り來り、特に左の如き計畫を實施し來れるが未だ成績の顯著なるもの少しと雖も大略を示せば左の如くである。

一、病蟲害の驅除豫防

康德二年度に於て錦縣、興城二縣の模範農村、康德三年度に於ては錦、錦西、興城、綏中、義、朝陽、北鎮、黑山の八縣下に於て國費補助を以て粟、高粱のホルマリン消毒を實施したる處成績頗る良好にして黑穗病を豫防し得、農民は消毒の効果あるを信するに至つた。康德三年度省内消毒數量高粱八八四、二七五石、粟二二三、〇四〇石に上つてゐる。

三、講習會の開催

康德三年三月十一日の春秋二回、康德四年三月の三回に亘り各縣擔任技術員を召集し病蟲害驅除豫防に關する講習會を開催し之に關する技術と一般的知識を授け以て將來病蟲害驅除豫防の實施擴大化に努めてゐる。

三、綠化運動

康德二、三年共植樹節に於て省縣共に盛大なる植樹節の式典を舉行すると共に宣傳ビラの配布、講話會等を開催し省民に對し綠化運動の重要性を徹底的に認識せしめ、實際的には各戸各一本主義に依り植樹を實行せしめ康德二年度に於て縣立苗圃を設立せしむる事とした。更に康德三年度に於ては國費六、六五八圓を以て錦縣城外に於て約十二町歩の省苗圃を設置し、將來各縣に配布すべき幼苗の育成に著手してゐるが康德四年度よりは年々六〇〇萬本の山出苗を育成し

得る見込である

四、模範農村の設置

康德二年度に於ては錦縣、黑山各一村を指定し國費一、二〇〇圓（各六〇〇圓）を補助し康德三年度に於ては更に朝陽、盤山二縣に各一村を増設指定し國費三、六〇〇圓（二年目のもの一、二〇〇圓、初年度のもの六〇〇圓）を補助し主として共同施設副業獎勵をなさしめ農事の集中的指導をなしつゝあるが、農民は漸次自覺し來り農事の指導獎勵と相待ち俟つて自治的模範村建設の基礎を築きつゝあるものと言ふことを得るであらう。康德四年度に於ては更に新に北鎮、義、臺安、興城四縣に各一村を指定し三、四〇〇圓の國費補助をなし指導の徹底を圖る豫定である。

五、農畜産物品評會の開催

康德二年に於て錦、北鎮、義、彰武の各縣、康德三年度に於ては錦、錦西、興城、綏中、義、朝陽、黑山、阜新、彰武、北鎮の十縣に農畜産品評會を開催、國費より康德二年度一五〇圓、康德三年度一、〇〇〇圓の補助をしてゐる。各縣共初期品評會なるを以て出品點數改良の程度、出品の方法、出品物の品質程度等未だ幼稚なる點あるも農事改良の重要性を一般農民に知らしめ、併せて農事改良を通じて王道滿洲國の眞精神を實際的に知らしめ得たので頗る有益であると思はるゝ。

六、煙草栽培獎勵

康德三年度に於ては國費四、〇〇〇圓を支出し錦、興城に黃色煙草「エローオロノコ」の栽培を獎勵してゐる。其成績頗る良好にして之を栽培せる農民は康德三年度草栽培成績に徴しても其の有利なるを一年間に知るを得、省内に於ける煙草栽培は農事經營上必要なる部門を占むるに至るべしと信ぜらるゝに至つた。

七、洋麻栽培獎勵

政府の方針に従ひ康徳三年度に於ては臺安縣に洋麻採種圃 三・二五陌を設置し栽培費補助をなすと共に其の生産種子全部を買上げ康徳四年度獎勵用として配布した。

尙錦縣に於ても縣費を以て洋麻採種圃約三天地を經營せしめ、其の生産種子 一、二九九疋を康徳四年度獎勵用として國費を以て買上げたのである。

八、産業團體の狀況

- 1、郷農會は其必要なきを認め康徳三年八月八日附省訓令を以て廢止せしむ。
- 2、漁會は水產局並省縣指導の下に西海口壺盧島、興城、綏中、盤山の五漁會設立せられ其活動充分ならざるものあり之が指導に就ても從來水產局、省公署、縣公署間に於ける擔當事務取扱に關し官制上明瞭を缺ぐ點等より指導の徹底を期し得ざりしは頗る遺憾であつたが、康徳四年度よりは官制改正と共に改善せらるゝ筈である。
- 3、綏中縣梨果組合は康徳三年七月十四日設立せられたるも未だ大なる活動をなすに至らない。
- 4、綿羊合作社

省内に於ける羊毛は資質優良にして之が増殖改良は農村經濟改善上頗る重要なのみならず、國家經濟上重要な點に鑑み康徳二年に於て錦、義、彰武、錦西の四縣に綿羊合作社を設立し綿羊の増殖改良に着手すると共に之が統制的指導機關として省綿羊合作社聯合會を設置した。

更に康徳三年度に於ては黑山、興城に綿羊合作社の設立を勸奨し之が設立を見、技術員の設置權、綿羊の配布、産生品の販賣斡旋、牧草栽培の獎勵等をなし農民の福利増進を圖ると共に、綿羊の増殖改良に貢獻する所頗る大なるものがある。尙綿羊合作社の經費豫算並技術員現在數左の如し。

區 別	康徳二年度豫算	康徳三年度豫算	康徳四年度豫算	技 術 員 數			
				二 年 度	三 年 度	四 年 度	豫 算
聯 合 會	1,000 圓	11,101	28,795 45,123	日	日	日	一三
各 縣 合 作 社	(五,七八 四合作社)	11,190	(二〇合作社)	滿日	滿日	滿日	二〇
計	六,七八	11,492	39,918	滿日	滿日	滿日	二三

九、商務會整理

當省は康徳元年十二月一日より設立以來管内各地の商務會に對し其の組織制度の不一致及我國情に合はざる處多々あるに鑑み極力之が整理をなして來たのであるが、その經過左の如し。

イ、人事改選

當省管内各地商務會は事變以來その組織雜多にして一致せず、會長制のものあり、委員制のものあり、又會長制との中間のものあり、又各會長中には死亡者、離職者、殘廢者、訴へられて辭職したる者、任期満ちて自動的に改選したるもの、商民に訴へられて訴訟するもの等種々あり、その儘放任せば法規を紊亂するのみならず商民に迷惑を及ぼす状態は當署の默視する能はざるところなるを以て、新商法未だ發布せざるも之が整理を決意して各縣に命令を發し民

國四年公布の商會法により職員を改選せしむる事とした。

ロ、會計整理

各商務會の從來の習慣により支出の多寡によつて臨時に會員に分擔納付せしむるが故に、金額に制限なきのみならずその支出果して正當なりや否や審査する能はざるを以て當署の上述の弊害を除去する爲、康德二年四月一日附商務會の經費預算決算書の様式を定め各商務會をして年度毎に報告せしむる様命令を發した。又康德三年六月十二日附帳簿表冊十種の様式を規定し全省の商務會に使用せしむべく命令したのである。

ハ、商務會長懇談會

各商務會の人事改選後當署は連絡及統制上の必要に鑑み並に各地の商工業の實況を聴取する爲、康德二年十月十五日、十六日二日間全省商務會長懇談會を開催し當署實業廳より商務會に對し注意事項を提出して詳細に説明した。尙將來各地に於ける商工業の建設工作に關しては互に意見を交換し以て官民隔離の舊習を打破し相當に良好な効果を齎したのである。

ニ、商工傳習所の設立

滿洲商人の商業道德と商業常識との向上、商習慣の改善、新式簿記實施の準備、日語の熟練を圖る爲商工傳習所を商務會に附設せしめ夜間の時間を利用して各商店の青年店員に每晚二、三時間必要なる學科を授業せしむる事とし現に錦縣商務會に於ては既に縣公署の援助の下に設立し、昨年九月一日より授業開し相當なる成績を收めつゝあり、將來漸次各商務會に設立せしむる豫定である。

十、訪日商工視察團派遣

地方有力なる商工業者をして日本産業並に實情を最も理解し認識せしむるに有意義なる企圖と思惟するを以て當署に

於ては康德三年二月中民政部及實業部の諒解と援助の下に訪日商工視察團を組織し、團員は各商務會の會長又は會董より十九名選拔し輔導員として當署の屬官二名を同行せしむる事とした。會費は實業部の補助金壹千圓の外各人の自辨にて康德三年四月三十日より向ふ三週間京城、大阪、名古屋、東京、福井、京都、神戸、別府、小倉、八幡、福岡の各都市を視察せしめたのである。

十一、經濟調査月刊發行

當署は當地に於ける經濟關係の各機關と緊密なる連絡を取り毎月各種の重要經濟資料を蒐集し、月刊を編成して全國各國各關係機關に參考資料として贈呈する事としたが、發行以來頗る好評を博し今後も尙一層内容を充實し以て各方の期待に背かざるを期してゐる。

十二、物價調査施行

本署は一般物價變遷の趨勢を視察する爲零賣物價申告表を製成し、各商會をして康德三年三月より毎月調査報告せしむる命令を發す。

十三、商工業資料調査施行

康德三年八月左記の調査表を製成し商工業重要資料の調査を各縣に施行せしむ。
商工業戸口、工場、公司、銀行、其他金融、商會、電氣、事業鑛業等、調査表及畜產品製造販賣調査表等即ちこれである。

十四、新制度量衡普及宣傳及實施促進

イ、新制度量衡普及宣傳

當省は一般人民をして新制度量衡を徹底的に明瞭ならしむる爲康德二年及三年に於て夫々普及宣傳施設事項、ビラ、

標語等を印刷して各縣に配付し、市内に於ては二箇年の間左記の各事項を二回施行した。

- 1、新制度量衡器の無料交換
- 2、街頭指導所設置
- 3、日測目分量懸賞募集
- 4、新制度量衡の展示
- 5、講演會（附映畫會）
- 6、新聞記事登載

右普及宣傳の結果目下管内一般民衆は新制に對し相當なる認識を有するに至つた。

ロ、新制度量衡事務連絡員講習會

權度局の依頼により各縣に度量衡事務の專任人員一人を度量衡事務連絡員と指定し、康德二年十月當署に於て各連絡員を召集し講習會を開催したがその講習事項次の如し。

- 1、度量衡法制定の理由
- 2、度量衡法
- 3、度量衡取扱上の注意
- 4、現用度量衡の實量調査及度量衡比較換算方法。
- 5、新制度量衡の普及

ハ、度量衡器共同購入組合の組織及經過

當省は新制度量衡器の普及を促進する見地より康德二年十二月中度量衡器の共同購入事項に關し權度局と協議し先

方の諒解を得ると同時に、共同購入組合規則契約書類を制定し各縣に送付し、縣商務會をして商工業者の度量衡器需用數量種類を調査報告せしむると共に共同購入組合を組織せしめたのである。組合別及其の購入新器金額は次表の如し。

組 合 別	購入新器金額
錦 縣	四、八七四・一九 ^四
北 鎮	一、三七二・三五
黑 山	五、二四八・七〇
台 安	五、八五九・九〇
盤 山	五、〇四三・三〇
綏 中	一四、三〇五・一〇
興 城	六二六・六六
錦 西	一二、〇一九・八五
義 縣	三、三六二・〇六
朝 陽	九、五八四・四〇
阜 新	一七、二九六・二八
彭 武	三、〇六七・九一
合 計	八二、六六〇・七〇

二、新制度量衡實施狀況

當省屢々普及宣傳を施行し且つ舊器の製造販賣に對する取締を嚴重にした結果一般人民は新制に對し相當に認識を有するに至り、しかも各縣には共同購入組合既に成立し計器公司との購入契約も締結済になつたので全省の商工業者に對しては康徳三年十月十五日より新器使用の實施を命じたが、計器公司の生産不足の爲契約通り器物を納入する能はず遂に新制實施に一大支障を來すに至つた。現に各縣の商工業者には一部の新器を備へ居るも度器の外は舊器を使用し居る状態である。

第六章 交通・通信・土木

第一節 鐵道

第一項 奉山線

一、沿革

奉山線とは奉天山海關とを連絡する四一九・六杆の鐵道である。

奉山線の布設史を記述せんとすれば、まづその母體を爲す京奉鐵道の由來を物語る必要がある。京奉鐵道は支那に於て敷設された鐵道中最も古き歴史を有する吳淞鐵道に次いて建設されたもので、實に前後三十年の長年月を経て始めて完成した鐵道である。頃は一八七四年、時の直隸總督たりし李鴻章等相諮りて、招商局を設置し唐延樞これが總辦であつた。唐は招商局所屬の石炭自給策として、開平炭坑の採掘を計畫し一八七八年開平鑛務局を開設し、英人技師の獻策に基き一九八一年運炭鐵道として唐山、胥各莊間に驛馬牽引の輕便鐵道「唐胥鐵道」を敷設した。これが京奉鐵道の抑々の始めである。

爾來支那朝野の頑迷を克服し、外資輸入を企て廣軌鐵道として延長し、唐山、胥各莊より盧臺にいたり、更に一八八七年南は天津に延びて「唐津鐵道」と稱した。北方滿洲方面へは一八九四年昌黎へ、翌年には山海關に達し「關内外鐵道」と稱した。一八九九年山海關小凌河間三十三年河北支線及南方天津、北京間が夫々完成した。一九〇四年には北は更に新民屯に達した。於茲日露戰役中日本軍に依り建設されたる新民屯、奉天間の輕便鐵道を百六十萬圓にて買收し、之

を廣軌に改め民國三年北京奉天間の開通を見、名も京奉鐵道と改稱した。奉天、小西邊門まで達したのは民國三年である。此の間に胡蘆島支線成り、同十三年には錦州より北票間の支線が敷設された。滿洲事變勃發後時の奉天省政府は獨立を宣言し、省長臧式毅は七年一月五日京奉鐵道關外線の接收並之が單獨經營を宣し、越えて八日奉山鐵路と改稱した。

二、錢道を繞る借款

曾つて印度鐵道の敷設者として有名なるステフェンソンが支那に來り、時の北京政府に全支那貫通の大幹線敷設を建議し容れられずして空しく歸國したことがあつた。然し英國は執拗にもこの意圖を捨てず、遂に英資に依る開平鑛務局の創設となり、延いては京奉鐵道として具現化するに至つた。本鐵道の建設費として最初借り入れたる英、佛、露三國の借入金二百五十萬圓は已に返済済みとなり、只關外線敷設費として一八九九年英國系の中英公司よりの二百三十萬圓が残存せる爲め（北平牛莊鐵道借款契約）英政府は切りに本鐵道の實權掌握に腐心せるも、東三省に於ける反導及露國の抗議（英露鐵道協定）により著しく英國の野望は制約された。乍併元利償還期間の四十年間は技師長及會計主任は歐洲人即ち英人たることを強要せる點よりして、英國は名を棄て實を取つた感がある。中英公司に對する借款返還は舊軍閥時代には張家軍事多忙の爲成績至つて不良であつた。

滿洲國接收以後は既に國有鐵道の總說中に述べたる如く、假令國有鐵道に屬する一切の財産及收入が滿鐵への借款の擔保となりしと雖も、奉山線の内中英公司借款に關係するものは同借款が解決する迄上記の擔保より除外することを規定し、而も對中英公司借款の大同元年度償還額六五、八五〇磅八片（此の内支那側の北寧鐵道分も含む）を同年九月に支拂ひ爾後所定額の支拂を確實に實行してゐる。

三、通車問題

大同二年五月の塘沽停戰協定に依り、從來の滿支の對峙狀態が緩和され引續七月四日の大連會議に於いて取り不敢山

海關驛を境として、滿支兩國の列車が連絡することに決定したものゝ、列車の直通は取り殘されてあつた。これが正式提議を見たのは同十一月初旬に於ける關東軍幹部と黃郛との會見に始まる。その後約半年間日本は支那側の自發的提議を待ちつゝありしも、その國內的事情より何等の提議を齎らさなかつた。此の間に於いて黃郛は支那輿論が盲目的反對にして、却つて北支を墓穴狀態に陥れるものとして、所謂北支懸案解決案を作製し中央政府に建言する處があつた。而してこれが起案者は黃郛の帷幄にあつた北寧鐵路局長殷同氏であると傳へられてゐる。

四月三日鐵路總局長宇佐美氏は北京に赴き殷同と會見、正式に通車問題を協定し第三者の會社を設立しこれに通車事務を委ねるといふ原則的諒解を遂げ、別に黃郛は以上の基本案を携へ南下中央政府の了解を求むる處があつた。南京政府に於ては孫科、宋子文の如き歐米派は黨部方面と提携の猛烈なる反對運動を試みたるも、蔣、汪兩氏は北支繁榮の大局より之に賛同の意を表した。於茲問題は九天直下進行し遂に解決を見た。今その通車要領なるものを示せば次の通りである。

（イ）本直通列車は東方旅行社之を經營す。

（ロ）本直通列車は奉天、北京間毎日相互に一箇列車を運轉するものとす。

（ハ）山海關驛に於ける通關は列車中に行はれ、旅客はその手廻品については列車に於いて、託送手荷物ホーム所定の箇所に於て検査に立會ふこと。

即ち東方旅行社といふ特殊の機關を作り國際交通の聯絡、歐亞旅行の便宜を圖り資金は奉山鐵路と北寧鐵路とが五十萬元宛を出資した。直通列車には何等の徽章を附せず、又何國の國旗も掲げず、乗務員は山海關にて乗り換へる規定である。

四、沿線事情

奉山線の奉天、錦州間は遼西の平野を通過し、錦州より山海關迄は熱河省境の山岳地方と渤海灣との中間なる狭き平野を通過して關内に入る。一般的に奉山沿線は平野にして山岳地帯といふ可き程のものはない。河川は新民附近に於て遼河系の諸流ありて夏季に至れば之が氾濫に悩まされる現状である。殊に鐵道敷設に伴ふ築堤工事の不完全が排水を妨げ氾濫の原因を爲すと云はれてゐる。此の外錦州の近く熱河に源を發する大、小凌河が南流してゐる。

錦州山海關を除いた他の都市はいづれも農牧的地方市場にして、諸都市の周圍には今も尙物々交換さへ行はれつゝある状態である。それにしても滿洲國建國以來、政治、經濟の機構が根本的に改革せられ、今や急速にこの牧歌的都市にも文明の様式が浸入しつゝある。主要工業と認むべきは紡績、製綿、製材、油坊、釀造、煉瓦製造、精米、製粉、織布等にして、溝帮子に於ける製粉業は特殊の存在にして他の都市には之を見ることが出来ない。尙最も一般化せるは油坊釀造、煉瓦等である。各種小工業即ち鍛冶、衣類裁縫、製紙、製靴、家具製造の如きは獨立せる工場に於いて行はるゝものは絶無にして、總て家内工業に屬する程度である。如斯奉山線一帯は工業原料に富み、且つ勞力に餘裕あるに拘らず殆んど工業と稱すべきもの勃興せざるは、主として大資本と技術との誘導なきに基因すること勿論なれども、將來石炭棉花を中心とする工業の發展が期待されてゐる。

主要農産物として挙げらるゝものは、大豆、高粱、粟、玉蜀黍を筆頭とし、麥類その他の雜穀で特用農産物としては麻類、棉花、煙草、果實、阿片、蔬菜等にして内棉花は奉山沿線に於て非常なる速度を以て栽培されつゝある。尙西部一帯及凌南縣下の果實殊に梨の產出はことの外有名である。

第二項 大 鄭 線

民國十年第一次奉直戰爭に於て奉天派敗北の結果京奉鐵路は山海關に於て中斷せられ、開鑿炭の滿洲移入困難となり爲

めに張作霖は自己の所有に係る八道壕附近の炭坑を開發すべく同年九月現奉山線の大虎山より同炭坑に至る二九籽の敷設工事に著手し、翌民國十一年十二月末之を完成した。是即ち大鄭線の發端を爲すものにして、次いで民國十四年八月其の延長線たる八道壕—新立屯間二十八籽餘を完成するや、同年九月突如新立屯より彰武を経て通遼に達する鐵道敷設計畫を發表した。日本は光緒三十一年の「日清滿洲善後條約」を盾に滿鐵線の併行線とし之が敷設に嚴重なる抗議を提出せるが言を左右にして應ぜず、遂に民國十六年一月末新立屯—彰武間を、同年十一月には彰武を経て通遼に達する全線二五二籽を完成した。以來滿洲事變の勃發迄舊東三省政權の滿鐵壓迫策に重大なる役割を演じた打通線は是れである。

通遼—鄭家屯間は民國十年四月起工、翌年一月完成し舊四洮鐵路の一部を爲せしものにして、康德元年四月一日上記打通線と之を合し大鄭線と改稱せられたのである。

第三項 錦 承 線

北票炭礦は古より採掘せられ専ら附近の需要炭を供給したが開鑿炭礦の炭層次第に盡きんとするの說あり、北寧鐵路局及開鑿炭礦公司是等しく本炭礦に著眼し民國九年より採炭準備に著手すると共に錦縣より北票、朝陽に至る鐵道の敷設を計畫し翌民國十年四月工事に著手、民國十三年錦縣—北票間一一三籽(舊稱北票支線)を完成せるが口北營子(現金嶺寺)朝陽間四〇籽の工事は中止の儘滿洲事變に遭遇した。

口北營子—承德間は滿洲國政府との請負契約に基き滿鐵に於て完成したる鐵道にして滿鐵々道建設局は大同二年三月口北營子大坂より測量を開始し、兵匪の妨害に屈せず工事を進め同年九月一日其の一部口北營子—朝陽間を竣工し口朝線として假營業を開始し、康德元年五月一日朝陽—凌源間一一六籽竣工と共に口北營子—凌源間を坂凌線の名の下に假營業を開始した。同年十二月一日鐵路總局に全線の引繼を爲し錦縣—凌源間を錦承線と改稱して本營業を開始し直通列車を運行

し、同時に従前の口北營子站を廢し新設金嶺寺站より北票に至る區間を北票線と稱することとなつた。
凌源—平泉間八七軒は大同二年十月起工康徳元年十二月竣工し翌康徳二年一月十五日假營業開始、同年十月一日鐵路總局に引繼ぎ即日本營業を開始した。

平泉—承德間 九・七三軒は康徳元年四月路盤工事着手、翌年二月軌道敷設を了し三月十日假營業、六月十六日本營業を開始した。

第四項 北 票 線

前項に於て述べたる如くもとの北票支線は康徳元年十二月一日錦承線の本營業開始と共に、錦州金嶺寺（もとの口北營子大坂）間を錦承線に譲り殘部の金嶺寺—北票間が僅かに舊名を繼承するに過ぎない。

終點北票は炭坑所在地として其の名高く民國四年京奉線開通炭坑の補助として英人技師をして計畫せしめ、同十年度交通部の許可を得て官商合辦北票煤礦公司を設立し民國二十年には七十萬噸を採掘した。滿洲事變後日本軍の錦州入城と共に主要幹部逃亡せる爲め一時營業中止の已むなきに至れるもの、次いで滿洲建國後滿洲國之れを接收し日滿官民合辦組織に改め今日に至るのである。

第五項 河 北 線

奉山線溝帮子より分岐し營口の對岸河北にいたる路線を云ふ。本鐵道中英公司の借款に依る京奉鐵道（現在の奉山線）支線として建設されたもので、一八九一年起工、一八九六年竣工した。本線は康徳元年九月迄營口線と稱してゐたが同年十月一日河北營口を單に河北と改稱するに及び本線も亦河北線と改稱された。

沿線盤山縣は縣の中央部に双臺子河流れ、又北部には蓮花泡の大湖がある。大小の河すべて西流し、一般に平野をなすも濕地多く地質アルカリ性を含み只之に堪へ得る高粱、稗を生産するのみにして他に見るべきものはない。營口縣に入れば遼河の大流縣内に縦貫し平野を形成すと雖も沃野とは云ひ難い。

盤山及營口の兩縣は遼東灣に濱するを以て特に製鹽と漁業とが盛んである。製鹽業に就いて云へば營口場及盤山場共に自然的條件に恵まれたる好鹽場である。營口縣のみにても年額六千萬斤を産し縣物産の大宗である。

營口より盤山縣を経て緩中にいたる海岸、即ち河北線と奉山線の海岸寄りの地方は滿洲國に於ける唯一の海洋水産物の産出地である。漁區二十一ヶ所、漁船一千隻、従業漁家八百戸、最近に於ける漁獲高は價格にして八十萬圓と云はれてゐる。漁撈方法は關東州に比すれば概ね原始的なるも、魚類は美味大いに味ふべきものが多い。

第六項 壺 盧 島 線

壺盧島線は（連山—壺盧島間）一三・二軒の路線である。大連港が滿鐵の經營に移つてより營口の繁榮は大連港の奪ふところとなり滿蒙輸出入物資の大半は大連港を経由するに至つた。結果東三省總督徐世昌は大連港に匹敵する不凍港を得て日本の滿蒙經營に對抗せんとする企圖の下に、光緒三十四年英人技師ヒューズを聘して壺盧島の築港及之に伴ふ連山—壺盧島間の鐵道を設計せしめ、宣統二年工事に著手せるが翌年勃發せる第一革命に禍せられ僅に連山—壺盧島間の鐵道を敷設したるのみにて中止の已むなきに至つた。之が現在の壺盧島線にして最近迄は裝甲軌道車及びハンドカーを運轉し専ら警備用として利用せられたが、康徳元年六月一日より壺盧島港の使用を許可せられ列車を運行することゝなつた。

第七項 新 義 線

新義線とは新立屯—海州間六三杆及海州—義縣間六八杆の線にして、新立屯—海州間は昨年十一月十日假營業を開始し近く本營業開始の豫定にして海州—義縣間と本年四月一日より假營業をなしてゐる。
本線は運炭線として將來重要な使命を有し殊に壺盧島開港と共に其の役割愈々重きものがある。

第二節 車馬運營

第一項 車馬輸送

鐵道或は自動車に依る貨物輸送が廣く普遍的ならざる現在に於ては、荷牛馬車は地方に於ける貨物の輸送機關として一大勢力を有するものである。省内には大略四八、〇〇〇臺の荷牛馬車あるも其大部分は農家の自用に供するものにして自家生産物を市場に搬出するものと、他は副業的に運輸業を爲す者とがあり、運輸業を副業とするものは三頭乃至四頭立のもの多く、之等は平均一吨半を積載し得る。

第二項 自動車運營

省内には民間自動車運輸事業者四名、國營に係る路線二箇所あるの外六月一日より更に一箇所運轉開始の見込にして其狀況左の如し。

省内自動車運行情線表 (旅客)

區	間	杆	程	料	金	運	行	回	數	經	營	別
錦縣	虹螺岬		二八		一・四〇 ^四	一日		三往復		民	營	
虹螺岬	連山		六五		三・二五	同		一同		同		
溝帮子	北鎮		二八・四		一・四〇	同		三同		同		
溝帮子	閭陽驛		一〇・六		・四五	同		一同		同		
北鎮	黑山		三二・八		一・六〇	同		同		同		
臺安	大虎山		三八		一・九〇	同		同		同		
臺安	遼中縣城		三二		一・六〇	同		同		同		
彰武	哈拉套街		四五		二・〇五	同		同		同		
彰武	法庫縣城		九一		四・一〇	同		同		同		
彰武	新民縣城		六二		二・五〇	同		同		同		
彰武	熱河省		九二		四・六〇	同		同		同		
興城	興城溫泉		四		・二〇	同		四同		同		
同	海口		四		・二〇	不定		期		同		
綏中站	熱河省		一一〇		一	一日		一往復		同		

第三節 河川・港灣

二三二

第一項 河川

本省の河川を概説すれば大凌河、小凌河、東沙河、六股河、高麗河、綾陽河、女兒河にして何れも水深淺く殆んど大部分は航行不能である。

以上の各河川は堤防並に護岸等施設なく、且つ山には樹木乏しく降雨に際せば直に増水し、或は増水となり其都度河心の移動を來し上流より土砂を沈澱せしめて河床の上昇を來たし、或は農耕地を荒撫し或は人畜の損傷も年々其被害は増加するのみである。

本省に於ける治水工事の急務たるは言を俟たざる處にして目下之れが施設の方策を講じつゝあるも、豫算の許さざる處もあり只僅に應急の施設を講ずるに過ぎない。

第二項 港灣

本省は渤海に南面し約三百基米の海岸線を有するも從來良港なく遼西地方の經濟、文化、産業開發の促進を阻むのみならず熱河地方開發の一大障壁となりしが、壺盧島の築港實施を見るに至り既に就航を見るに至り、背後地産業開發の曙光を見るに至つた。今左に壺盧島及西海口の築港計畫並に其の狀況に就て概述するであらう。

△壺盧島

壺盧島は錦縣の西方連山を距る三十支里西北方より東南に伸入する海中の一小半島にして、長さ六七里稍彎折して南端の外側は地形峻險である。中部の彎折する所は幅狹く壺盧に似たるを以て此が名ある。明朝時代軍事上の要地として

重視され清の末葉旅順大連と相前後して日露兩國の租借する所となり、東北の門戸を失ふや東三省は之を政府に請ふて築港施設に着手した。

全島の斜面非常に急にして南端は岩石多し。蓋し興城附近の海山山脈の延長本島の骨幹を形成し全島皆山である。勿論大陸の沙崗の一部海中に伸入するに原因せるが此沙崗は海潮を斷隔するので名づけて斷崗と呼ぶ所以である。崗の北部に停車場あり、島の東南端を壺盧嘴と言ひ天橋廠と遙かに相對し相距る三十支里餘、而して兩者相對し一大入江を形成し之を連山灣と云ふ。又此方には西河口あり、西南方遙獅子頭を望む斷崗に半拉あり、突出して獅子頭と共に灣を圍む。之を壺盧套と云ふ。山の南方に高粱塚と云ふ小島あり、海中に聳ゆる岩山である。

獅子頭と半拉山と共に鼎足の勢をなしたるを以て之れ即ち將來の商港として擬せられたる處である。

交通上より云へば北は錦縣を距ること百支里、西方の錦西へ九十餘支里、西南興城へ六十里、即ち三縣の中心に位し支線に依て連山に出で東北に走れば五百餘里にして奉天に達す。而して秦皇島とは唇齒の關係にあり、背後に熱河を控へ尙冬期結氷期短かく遼西物産の輸出港として唯一無二の位置を確保すること明かである。開港計畫の由來に付き少しく之を述べんに第一次開港計畫として清の光緒三十四年の秋、英國の建築技工シユエンシユンを招聘し調査せる事項左如し。

一、水量 高粱塚以東は干潮時の水深二丈七尺、獅子頭以南の潮時水深二丈八尺、満潮時約四丈餘、相當大船の出入も可能である。

二、組氷期 當地は秦皇島に比し溫暖にして冬期極寒時深海に僅かに波間に氷塊の漂ふを見るも、尙海岸近くは薄く氷結するも碎氷機を用ゆれば容易に除去する事を得、故に冬期船舶の出入毫も支障を感ぜず。

三、築堤 港口は南に向て寛濶なるが爲夏季の候は西南風烈しく波濤も亦高い。故に船舶の碇泊困難である。故に港

口に防波堤を築くする必要あり、英人技士シユエンシユンが二回に渉つて土地の状態等精密に調査し、夫れに基きたる計畫によれば高粱塚より南方に突出する長さ二千尺の突堤、東に突出する長さ千七百尺の突堤の築造を第一次工事とし東獅師頭より南に延びる長さ千八百尺の突堤築造を第二次工事となし、各突堤の交切回護によつて風波を防がんとするにある。

尙彼の其後の計劃によるに斷崗より半拉山高梁塚を繞つて獅子頭に至る長さ五千尺の曲堤を築き、船舶四十隻を碇泊せしめ、尙冬期堤内結氷期には堤外に碇泊し得る事に計畫してゐる。而して之れが築造費概算は築堤毎呎八十英磅總堤長五千尺の總額四十萬英磅、尙竣功期間は五、六年の計畫である。

四、修路 本港より連山驛間の距離三十支里、シユエンシユンの計畫に依るに連山に至る鐵道の敷設を第一段とし斷崗を起點として海岸を迂迴して西南方望海寺に至り、更に西北に迂迴して山城子、馬帳房を経て相接連山驛との連絡を計る本工事は竣功を見たのである。

五、第一次計畫の經過及停止 開港總豫算額八十萬磅にして清の宣統二年秋港灣附近より工事を開始して突堤約里餘を築造したが、翌年八月革命の勃發に依り遂に工事中止の已むなきに至つた。

第二次開港計畫 民國成立後交通部は工事復活を提議したが、地方問題其の他複雑なる幾多の問題を惹起し波亂曲を折極めたが、周肇祥壺盧島開港督辦たるに及び漸く其緒に着くに至つた。商港開港要の第一に曰く、經費は部省合辦とし、第二其所有權は奉天省に屬し、築港其他の工事は地方行政の監督下に屬し更に奉天省長は之れが監督の責を有すと。

然し乍ら之れが主管機關を繞つて農工部と發生局部との間に再び猛烈なる軋轢を生じ、遂に解決を見るに至らず、爲めに債權國たる外人も疑惑を生じ遂に手を退くに至つた。以來遷延十餘年工事着手を見るに至らなかつた。

第三次開港計畫 民國十九年一月二十四日に至つて和蘭築港會社は工事費六百四十萬米弗、工事期間五年六箇月を以て築港を請負ひ、同年七月二日起工式を擧げ第一期工事に着手した。本港築港の目的は滿鐵及大連港の封鎖にありし爲、同地は日本側に對し固く門戸を閉ぢて極端な排日を行つた爲、事變前の同地の調査は頗る困難なりしが滿洲事變後皇軍の錦州入城に續いて支那舊權力の關門撤退となり、始めて同地の秘密の扉は開かるゝに至つた。然し同港は滿洲國の成立と共に滿洲國に回收され同時に工事は一時中止されたのである。今參考として其豫定計畫の概況を記す事とする。

1、第一期豫定工事の概況

第一期豫定工事としては南北に走る約二千五百米の岸壁を中心に、其背後地帯に之は銳角に護岸工事を施し其前面海上に向ひ直角をなす防波堤を築造する計畫であつた。

イ、工費	六百四十萬米弗
ロ、起工	民國十九年七月二日
ハ、竣工豫定	康德三年一月末日
ニ、岸壁延長	一、五三五米
ホ、埋立地	四三二、〇〇〇平米
ヘ、繫船能力	一萬噸級 五隻 五〇、〇〇〇噸 四千噸級 三隻 一一、〇〇〇同 一千噸級 二隻 二、〇〇〇同 計 一〇隻 六四、〇〇〇噸

更に沖荷役用として一七箇の繫船浮標を設置して之が便を計る、而して其繫船能力は

一萬噸級	五隻	五〇、〇〇〇噸
二千噸級	五隻	一〇、〇〇〇噸
計	一〇隻	六〇、〇〇〇噸
總計	二〇隻	一二四、〇〇〇噸

而して一年間の貨物吞吐能力は二、三百萬噸と稱し居るも冬期二箇月は結氷するに由り正味吞吐能力は先づ百五十萬噸内外ならん。

2、第二期豫定工事

イ、工費	三千萬弗
ロ、繫船岸壁延長	六、六〇〇米
ハ、繫船能力	一萬噸級 一〇隻 一〇〇、〇〇〇噸
	四千噸級 二六隻 六四、〇〇〇噸
	三千噸級 二隻 六、〇〇〇噸
	二千噸級 八隻 一六、〇〇〇噸
	一千噸級 二一隻 二一、〇〇〇噸
計	五五隻 二〇七、〇〇〇噸

而して其吞吐能力は大約九百萬噸乃至一千萬噸と稱せらる。

3、當時の諸建築物

工事準備として次の建築物を有してゐた。

イ、事務所、發需所、病院	各一棟
ロ、倉庫及工場	一四棟
ハ、ブロック製造所外人社宅	二三棟
ニ、其他苦力宿舍	若干棟

四、結語 前記の如く其重要性は夙に認められ清の宣統二年に第一次開港計畫行はれたが、翌年八月革命の勃發の爲中止し民國十九年七月膨大な豫算を以て非常に大規模な第三次開港計畫の着工を見たが、滿洲事變に依て之又工事停止の止むなきに至り滿洲國に回收された。然して滿洲建國以來常に其重要性が宣傳されたが康徳元年度に於て奉山鐵路局に於て開港の第一歩として三十萬圓程度の經費を以て補修工事を施し、荷客の取扱をなすことなく大連壺盧島間の定期汽船は既に就航した。而して康徳二年更に二千萬圓五箇年繼續を以て本格的の築港計畫を進め、目下着々工事進捗中にして、本年度に於て約六七百萬圓の工費を以て竣功を急いでゐる。

來年度に於ては阜新炭坑の増産計畫と相俟て年額石炭五百萬噸、日本輸出の計畫のもとに施工せられつゝあり、尙又背後地熱河地方本省内の大量農産物は自然本施設と共に輸出せらるゝに至るであらう。

△西海口

西海口は錦縣より南十九哩なる奉山線高橋驛の東南二里餘の海岸にあり、北は筆架山島、南は壺盧島を以て圍まれたる錦州灣の西北角鯉魚山と稱する小丘の西麓にあり、錦縣に至る北里餘連山灣に至る四里餘とである。

沿岸は遠淺にして大千潮には岸より十五町の干潟を顯はす。滿潮に於て沿岸は水深五尺にして船舶の碇泊も十町乃至一里の沖合に碇泊し舢舨の利用を要す。

灣内廣きに過ぎて防風の障屏を缺ぎ、波浪は南風は高く北風に少く、潮の干満の差は十尺餘、結氷は極寒期約二箇月間である。

此地は數十年前以前は寧波、福建、潮州、廣東等南支地方民船の出入多く七百六十隻に上り、福建人の來集數百人の多きに達したるも、奉山鐵道開通後頗る衰微し事變前に於ては一箇年三四百隻に過ぎなかつた。錦州熱河方面の一部物資は本港を経由し、又一面密輸港として利用せられたるが如くである。

本港の貿易額は正確なる資料なきも輸出入年額二十萬噸と推算せらる。主として麥粉綿糸布砂糖其他の雜貨類なり。

第四節 通信

第一項 郵務

事變前に於ける滿洲の郵政を見るに一九一二年東三省は東三省郵界となり奉天に管理局を設け、舊吉林省内に於ては長春（現新京）、吉林、哈爾濱に一等郵局を設けてゐたが後東三省郵界は南、北滿洲の二郵界に分割せられ、哈爾濱に管理局を設け北滿洲郵界を管轄せしむる事とした。従つて本省は哈爾濱郵務管理局の管轄下に置かれ長春、吉林に一等郵局を設け其他の重要地に二、三等郵局及代辦所及信櫃を設け、必要に應じては市中の要所に信箱、信筒を設置し、村落には鄉間信櫃其他の集配機關を置き、而して之等郵便物遞送は、汽車による汽車郵路、汽船による汽船郵路、民船による民船郵路配達夫による郵差郵路の四に大別さるゝが、交通機關の見るべきものなき舊吉林省に於ては前三者に比し、郵差による遞送が最も重んぜられてゐた。郵差は步差、馬差の二とし、豫め發着時間表を作成して豫定日間に遞送せしむる事としたが重要都市間を除いては普通二日又は三日に一回とし、甚しきは一週一回配達したのである。

滿洲國政府は大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し、新たに郵便切手、葉書を制定し、大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行することに決し、七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する條例を正式發衰した所、南京政府は之に對し、滿洲郵政封鎖令を發し、七月二十四日以後全滿郵政局は一齋に閉鎖され一時郵務停止の已むなきに至つたが、政府は緊急善後策協議の結果、實力を以て接收することとなり二十五日完全に接收を終へ、郵務司に於て國內の郵政を統制し奉天、哈爾濱に郵政界管理局を設置し、重要都市の順序に一、二、三等郵便局を設けることは從來と異なる處はなかつた。

康德元年十二月一日地方行政制度改革の實施せらるゝや之と呼應し、交通部は郵政局官制第四條に依る郵政管理區域を改正し、同日より實施することゝなつた。奉天、哈爾濱の外更に新京に管理局を設くる事となつた。而して本省内各縣は元來奉天郵政管理局の管下に屬するものとし、左表の如く各縣に各郵局を配置して郵務を行つてゐるものである。

錦 縣 郵 局		局 名		
錦 州 省 錦 縣		地 址 (置 位)		
滿 日	國 內	區 別		
○	○	險 (記	表 格 保 價)	尋 常 郵 件 (通 常 郵 便 物)
○	○	價 (換	貨 引 收 金 代 代)	
○	○	遞 (遞	快 快)	
○	○	刻 (明	時 證 受 刻 接 時 明 受 證 引)	
○	○	容 (明	內 證 明 容 證 內)	
	○	件 (文 書 類	定 評 及 查 審 及 查 審 審 訟 訴 訟 訴)	
	○	納 (納	另 別 票 手 郵 切 信 信 回 返)	
○		券 (券	票 手 郵 切 信 信 回 返)	
○	○	險 (記	表 格 保 價)	包 裹 郵 件 (小 包 郵 便 物)
○	○	價 (換	貨 引 收 金 代 代)	
○		遞 (遞	快 快)	
	○	刻 (明	時 證 受 刻 接 時 明 受 證 引)	
○		外 (國	國 外)	

八道濠郵局		大虎山郵局		新立屯郵局		黑山郵局		溝帮子郵局	
錦州省黑山縣		錦州省黑山縣 大虎山鐵路北		錦州省黑山縣 新立屯後大街		錦州省黑山縣 大街		錦州省北鎮縣 溝帮子南新街	
滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內
		○		○	○			○	○
				○	○			○	○
		○		○	○			○	○
○				○	○			○	○
				○				○	
				○	○			○	○
			○	○	○			○	○
				○				○	
○		○	○	○			○	○	

[illegible]

沙後所郵局	興城郵局				◎山海關郵局				南綏中郵局				中前所郵局			
錦州省興城縣	錦州省興城縣東街				山海關城內				山海關南門外				錦州省綏中縣中前所南門裡路東			
滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日
		○		○	○					○		○	○			○
					○							○	○			○
		○		○	○					○	○	○	○	○		○
												○	○			
○				○	○			○				○	○			○
												○				
												○	○			
	○			○	○											○
	○		○		○						○	○	○			○
				○								○				
○			○	○			○	○		○	○		○	○		

前衛郵局	綏中郵局				盤山郵局				臺安郵局				八道濠大街			
錦州省綏中縣前衛東街	錦州省綏中縣松島街				錦州省盤山縣舊縣署大街				錦州省臺安縣大街							
其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他	滿華	滿日	國內	其他
								○		○	○					
								○		○	○					
	○					○				○				○		
		○	○			○	○			○	○					
	○		○		○		○			○						
										○						
○	○				○	○				○	○			○	○	○

[illegible][illegible]

		北票興鎮路		其他	滿華
阜新郵局		錦州省阜新縣	國內		
		滿日			
		滿華			
		其他			
彰武郵局		錦州省彰武縣東門裡大街	國內		
		滿日			
		滿華			
		其他			
泡子站郵局		錦州省彰武縣泡子站	國內		
		滿日			
		滿華			
		其他			

摘要

- 一、局名ノ上部ニ〇印ヲ冠セル郵局ハ集配事務ヲ取扱ハザルモノトス
- 二、本表掲記ノ價格表記及代金引換ハ該郵便物ノ引受及交付、快速及滿日内容證明ハ其ノ配達、返信切手券ハ其ノ賣捌、其ノ他ノモノハ各其ノ引受ヲ示シ〇印ヲ附セルハ當該事務ヲ取扱フモノトス
- 三、本表掲記以外ノ郵便取扱事務ハ別ニ規定アルモノノ外各郵局ニ於テ之ヲ取扱フモノトス

第二項 電信 電話

電信、電話は日滿合辦の電信電話會社の經營に屬するもの多く各地に電報電話局を設けてゐる。尤も電信は既に完全に其の掌中にあるが、電話は未だ各縣に縣營のものがある。
縣營電話は殆んど行政電話で各區警察署中警備上の重要地に架設せられてゐる。従つて此の省内の警備用電話は完備に近き狀況にあるが、一般民間側の利用は未だ發達してゐない。
今之れが各縣再施設狀況を見るに次の如し。

●縣

電政 電報電話局 縣城 日漢歐文を取扱ひ無線設備を有す、電話は交換す。

電報取扱所 錦縣驛

縣營電話局 縣城

●北鎮縣

電政 電報電話局 縣城及溝帮子

溝帮子局に於ては日漢歐文を取扱ひ電話は交換す、現在電話加入者一二戸。

電報取扱所 溝帮子驛

縣營電話局 錦、義、黑、盤等諸縣に通する外縣管内各警察署、村公所分所、保甲所一般商店が利用して居る。

一般用戶一〇八戸。

當溝帮子に分局あり、錦、義、黑、盤に通する外縣城内の電話局と連絡して居る。用戶一九戸。

●黒山縣

電政 電報局 縣報 大虎山及新立屯

縣城局及新立屯局は日文を取扱はず、電報局で通話を取扱ふ。大虎山局は日漢文を取扱ひ電報局で通話を取扱ふ。

電報取扱所 新城 大虎山新立屯

縣營電話局 縣城

●台安縣

電政 縣營電話局 縣城

●盤山縣

電政 電報局 縣城 日文を取扱はず、電報局で通話を取扱ふ。

電報取扱所 盤山驛

縣營電話局 縣城

●綏中縣

電政 電報局 縣城及山海關 日滿漢文を取扱ふ。

電報取扱所 綏中驛前及山海關

縣營電話局 綏中本局の外に街衛、前所、高台堡に各分局がある。

●興城縣

電 電場局 縣城 日漢歐文を電報局で取扱ひ電報話を取扱ふ。

電報取扱所 興城驛

縣營電話局 縣城に本局を設け沙後所に分局を置く。

現在にては縣下各警察機關全部、村公所中五頂山、鸚鵡拉子、虎頭山、菊花島の四村を除く外全部開通、其の率九二％に及んで居る。

一般民間用戶四四（大部分縣城）

●錦西縣

電政 電報取扱所 連山驛及壺盧島、一般公衆電話も取扱ふ。

縣營電話局 連山に設け虹螺峴、高橋、江家屯に分局を置く、一般民間用戶四戸。

●義縣

電政 電報局 縣城 日文を取扱はず、電報局で通話を取扱ふ。

電報取扱所 義州驛

縣營電話局 縣城、錦縣、北鎮縣に直通す。

●朝陽縣

電政 電報電話局 縣城、錦、凌源、建平の諸縣に通ず、當局は日漢歐文を取扱ひ無線設備を有す、電話は交換す。此

の外に北票に電報局があり日漢歐文を取扱ひ且つ無線設備を有す。

電報取扱所 朝陽、北票、扣北營子の各驛。

●阜新縣

電政 縣營電話局 縣城 近く彰武、義、兩縣と接續の豫定。

●彰武縣

電政 電報局 縣城及哈爾套街何れも日文を取扱はない、但電報局で通話を取扱ふ。電話は新民、黑山、新立屯に通ず。

電報取扱所 影武驛

縣營電話局 縣城に本局を設け外に二分局を置く。

法庫、阜新、新立屯に通ず。

第五節 土木事業

第一項 概 説

康德元年十二月一日地方制度の改革に伴ひ新に錦州省の創設せらるゝや、當時新省管內關係の土木工事は一切之を錦州省公署土木科が繼承し茲に錦州省土木事業なるものが生れたのである。

康德元年以降の土木費豫算は別添豫算書にも明かなる通り土木費の配當は極めて僅少であつて、何等見るべき事業を施設する餘地無く僅かに地方治安道路及防水等の應急施設に對し幾分助成的に補助をなして來た程度であつて、既成主要道路と稱するも興道補修擴築程度の粗笨なものであり、四季を通じ完全なる交通は期し得ない状態である。僅かに事變直後及熱河聖戰に前後して建設せられたる國道前所義院口線外三線、此延長一二三・四軒は稍完全なる道路にして重要視せられつつあるのである。

本年一月土木行政機構の改變によつて舊國道局より三十數名が増員配屬となつた爲、現在土木科員は四十八名であり從

つて本年度豫算の如きも前年に約三倍し三十六萬餘圓を算し事業の内容にも稍々面目を一新した譯である。

本省は臨海省として我國唯一の開港場壺盧島を有し、人口の密度、農産物の生産高に於て全國有數の省であるのみならず、今後施設せらるゝ各種増産計畫に對し極めて有望なる將來性を持つ地方であるが故に、土木施設も亦之に併行して實施し産業開發に拍車を掛くべきであると思惟せらる。

人口の密度生産の状態等を考慮し差當り朝鮮程度の開發を目安とし、完全道路三千軒を「モットー」に各種土木施設の調査を進めつゝある次第である。

第二項 道路工事實施狀況

道路網計畫圖

路線名	延長 (軒)	地名		經過 縣名	主 要 經過 地名	摘 要
		起點	終點			
國道	八一四・四					
北票—承德	一〇〇・〇	北票	黃家店	朝陽	朝陽	既成道路延長一二三・四軒
朝陽—赤峯	三七・八	朝陽	馬迷水	同	文廟	晚成道路
前所—義院口	三二・四	前所	九門	綏中	水泉子	同

綏中—凌源	四三・二	綏中	舊家屯	綏中	南平坡	晚成道路
遼中—台安	二五・〇	台安	雙山子	台安	西佛手承	同于若修理を施したる道路
台安—打虎山	四〇・〇	台安	打虎山	黑台山	大桑林子	同
彰武—法庫	二五・〇	彰武	石莊子	彰武	賞屯、榮拉瑪士	豫定線
彰武—新民	二二・〇	彰武	彰武台	彰武	白山土、西四家子	若干修理を施したる道路
彰武—庫倫	八三・〇	彰武	庫倫	彰武	哈拍套外哈家高堡	彰武、高山台間 七籽豫定線 高山台、庫倫間 七六籽修理せし道路
彰武—阜新	九四・〇	彰武	阜新	彰武	梅林營子	豫定線
阜新—北票	九六・〇	阜新	北票	彰武	東土默特王府、孫家灣	阜新孫家灣間、紅孤台北票間六十籽未完成 孫家灣紅孤台間三六籽修理せし道路
下窪—北票	五五・〇	北票	東安	朝陽	土城子、東宮營子	豫定線
錦州—朝陽	九六・〇	錦縣	朝陽	朝陽	沈下臺、入園營子	同
錦州—靈巖島	六五・〇	省錦	靈巖島	錦縣	金廠堡、錦西、高橋	錦縣、錦西五四籽修理道路 錦西、靈巖島間一一籽間豫定線
省	一一・五三					
錦州—山海關	一四三・〇	錦西	山海關	錦西、興城、綏中	興城、沙海所、綏中前屯衛中前所	若干假理を施せる道路

南平坡—江家屯	八八・〇	南平坡	江家屯	綏中	梨樹間邊門、五項田、新台邊門	同
興城—新台邊門	四〇・〇	興城	新台邊門	興城	舊門	同
錦西—江家屯	三一・〇	錦縣	江家屯	錦西	寺兒堡	同
江家屯—凌南	三五・〇	江家屯	五盤營子	朝陽		豫定線
同—錦縣	三八・〇	江家屯	金廠堡	錦西	虹螺兒	若干修理を施せる道路
朝陽—凌南	八一・〇	朝陽	劉家子	朝陽	要而營子、二十家子、羊山	劉家子、二十家子間四〇籽修理を施せし道路 朝陽、二十家子間四一籽未完成
錦州—義縣	五五・〇	錦州	義縣	錦縣	舊王牌、景家堡	若干修理を施せし道路
義縣—朝陽	五四・〇	義縣	房身	朝陽	小寺、蚰牛營子	未完成路線
義縣—阜新	八二・〇	義縣	孫家灣	義縣	廟勾、清河邊門、家店、油々營子	若干修理を施せし道路
阜新—庫倫	五六・〇	阜新	三家子	阜新	舊廟	阜新、舊廟間五〇籽修理せし道路 三家子、舊廟間六籽未完成道路
彰武—黑山	一一・〇〇	都店	黑山	彰武	老河上、新立屯	都店、朝北營子間五〇籽未完成路線 朝北營子、黑山間六十籽修理せし道路
黑山—義縣	八五・〇	黑山	義縣	黑山	中安堡、北鎮、大榆樹堡	若干修理を施せる道路
黑山—大虎山	七〇	黑山	大虎山	黑山		同

盤山—北鎮	六・一〇	盤山	北鎮	北盤山鎮	胡家窩堡	若干修理を施せる道路
北鎮—清河邊門	五五・〇	北鎮	清河邊門	義北鎮	四堡子	同
盤山—台安	四六・〇	盤山	台安	台盤山	高平	同
盤山—牛莊城	三八・〇	盤山	平台子	盤山	榆樹堡	同
台安—湯崗子	三〇・〇	台安	老虎台	台安	新開河	未完成道路
錦州—溝帮子	六八・〇	錦縣	溝帮子	北鎮	雙羊間、大凌河	石山站、大凌河間、錦縣五三軒修理せし道路
石山站—盤山	五〇・〇	石山站	胡家窩堡	盤山縣	羊圈子	羊圈子、石山站間一〇軒修理せし道路
縣道	一、三八四					
綏中—塔山屯	一三・〇	綏中	塔山屯	綏中	中甸屯	若干修理を施せる道路
綏中—明水塘邊門	四二・〇	綏中	明水塘邊門	綏中	紅廟子、孤山子	同
東羅城—梨樹間邊門	八二・〇	南羅城	白石嘴	綏中	鐵廟堡、永安堡	未完成道路
梨樹間邊門—興城	五二・〇	梨樹邊門	興城	興城	孤山子、西岔河	若干修理を施せる道路
黑東間—前子家峪	二二・〇	黑魚河	前子家峪	錦西	二老廟廟	合

大平房—劉家子	六〇・〇	大平房	劉家子	朝陽	木頭城子	未完成道路
江家屯—劉龍台	八五・〇	江家屯	劉龍台	義錦縣西	腹池店、大沙鍋屯、沈家台、地藏寺	若干修理を施せる道路
二十家子—高橋	六六・〇	二十家屯	高橋	錦朝西陽	大沙鍋屯、虹螺岬、大溝堡	二十家子、大沙鍋屯二〇軒修理せし道路
地藏寺—景家堡	三〇・〇	地藏寺	景家堡	義縣	劉龍台、碍城子	未完成道路
朝陽—東官營子	四三・〇	趙都把子	東官營子	朝陽	拉馬沟西官營子	同
北票—寶國圖	六三・〇	北票	劉家屯	朝陽	蒙古營子樓家沟、上十八台、劉灣房甲	同
義縣—五家子	四二・〇	義縣	五家子	朝陽	王台、馬家營子、長家台、長稿	同
馬有營子—同若干	三九・〇	馬有營子	黑城子	朝陽	放達營子	同
舊廟—東土默特王府	四五・〇	舊廟	東土默特王府	阜新	東紅帽子、水泉子	若干修理を施せし道路
舊廟—梅林營子	五一・〇	梅林營子	舊廟	阜新	乃林稿、驚觀池	同
阜新—馮家窩堡	九三・〇	五家子	馮家窩堡	彰武	驚觀池、塔子營、哈拉套街、大廟	五家子、哈拉套街、大廟、馮家窩堡間七八軒修理を施せる道路
彰武—上橋	三五・〇	彰武	上橋	彰武	平安堡、馮家窩堡	彰武、馮家窩堡間二〇軒修理せし道路
都店—朝北營子	四二・〇	都店	朝北營子	彰武	下寫堡、杜家崗子	都店、大荒地二二軒修理を施せし道路

路線名	延	長 (杆)	摘	要
國道		二一三・四		
前所—義院口		三二・四	國道局築建、構造物等假設なるも路面良好なり	
綏中—凌源		四三・二	同 構造物皆無にして交通上不便なり	
北票—承德		一〇〇・〇	同 構造物等假設なるも路面良好なり	
朝陽—赤峰		三七・八	同	
縣道並治安道路		二、八四二・五		
錦州—地內		二七五・〇	舊道補修擴築の程度にして工作物等の施設皆無且路面砂利數不充分なるため大半雨季並に解氷時の利用困難なり 構築の地元勞役の奉仕に依るもの多し	
義縣—同		二八五・〇		
黑山—同		二九〇・〇		
阜新—同		一七五・〇		

種 別		實施豫算額	設計額	省支辨	地元支辨	摘 要
第一種	道路建設費	一〇八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	外に地元夫役約八萬人使役
台安	大虎山道路建設費	五三、〇〇〇	五、〇〇〇	五三、〇〇〇	—	
彰武	彰武橋架設	五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
未設	第一種道路改良費	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	
合計		三、〇五五・九	三、五〇〇	三、五〇〇	—	

康德四年度工事實施事書調書 (四月末現在)

種 別		實施豫算額	設計額	省支辨	地元支辨	摘 要
第一種	道路建設費	一〇八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	外に地元夫役約八萬人使役
台安	大虎山道路建設費	五三、〇〇〇	五、〇〇〇	五三、〇〇〇	—	
彰武	彰武橋架設	五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
未設	第一種道路改良費	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	
合計		三、〇五五・九	三、五〇〇	三、五〇〇	—	

種 別		實施豫算額	設計額	省支辨	地元支辨	摘 要
第一種	道路建設費	一〇八、〇〇〇	二八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	外に地元夫役約八萬人使役
台安	大虎山道路建設費	五三、〇〇〇	五、〇〇〇	五三、〇〇〇	—	
彰武	彰武橋架設	五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
未設	第一種道路改良費	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	
合計		三、〇五五・九	三、五〇〇	三、五〇〇	—	

第一關係 未設計額 二九、一〇〇

前年度殘額約 二五〇、〇〇〇
其地元負擔 二八、五〇〇〇〇

各種地方土木事業費	四九,八〇〇	四九,八〇〇	四九,八〇〇		未設計	一九,八〇〇
堤防護岸改修費	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇			
朝陽—大凌河堤防護岸	二六,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇			
未設計		六,〇〇〇	六,〇〇〇			
砂防費	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇			
遼河柳河砂防	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇			
街路橋梁改築費	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇			
未設計		二,〇〇〇	二,〇〇〇			
堤防護岸修繕費	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇			
未設計		一,八〇〇	一,八〇〇			
下水道事業費	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇			
未設計		三,〇〇〇	三,〇〇〇			
小計	四九,八〇〇	四九,八〇〇	四九,八〇〇		未設計	四八,九〇〇
合計	二八,〇〇〇	四一,五〇〇	二八,〇〇〇	一三,五〇〇		

種別	元年度		二年度		三年度		計
	箇所	延長	箇所	延長	箇所	延長	
道路改修	五	二七・一〇 軒	三	二二・五	五	一〇・七八 軒	一〇
同維持	三	五〇	三	二二・五	二	一五・三七五	一二
小橋梁架設	八	一八四・〇 米	三	三三・五 米	二	二九・六六 米	二二
同修繕	六	三四四	九	一二四	六	五二〇	三二
同修繕	五	四五〇	一	二四	一	五二〇	三六
小護岸及堤防	一一	七九四 軒	一	二四	三	二〇〇七 軒	一〇
同修繕	七	三六・〇八	六	五二〇	四	七〇三・四 軒	三八・〇八 軒
同修繕	三	四九一	一	〇・二五〇	三	五・一六	一三・九
水制	二	一二九	一	〇・二二〇	二	一・三九	一・五〇〇 軒
同修繕	二	一・五	一	五・二五 軒	二	一・五〇〇 軒	一・五〇〇 軒
河川改修	二	一・五	一	五・二五 軒	二	一・五〇〇 軒	一・五〇〇 軒
水溝浚	二	一・五	一	五・二五 軒	二	一・五〇〇 軒	一・五〇〇 軒
砂防	一四	四三七八九	一	五・二五〇	八	一六七八九	二三
小河	一	四	四	〇・三七	四	〇・三七	一六
暗小	五	〇・四〇〇	一	〇・三七	一	〇・三七	五
小計	五	〇・四〇〇	一	〇・三七	一	〇・三七	五
合計	三八	二二〇〇八四 軒	二七	三七九八四 軒	二四	一〇二五六七 軒	八九
							三五八・五五九四 軒

緊急を要する主なる事業

工 事 名	種 別	施 行 地 名	工 事 概 製	工 概 算	摘 要
北票—阜新線建設	道 路	阜新、朝陽	延長九六六米	三六、〇〇〇	阜新炭の増産計畫に伴ひ北票炭礦と連絡極めて重要を呈しつゝあり
大凌河橋架設	橋 架	錦 縣	延長八〇〇米	四〇、〇〇〇	奉天錦州を連絡する重要幹線にして現在不通なり
小凌河橋架設	同	同	延長四〇〇米	二〇、〇〇〇	錦州城直端に位し壺盧島開港と共に緊急性を倍加す
盤山橋架設	同	盤 川	延長二七〇米	一六、〇〇〇	盤山縣城直端に位し國行政治安上極めて重要なり
錦州壺盧島線建設	道 路	錦縣、錦西	延長六五五米	三五、〇〇〇	壺盧島開港と共に最も重要な大動幹線なり
義 縣 防 水	堤 防	義 縣	堤防延長二、五〇〇米 其他水制工	一四、〇〇〇	縣城防水として重要なり
朝 陽 防 水	護岸水制	朝 陽	堤防延長三〇〇米 護岸其他水制	五〇、〇〇〇	同
盤 山 防 水	河川附替	盤 山	延長一、〇〇〇米 幅員一五〇米	五〇、〇〇〇	同
錦縣上水道	上 水 道	錦 縣	一日平均給水量二、一三八吨 給水口人三八、〇〇〇人	六〇、〇〇〇	都邑計畫と併行し緊急施設を要す
同 下 水 道	下 水 道	同		一九、〇〇〇	同
計				二、七七一、〇〇〇	

備考 外に盤山、臺安、黑山、北鎮四縣に亘る濕地部十二萬町歩改良は焦眉の問題にして排水路延長一、二〇〇軒、工費概算一、二〇〇萬圓を要する見込みなり

第六節 都 邑 計 畫 事 業

第一項 概 説

本省管内に於て都邑計畫事業に着手せるは錦縣、阜新、壺盧島の三都邑であるが北票も最近着手する豫定である。元來本省は人口稠密にして三百五十萬人を算し、加ふるに石炭其他の資源豊富且蒙古地方の物資の集散繁盛なる爲前記都邑計畫事業は好條件を有して居る。錦縣都邑計畫事業は康德二年度より着手せるを以て今日に於ては第一期計畫の大半を完成し着々其の完了に近づきつゝある。

阜新都邑計畫事業は本年三月始めて着手せるものなるが準備工作特に進捗し今や土地買収並市街道路新設工事着手の運びに至つて居る。

壺盧島都邑計畫事業は本年四月中旬始めて準備工作に着手し鋭意努力の結果漸く事業着手した計りである。北票は昨年地形測量終了し目下都邑計畫案作成に鋭意努中である。

第二項 實 施 狀 況

1、錦縣都邑計畫事業

- 一、基 本 事 項
- (イ) 事業費總額(起債) 一、八一〇、六〇〇圓
- (ロ) 事業費支出年度 三箇年繼續

- (ハ) 現在人口 八一、三四二人
- (ニ) 三十箇年間増加豫想人口 一四六、三〇〇人
- (ホ) 新市街地所要面積 五、二六六、八〇〇坪
- 二、土地買収状況
- (イ) 康德二、三年度買収面積 一、四三一、九八五坪
- 此金額 七三八、一八〇圓
- (ロ) 康德二、三年度補償費 五九、〇二三圓
- (ハ) 康德四年度買収豫定面積 六九二、六八〇坪
- 此買収豫定額 六七一、九〇〇圓
- 三、土地賣却状況
- (イ) 康德三年度賣却済面積 一〇、四五一坪
- 此賣却額 七八、〇八七圓
- (ロ) 同上 賣却豫約面積 五、九〇三坪
- 此金額 六九、七〇九圓
- (ハ) 同上 賣却申込受理面積 一一五、八七六坪
- (ニ) 康德四年度賣却豫定面積 一二三、三一五坪 (一坪に付三圓五十錢より二十三圓迄)

四、康德三年度道路其他施設物狀況

種別	延長	面積	積金	額	摘	要
四〇米道路新設	一、〇一六米	四〇、六四〇	六、一九〇圓			
二二米同	四、三七八	九六、三一六	二六、三四四			
一七米同	一、一八八	二六、四八六	三、五三四			
一二米同	三、五八〇	四二、九六〇	一五、九六八			
八米同	二、六七四	二〇、五九二	二、四四一			
宅地造成	六箇所	四〇、三二〇	四、三八〇			
其他	一二、八三六	二六七、三一四	五九、九六四	一、一〇七		
計				道路長一米に付四圓六七 平米に付二二錢		

五、康德四年度道路其他施設豫定

- (イ) 道路延長 一九二、七四〇米 面積 四九二、〇〇〇平米 工費 二八六、一三一圓
- (ロ) 公園 三箇所 工費 五、〇〇〇圓
- 六、起債狀況
- 康德二年度 二二六、七〇〇圓
- 同 三年度 七五〇、〇〇〇圓
- 同 四年度 八三三、九〇〇圓

計

一、八一〇、六〇〇圓

七、發展狀況

(イ) 宅地買付申込狀況は昨年の閑散状態に比し壺盧島開港に伴ひ近時急激に殺到狀況を呈して居る。

(ロ) 將來の發展狀況としては省公署等行政機關數多存在し、又交通の要衝地點でも在り且つ阜新、北票等の豊富な石炭と蒙古奥地を對照として大なる物資に恵れ、壺盧島築港を控へ居る爲益々發展の素質を強化して居る。

八、都邑計畫の形狀

舊來の縣城を中心として周圍に新市街を擴張形成するものであつて、舊市街の大部分は當分其の儘とし必要に應じて重畫或は道路の擴張施工するものである。

2、阜新都邑計畫事業

一、基本事項

(イ) 事業費總額(起債)

七八三、八〇〇圓

(ロ) 事業支出年度

四箇年繼續

(ハ) 第一期計畫人口

五〇、〇〇〇人

(ニ) 新市街地所要面積

一、八〇〇、〇〇〇坪

二、都邑計畫の形狀

本都邑計畫市街は阜新縣城西方約十軒の地點にして孫家灣北方の廣莫たる原野に市街建設するものである。

三、進捗狀況

本年三月一日より着手せるものなるを以て未だ特記すべきものなきも、目下鋭意土地買収並道路新設工事に着手し

た計りである。

四、起債狀況

康德四年度(康德三年度十萬圓繰越を含む) 三二七、九〇〇圓

康德五年度

二二七、九〇〇圓

同 六年度

二二八、〇〇〇圓

計

七八三、八〇〇圓

五、發展豫想

東洋の「ザール」と宣傳され埋藏量四十億噸の石炭を資源として保持するを以て、永續的特徴都市として躍進するものと認む。

3、壺盧島都邑計畫事業

一、基本事項

(イ) 事業費總額(起債)

九四〇、〇〇〇圓

(ロ) 事業費支出年度

四箇年繼續

(ハ) 第一期計畫人口

五萬人

(ニ) 新市街地所要面積

一、九五〇、〇〇〇坪

二、都邑計畫の形狀

本年計畫市街は連山より東方六軒、壺盧島築港より西方五軒の點を中心とせる原野に市街建設するものである。

三、進捗狀況

本年四月中旬より着手せるものなるを以て特記すべきもの無きも目下鋭意土地買収並道路新設工事に着手した計りである。

四、發 展 豫 想

本都邑は年額三百噸の石炭並凌西、蒙古一帯の産物を輸出する壺盧島築港と殆んど接近し居るを以て前途特に躍進都市たるべきことは多言を俟たざる處である。

五、起 債 狀 況

康徳四年度

二二〇、五〇〇圓

同 五年度

各 二三九、八〇〇圓

同 六年度

同 七年度

計

九四〇、〇〇〇圓

4、北票都邑計畫事業

本都邑は既に地形測量完成し目下都邑計畫案作成中なるを以て未だ特記事項なきも、優良且つ多量の石炭を埋藏し居るに付永續的發展性のある都邑である。

都 邑 計 畫 の 現 況

都 邑 名	都邑計畫 面積	同 實 施 面積	人 口		總 額	施行年度	摘 要
			現在	想定			
錦 縣	五、二六、八〇〇 畧	八、三三、二〇〇 人	一四、三三、二〇〇 人	一、八〇、六〇〇	康德二、三、四		
阜 新	二五、三〇〇 畧	二五、三〇〇 畧	七三、八〇〇	同	三、四、五、六		
壺 盧 島	三九〇、〇〇〇 畧	一〇〇、〇〇〇	八二、〇〇〇	同	四、五、六、七	着房準備中 第一期計畫	

第七章 文 教

第一節 總 說

第一項 教育沿革

明以前の文献の徴すべきものなく之を知るに由なきも清の康熙初年錦州府を置き之に學署を設け學官を置き勸學の事務に當つてゐた。別に錦縣には考院を設立し山長を置き生員童生の考試を行つたが此等は何れも現代に於ける學校の性質を有せず、一種の獎學又は官吏候補者の試験場に過ぎず、一般國民教育は専ら私塾又は家庭に於て行はれてゐた。光緒末新教育政策に基き各縣に勸學局を置き學校創設事務を掌る事となつた。

民國二年錦州府廢せられ遼瀋道に屬するや道尹公署に教育科を置き教育事務を取扱ひ、更に一道視學があり學校の指導に任じてゐた。次いで勸學所を改めて教育公所とし各縣の練育事務を司ることとし教育制度も稍々整ひ其後數次の變改を経て民國十八年遼寧省政府教育廳に四科を置き各縣教育公所を教育局に改む。滿洲建國後奉天省教育廳成立（大同元年五月一日）し、各縣亦舊制に準じ縣公署に教育局を置く。康德元年十二月一日錦州省新設せらるゝや省公署に教育廳を置き、學務、禮教の二科及視學官室を設け一切の教育事務を分掌して今日に至る。

備考 1、熱河省は特別の行政區域なりしたため阜新、朝陽二縣の教育制度の變遷は之と異なるものあれども省略す。
2、錦縣勸學所は現在の教育局の建物にして、錦縣考院は現省立錦州初級中學校々舎である。

第二項 教育方針

本省の教育は聖旨を奉體し法令の定むるところに則り

建國精神の顯揚

民族協和の實現

國民文化の向上

を目標に凡ての施設經營を企劃し之れが完璧を期せんとす。

第二節 學校教育

第一項 初等教育

小學校教育は修業年限六箇年にして初級、高級の兩級に分れ前者は修業年限四年、後者は二年である。學齡は民國時代より滿六年と規定され居るが事實は七、八歳乃至十一、二歳にして就學する現狀である。小學校は其の設立主體に依り省立、縣立、街立、區立、村立、私立の別がある。而して省立、縣立等は多く省城又は縣城に在り其の組織設備に於ても稍整備せるも、區立、村立に至つては殆んど單級組織にして設備の如きも不完全なるものが多い。現在各縣をして小學校を整備せしめ學生數地域等を顧慮し學校の廢合を行はしめてゐる。

私立小學校は概ね宗教團體の設立にかゝり其の内容比較的整備してゐる。教職員は一校約一人四分（全滿一人八分）區立、村立の如きは師範卒業者すら僅少なる現狀にして、俸給も十八圓乃至三十圓程度で待遇良好なりとは言ひ得ない。師質の向上待遇の改善は教育成績の伸展、國民思想の善導等にも至大の關係を有する所なれば教育養成機關の充實、地方教育費の合理化指導體系の整備等鋭意考究中である。

更に省内に於ける教育普及の状況を見るに左表の如く一、二の縣以外は學校數に於ては土地人口に比し比較的普遍せりと云ふを得けれども、就學兒童數は實に僅少にして未就學兒童七十パーセントを占め居り、全省民の六、七割は文盲である。斯くの如き現状なるに鑑み一面年度計畫を樹立し漸進的に小學校教育の普及を圖ると同時に、民衆學校の増設擴充を奨勵し將來無學文盲を根絶すべく努めてゐる。（民衆學校は小學校に附設し修業年限一箇年又は半箇年、夜間又は放課後一時乃至二時間失學者に對し簡易なる讀書等を授くるものとす）。
尙ほ吐默特左右兩旗には旗立、區立、村立、私立の小學校あり、主として蒙人の教育に嚆り蒙政當局の教育方針に則り教育を行つてゐる。

管内學校種別狀況

設立別	學校別	中等學校					總計	備	攷
		男師	女師	男中	女中	實業			
省立	立	一	一	一四	六	一	二四		
縣立	立						一〇〇		
旗立	立						六		
區立	立						六九		
村立	立						二、四九〇		
私立	立						四〇		
計		二、七〇一		一七三	七一	一	二、七二九		

管内各小學校狀況表（康德四年一月末現在）

縣旗名	項別	各小學校					學級數	教員數	生徒總數	備攷
		縣立	旗立	區立	村立	私立				
錦縣		三	六	七	二〇一	九	六五	六五	二七、二七三	
北鎮		六			二〇一	三	三二	三四四	一一、四六七	
黑山		六			二七九	二	三七〇	三九七	一二、四八五	
臺安		九			二七九	一	二三五	二四六	八、三四七	
盤山		九			二八	一	一四七	一七三	六、六二六	
綏中		三			二三四	三	二五三	三五五	一一、四二四	
興城		一			二七六	三	二六九	二六九	九、四八七	
錦西		八			二九六	三	二七三	二七三	一〇、五八三	
義縣		一〇			三六	三	四四六	四九八	一八、三九五	
朝陽		五			九二	二	二二五	二二五	六、七九五	
阜新		二			一〇九	一	一八四	一九六	五、五三九	
彰武		二			二二	一	一六	一七五	五、二四九	
吐默特左旗			二		二七	一	二九	四三	七、九七	
吐默特右旗			四		二	一〇	三三	四九六	四、九六	
計		一〇〇	六	六	二、四九〇	三五	二、七〇〇	三、五五四	三、八八一	一三四、九五三

管内小學校分布狀況 (康徳四年一月末現在)

鎮旗別名	面積	積	學校數	一校當面積	人口	生徒數	人口百に對する生徒數
錦縣	三、〇四九、九三	平方杆	四一六	七三二、四	四六、五六一	二七、七三	五八
北鎮	一、五八、九〇		二二七	六二六、二	二五、四一八	一一、四六七	四九
黑山	二、二五四、〇八		三〇四	七、〇八六、五	三九、二七二	二、四八八	三二
臺安	一、一九、八五一		一八九	六三〇、六	二〇三、六八五	八、三四七	四一
盤山	二、五五三、五四		一四七	一七、三六九、二	二二、四八三	六、六六	三〇
綏中	二、四六、一〇〇		二五二	九、七七〇、二	二八、六、七三四	一一、四二四	三九
興城	二、〇九、七六七		一九〇	一〇、六八二、九	二四、七、〇二八	九、四八七	三八
錦西	一、七三、四四〇		二二五	八、〇六二、五	二六、五、六九二	一〇、五八三	三九
義陽	二、九〇、三三一		三五四	八、一七〇、四	三六、〇、七三九	一八、三九五	五一
朝陽	一〇、五九四、三五		一一二	九四、五九、三	八、四、二三三	六、七九五	〇八
阜新	六、〇三、三九六		一五一	三九、九四二、二	四六、七、二七四	五、五三九	一二
彰武	三、三六、〇八〇		二四	二七、二六、四	一八〇、九七九	五、二四九	二九
吐默特左旗	(六、〇三、三九六)		一九	?	?	七、七七	?
吐默特右旗	(一〇、五九四、三五)		一〇	?	?	四、九六	?
計	三九、四六、六四三		二、七〇〇	一四、六二五、四	四、一五三、五九八	一三四、九五三	三二

朝鮮人學齡兒童數及就學兒童數表 (康徳三年六月末)

朝鮮人	戶數	男	女	計	學齡兒童數	就學兒童數
錦縣	一〇〇	二三四	二五九	四九三	四〇	一三
北鎮	一七	二七	二五	五二	三	一
黑山	四〇	八三	八四	一六七	一〇	二
臺安	五	一〇	八	一八	三	七
盤山	三	八三	五	一三四	一六	二
侯城中					一五	二
興城					一六	二
錦西	二〇	五三	四三	九四	二六	八
義縣	二七	四〇	三	七二	一四	一
朝陽	三	六	五	二四	一五	六
阜新					八	一
彰武	四九	一三八	九八	二二六	二八	二
計	三三	七三三	六五五	一、三八八	一六	八二

第二項 中學校教育

中學校は修業年限初級三箇年、高級三箇年にして初級中學は高級小學校卒業者を入學せしめ、高級中學は初級中學三箇

年修了者を入學せしむ。入學年齢の如きは區々にして一定せず、而かも家庭貧困又は他へ就職のため一般に中途退學者可成多く、其の甚だしきに至つては卒業者は入學當初の半數に充たざるものがある。從來是等中學は其の設立主體に依り省縣立、私立の別ありしが康德四年一月一日より縣立は盡く省に移管せらる。舊省立は内容充實し新省立に比し遙かに之を立、凌駕せる現状である。是等中學校の教員中には尙ほ學力素質等低劣なるものあるに鑑み、中學校教員檢査試驗施行せられ大に實績を擧げつゝあり、又隨時講習會、視察、研究會等を行ひ以て修養啓發を計つてゐる。

第三項 實業教育

實業學校も中學校同様の兩級制度を採用してゐる。民國時代には全く顧みられざりしも我國の現状よりして、實業教育の振興を圖り社會の中學指導者たるべき人物を養成し、以て産業を開發し國民の福祉を増進することは甚だ緊要なるに鑑み康德三年省立農業學校を設立し漸次之れが發達を期してゐる。

第四項 師範教育

從來師範學校を大別して師範學校（高級）及師範講習科とし師範學校には省立、縣立等あり、初級中學校卒業者を以て入學資格となし修業年限三箇年とし、師範講習科は高級小學校卒業者を入學せしめ三箇年間修業せしめ、大部分中學校或は小學校に併置され生徒も隔年又は三年に一回づつ募集せらるゝが如き現状である。國運進展は教育の振興に存し教育振興は一に懸つて善良なる師表にあるを以て師範教育は教育萬般の施設中最も緊要の事とし最も重點を注いて教育に邁進してゐる。康德四年一月一日より各縣の師範講習科の生徒募集を停止し、悉く錦州師範學校内の臨時教員養成所に於て臨時に教員の養成をなし、以て教員の不足を補ふこととした。

省立中等學校狀況表（康德四年三月末現在）

校名	所在地	級數	學生數	教職員數	備	收
錦州省立錦州師範學校	錦州城内大八府胡同	八	二九九	一八		
錦州省立錦州兩級中學校	錦縣西關外	六	二一〇	一四		
錦州省立錦州農業學校	同	四	一三八	九		
錦州省立錦州初級中學校	錦縣城內察院胡同	一〇	六三三	一八	內有師範一級、學生四六人	
錦州省立北鎮初級中學校	錦縣城內東街	六	二六一	一五		
錦州省立北鎮初級中學校	北鎮縣城大南門裡	五	二七二	一二		
錦州省立北鎮女子初級中學校	北鎮縣城內文廟胡同	三	一一〇	七		
錦州省立黑山初級中學校	黑山縣城後街	六	二八七	一五		
錦州省立黑山女子初級中學校	黑山縣北關	三	五六	四		
錦州省立臺安初級中學校	臺安縣城南門裡	三	一五五	六	內有師講一級、學生一五五人	
錦州省立盤山初級中學校	盤山警務局大街	三	一四一	四		
錦州省立綏中初級中學校	綏中縣城內	四	二〇五	一〇		
錦州省立前所初級中學校	前所城內	四	一五二	一〇	內有女生一級、學生二三人	
錦州省立綏中女子初級中學校	綏中縣內鼓樓南	三	七八	八		
錦州省立興城初級中學校	縣城東南隅柳城書院	四	二〇九	一三		
錦州省立興城女子初級中學校	城溪廟胡同	二	七八	三		

錦州省立連山初級中學校	連山	三	一六五	六	內有師講二級、學生一〇五人
錦州省立義縣初級中學校	義縣東關	八	三八四	一六	內有師講二級、學生一〇五人
錦州省立義州女子初級中學校	義縣東街大佛寺	三	一三九	九	內有師講一級、學生五二人
錦州省立朝陽初級中學校	朝陽城內西大街	三	一三六	一〇	內有師講一級、學生五四人
錦州省立阜新初級中學校	阜新城內南街	二	一〇八	五	內有師講一級、學生五四人
錦州省立彰武初級中學校	彰武縣城東門裡	五	二四四	九	內有師講一級、學生四九人
錦州省立彰武女子初級中學校	彰武縣署寺院	二	五四	四	日語專科二級、八五人
計		一〇〇	四、五二四	二二三	

第五項 私塾教育

私塾は我國教育機關として最も古く且つ原始的なる存在にして比較的發達してゐる。此等は初等教育機關の普及せざりと人口稀薄にして通學に不便なりと、民衆の一部に於て學校教育を歡迎せざりし等の原因に依り發達を遂げしものにして、何れも思想的或は政治的に何等背景を有せず、唯之により文學を知り又は文章練磨の方便とした。我國の國情より見るも私塾の存在は已むを得ざるものがある。

私塾狀況表 (康德三年八月末)

(錦州省公署)

縣別	項目	私塾數		塾師數		學 生		備 考
		男	女	計	數	男	女	
錦 縣	鎮 縣	一	一	二	一	一四	二五	一三九
北 鎮	鎮							
黑 山	鎮							
臺 安	鎮	三	四	七	三	五四	四五	五八九
盤 山	鎮							
綏 中	鎮							
興 城	鎮	五	五	一〇	五	七〇九	九	七一八
錦 西	鎮	二	一	三	二	五七七	三四	六一一
義 縣	鎮	三		三	七	七三	二一	九五
阜 新	鎮	二	八	一〇	四	七三〇	二四四	四、九七四
彰 武	鎮				六	七四七	三七八	七、一二五
總 計		四一	四〇	八一	五	六、七四七	三七八	

第六項 留 學 生

日滿不可分の關係の益々昂揚せらるゝに従ひ青年間の對日關心日と共に昂まり、學生の間に日本留學の熱益々旺盛に趨

きつゝあり、留學生の數も年と共に多きを加へてゐる。
本省間に於ける留日學生の現狀を見るに昨年五月駐日大使館の調査によれば其數一〇〇名に及び、多くは公私大學其他高等専門の學校に就學してゐる。

第三節 社會教育

第一項 概況

本省は全滿各省中重要地域をなし開化比較的早く戸口亦少なからざるも、教育總じて未だ普及せず失學者多數を占むる状態である。而かも社會教育方面に於ても施設極めて貧弱にして學校教育を補足するに及ばざる實情にあるのである。現に省内に於て圖書館七、閱報所八、民衆學校二九三、公共體育場三、童子團一二、婦女會七、體育會一一、青年團一、日語學校一三二の外民衆娛樂施設として電影院、劇場、茶社評書公教等あるも何れも設備整はず、之等は康德二年の狀況であるが康德三年度に於ては努めて社會教育の擴充普及を圖り、例へば民衆學校の増設、民衆教育館の添設、圖書館の改善、青年訓練所等の徹底、各種講習會の開催を企て以て民衆智識の向上増進により、優秀健全なる國民の養成に努めてゐる。尙ほ本省本年度新設省立民衆教育館事業として目下計畫中のものは左の如くである。即ち

(一) 社會部

- (1) 移動民衆教育 (2) 各縣旗社會教育機關施設及指導援助 (3) 各縣旗模範農村教化指導援助 (4) 一般民衆教化徹底 (5) 巡迴體育指導及體育週間實施 (6) 日語檢定試驗 (7) 其他日滿童心會援助、展覽會、座談會、市民體育會等。

(二) 福祉部

- (1) 問事施設 (2) 授産施設。

(三) 圖書部

- (1) 圖書館 (2) 市民博物館。

(四) 市民俱樂部

- (1) 體育館。

錦州省社會教育統計表

縣別	項目									
	錦縣	北鎮	黑山	臺安	盤山	綏中	興城	錦西	義縣	其他
文化施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
民衆學校	七	三	一六	三〇	三	四	三〇	三	二五	—
文教團體	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
學校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私塾	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
民衆娛樂施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電影院劇場茶社公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

總數	彰武	阜新	朝陽
八〇	一	一	一
二七	一	一	一
三〇	一	一	一
元	七	二	元
三	一	一	一
七	一	一	一
二	一	一	一
一〇	一	一	一
七△四三	一	一	二九
一〇	一	一	一
七〇	一	一	一
元	一	一	五
一	一	一	一
二	一	一	一

二八二

備考 下部〇印の分は康德三年度末調、△印の分は康德三年八月調、他は康德二年度末調

第二項 社會教育機關

(一) 縣立圖書館

圖書館は地方文化の重要機關にして文化の宣揚民智啓發上不可缺の施設である。本省は新設にして省立圖書館無きも縣立圖書館としては六箇所を有し、康德三年増設の二所と併せて八箇所を算ふ。所屬圖書としては錦縣圖書館の外は何れも經費不充分に於ては藏書多からず十分利用せられてゐないが、康德四年度に於ては逐次整頓する計畫である。尙ほ巡回文庫の辦法を講じつゝある。

圖書館一覽表 (康德三年度末現在)

縣旗別	施設數		開場日數		職員數	入場者數		經費	
	公立	私立	公立	私立		公立	私立	公立	私立
錦縣	一	一	二七四	二七四	三	一、一〇、一〇〇	一、一〇、一〇〇	一、一〇、一〇〇	一、一〇、一〇〇

總計	吐默特右旗	吐默特左旗	彰武	阜新	朝陽	義縣	錦西	興城	綏中	盤山	臺安	黑山	北鎮
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、二六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、二六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、七〇、四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、七〇、四〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、五三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、五三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、五三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(二) 閱報所

閱報所は地方社會教化の簡易適切なる施設にして民智啓發上直接裨益する所少しとしない。省内各縣閱報所は八箇所を有し尙ほ將來揭示教育を實施して趣旨貫徹を期してゐる。

二八四

(康德三年度米現在)

阜	朝	義	錦	興	綏	盤	臺	黑	北	錦
新	陽	縣	西	城	中	山	安	山	鐘	縣

校

各縣民衆教育は建國後興辦せるものにして康徳二年末調査によれば其數二九三箇處、同三年度末に於ては三九一箇處を有す。就中省立師範學校附屬小學校附設のもの一箇所を除き他は何れも縣、區、村立學校に設附せられ其數義縣を最多とし錦縣之れに次ぐ。修業年限は一年乃至六箇月にして課程は國語、日語、修身、算術（珠算）等とし毎日二時間を課す。本年度に於ては更に模範民衆學校設立を計畫してゐる。

表
(康德三年八月末現在)

縣旗別	錦州省錦縣北鎮黑山臺安盤山綏中興城錦西義縣朝陽阜新彰武
壯默特 左旗	
壯默特 右旗	
總計	
施立	三八六
設私	三
數計	三九一

數者學入				數生業畢				數生學				數員職教			
計	私立		公立	計	私立		公立	計	私立		公立	計	私立		公立
	女	男			女	男			女	男			女	男	
四〇			四〇	一五			一五	三〇			三〇	四			四
二、五八一	五三		一六六	二、三三〇	三〇		一、九六六	二、五八一	五三		一、六六六	九七	一	一	八
一、一八四			九八	一、三四			二〇	一、一六四			一九	五〇			三
七三〇			三〇	四〇				六九二			二二〇	四九			四
七〇〇			六〇	二七〇			三〇	六九〇			五五	四八			二
二〇七			九五	一六			五四	二〇五			九五	二六			二六
八七三	元	七二	七六	三八三			三三	八七三	元	七二	七六	四	一	二	四
七九四			九	三八五			三九三	七九四			九	三八五			三〇
一〇〇			一〇〇					九六			一	九六	八		八
二、六六四			五三	一、六二五			三三三	二、六六四			五三	一、六二五			一〇三
六〇四			四六	五五八			三八	六〇四			四六	五五八			二
五七			三〇	二七			一五	五七			三〇	二七			三
二六二			四二	二二〇				二六二			四二	二二〇			二九
一〇、六九五	五三	三元	一、六〇四	八、九九九	五、一五七	三〇	六三九	一〇、六九五	五三	三元	一、六〇四	八、九九九	五、一五七	三〇	五七

費		計
私	公	
立	立	
二六	二六	二六
四九七六	四九七六	四九七六
二〇二八	二〇二八	二〇二八
二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
九六六	九六六	九六六
一七一	一七一	一七一
二、一三六	二、一三六	二、一三六
三〇〇	三〇〇	三〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇
二、一六〇	二、一六〇	二、一六〇
五九	五九	五九
二四〇	二四〇	二四〇
二六五	二六五	二六五
一六、四七	一六、四七	一六、四七

(四) 童子團

本省開設以來各縣童子團の結成せらるゝもの十二箇所、康德二年度末團員總數は一、一一一名なりしも四年三月末調査によれば一、七五五名に増加してゐる。毎年實修一回を實施し團員の訓練教養に任じてゐるのである。

童子團狀況表 (康德四年三月末)

關 別	項 目	所在地名	團長氏名	職員數	童子團		員數
					指導員	團員	
錦縣童子團	城內縣公署	張翼堂	一一	八	六	三二二	三三〇
北鎮縣童子團	同	唱蔭桐	七	五	五	七二	七七
臺山縣童子團	縣署教育局	唐英麟	七	五	二	一二五	一三〇
臺安縣童子團	城內教育地	于長卿	六	二	四	七八	八〇
盤山縣童子團	城內兩級小學	王純一	五	二	四	二三〇	二三四
綏中縣童子團	縣署	李純葉	一二	二	四	二〇四	二〇六
興城縣童子團	柳城兩級小學	張國棟	九	四	六	一九八	二〇二
錦西縣童子團	城內縣公署	吳殿弼	八	六	六	六六	七二

義縣童子團	縣署教育局	侯書麟	八	三	一三〇	一三三
朝陽縣童子團	同	劉冬秀	六	二	九五	九七
阜新縣童子團	縣立兩級小學	蘇正本	二	二	九〇	九二
彰武縣童子團	城內縣公署	王奉璋	二	一〇〇	一〇二	一〇二
總計——	一二	一二	七二	四五	一、七一〇	一、七五五

二八八

(五) 婦女會

本省婦女會是大同三年一月創設に係る。顧るに建國當初一般婦女子の習慣舊俗を脱せず、教養程度亦低級にして社會上の活動はもとより家事家政に就ても缺くる所が少くなかつたのである。されば建國後當局としては女子教育の振興普及を圖り婦女子の修養を増進せん事を期したのである。本省内に於ては遼西婦女會成立後各縣婦女は漸次支部を組織し其の數七箇所、會員五〇〇名餘人となり更に康德三年に於ては遼西婦女會が中心となり、國防婦女會錦州分會を併せて會員更に多きを加ふる事となつた。

婦女會一覽表 (康二德年十二月末)

(錦州省公署)

縣別	項目	會數	地址	設立年月	代表者氏名	會員數		經費	
						男	女	計	入歳出
錦縣	一	成德學校	大同三年一月	馮王玉珊	二〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	五二六
北鎮	一	城內文廟街	康德元年一月	鄂伊靜宜	六〇	六〇	一五〇	四八〇	一三〇
黑山	一	中街校院內	大同二年一月	劉中山	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一三〇

(六) 體育會

本省開設以前に於ては省内各縣體育會は奉天體育聯盟の統制下にあつたのであるが、本省開設以來省聯盟事務局成立し規程を定め各縣體育會亦同時に改組せらる。又省内體育事業に於ても毎年各種競技會を舉行してゐるが、公共體育場の施設尙ほ普及せず逐年之れが完備を期してゐるのである。

惟ふに國民體育の強弱は國家の繁榮に重大關係を有するものであるが、本省に於ては體育人材甚だ少く毎年各種競技運動會に参加するもの概ね學校體育關係の教員及學生にして、一般民衆は何等關心を有せざる實情である。本省茲に鑑る處あり個人體育檢定の方法を定め、各種競技種目に付檢定の上特等より一、二、三、四、五、六の七級に分ち、特等一等合格者には省事務局より合格證及徽章を發給、二級より六級までは縣體育會長より合格證を下附し以て體育觀念

臺安	一	城內女校	同	溫孟慶蘭	三〇	三〇	三〇	五五	六
綏中	一	連山	康德元年三月	池淑貞	五五	五五	五五	七〇	五五
興城	一	大佛寺女師講院	同	宋張雲峯	五五	五五	五五	七〇	六
義縣	一	女子兩級小學校	大同二年十二月	陳德王淑蓮卿	五五	五五	五五	一、〇〇五	七九
彰武	一	女子兩級小學校	大同二年十二月	陳德王淑蓮卿	五五	五五	五五	一、〇〇五	七九
總計	七				五五	五五	五五	一、〇〇五	七九

の普及體位の向上を圖つてゐるのである。

各縣體育會一覽表 (康德二年十二月末)

(錦州省公署)

縣別	項目	數	地	址	設立年月	代表氏名	會員數		經費	
							男	女	計	歲入 歲出
錦縣	教	一	縣	公署	康德元年五月	李贊廷	二〇〇	〇	二〇〇	一〇〇圓
北鎮	教	一	縣	公署	同二年三月	鄂舒敏	一〇三	〇	一〇三	一七六圓
黑山	教	一	縣	公署	同二年四月	左貴儒	二〇六	四	二一〇	二〇〇圓
安山	教	一	縣	公署	同二年九月	李端貴	二六	〇	二六	一〇〇圓
盤山	同	一	縣	公署	同二年二月	溫繼嶠	八	〇	八	二〇〇圓
興中	同	一	縣	公署	同二年三月	張俊如	一六	〇	一六	〇
錦西	同	一	縣	公署	同二年四月	孫東藥	一六	〇	一六	〇
義縣	同	一	縣	公署	同二年三月	宋德謙	一六	〇	一六	〇
朝陽	同	一	縣	公署	同二年六月	王樹榮	一六	〇	一六	〇
阜新	同	一	縣	公署	同二年六月	于榮懷	一六	〇	一六	〇
彰武	同	一	縣	公署	同二年六月	王奉璋	一四	〇	一四	五〇〇圓
總計		一					一〇四	四	一〇八	二五八圓

公共體育場 (康德二年十二月末)

(錦州省公署)

縣別	項目	名稱	地址	主經 體營	代表 氏名	設立 年月	事務 員役	資 產	經費 歲入 歲出	備考
錦縣	公共體育場	大佛寺東	縣體育會	唐述成	康德二年			二二三圓		
北鎮	同	同	同	同	同			二二三圓		
黑山	同	同	同	同	同			二二三圓		
安山	同	同	同	同	同			二二三圓		
盤山	同	同	同	同	同			二二三圓		
興中	同	同	同	同	同			二二三圓		
錦西	同	同	同	同	同			二二三圓		
義縣	同	同	同	同	同			二二三圓		
朝陽	同	同	同	同	同			二二三圓		
阜新	同	同	同	同	同			二二三圓		
彰武	同	同	同	同	同			二二三圓		
總計								二二三圓		

(七) 青年團及青年訓練所

國民精神の作興、民族協和の促進、延いては社會風教の矯正は青年の團結活動に俟つ處最も多きは言ふを俟たざる處

である。省内青年團體としては現在錦縣に一を有するのみであるが、之れは康德元年十月成立し各學校及各種機關より會員一〇〇名を擁してゐる。

青年訓練所としては現在黒山一、興城一、合計二箇所を有するのみであるが省内中堅青年指導訓練の立場より漸次増設を圖つてゐる。

青年訓練所一覽表
(康德三年度末現在)

學 生 數				教 職 員 數				施 設 數			市 縣 旗 別	
私 立		公 立		計	私 立		公 立		計	私	公	
女	男	女	男		女	男	女	男		立	立	
												錦州省錦
												縣北鎮黑
												山台
				五	四				四	一	一	安盤
												山綏中興
												城錦西義
				100	10				10	一	一	縣朝陽阜
												新彰武
												吐默特左旗
												吐默特右旗
												總 計
				一五〇	一五				二四	二	二	

費 經		數 者 學 入		數 生 業 畢	
計 私	公 計	私 立	公 立	計 私	公 立
立	立	女 男	女 男	女 男	女 男
八〇	八〇	五		五	五
三〇〇	三〇〇	一〇〇		一〇〇	一〇〇
一、八〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇		一、五〇〇	一、五〇〇

(八) 日語學校

滿洲建國以來日滿不體可分の關係逐日鞏化さるゝに従ひ一般民衆の日語熟日に昂まり、従つて日語學校の創設も一般の要請として益々多きを加ふるに至つた。本省内に於ては康德二年六箇處、翌三年七箇處を數へ其後漸次増加の形勢にあるのである。

即ち本省としては日語普及の見地より本年度日語檢定試験を實施し、特等より六等までの七等級に分ち、夫に合格者に證明書を發給し尙ほ成績優秀なるものに對しては省公署より表彰狀及賞金を下附して、以て日語の獎勵提倡に資してゐるのである。

日語學校一覽表 (康德三年度末現在)

市縣旗別	數設施			數員職教						數生學		
	計	私	公	計	私	公	計	私	公	計	私	公
	立	立	立	女	男	女	女	男	女	女	男	女
	立	立	立	女	男	女	女	男	女	女	男	女
錦州省錦												
縣北鎮黑												
山台												
安盤												
山綏												
中興												
城錦												
西義												
縣朝												
陽阜												
新彰												
武左												
吐默特												
右旗												
總計	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(九) 民衆娛樂施設

娛樂施設としては映畫、劇場、相聲、評書、大鼓、茶社等があるが、近來娛樂の高雅が失はれて漸次鄙俗に墮しつつある傾向に鑑み、民衆娛樂の興趣を増進し醇樸優美の風習を涵養せん事を努めてゐる。

尙ほ映畫教育は特に建國精神の思想教育上裨益する多きを以て本省に於ては映畫班を組織し、教育廳に於て定期巡廻上映をなすと共に隨時各様に之れを貸與して之れを利用せしめ相當成績を收めてゐる。此外紙芝居、蓄音機、幻燈機等

費經	數者學入			數生業畢					
	計	私	公	計	私	公	計	私	公
	立	立	立	女	男	女	女	男	女
	立	立	立	女	男	女	女	男	女
國									
國									
國									
一〇五									
二〇									
五四〇									
六〇									
一〇五									
二〇									
三、七									
六三八七									

により各縣旗に巡映し各縣旗共相互に連絡して三、四日毎に融通利用して一般民衆の歡迎を受けてゐる。

娛樂施設表（康徳三年度末現在）

市縣旗別	戲園		電影院		茶社		其他		計
	施設數	日開業數	施設數	日開業數	施設數	日開業數	施設數	日開業數	
錦縣	二	五三	一	二九四	一	三六〇	四	一、二〇六	五八、九六二
北鎮					八	二、八八〇	八	二、八八〇	七三、〇三五
黑山	二	二四〇			二	七二〇	四	九六〇	二一、六四〇
臺安									
盤山									
綏中	一	三三	一	二二〇		六三〇〇	一	一、五〇〇	一、五〇〇
興城					一		二	三〇〇	七九、二一〇
錦西					五		一	一七	一八七
義縣	一	一八〇				五、六〇〇	二	四六〇	五二、六〇〇
朝陽	一	二六〇				一八、三〇〇	六	一、一五〇	三三、三〇〇
阜新									
彰武									
吐默特左旗									
吐默特右旗									
總計	七	一、四六三	一	二九四	一九	五、三三七	一	三六〇	八四六、三三四

第四節 宗教

第一項 概説

本省に於ける宗教は佛教、道教、回教、喇嘛教、基督教等とし就中佛教、道教は最も歴史古く信者最も多し。此等は幾百年の星霜を経て民衆の精神生活を支配し來れるも、唯々雜然として宗教的系統を缺ぐものなし。殊に儒、佛、道各教祭神の如きは互に混淆し同一人にして佛教徒たると共に道教の信者たるものがあり、又佛教寺院中に關帝、娘々を祀り、道教廟宇に觀音を安置するもすらあり、舊政權時代軍閥批政による窮民生活の窮迫と共に道義衰微し高僧高道と稱せらるゝもの少く、信は功利に墮し國民の信を繋ぎ生活を指導する能はず、一般民衆は迷信邪教に迷はさるゝに至るの結果に外ならない。

當局に於ては思を茲に致し國民信教の自由を保障すると共に、邪教、迷信を廢し正しき宗教による信仰生活に入らしめん事を期してゐる。現に宗教法令と稱すべきものなきも本省に於ては各宗教の統制に就ては暫時奉天省の管理寺廟條例を援用し寺廟取締を行つてゐる。

更に宗教運動として隱然たる勢力を有するものに道院及紅卍字會がある。何れも専ら社會事業たる善行の實踐を標榜し社會教化に盡瘁してゐる。

萬國紅卍字會は錦縣に分院を置き各地に分會を設けてゐる。

各縣寺教會調查表

縣別	佛教	道教	回回教	喇嘛教	基督教	備考
錦縣	一四二	四一	一		一	二
北鎮縣	八八	一五	一		三	七
黑山縣	三四	七	一		一	八
臺安縣	一一	二	三		一	五
盤山縣		六			一	一
綏中縣	一〇八	二二	一		一	五
興城縣	九五	三四			一	二
錦西縣	二九	四	三		一	三
義縣	一四一	二六	五	一	八	九
朝陽縣	五七	五八	一	三	二	〇
阜新縣		四		五	三	四
彰武縣	一	一	一	五	一	四
合計						

第二項 諸宗派布教狀況

(一) 佛教

本省内に於ける佛教としては多く禪宗に屬し臨濟派盛んにして毘盧派之れに次ぐ。又、曹洞宗に屬するもの少しとせず。其の奉ずる所は釋迦、彌勒、毘盧、觀音、地藏の外玉皇、文昌、天后、文殊、眞武、三皇、三官、藥王、娘々、火神、財神、馬神、蟲王、龍王、天齋、三義、關帝、城隍の諸神である。一般僧侶は毎日寺院に於て禮佛讀經し或は民間喪禮の需に、或は橋梁修築、道路築造等の勞役に加はり又道を開いて佛教の普及、民間信仰の闡揚等に努めてゐる。毎月祭禮日には香を焚き佛を拜し老若男女先を爭つて參堂する有様で、佛教が深く民心に食入れるを窺知する事が出来る。

各縣佛教狀況

縣別	布教所	布教者	信徒數
錦縣	一四八	三〇三	三五、二七〇
北鎮縣	八一	一四八	一六二、二九六
黑山縣	二二	二四	三四七、九七九
臺安縣	一一	一七一	九四、五四二
盤山縣			二六二、〇三〇
綏中縣	三三	四二	五、一六五
興城縣	九七	一五一	一六二、〇一八
錦西縣	二九	四七	
義縣	一四一	二三五	一五七
朝陽縣	六五	一八八	
阜新縣	二	三	
彰武縣	一	四	
合計	六三〇	一、三一六	一、〇六九、四五七

(二) 道教

省内道教は龍門派最も多く其の廟宇の設置は佛教と異なるなし。唯だ其の奉ずる處の神佛は太上老君及元始天尊を以て主とし、又玉皇、三皇、三置、眞武、呂祖、娘々、藥王、觀音、地藏、關帝、龍王二郎、城隍、財神、火神、馬神、斗姥、胡仙の諸神を供奉し、一般道士は通常廟堂に於て續經し廟會日焚香讀經する外、民間の喪禮に従ひ信者の獻納等により生計を維持してゐる。其の傳教範圍狹く信者多からず。

錦州省各縣道教狀況

縣別	布教所	布教者	信徒數
錦縣	四一	一七四	七、一二〇
北鎮縣	一七	一〇	七〇、二二〇
黑山縣	九	二	三三、四七六
盤山縣	二	二	一三、三五七
綏中縣	五	二二	五六
興城縣	一四	一五	一九
錦西縣	二二	六六	三、一五五
義陽縣	四	六	不詳
朝陽縣	二六	一三一	一〇、五八六
阜新縣	五九	一〇三	一一三
彰武縣	七	一二	一六六
合計	三九八	五六七	一三八、二七九

(三) 回教

回教は即ち伊斯蘭教にして其の寺院を清真寺と稱し東寺派、西寺派の兩派がある。本省内に於ては錦縣、北鎮、黑山、臺安、綏中、錦西、義縣、朝陽、彰武等諸縣内に多く、概ね東派である。此等は清真寺を建て、禮拜を行ひ又小學校を附設して回教子弟教育に任じてゐる。回教徒の習俗は概ね他と異なる處はないが、禮拜日には清真寺に赴き讀經を行ひ毎年會二回あり、教義を以て宣講し現在信徒一萬餘を有してゐる。多く商業を營み農業に従ふもの極めて少ない。布教師は道德高尚經驗宏富のものを公選する事とし、傳教の範圍はもとより男女の婚姻も回教徒同志に限られ他教徒との間には之れを行はない。

各縣回教狀況

縣別	布教所	布教者	信徒數
錦縣	一	二	二、四五〇
北鎮縣	一	二	六二〇
黑山縣	一	一	一、五二二
臺安縣	四	四	一、二〇八
綏中縣	一	五	四、〇三五
興城縣	一	三	一七
錦西縣	三	三	七二三

義 縣	朝 陽 縣	阜 新 縣	彰 武 縣	合 計
四	一	二	一九	
一八	二	三	四〇	
八三九	四〇	一二〇	一一、四六四	

(四) 喇嘛教

喇嘛とは無上即優者を意味する。この宗教は獨立せる宗教の如く思はるゝが、其の實全く一種の佛教にして決して別個のものではない。喇嘛教は紅教と黃教に二大別する事が出来るが、紅教が傳統的に舊いものであり紅衣紅帽を用ひて其の行事陋弊に墮したので、之れを淨化して黃衣黃帽を以て表徴する様になつたものが黃教であり、現在では黃教が廣く行はれてゐる。

喇嘛の教義は佛教と異なる處なく鷲彌山を立て四時六道十二因縁を説き涅槃に歸入するを目的とし「一切の現象は宇宙の本體たる法身理體の佛より發したもので一切衆生悉く佛縁あり」と説く處である。

本省に於ては西北部地方に比較的多く阜新、朝陽兩縣を主とし、釋迦、千手千眼佛、關帝、天地佛、地藏、菩薩等を祀つてゐる。隣省熱河に於ては最も盛んであるが、本省に於ては傳教範圍狹く信仰者も概ね蒙古人に限られ大衆的ではない。

錦州省各縣喇嘛教狀況

縣 別	布 教 所	布 教 者	信 徒 數
錦 鎮 縣	一	九	不 明
北 鎮 縣			
黑 山 縣			
臺 安 縣			
盤 山 縣			
綏 中 縣			
興 城 縣			
錦 西 縣			
義 縣	一	八	二九〇
朝 陽 縣	二五	三三九	不 詳
阜 新 縣	一二〇	三、二五〇	一一、〇〇〇
彰 武 縣	五	八	一八
合 計	一五二	三、六一四	一二、三二六

(五) 基督教

(1) 天主教 猶太教にして羅馬支派をなし舊教と稱す。本省内に於ては錦縣、北鎮、黑山、臺安、綏中、興城、錦西、義縣、朝陽、阜新等の諸縣に擴がり多く教會堂を設け毎日曜に集會を行ひ禮拜を爲す。其の經費は信徒の寄附金及總

教會より支給に仰ぎ、傳道の外慈善事業を行ひ無料施醫、孤兒院、育嬰堂、養老院、中、小學校經營等をなしてゐる。

(2) 耶蘇教 新教と稱し蘇格蘭長老會に屬し救世を以て宗旨となし天國福音を宣傳す。

本省内各縣に擴がり福音堂を建て傳道に従ふ。布教の事務は長老之れを司り其の經費は教會及信徒の寄附に仰ぎ毎日曜日には福音堂に於て教義を宣講し迷信を打破する外一般に教育、醫賑等慈善事業に従事してゐる。

錦州省各縣基督教狀況

縣別	布教所	布教者	信徒數
錦州縣	二	三一	三〇八
北鎮縣	七	一一	一、七七四
黑山縣	八	八	二、〇一一
臺安縣	四	五	一、三一五
盤山縣	一	八	一五〇
綏中縣	五	一	五九九
興城縣	二	四	三一六
錦西縣	三	四	六六二
義陽縣	九	二八	一、〇六四
朝陽縣	一〇	九〇	六、三二八
阜新縣	六	六	三九六
彰武縣	一	二	七一
合計	五八	一七〇	一四、九九四

第三項 文 廟

王道に基く政治は滿洲建國の國運にして天意に則り地に政を行ふ。王道の精神は實に儒教に教ふる處の大道なれば我國に於ては建國以來儒教の先聖を敬する事篤く、近世漸く廢頽せんとせる祀孔典禮を復活し之れを國祭となし以て民心の據る處を宣明した。蓋し之れによつて先聖先師の遺風行跡を思慕敬仰し敬天愛人の氣風を生じ、風教、德化、王道實績漸く興起せんとするものである。

仲春、仲秋孔子祭には孔子廟に於ては勿論、廟なき縣に於ては學校等に臨時に祭壇を設け各地長官主祭の下に壯麗盛大に舉行せられ、當日は各學校學生をして祀典に參列せしめ市内に於ては講演會、映畫、ポスター等により建國精神及尊孔思想の普及を計つてゐる。

文廟は我國民崇仰觀念の象徵にして國家の重要な儀典執行の聖場たるのみならず、又其の建物にして結構の壯輪奐の美共に中外に誇示し得べきものが多い。従つて美術工藝歴史其他學術の證跡とし國民文化の標識として之を清雅壯麗ならしめ永く保存すべきものなることは敢て言を俟たない。たゞ本省に於ては十二縣中盤山、阜新兩縣を除く十縣二箇所を有し歴史久しきに亘るも概ね破損して修築を要するもの多く、此後何等かの方法を講じて修造し完整莊嚴、文廟の名に恥ぢざらしめん事を期してゐる。即ち本省内に存するものは左の如し。

(1) 省 城 文 廟

本文廟は明朝正統元年建立以來清朝、康熙、雍正、乾隆、嘉慶、同治、光緒年間及民國年間數次に亘り改修を加へたものである。

もと學官に於て經理せるも民國十八年以後錦縣教育局經理に移り、又もと錦縣文廟と稱してゐたのであるが本省開設

以來城省に於て主祭し省城文廟となす。

年祭典費一千四百圓とし、縣立圖書館に於て暫定的に保管す。

(2) 北鎮縣文廟

本廟は其の建立の歴史古く元代建造に係ると稱せられ、幾度か増築改修行はれ清朝康熙年間聖殿後方に啓聖祠を建て九年聖殿三間を修造、十六年櫺星門、砌牆垣を建て、十七年啓聖祠を改造、二十五年下馬碑を、二十七年東西廡各三間を建て又同三十二年明倫堂を修築、雍正元年啓聖祠を改修翌年櫺星門東西忠義節孝兩祠を添増し、乾隆十四年法器禮樂を奉じ五十六卦各祠を一切修造し次いで嘉慶十五年大成殿後方に尊經閣を、翌年其の前方に奎星亭一雀を建て民國に入りてより祀孔典禮を定めて文廟と改稱し、同十三年修築を加へ滿洲建國後更に塗漆修理して外貌煥然一新するに至つた。現在春秋二季の祭典を營み奉祀官一名を置く。

(3) 黑山縣文廟

縣城東南隅にあり康徳三年六月興修未だ竣工するに至らず。經費二〇〇圓を投ず。

(4) 台安縣文廟

縣城內東南邊門にあり、民國十四年地方有志周庚忱自ら同志に募つて建造せるもので正殿三間がある。祀典費二〇〇圓毎年祭典を行ふ。

(5) 綏中縣文廟

民國十三年八月縣知事董陽主が建築し爾來毎年春秋二季祭典を行つてゐたが民國二年祭典停止を命ぜらる。滿洲國成立以來祭典を復舊し毎年兩季祭祀すると共に講演會を開催し道德宣揚に努めてゐる。

(6) 興城縣文廟

縣城內東南隅にあり、明朝時代宣徳五年建立に係り爾來幾度か改修を行ひ近くは民國十三年前直隸省長王承斌は獨力を以つて捐修を施し外貌一新するに至つた。

毎年春秋二季二百五十圓を投じて祭典を行ひ縣教育局長奉祀官を兼務してゐる。

(7) 錦西縣支廟

縣內江家屯にあり、民國十年當時の縣知事鄒氏發揮の下に江家屯（舊縣城）兩級小學校庭内に建立したものである。

(8) 義縣文廟

本廟は清朝嘉慶四年三月の建造に係り其の歴史古く縣立改修補築を加へ最近に於ては康徳二年八月大修築をなし外貌完備するに至つた。

毎年祭祀費一百二十圓を以て祭典を行ひ奉祀官一名夫役一名を置く。

(9) 朝陽縣文廟

清の道光三十年八月縣長方壽昌發起の下に縣內有志を募つて募金建造せるものにして、康徳二年秋文教部より修葺費七百圓を給せられて修補を加ふ。現に春秋二回祭典を行ふ。

(10) 彰武縣文廟

縣城東南隅にあり、康徳二年八月建築にかゝり十月大成殿一座を建造せるが他は未完のまゝである。

第八章 社會・衛生

第一節 社會事業

第一項 概 説

我國は王道立國を國是とし建國以來民衆の爲の政治を標榜し國利民福を計り、特に社會事業は其の社會行政上の重大事業たるに鑑み民衆を災害より救ひ人民の福祉を増進して來たのである。

即ち中央に於ては民政部地方司に社會科を設けて専ら賑恤救済公私社會事業の助成發達を圖ると共に、地方に於ける社會事業行政の監督助成に任ずることとし又地方に於ては各省公署民政廳行政科並に各縣公署内務局に於て夫々社會行政を辦理する事としてゐる。

更に他方は等行政の補助機關を設置して社會事業の連絡統制並に協調を計ることの事業遂行上繁なるに鑑み、大同元年十月社會事業家懇談會を國務院會議室に開催して官民各方面の意向を徴した結果、舊奉、吉、黒の三省及び新京、哈爾濱兩特別市に夫々官民合同社會事業聯合會を組織し、更に上記各地方社會事業聯合會を統制連絡せんが爲大同三年二月民政部内に中央社會事業聯合會を組織した。而して本聯合會は各地事業團體と統制連絡を保ち全國該種事業を統制補助し逐日活動を進めてゐるのである。

社會事業に於て先づ特筆大書すべきは皇帝陛下は夙に人民の福祉休戚を御宸念あらせられ、社會事業の發展に大御心を注がせ給ひ執政にあらせられし大同元年三月御内帑金二十萬圓の御下賜あり、又登極大典に際して特に社會事業振興の御

恩召を以て御内帑全壹百萬圓を御下賜遊ばされ國務總理大臣に優握なる勅語を賜つたのである。

此に於て政府は恩賜金を以て恩賜財團普濟會を設立し各種社會事業の獎勵、醫藥救済の普及に資し以て濟生の方途を講じ聖旨の高厚に酬ひ奉らん事を期したのである。

此の外政府として中央社會事業聯合會を経て各地方團體に對し年々補助を與へ銳意事業の振興人民の福祉増進に努め災禍救済義倉制度の確立、方面委員制度助成、阿片吸飲禁止等萬般の社會事業に意を用ひてゐる。

錦州省内各縣の中元奉天省に屬せし縣内の社會事業團體は奉天省社會事業聯合會の統制下に在りしが、康德元年十二月錦州省成立以來之を離れ爾來各々其の宗旨に従ひ個々に活動を續けてゐる。

然るに未だ單に慈善事業の域を脱せず積極的活動を爲し居らざる状態であるから是等社會事業團體を指導し連絡統制を圖る社會事業聯合會を設立する要がある。

第二項 救 済 事 業

盤山、臺安、錦縣の各縣は康德元年夏の大洪水の爲窮民激増し飢餓線上を彷徨するもの其の數實に十萬を超え悲慘憐憫の狀言語に絶する状態であつた。故に省公署に於ては民政廳長及び當該縣參事官を中央に派し救済方接衝した結果前後五回に亘り民政部より糧食の發送を受け、前記各縣に分配し以て之が救に當つると共に省内各機關を聯合し水災冬賑委員會を組織し之が救済に當り、漸くにして彼等窮民を飢餓線上より救ふことを得た。

以下救済状態につき順を追うて要領を示すであらう。

一、民政部より災害縣へ救済糧食を配給

前記盤山、臺安、錦の三縣に對し民政部は前後五回に亘り高粱、包米、麥粉を配給し災民の救済に當る。

三二〇
 尙該糧穀は今後回收せられたるときは之を縣の義倉に歸せしめ此處に義倉制度の確立に依り將來の災禍に備へんとす。
 民政部より配給せる糧食を左表の如く配分す。

災款地方救済民食配分表 (石は新京石)

(第一次)

縣名	品別	分配石數	引渡驛名	車數
盤山縣	高梁	九五八、六一五	盤山	七
臺安縣	高梁	七〇九、三八五	大虎山	三
錦縣	高梁	四一〇、八三五	石山站	三
合計	高梁	四二一、一六五		二
總計	高梁	二七三、八九〇		一
	米	四二一、一一〇		一
	米	一、六四三、三四〇		一
	米	一、五五三、六六〇		一
	米	三、一九七、〇〇〇		一

(第二次)

縣名	品別	分配石數	引渡驛名	車數
盤山縣	高梁	九五八、六一五	盤山	七
臺安縣	高梁	七〇四、二八五	大虎山	三
錦縣	高梁	四一〇、八三五	大虎山	三
合計	高梁	四二二、五七一	石山站	二
總計	高梁	二七三、八九〇		一
	米	四二二、五七一		一
	米	一、六四三、三四〇		一
	米	一、五四九、四二七		一
	米	三、一九二、七六七		一

(第三次)

縣名	品別	分配石數	引渡驛名	車數
盤山縣	高梁	六八四、七二五	盤山	五
	米	二、一二二、八五五		一

縣	名	品	別	分	配	石	數	引	渡	驛	名	車	數
臺	安	縣	高	包	米	梁	六八四、七二五	大	虎	山			五
錦	縣	高	包	米	梁	八四五、一四二		大	凌	河			六
合	計	高	包	米	梁	四一〇、八三五		石	凌	河			高一、包二
總	計	高	包	米	梁	七〇四、二八五		石	凌	河			高二、包三
						一、七八〇、二八五							
						三、六六二、二八二							
						五、四四二、五六七							

(第四次)

縣	名	品	別	分	配	石	數	引	渡	驛	名	車	數
盤	山	縣	高	包	米	梁	一、六四三、三四〇	盤	山				一二
臺	安	縣	高	包	米	梁	四一〇、八三五	河	北				三
錦	縣	高	包	米	梁	四二二、五七一		石	凌	河			二
合	計	高	包	米	梁	五四七、七八〇		石	凌	河			三
總	計	高	包	米	梁	二、六〇一、九五五							一九
						四二二、五七一							三
						三、〇二四、五二六							三

(第五次)

縣	名	品	別	分	配	石	數	引	渡	驛	名	車	數
盤	山	縣	麥	粉		一、七六六、三一〇		盤	山				一〇
臺	安	縣	麥	粉		八八三、一五五		營	口				五
錦	縣	包	米			五六三、四二八		石	凌	河			三
合	計	包	米			五六三、四二八		石	凌	河			三
總	計	包	米			二、六四九、四六五							三
						三、二一二、八九三							三

二、錦州省水災冬賑委員會に依る救済

更に當省に於ては水災冬賑委員會を組織し義捐金を募集し之が救済に當つたが其の義捐金の募集は左の要項による事とした。

- 1、省内各縣に對し一定額の救済金を割當て縣商務會、農務會をして提出せしむ。
- 2、省直轄各機關各縣職員をして其の俸給の一定額(別表)を提出せしむ。
- 3、各縣各機關より救済金を募集す。

省直轄各機關各職員救濟金割當額表

階級別	薪	水（洋貼在內）	三個月分	一箇月分
僱員	五〇元未滿二〇元以上	〇・六〇		〇・二〇
同	一〇〇元未滿	〇・九〇		〇・三〇
同	一〇〇元以上	一・五〇		〇・五〇
委任官	一〇〇元未滿	一・五〇		〇・五〇
同	二〇〇元以上	二・四〇		〇・八〇
同	二〇〇元未滿	千分ノ三十		千分ノ十
同	二〇〇元以上	千分ノ四十五		千分ノ十五
同	二〇〇元未滿	千分ノ五十		
同	二〇〇元以上	千分ノ六十		
薦任官（科長）				
廳長				
省長				

註 各縣々長、參事官、各局長、指導官、經理官其他各職員も此の表に依り提出するものとす
右標準に基き募集し、集まれる金額は次の如し

省公署及各縣水災冬賑委員會募金表

縣名	各縣攤款額	各縣職員提成額	各縣各界募額	合計
省公署		七六、五四一		七六、四五二

錦縣	四二〇、〇〇〇	四五、六〇〇	九四、五一八	五六〇、一一八
錦西縣	八〇、〇〇〇	一四、九八八		九四、九八八
興城縣	一五〇、〇〇〇	一六、三九六		一六六、三九六
綏中縣	二五〇、〇〇〇	三〇、五九五		二八〇、五九五
義縣	一八〇、〇〇〇	二〇、四五三		二〇〇、四五三
阜新縣	五〇、〇〇〇	一三、四八八		六三、四八八
彰武縣	六〇、〇〇〇	二〇、五七五		八〇、五七五
黑山縣	二四〇、〇〇〇	二一、〇四一		二六一、〇四一
臺安縣	五〇、〇〇〇	二五、四二九		七五、四二九
盤山縣	二〇、〇〇〇	一〇、九八〇		三〇、九八〇
北鎮縣	一、四八〇、八〇五	一四四、三七五		一六二、五一八
朝陽縣	四九、五四〇	二九、一七二		七八、七一二
合計	一六、九七六、二〇五	三、三九六、九五五	九四、五一八	二、一三一、八三三

斯くて集れる救濟金は災害縣に比例配分する事とした。（詳細別表の如し。）

災害指定地に於ける救濟民數

錦縣、盤山、台安の三縣を災害指定地とす。

其の救濟すべき貧民數を極貧者、次貧者に分ち記すれば左の如し。

分配標準は極貧者一人を○・五とし比例配分を以て分配せり。
今迄の分配状態左の如し。

項 目		支 給	額
錦 縣	一、九八七·八七	黑山紅万字會	三、〇〇〇・〇〇
盤 山 縣	六、三〇四·六七	郵 票 費	一〇〇・〇
臺 安 縣	三、八三五・〇六	印 刷 費	七・一〇
朝 陽 縣	五〇〇・〇〇	合 計	一五、六四四・七〇

註 一、朝陽縣は災害指定地外なるも困窮者多數にして救済の必要あるを以て特に五百元を支出せり
二、災民は多く黒山縣に赴き黒山七字會之を救済したるを以て之に三千元を支給せり

尙ほ救濟金殘餘金五、六七三元六角四分康德二年十二月、朝陽、盤山、黑山の三縣に配給し現在殘額なし。

縣別	賑恤處	賑恤別	救濟		救濟		價格	備考
			人教	來源	種數	數量		
錦縣	公立醫院	施藥	一〇、二六八 _人	縣署補助	三六四		一、七七〇・〇〇	
	太平慈善會	施診	五四	會員補助			三七・八〇	
		助葬	五三	會員補助			四一・六〇	
		施粥	六、一七一	會員補助	小米	六九三 _石	一六二・五二	
		施藥	二五三	會員補助			七〇六	
	世界紅卍字會	路費	二六〇	會員補助			二七九・四八	
		施藥	六一	會員補助			四・六〇	
	計	施粥	三九、七七九	會員補助	小米	六五 _石	六七四・三〇	
							二、九七七・三六	
黑山縣	世界紅卍字會	施粥	九、三七七 _人	會員補助	高粱米	九、〇五 _石	一二六・七〇 _圓	
		施診	二、九〇〇		施藥	二、九〇〇 _付	六八・四一	
	同	路費	一六七	會員補助			一四〇・〇七	
	同	助葬	六七九	會員補助		六七九	一七・〇六	
	計		一三、一二三				三五二・二四	
綏中縣	庇寒所	施粥	四、七八八 _人	會員補助	高粱米	一八八・五 _斗	三一四・三四 _圓	
		施小米		會員補助	小米	一六一・二	三二・〇四	

義 縣	博濟慈善分會	計	施	人	屋	服	燃
路費	貧民救濟費	助葬費	現金	小	衣服	施藥費	醫藥費
八	二、七六六	一八三	三一	二、九三〇	二、六三七	一三	八二
會員補助	會員補助	會員補助	會員補助	會員補助	會員補助	會員補助	會員補助
高粱米	棺	小	丸散散藥	高粱米	每人日一食	安ヘラ	一、八二七・五七
六、六二〇束	五、六五	四、七	三、〇〇〇付	五、三	一、八二二〇	八〇五・二〇	一、八二二〇
一四〇・一九	五九七〇	五四〇〇	六六・五〇	六六六・七七	六六六・七七	六六六・七七	六六六・七七

盤 山 縣	彰 武 縣	北 鎮 縣	臺 安 縣
紅卍字分會	紅卍字分會	紅卍字分會	紅卍字分會
施診	施診	施診	施診
三、四二	二、九二	一、一〇七	五、一四
會員補助	會員補助	會員補助	會員補助
高粱米	高粱米	高粱米	高粱米
八、八三〇	三、三二七・〇〇	一、七三七・〇	七、一五〇
一、二〇〇・〇	二、〇九〇・〇	二、七五〇・〇	四、三七〇・〇
二、七〇〇	四、三七〇・〇	二、七〇〇	七、六二四・五〇
九、三三八・八	五、〇八〇・〇	一、九五八・〇	七、〇三八・〇
五四〇〇	五四〇〇	五四〇〇	五四〇〇
二、二四〇・九五	二、二四〇・九五	二、二四〇・九五	二、二四〇・九五

第三項 義倉制度

從來本省內各縣に於ける義倉は其の名稱、制度共に區々にして其の運用も當を得ず、或は全く停止の状態にありたるも康徳二年八月三十一日民政部訓令第一四號を以て義倉管理規則公布せらるゝと共に、本制度の助成確立に資せんが爲之に要する基本補助金及倉庫建築補助金を全縣に交付し、各縣に於ては之を基礎とし毎年徵收、積立を爲し災害地窮身をして地方自主的に救済せしむると共に更に進んで民食を補給し、或は生業資金を貸與する等防貧事業を兼ねしむる様機能の擴充徹底を期してゐる。

康徳四年七月末頃迄には各縣共本倉の建築を終る豫定である。

(一) 新義倉制度實施前の各縣義倉狀況

○彰武縣 現在殘存數 穀子四石

國幣 一千四百十九元八角九分

現在貸出數目

國幣 一千五百三十四元八角八分

(回收期限 康徳二年十二月一日)

○義縣 現在貸出數目

國幣 六千九百八十三元二角五分

○錦縣

民國十七、八年に於て貸出せる六萬四千餘圓中より今年迄一萬六千九百二十八圓の回收あり、今年より之を以て穀物九百五十石を購入し無利息にて之を貸付せり。

○北鎮縣 現在殘存數目

國幣 一萬五千元

○阜新縣 現在積款積穀共になし

錦州省水災金を募集せし際少し餘分に募金せしめ其殘餘尙九百十六元二角あり、之を以て將來準備金に當てる方針。

○其の他 各縣は現在、積款積穀を有せず。

(二) 中央政府に於ける義倉に關する諸規則の發布

康徳元年の大水災の爲め各縣糧倉の缺乏に鑑み中央に於ては災歎地方救済委員會を設置し、糧穀の貸付をなし其の返還の糧穀を以て縣の義倉に歸せしめ此處に義倉制度の確立を期し以て將來の災禍に備へることゝした。

次いで康徳二年八月民政部訓令第十四號を以て縣義倉管理規則及び施行細則準則を公布し、同時に義倉々庫建築補助金を各縣に割當て先づ倉庫の建設に當つた。

次いで基本補助金の交付を受け左表の如く割當て分配す。

各縣別本倉建築容量

縣名	本倉建築容量		貯藏可能糧穀數量		建築費要		本部支給		本部指定		內糧穀保有數量	
	容	量	糧	穀	建	費	建	費	最	少	保	有
錦縣	一五	間	四、五〇〇	石	一、九〇〇	圓	八、二五〇	圓	四、五〇〇	石	二、五〇〇	石
北鎮	七		二、一〇〇		九二〇		三、八五〇		二、〇〇〇		一〇、五〇〇	
黑山	九		二、七〇〇		一、一七〇		四、九五〇		二、七〇〇		一三、五〇〇	
臺安	八		二、四〇〇		一、〇四〇		四、八〇〇		二、四〇〇		一三、〇〇〇	
盤山	八		二、四〇〇		一、〇四〇		四、八〇〇		二、四〇〇		一三、〇〇〇	
綏中	八		二、四〇〇		一、〇四〇		四、八〇〇		二、四〇〇		一三、〇〇〇	
興城	七		二、一〇〇		九二〇		三、八五〇		二、〇〇〇		一〇、五〇〇	
錦義	七		二、一〇〇		九二〇		三、八五〇		二、〇〇〇		一〇、五〇〇	
朝陽	一〇		三、〇〇〇		一、三〇〇		五、五〇〇		三、〇〇〇		一五、〇〇〇	
阜寧	九		二、七〇〇		一、一七〇		四、四〇〇		二、七〇〇		一三、五〇〇	
彰武	三		九〇〇		三九〇		一、八〇〇		九〇〇		四、五〇〇	
計	五		一、五〇〇		六五〇		三、三〇〇		一、五〇〇		七、五〇〇	
計	九六		二、八〇〇		二、四八〇		五、一〇〇		二、八〇〇		一四、〇〇〇	

錦州省各縣義倉倉庫建築及修理補助費明細書

縣名	最少貯蓄數量		內糧穀保有數量		建築倉庫容量		縣有倉庫修理費		倉庫新築費		交付金額	
	蓄	數	數	量	庫	容	修	理	倉	庫	交	付
錦縣	四、五〇〇		二二、五〇〇		七五				八、二五〇		八、二五〇	
北鎮	二一、〇〇〇		一〇、五〇〇		三五				三、八五〇		三、八五〇	
黑山	二七、〇〇〇		一三、五〇〇		四五				四、九五〇		四、九五〇	
臺安	二四、〇〇〇		一二、〇〇〇		四〇				四、八〇〇		四、八〇〇	
盤山	二四、〇〇〇		一二、〇〇〇		四〇				四、八〇〇		四、八〇〇	
綏中	二四、〇〇〇		一二、〇〇〇		四〇				四、八〇〇		四、八〇〇	
興城	二一、〇〇〇		一〇、五〇〇		三五				三、八五〇		三、八五〇	
錦義	二一、〇〇〇		一〇、五〇〇		三五				四、二〇〇		四、二〇〇	
朝陽	三〇、〇〇〇		一五、〇〇〇		五〇				五、五〇〇		五、五〇〇	
阜寧	九、〇〇〇		四、五〇〇		一五				一、八〇〇		一、八〇〇	
彰武	一五、〇〇〇		七、五〇〇		二五				三、三〇〇		三、三〇〇	
計	二八八、〇〇〇		一四四、〇〇〇		四八〇				五五、一〇〇		五五、一〇〇	

合縣別義倉基本に對する補助金交付額表

縣別	最少貯蓄數量	災歉地方及東邊道救濟糧穀數量	配當額
錦縣	四五、〇〇〇 _石	二、八二六・五 _石	五、六三五 _圓
北鎮	二一、〇〇〇		三、七五六
黑山	二七、〇〇〇		三、八六四
臺安	二四、〇〇〇	四、二二・五	四、四二四
盤山	二四、〇〇〇		四、〇四〇
綏中	二四、〇〇〇	八、一七二	四、四七四
興城	二一、〇〇〇		四、〇九〇
錦西	二一、〇〇〇		五、九一四
義縣	三〇、〇〇〇		五、〇二七
朝陽	二七、〇〇〇		七、五二〇
阜新	九、〇〇〇		二、四三五
彰武	一五、〇〇〇	一五、二二一	四、〇九三
計	二八八、〇〇〇		五五、二七二

各縣義倉資產額 (康德三年度末)

縣名	現在額	基本補助金	合計
錦縣	七二、〇七三・一九 _圓	五、六三五・〇〇	七七、七〇八・一四 _圓
北鎮	五五、〇〇五・〇〇	三、七五六・〇〇	五八、七六一・〇〇
黑山	三八、五二五・〇〇	三、八六四・〇〇	四二、三八九・〇〇
臺安	二二、五一四・〇六	四、四二四・〇〇	二六、九三八・〇六
盤山	一五、〇〇二・二一	四、〇四〇・〇〇	一九、〇四二・二一
綏中	三三、九七四・〇〇	四、四七四・〇〇	三八、四四八・〇〇
興城	四一、三三〇・四四	四、〇九〇・〇〇	四五、三二〇・四四
錦西	一九、八三四・六四	五、九一四・〇〇	二五、七四八・六四
義縣	五五、九四九・〇〇	五、〇二四・〇〇	六〇、九七三・〇〇
朝陽	二七、六五〇・六二	七、五二〇・〇〇	三五、一七〇・六二
阜新	四四、八〇五・〇〇	二、四三五・〇〇	四七、二四〇・〇〇
彰武	三一、〇六四・二五	四、〇九三・〇〇	三五、一五七・二五
計	四五七、七二七・四一	五五、二六九・〇〇	五一二、八九六・四一

第四項 社會事業團體

舊政權時代に於ては軍權徒らに跋扈して壓制を事とし社會救濟事業、教化事業の如きは恬として顧みられず、一般に社

會事業團體は萎靡不振の狀態であつた。然るに我國建國以來は善政を布し國利民福を主眼とし専ら五族の協和を旨とし社會事業の統制と其の健全なる發達を圖り、公私社會事業に對しては之れを指揮監督し助成獎勵に努めてゐるのである。本省内に於ても建國以來各種社會事業團體の新規成立するもの多きを加へ世界紅卍字會、萬國道德會を始め各種團體が社會教化、慈善救濟事業の爲め活躍してゐるのである。

即ち現有社會事業團體を表示すれば次の如くであるが、本表によりても明かなる如く吾等團體は多く世界紅卍字會、萬國道德會、紅教會、勸戒煙酒會等の諸團體を主とするもので、之等の多くは各種宗教團體の附設事業として發達したものである。

省内社會事業團體一覽表

縣別	名 稱	目 的	施 設 並 事 業	經 費 來 源	備 考
錦 縣	萬國道德會錦州總分會	性命及家庭教育研究、改建社會締造大同、增進福利	道德講演社、道德講演班、遊行、講演團、性理療病社	會員捐款 一、〇〇〇・〇〇	會員 二二名
同	大凌河道德分會	化人正俗	女子講習班	會員捐款 一八〇・〇〇	七五名
同	萬國道德會錦縣朱家街分會	家庭教育研究、改建社會造民福利	女子初等講習班	會員捐款 二七四・〇〇	九四名
同	萬國道德會錦縣三道壕附村西堂子	提倡道德、家庭教育研究	女子義務講習班、女子傳習班	會員地租、捐款 六〇〇・〇〇	一〇一名
同	萬國道德會錦縣女兒河村金廠堡	崇向道德	講演練習班	會員捐款 二〇二・〇〇	二〇〇名

同	萬國道德會三才寺分會	民智開導、宣揚王化、家庭改造、養老恤孤	女子學校	會員捐款 三六一・〇〇	三五名
同	萬國道德會娘々宮道德會	具道德之心意、而期向善	義務女學校	會員捐助、廟款 八三〇・〇〇	九〇名
同	萬國道德會山神廟道德分會	社會改建、締造大同、世界建化、增進福利	義務學校	會員捐款 一五〇・〇〇	四五名
同	萬國道德會錦縣第三分會	道德及家庭教育研究	傳習班、遊行講演團、講演社、初級小學校	會員捐款 三五〇・〇〇	五五名
同	萬國道德會萬全安分會	家庭改良	女子講演班	會員捐款 一六〇・〇〇	九五名
同	萬國道德會餘屯道德分會	道德講演		會員捐款 三〇〇・〇〇	一二〇名
同	萬國道德會錦縣右屯衛分會	性命及家庭教育研究、社會改建、締造大同、世界建化、增進福利	女子學校、女子初級講習班、初級民衆學校	各善士捐款 四〇〇・〇〇	
同	錦縣三屯村協和會	建國精神發揚、王道政治暢達		會員捐款 一九二・〇〇	一七四名
同	錦縣餘屯戒煙酒公會	禁忌煙酒		會員捐款 八〇〇・〇〇	一六〇名
同	錦縣基督教青年會	宣布基督精神、涵養公民	婦女義務學校、幼稚園、日語學習班、德育講演班、查經班、義務寫信班、電影、閱報、義書施種中、病、協助慈善事業	財產、捐款、經常、事業、其他 一、六四九・三五	財產
同	世界紅卍字會德縣分會	施診所、醫院、初級小學校、敬惜字帖、掩埋隊、粥鍋	慈善救濟	財產、捐款、補助、入會 一二、八二六・五七	會員 五六名

錦 縣	滿洲伊斯蘭協會錦縣分會	互相協和、親睦、增進社會福利、教義闡揚、教育普及	義務學校	財產 五〇〇、〇〇〇	會員 二五七名
同	錦縣太平慈善會	慈善普及救濟無家老弱貧病	救濟、病院、施粥、掩埋、戒養所	助財產、經常、入會、補助、六〇〇、〇〇〇	會員 七〇名
同	錦州同善堂	就職斡旋、簡易宿泊、託兒、養者、救濟	遊民收容所		
阜 新 縣	萬國道德會阜新縣分會	改造飛俗、締造大同	性理療病社、講演社	入會、補助、捐款、收、一、一、九、〇〇〇	會員 二三八名
同	世界紅十字會阜新分會	促進世界和平、救濟災患	義務學校、掩埋、施診所、敬惜字帖	捐款 五〇〇、〇〇〇	會員 三二名
同	全國理善戒烟酒會阜新分會	勸戒烟酒		捐款、入會、雜收、一、五、八、〇〇〇	會員 四〇名
同	耶穌基督教分會	棄假歸真、心靈得救	初級小學校	事業、入會、捐款、四六〇、〇〇〇	會員 八三名
同	博濟慈善會阜新清河門分會	開通民智、救正必心	平民學校、宣講班	捐款 二四〇、〇〇〇	會員 六〇名
同	宣講孔教第九分會	宣揚孔教、開啓民智			會員 五〇名
同	阜新同善社	勸善規過、正心修身	義務學校	財產、捐款 一二四、〇〇〇	
同	貧民習藝所	裁縫			
興 城 縣	萬國道德會興城分會	性命及家庭研究、改善社會、締造大同、造福民福	女子義務學校、性理療病社、講演團、傳習班	經常、入會、補助、捐款、雜收入、一、六、三、七、〇〇〇	會員 一一〇名

同	萬國道德會永和屯分會	締造大同、啓民敦德	講演傳習班、義務班	財產、入會、收入、二四〇、〇〇〇	會員 二一九名
同	萬國道德分會	改造社會、造福大同	女子義務學校、女子講習班、遊行講演團、性理療病社	經常 八二〇、〇〇〇	會員 二一九名
同	萬國道德會新臺門分會	改造社會、締造大同	家庭研究會		
同	全國博濟慈善會興城分會	推廣慈善、促進大同	初等女子學校	入會、捐款、一、六、三、四、四一	會員 二三四名
同	遊民囚犯習藝所	授職印刷、紡績、縫紉		開設費 三〇〇、〇〇〇	
同	鴉片嗎啡收容所	醫療		事務費 七〇〇、〇〇〇	
義 縣	萬國道德會新臺門義縣分會	慈善、宣傳、道德、救濟貧民	慈善事業	會員捐費 八〇〇、〇〇〇	會員 三〇〇名
同	萬國道德會義縣戶營子分會	性命及家庭教育研究		入會、補助 二〇五、〇〇〇	會員 八五名
同	萬國道德會清河門分會	孔教研究、涵養道德向善	女子義務學校、講演社	經常、捐款、一〇二、〇〇〇	會員 一八〇名
同	萬國道德會義縣留龍溝分會	家庭教育研究	傳習班、講演團	經常、入會、補助、雜收、三二九、九〇〇	會員 一二〇名
同	萬國道德會義縣劉龍壘分會	家庭教育研究	義務女學校、講演團、傳習班、恤老撫嬰	入會、捐款、補助、收、三四九、〇〇〇	會員 一五四名
同	萬國道德會義縣大業屯分會	推廣道德、挽回人心	女子講演團	入會 四五〇、〇〇〇	會員 一五〇名

義 縣	增萬國道德會義縣地藏 寺分會	家庭教育研究	義務女學校、育嬰堂、 講演團、傳習班、救濟	補助、捐款、收入 二一六〇〇	會員 二五〇名
同	萬國道德會義縣松門 分會	促進文化 締造大同	義務女學校、講演社遊 行講演團	入會、補助 一六五〇〇	會員 二〇〇名
同	萬國道德會義縣老虎關 道德分會	家庭教育研究 締造大同、改建社會	義務女學校、女子講習 班、遊行講演團	入會、補助 八七〇〇〇	會員 三八九名
同	佛教龍華慈善義賑駐清 河門義縣分會	補助社會、辦理慈善		入會、補助 二〇〇〇〇	會員 五五名
同	博濟慈善會義縣分會	推廣慈善 實行救濟	義賑義倉、義學、粥鍋 施醫院宣傳所	入會、補助、捐款、上 年滾入、雜收 一、二四四・三八	會員 一三〇名
同	世界紅卍字會新京總院 義縣分會	修道揚慈 救濟災患	施棺、捨藥、施衣年賑	補助、捐款 七〇〇〇〇	會員 四八名
同	新京理善勸戒菸酒會義 縣分會	勸戒煙酒		補助、捐款 一〇〇〇〇〇	會員 四〇名
同	博濟慈善義縣玉龍山分 會	聖諭宣揚 開通民智	講演班、施醫院、郵養 院、修路橋	入會、補助、捐款、收 入、滾入 二、八九三・七五	會員 一一四名
同	習藝所				
綏 中 縣	萬國道德會綏中縣分會	性命及家庭教育研究、 安老懷少堂民衆學校、遊 識字會、性理療病社、遊 行講演團、救災	改建社會締造大同 造福福利 不干政治	各善士捐款 九〇〇〇〇	會員 九四名
同	世界紅卍字會綏中分會	救濟災患	施衣、施粥、救濟	經常、捐款 六二〇〇〇	會員 五三名
同	紅十字會綏中分會	救濟災患、救傷兵	施診所、惜字	經常、入會 八五七・〇〇	會員 四九七名

綏	綏中難民庇寒所	庇寒、施衣			
同	遊民習藝所	習藝授業			
同	錦州盤山縣水災救濟委 員會	放賬、救災			會員 五七名
同	衆民職業指導所	戒煙、戒啡、授業、女 子生活安定			
錦 西 縣	萬國道德會錦西分會	家庭教育刷新 社會生活新政	義務女學校	補助、捐款 五六〇〇〇	會員 一〇〇名
同	教養公廨	遊民救濟、免囚保護、 戒煙啡	施粥、施衣、醫學院、 救護隊、賑災	補助 三六三・八〇	會員 二一六名
朝 陽 縣	朝陽紅十字分會	博愛恤兵	施粥、施衣、學校恤孤 濟貧、助葬、施診、惜字	經常、入會、補助、雜 收入、上年滾入 四、三二六・〇〇	會員 一二五名
同	世界紅卍字會朝陽縣分 會	促進和平 救濟災患	義務小學校、講習班、 傳習班	捐款 六〇〇〇〇	會員 一四九名
同	萬國道德會朝陽縣分會	人々向善 實行道德	孤兒院、育嬰院、幼女 教養院、年老殘廢院、 孤兒小學校、初級學校	入會、捐款、補助 五、六〇〇・七〇	會員 七八名
同	朝陽宣講扎教總會	宣講孔子道德 促進世界和平	職業授與、技術指導、 修築道路		
同	教養公廨	貧民收容所	義務學校、施粥、醫院 施棺、救濟賑災	捐款 八、四三三・〇〇	會員 五二名
黑 山 縣	世界紅卍字會黑山分會	促進和平 救濟災患			

彰武縣	世界紅十字會彰武分會 施診所	救濟貧病	施診施藥行	捐款	二三・一〇	會員	三名
同	教養公廠						
臺安縣	萬國道德會	世界和平、家庭改善實 施、道德徒人向善	義務女學校 講演社			會員	四九名
同	新京五臺山善普化佛教 會台安分會	普化賑濟、施粥		補助、捐款 一、三〇〇・〇〇		會員	三五名
同	教養公廠		印刷、傳道、防紙、釀 造、授職				
北鎮縣	萬國道德會北鎮縣分會	講演道德				會員	二五〇名

第二節 協和會錦州省本部

第一項 協和會概説

協和會は滿洲建國後大同元年七月二十五日國務院會議室に於て發會式を挙げ、爾來四箇年間建國精神の振作と民意の暢達に努め建國途上幾多の功績を積みつゝ今日の大を致したのであるが、今や治外法權の一部は撤廢せられ諸制度亦概ね其の緒に就いたので協和會としても此の新情勢に適應して更に一段の飛躍をなすべき劃期的時運に逢着したのである。即ち會本來の目的たる全國民的組織體の完成を急速に實現して國民總動員を可能ならしめねばならないのである。之れが爲めには從來の綱領の趣旨を一層明確にし回鑾訓民詔の趣旨に基き會の性質並に地位及行動目標、指導目標を明かにする必要

が生じ、今春以來臨時調查委員會を設け會の組織に關する調査研究を進めると同時に一面新京特別工作委員會を設けて首都に於ける分會の結成に當つて來た。右兩委員會及中央幹部との協議の結果終に成案を得、七月十七日中央事務局委員會に於て可決せられ、同月二十日理事會の決議を経茲に協和會機構の改正鞏化、工作の飛躍的擴大振興を企圖する事になつた。即ち章程の改正に就ては名稱を「滿洲帝國協和會」とし目的とする處は政府表裏一體となり、建國理想の達成道義世界の創建を圖るに在り、從來の目的とせる處を目的とせる處を一層明確にしたものである。會員の規程に於ては滿洲國內に居住せざるものも本會の宗旨に賛成し使命を達成せんとするものは之れを會員として認むる事とし、機構に就ては其の使命遂行の關係上政府の行政機構と可及的に一致せしめ且つ之れと完全なる協力を得る様改正した。即ち今次の綱領章程改正は協和會の將來への大飛躍を意味するもので、會創建の理想達成を庶幾するものである。

新綱領として中外に宣明せる處は、即ち

滿洲帝國協和會ハ唯一永久、舉國一致ノ實踐組織體トシテ政府ト表裏一體トナリ

- 一、建國精神ヲ顯揚シ
- 一、民族協和ヲ實現シ
- 一、國民生活ヲ向上シ
- 一、宣德達情ヲ徹底シ
- 一、國民ノ動員ヲ完成シ

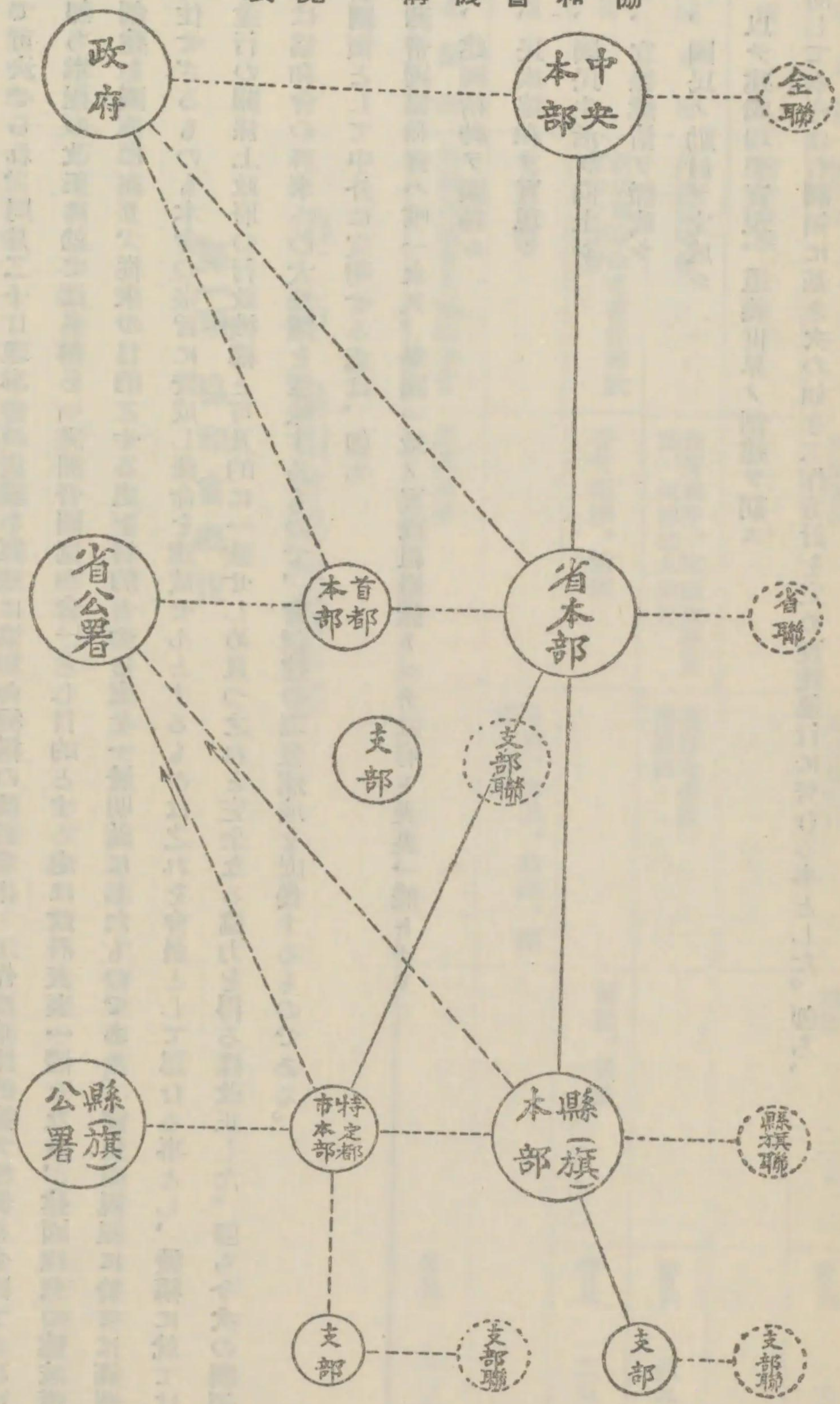
以テ建國理想實現、道義世界ノ創建ヲ期ス

而して本會は右綱領に基き次の如き工作方針を定め實踐運行に努むる事とした。即ち、

- 一、精神工作

東方道德ノ眞義、日滿不可分關係ノ眞髓ヲ全國民ニ理解信仰セシメ建國精神ヲ徹底シ國民思想ヲ統一ス

協和機會機構一覽表



二、協和工作

國民中ニ核心的指導力ヲ確立シ是ニ依リ民族相互間ノ軋轢、摩擦ヲ根絶シ、各民族ヲシテ各其ノ處ヲ得シメ以テ其ノ

福祉ヲ増進シ國民的融合ヲ圖ル

三、厚生工作

建國ノ精神理想ヲ經濟生活、社會生活ノ上ニ實體化セシメ、百業ノ振興、國民生活ノ安定向上ヲ圖ル

四、宣德達情工作

國民ノ眞意ヲ洞察シテ之ヲ上達シ、上意ヲ下達シテ國民ヲシテ衷心ヨリ國民ニ悅服セシム

五、組織工作

全國民ヲ動員シ訓練シ、組織シ官民一致、上下一體ノ渾然タル國民的組織體ヲ結成ス。

六、興亞工作

建國精神ヲ擴充シテ汎ク東亞ニ及ホシ、亞細亞諸民族ヲ覺醒興起セシム

更に右の實施に當つては前頁表記の如き統制機構と組織とを以て本來の使命遂行に膺つてゐるのである。

即ち本會は新京に中央本部を置き全國地方機關との聯絡統制をなし、地方に省本部、首都本部、縣旗本部、特定都市本部及び省本部以外の各本部に支部を置く。而して之等の本部及支部は分會を以て組織するもので本部の外に宣德達情機關として各本部に聯合會がある。之は分會の代表を以て組織し宛かも議會、道府縣會、市町村會に相當する機能を持ち此の聯合會の意見にして本部に於て認容したるものは直ちに同級の政府機關に移牒して實行せしむる事とし、同級機關にして實行權能を有せざるものは上級機關に具申し之れが實現を期するものである。

第二項 沿革概要

本省本部の沿革概要左の如し

- 一、大同二年六月奉天地方事務局管下錦州辦事處として事務開始
 - 一、康德二年（大同三年）八月奉天省事務局より分離し新に錦州省事務局となる
 - 一、同年十月本省管内最初の縣聯合協議會を錦縣及阜新にて開催す
 - 一、同年十月第一回主事會議を開催す
 - 一、康德三年三月第一回省聯合協議會開催
 - 一、同年七月第三回全國聯合協議會に代表八名選出參加
 - 一、同九月十五日會機構改革に伴ひ省本部結成式を舉行爾來錦州省本部と改稱す
 - 一、此間管下各縣に朝陽、阜新、山海關、黑山、盤山辦事處を開設前揭機構擴大と共に自餘の各縣に縣本部を結成すると共に已設辦事處をも縣本部と編成を改め管下一都市十二縣本部となる
 - 一、康德四年三月、四月管下綏中、黑山、錦縣に青年訓練所開所訓練開始
 - 一、現在分會數 三二〇 分會員數 四〇、五七七（三月十五日現在）
 - 一、外郭團體 國防婦女會
 - 一、支部四分會 會員數 一、五九〇（錦縣、阜新、朝陽、黑山、山海關）
- 傍系事業
- 一、事業 日語學院（滿系青年に日語を通じて建國精神を普及す）
 - 一、中堅國民訓練所（本地方に於ける共產黨被疑者又は刑餘者を集め中堅國民としての訓練養成をなす）

第三節 衛生行政

第一項 概 説

建國前の衛生行政を見るに種々なる取締法令機關等あるも其の趣旨治外法權撤廢促進のため文明諸國の法令を模倣羅列したるものか、さもなくば財源獲得の手段に過ぎざるものにして實際の國情に適合せざるのみならず、運用上にも種々なる不便があり随つて官民共に之を遵守するの念なく、偶々衛生施設あるとするも營利を主眼とせるものにして眞に國民の保健衛生の立場よりするもの皆無の状態であつた。

故に省内の衛生状態極めて不良にして年々諸種急性慢性傳染病は流行し、就中赤痢、腸窒扶斯、天然痘、猩紅熱の如きは四時を通じ多數發生し「コレラ」「ペスト」の如きも時々發生を見たるものに對する防疫機關なく全く放任の状況にあつたのである。

されば建國後は衛生、行政の重要性に鑑み中央の三大方針、即ち (1) 醫療機關の充實、(2) 醫療の社會的普及、(3) 傳染病の豫防撲滅を「モットー」とし、衛生機關及施設の擴充改善、法令の整備、衛生思想の普及に全力を傾注した結果、從來等閑に附せられたる衛生行政も漸く其の緒に就き其の效見るべきものあるに至つたのである。

第二項 衛生施設

一、急性傳染病

當省は北支に境し渤海に臨み壺盧島、西海口等の海港を控へ殊に「コレラ」の侵入口として知られたる營口に接し北部は「ペスト」發生地帯に連るため四時常に急激なる傳染病の脅威を感じるのみならず、赤痢、チフス、天然痘の如きは四時隨所に多數の患者發生しつゝあるため一般民衆は之を普通疾病の如く思料し何等の防疫處置を爲さざる状態に

あつた。されば過去五箇年の傳染病の發生狀況別表の如き實情にあつたので、之が防遏方法を緊急講ずる事とし豫防對策として左の方法を講じてゐる。

(一) 患者の早期發見及届出義務の勵行

康德二年三月傳染病報告通報に關する規定を定め民衆の傳染病發生の届出義務の勵行及患者發生時に於ける各機關の報告通報を密にし、且つ流行期の檢病の戸口調査を実施せしめてゐる。

(二) 種痘の普及

種痘普及を圖り天然痘の撲滅を期するため康德三年度より別表の五箇年計畫を樹立し、要種痘者を一歳未満の者、數へ年六歳及十二歳のものとし毎年定期に種痘を実施するの外主要部落より漸次未種痘者の臨時種痘を実施す。

(三) 衛生思想の普及宣傳

衛生思想の普及向上は吾が國の現情よりして最も緊急なる事項に鑑み各縣に命じ衛生劇、衛生映畫、衛生講話等の開催、宣傳ビラ配布の方策を實行せしめつゝある。殊に一昨年より興城縣に於ては衛生劇脚本を懸賞募集し當選脚本を上演せしめたる處頗る效果ありたるに鑑み、客年も同一方法に依り實施したる外省は各縣公署、協和會、治安維持會等と協力し衛生映畫に依る宣傳班を組織し省内各主要都市を巡回せるに相當の成果ありたるにより、今後實施し以て之が向上を期する豫定である。

(四) 防疫機關の整理

防疫の萬全を期するため防疫機關設置の必要を認め其の方案の研究及各機關の連絡のため日滿關係機關を網羅し、康德二年一月錦州省防疫委員會を組織すると共に各縣に對しても同様趣旨に依り各縣毎に防疫委員會を組織し、以て疫の完璧期しつあるも未だ所期の成果を收め得ざる嫌あるを以て、之が訓練及利用に力を注いでゐる。

(五) 傳染病院の設立

前述の如く管内には多數の傳染病發生するも未だ傳染病院の設立なく、爲に殆んど自宅治療を爲すの外方法なきを遺憾とし本年度二箇年經續事業として錦縣城内二十五萬圓(内六萬圓は國庫補助)の豫算を以て傳染病を設置するに決定し既に設計を終り近く着工の運びに至つた。

二、保 健

(一) 料水の改善

飲料水の適否及之が管理吸水方法如何は傳染病發生流行及公衆衛生上將又國民保健上に及ぼすところ甚大なるに吾が國民は之に對する觀念に乏しく、加ふるに當省管内は總じて一般に水質惡しく、井戸の構造吸水方法亦極めて不衛生的にして汚穢物流入滲透し或は永年浚渫せざるため不潔物沈積し、爲に傳染病發生流行の原因ともなる現況なるに鑑み客年春季清潔法施行を機とし各縣城及主要都市の共同井戸は一定の標準を示めし、一齊に之が改造を爲さしめたるに相當の效果を擧げたるに鑑み漸次個人井戸及前記以外の地域の共同井戸の改善の爲之が計畫中である。

(二) 便所の改善

一般民衆は便所に對する念に乏しく所謂野糞を爲すは永年の弊風にして之が改善は衛生上將亦風紀上一日も忽諸に附すべきものにあらす以て、各市街には共同便所設備を命じたる外康德三年より萬難を排し個人便所の改善を企圖し之を (1)官公署興行場警察取締營業者其の他衆人の集合出入する場所、(2)縣城居住者及縣(廳)長に於て必要と認めたる市街部落居住者、(3)其の他の者に區別し、(1)、(2)二項該當者は康德三年中に萬已むを得ざる事由ある者も康德四年六月末までに、(2)、(3)項該當者は康德四年末日までに設備方を命じ實行中なるが其の實績別表の通りにして相當の成果を收めてゐる。

(三) 汚物處理

縣城其の主要市街地の汚物の清掃は各地方團體をして管理實施せしめつゝあるの外、塵介箱を設備せしむる等市街地の清潔を勵行せんめつゝあるも未だ完璧の域に至らず。

(四) 屠宰場

省内屠宰場は別表第四號表の通り二十六所にして其の經營主體は全部縣なるも之等は屠宰場法附則第十七條に依るものにして隨て其の構造設備甚だ不完全なるを遺憾とし、之が改善を督勵及屠宰検査員の充實を期しつゝあるも財政の關係上一時の充實困難なるに鑑み康德二年九月屠宰検査員講習會を開催し、之を検査員に任命したるに其の成績見るべきものありたるにより更に機を見て第二回講習會を開催する計畫である。

(五) 阿片

當省は阿片栽培地域たる熱河に境し且つ管内阜新、朝陽の兩縣は康德二年度にて罂粟の栽培地域たりし關係上從來私土の横行熾なりしを以て先づ私土の撲滅を期し、官土の普及を圖るを急務とし專賣署治安維持會協和會其の他民間團體と緊密なる連繫の下に阿片制度の普及宣傳及之が取締に努めたる結果、客年より殆んど罂粟密作の跡を斷ちたるも本年度は更に之が徹底を期するため飛行機を利用し罂粟作の搜索及阿片制度の普及宣傳の計畫を樹立し六月一日より實施する事とした。

三、醫藥務

(一) 醫業者

從來醫業者の取締は全く放任の状態にあり、爲に無許可醫業者其の大半なるも之等の多くは漢醫にして西醫と雖も正規の學校教育を受けたるものは甚だ僅少にして多くは世傳若くは醫業者に付き習得したものである。醫師法及漢醫

法の施行に伴ひ目下從來の醫業者の整理を爲しつゝあり、其の實數未だ詳ならざるも省公署最近の調査に依れば醫業者數別表第八號表の通りである。

(二) 助産士

助産業者も亦醫業者と等しく無取締の状態にあつたが康德二年四月、(1)從來助産士の許可を有したるものを助産士、(2)接生婆の許可を有したるものを準助産士、(3)無許可助産業者にして相當の實力を有し、且つ該土地に必要ありと認めたるものは限地開業助産士として之を整理する事とした。其の數別表第九號表の如し。

(三) 公醫及福民診療所

管内の公醫及福民診療所數別表第一〇號表の通りにして一般診療の外傳染病の豫防、地方病の調査其の他公衆衛生の向上發展に力を注ぎ縣民の信頼を博しつゝあり、康德二年中の一般診療者は別表の第一一號表の如くである。

(四) 藥商

管内には漢藥商多く之は殆んど診療を爲し藥商は當然診療行為も爲し得るものと誤解を有し、之が矯正は頗る困難の狀況にあつたが醫師法並漢醫法施行と共に之等との區別を爲すべく目下整理中である。康德三年管内藥種商數別表第一二號表の如し。

(五) 花柳病豫防

妓女の檢査に就ては康德二年度に於て實施標準を示し各縣をして暫行的規定を定め、公醫駐在縣は公醫、其の他にありては該地に於ける醫師を囑託し月二回以上を實施せしめ、罹病者に對しては強制治療を爲さしめつゝあるも遺憾の點多きに鑑み將來妓女保健組合制度による花柳病並に一般診療を爲し、以て花柳病豫防の萬全を期し併せて妓女健康増進を圖るべく目下計畫を進めてゐる。

(三四二ノ次一)

[illegible]

(第一號)

過去四箇年間傳染病發生死亡調

(錦州省公署調)

(三四二ノ次一)

計 合		熱 紅 瘰		腦 性 行 流		ヤリテフダ		刺 列 虎		ト ス		痘 然 天		病 赤		斯扶望疹發		斯 扶 望		別 年 別		病 縣	
康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	康德三年	大同元年	別	年	別	縣
七五	一五八	一五	一	一					五			五	三	元	七	四	五	五	二	生發	縣	錦	
一四	六	一六		一					六			二	五	六	七	八	九	一	八	亡死			
一	三	二										一	六	四	五		一		一	生發	鎮	北	
一五	五	一										二		一				一		亡死			
二〇	九	七										一	九	二						生發	山	黑	
四	二	四										一			四					亡死			
四	四											一		二	九	四	四	一		生發	安	臺	
																				亡死			
一	六	三							一	四	六	三	五	一	二	七	八	三		生發	山	盤	
九	二	一							一	八	三	六	七	二	五	二	二		一	亡死			
八	四	一									五	六	四	三	二	一			一	生發	中	綏	
	八										一	四	八							亡死			
二	七	一									五	一	一	三	三	四			一	生發	城	興	
六	二	二									五				二	三				亡死			
九	二	六										八	一	一	六				四	生發	西	錦	
三	一	二										九	一		二					亡死			
二	三	六										二		五	二	六	三		一	生發	縣	義	
	四	二											一							亡死			
七	六	七							五			二	五	八	三	五	九	四	八	生發	陽	朝	
八	一	六							一			七	三	八	四	二	二	三	一	亡死			
四	三	一										五				六			二	生發	新	阜	
																				亡死			
二	二	四										一		二	一				二	生發	武	彰	
	三																			亡死			
五		一										二		一					一	生發	廳	察	
二																				亡死			
三	九	七							四	九	九	一	五	四	一	五	八	九	三	生發	計		
四	八	一							一	四	三	二	八	二	四	三	五	九	一	亡死			
一	五	二							四	一	二	三	二	〇	一	二	六	四	一				

(第二號)

種痘

五

ヶ

年

計

畫

表

(錦州省公署調)

縣名	人口	康 德 三 年		康 德 四 年		康 德 五 年		康 德 六 年		康 德 七 年	
		實行	預定	實行	預定	實行	預定	實行	預定	實行	預定
錦縣	三五,四〇三	定期種痘 一〇,七二七	臨時種痘 三八,三二一	定期種痘 四九,〇三八	臨時種痘 三二,八八一	定期種痘 二,三五五	臨時種痘 三四,二〇六	定期種痘 一九,三七〇	臨時種痘 二,八四五	定期種痘 一二,一二五	臨時種痘 八,七〇〇
北鎮	二五,六〇二	定期種痘 一一,七五三	臨時種痘 一一,〇〇八	定期種痘 二二,九六一	臨時種痘 一五,三四〇	定期種痘 一四,四三八	臨時種痘 二九,七七八	定期種痘 一九,一〇三	臨時種痘 二,五九八	定期種痘 三一,八〇一	臨時種痘 二四,五三四
黑山	三九五,九一六	定期種痘 九,一七三	臨時種痘 一八,〇五五	定期種痘 二七,一九七	臨時種痘 二二,七〇二	定期種痘 九,八八三	臨時種痘 三一,五二五	定期種痘 二二,七九〇	臨時種痘 一〇,六九八	定期種痘 三三,四六九	臨時種痘 二二,四六一
臺安	二〇四,〇七六	定期種痘 二,八三六	臨時種痘 一,九七五	定期種痘 四,八一	臨時種痘 八,五八四	定期種痘 四,七五五	臨時種痘 五四,二九九	定期種痘 七,九六六	臨時種痘 四二,九九五	定期種痘 五〇,九六一	臨時種痘 七〇,二七
盤山	二〇四,六七〇	定期種痘 一,八五五	臨時種痘 六,〇七	定期種痘 七,八七二	臨時種痘 二,五五六	定期種痘 八,二九	臨時種痘 一〇,六九五	定期種痘 二,二八三	臨時種痘 八,六七	定期種痘 一〇,九五〇	臨時種痘 二,四二五
綏中	二六,一八	定期種痘 二七,八六	臨時種痘 二八,三五五	定期種痘 五,五四一	臨時種痘 二,三三三	定期種痘 二六,四九一	臨時種痘 四九,八二三	定期種痘 二四,八五三	臨時種痘 二四,六六六	定期種痘 四九,五二八	臨時種痘 二五,五一九
興城	二四七,五九九	定期種痘 六,四四一	臨時種痘 六,五二四	定期種痘 一二,九六五	臨時種痘 一二,五四二	定期種痘 七〇,八九一	臨時種痘 八三,四三三	定期種痘 八,二七	臨時種痘 七四,〇〇四	定期種痘 八二,四三一	臨時種痘 五〇,一八六
錦西	二六六,二〇七	定期種痘 五,六五〇	臨時種痘 一,四二七	定期種痘 七〇,七七	臨時種痘 五,六五〇	定期種痘 二八,四九一	臨時種痘 三四,一四一	定期種痘 五,六五〇	臨時種痘 六,七八一	定期種痘 六九,四三一	臨時種痘 五,六五〇
義縣	三六〇,一六五	定期種痘 五,〇〇五	臨時種痘 一五,五二四	定期種痘 二〇,五二九	臨時種痘 二〇,九四三	定期種痘 二二,一五四	臨時種痘 四三,一九七	定期種痘 五,一八五	臨時種痘 五〇,二四	定期種痘 一〇,一七九	臨時種痘 五,二六三
朝陽	五八七,〇五四	定期種痘 四,三六五	臨時種痘 六,五四〇	定期種痘 一〇七,九〇五	臨時種痘 四,五二	定期種痘 六,一三三	臨時種痘 一〇七,三六五	定期種痘 五,二一五	臨時種痘 一〇一,〇一一	定期種痘 一五,一六八	臨時種痘 三,二二五
阜新	三二八,六〇八	定期種痘 二四,三四	臨時種痘 三,六四三	定期種痘 五五,九六七	臨時種痘 四,一〇〇	定期種痘 三,一二三	臨時種痘 七二,三二三	定期種痘 二〇,五五八	臨時種痘 二九,一四〇	定期種痘 四九,六九八	臨時種痘 二〇,八四四
彰武	一七〇,五九八	定期種痘 五,五八	臨時種痘 二,三八三	定期種痘 七,七四一	臨時種痘 五,九二	定期種痘 三,〇〇〇	臨時種痘 八,九五二	定期種痘 七,一六九	臨時種痘 三,四八二	定期種痘 一〇,七五一	臨時種痘 五,七八八
警察廳	八九,九八三	定期種痘 七,四九九	臨時種痘 三四,〇九九	定期種痘 四,五九八	臨時種痘 四,〇六二	定期種痘 七,七六三	臨時種痘 一一,八四五	定期種痘 四,〇〇〇	臨時種痘 七,七〇	定期種痘 一一,七八〇	臨時種痘 四,五〇〇
總計		定期種痘 一六三,一四二	臨時種痘 二五八,〇六一	定期種痘 四二,一〇三	臨時種痘 二三八,八四六	定期種痘 三三,二七六	臨時種痘 五七,一五六	定期種痘 三四四,九一〇	臨時種痘 四三,一〇八	定期種痘 七七六,九九三	臨時種痘 二九,二八八

種痘

五ヶ年計畫表

(錦州省公署調)

(二四二ノ次ニ)

康 德 三 年		康 德 四 年		康 德 五 年		康 德 六 年		康 德 七 年		計							
定期種痘	臨時種痘	定期種痘	臨時種痘	定期種痘	臨時種痘	定期種痘	臨時種痘	定期種痘	臨時種痘	定期種痘	臨時種痘						
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計						
一〇、七二七	三八、三二二	四九、〇三八	三、八八一	二、三三五	三四、二〇六	一一九、三七〇	二、八四五	一二三、二五	八二、七〇〇	二、四〇八	八五、一八	六〇、四六八	二、二一八	六二、五八六	三〇、五一四六	四八、〇一七	三五、三一六三
一一、七五三	一一、〇八	二二、九六一	一五、三四〇	一四、四三八	二九、七七八	一九、一〇三	二二、五九八	三一、八〇一	二四、五六四	一四、五三七	三九、一〇一	二二、五〇四	一五、四四三	三八、九四七	九四、三六四	六八、二三四	一六二、五八八
九、一七二	一八、〇二五	二七、一九七	二二、七〇二	九、八二三	三一、五五五	二二、七九〇	一〇、六九	三二、四六九	二二、四六一	一〇、七五七	三三、二二八	二二、六三八	一一、一六二	三三、七九九	五一、五八二	一〇六、六二六	一五八、一九八
二、八三六	一九七五	四、八一	八、五八四	四、五七五	五四、二九九	七、九六六	四二、九九五	五〇、九六一	七、〇二七	三五、六七〇	四二、六九七	七、四二二	四三、八九六	五、三〇八	三三、八三五	一七〇、一五七	二〇四、〇七六
一、八三五	六、〇三七	七、七八二	二、五五六	八、一三九	一〇、六九五	二、二八三	八、六六七	一〇、九五〇	二、四二五	九、三九	一一、七三四	二、四三三	一〇、七〇六	一三、二二八	一一、五一	四二、八六八	五四、三七九
二、七八六	二八、三五五	五、五四一	二、三三三	二、六四九	四九、八三	二四、八五二	二四、六七六	四九、五二八	二五、五九	一七、二二	四二、七三二	二二、九四二	三一、九四〇	五五、八八一	二四、八三〇	二八、六四	二五三、五〇四
六、四四一	六、五四	一一、九六五	一一、五四二	七〇、八九一	八、四三三	八、一二七	七四、三〇四	八、四三二	三、六〇〇	五〇、一八六	五三、七八六	三、六六〇	七二、二四	三、六六〇	三〇、三七〇	二〇、一九〇五	二二六、二七五
五、六五〇	一、四七七	七、〇七七	五、六五〇	二、八四九	三四、一四一	五、六五〇	六三、七八一	六九、四三一	五、六五〇	七二、〇四四	七七、六九四	五、六五〇	七二、二四	七七、八四	二八、二五〇	二二、七九五七	二六六、二〇七
五、〇〇五	一五、五四	二〇、五二九	二〇、九四三	二二、一五四	四三、一九七	五、五八五	五〇、一二四	一〇、一七九	五、二六五	五〇、八七	一〇三、四四二	五、九六九	四三、六二四	九五、五八三	一八、二二七	一八、二、三三	三六四、四六〇
四、三三五	六、五四〇	一〇、七、九五	四、五二二	六、一三三	一〇、七、三六五	五、二五七	一〇、一〇一	一五、二六八	三、五、二五	三四、一三五	六九、三五〇	五、一六六	九〇、〇〇〇	一五、一六六	二二、九、二八五	三四、九、八九	五七九、〇五四
二、四、三四	三、六四三	五、五、九六七	四、一〇〇	三、一、二三	七、一、三三	二〇、五五八	二九、一四〇	四九、六九八	二〇、八四四	二五、二二四	八六、〇六八	三八、七四六	二四、四五〇	六三、一九六	一四、五、五七二	一四、一、六七〇	三八七、二四二
五、三五八	二、三八三	七、七四二	五、九二二	三、〇三〇	八、九五二	七、二六九	三、四八二	一〇、七五一	五、七八八	三、二八六	九、〇四四	七、三四七	三、〇〇七	一〇、三五四	三二、六五四	一五、一八八	四六、八四二
七、四九九	三四、〇九九	四、五九八	四、〇六二	七、七八三	二、一八四五	四、〇〇〇	七、七八〇	二、七八〇	四、五〇〇	七、七八〇	二、一八〇	四、七〇〇	七、七八〇	二、四八〇	二四、七六一	六五、二二二	八九、九八三
一六、二四二	二五八、〇六一	四二、二〇二	一三、八四六	三三、七六	五七、五五二	三四、九一〇	四三、〇八二	七七、九六二	二九、二、八八八	三三、三七六	六六、二五三	三〇、三、六三	三五、六、三九	六五、九、五三	一二、九七、三七二	一七、五八、七四三	〇、五、九七二

(第三號)

各縣便所改善數表 (康德三年)

(錦州省公署調)

縣名	種別		第一項該當者	第二項該當者	第三項該當者	計	累計
	業	態					
錦縣	完成數	下命修改數	七〇二			七〇二	
北鎮	完成數	下命修改數	五六一	五七二	六一〇	一、七四三	
黑山	完成數	下命修改數	一九二	八二	一六五	四三九	
臺安	完成數	下命修改數	九〇八	五、一六九	四、四〇四	一〇、四八〇	
盤山	完成數	下命修改數	四九三	一、六三八	二、一四二	四、二七三	
綏中	完成數	下命修改數	四五七	五三五	一四、五一〇	一六、〇〇二	
興城	完成數	下命修改數	一〇九	八〇	五四	二四三	
錦西	完成數	下命修改數	六九四	四、四七四	五、二〇〇	一〇、三六八	
錦西	完成數	下命修改數	二二〇	一、〇六四	四七〇	一、七六四	
錦西	完成數	下命修改數	二、七〇六	二〇、六四七	一一、一七九	一四八、九八八	
錦西	完成數	下命修改數	二八七	一二三	二一一	六二一	
錦西	完成數	下命修改數	七七	二〇五		二八二	
錦西	完成數	下命修改數	四四	一五七		二〇一	
錦西	完成數	下命修改數	二、八七八	九、五五八	一五、五八一	二八、〇一七	
錦西	完成數	下命修改數	二、四七五	三、二六四	三、一八四	八、九二三	

義 縣	朝 陽	卓 新	彰 武	警 察 廳 州	合 計
下 命 修 改 數	下 命 修 改 數	下 命 修 改 數	下 命 修 改 數	下 命 修 改 數	下 命 修 改 數
完 成 數	完 成 數	完 成 數	完 成 數	完 成 數	完 成 數
六〇三	一、三四七	二五八	七〇二	一、八九三	一、八九三
四六	六二六	八八	一三八		五、〇三二
一〇		三〇九	二、三五八	五二、六三八	五二、六三八
三		七八	七	六、七二三	六、七二三
四	一	七〇二	四、三六二	二四二、六六七	二四二、六六七
		一一六	五二八	六、八七一	六、八七一
六一七	一、三四七	一、二三〇	七、四二二	一七一、〇三〇	一七一、〇三〇
五〇	六二六	二八一	九〇一	一八、六二六	一八、六二六

三四四(次折表)

備考 康徳三年十月より十二月迄

公署調

(三四四ノ次)

犢	駒	幼	猪	合
屠宰	屠宰	屠宰	屠宰	屠宰
頭	頭	頭	頭	頭
量	量	量	量	量
查	查	查	查	查
檢	檢	檢	檢	檢
計	計	計	計	計

合 計
完 成 數
五、〇三二
六、七二三

備考 康德三年十月より十二月迄

(第四號)

屠宰場別 畜頭數 肉量 月報表

(康德三年度)

(錦州省)

別市縣	屠宰場名	畜別	牛		馬		驢		猪		緬		羊		山	
			數頭	查檢	數頭	查檢	數頭	查檢	數頭	查檢	數頭	查檢	數頭	查檢	數頭	查檢
錦州縣	城	牛	四、三六二	四、三六二	五二	五〇	一六	一六	一、三、二七	一、三、二二	二、八八八	二、八八八	四、一九八	四、一九八	一、〇五六	一、〇五六
北鎮縣	城	牛	五	五					四、一九六	四、一九六	九	九	一七八	一七八		
同	牛	羊	三三	三三					一八七九	一八七九	四九二	四九二	八八五	八八五		
同	溝帮子	羊	二五	二五					三五八	三五八	二九	二九	五五一	五五一		
同	閭陽縣	羊	一九一	一九一					二、八二	二、八二	三七〇	三七〇	一、一九八	一、一九八		
黑山縣	城	牛	二二	二二	四三	四三	一七二	一七二	一、八二	一、八二	一〇	一〇	六七八	六七八		
同	大虎山	牛	三五	三五	九	九	五	五	一、八二	一、八二	一〇	一〇	一七三	一七三		
同	姜家屯	牛	七六	七六	一、〇八〇	一、〇八〇	三、九二	三、九二	五八五〇〇	五八五〇〇	四二	四二	六〇	六〇		
同	半拉門	牛	六五	六五	一〇〇	一〇〇	三、九二	三、九二	四六九	四六九	八五	八五	六七五	六七五		
同	芳山鎮	牛	三四	三四	二	二	八五	八五	二、四六九	二、四六九	二四六	二四六	五、八八六	五、八八六		
同	新立屯	牛	八五四	八五四	八	八	三七	三七	一、五八六	一、五八六	一、三六五	一、三六五	二、〇四五	二、〇四五		
臺安縣	城	牛	二六九	二六九					一、〇〇六	一、〇〇六	二二七	二二七	一、二五〇	一、二五〇		
盤山縣	城	牛	七	七					二、八二	二、八二	三七	三七	六九	六九		
綏中縣	城	牛	九五九	九五九					九六〇	九六〇	六八、六六	六八、六六	二〇九	二〇九		
同	前衛	牛	一六	一六					一、四八五	一、四八五	一〇七、九四二	一〇七、九四二	五八	五八		
同	前所	牛	三七	三七					九六九	九六九	八〇、一一〇	八〇、一一〇	二〇九	二〇九		
同	東羅城	牛	七〇	七〇					二、七四二	二、七四二	二六二	二六二	五、六五	五、六五		
興城縣	城	牛	二八	二八					一、七〇四	一、七〇四	五三	五三	一、一六	一、一六		
錦西縣	城	牛	二〇二	二〇二					一、三三	一、三三	二、九五六	二、九五六	一、二八六	一、二八六		
義縣縣	城	牛	一九三	一九三					三、九七四	三、九七四	八五六	八五六	一、〇七二	一、〇七二		
朝陽縣	城	牛	四四八	四四八					三、九七四	三、九七四	二、九五六	二、九五六	一、〇七二	一、〇七二		
同	北票	牛	三四五	三四五					三、九七四	三、九七四	二、九五六	二、九五六	一、〇七二	一、〇七二		
同	清河門	牛	二六五	二六五					一、九〇七	一、九〇七	一、〇三二	一、〇三二	一、〇八三	一、〇八三		
同	泡子站	牛	一八一	一八一					四〇八	四〇八	八九六	八九六	一、九八四	一、九八四		
同	孫家灣	牛	五五	五五					四六四	四六四	六二	六二	一、三九	一、三九		
彰武縣	城	牛	四六	四六					一、一三	一、一三	一、七〇六	一、七〇六	三、八三五	三、八三五		
同	哈爾套街	牛	八八	八八					五、六二	五、六二	五、七九	五、七九	九三	九三		
合 計			二、六四二	二、六四二	一二七	一二七	三九九	三九九	五、四四一	五、四四一	一、三、五八二	一、三、五八二	六、二八七	六、二八七	一、〇六九	一、〇六九

(三四四ノ次)

康徳三年十月より十二月迄

[illegible]

(第五號)

康德三年阿片小賣人縣別表

(錦州省公署調)

縣別	割當人員	現在人員	摘要
錦北黑臺盤綏興錦義朝阜彰警	一五九一八八六九一五	一四三六	
縣鎮山安山中城西縣新陽	一五〇九一八八六九一五	一四三六	
察廳武新陽縣西城中安山鎮縣	一五〇三六〇二二一〇四一九九五	一四七	

(第六號)

康德三年度阿片吸食者證發給縣別表

(錦州省公署調)

縣別	三十歲以下		三十歲以上		四十歲以上		五十歲以上		六十歲以上		七十歲以上		縣別合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
錦州縣	二七	一〇	二五	二	二八〇	三	三七	二七	一〇一	一四	三	一七	一、三〇
北鎮縣	一六	九	三二	二	三七	二	二七〇	二五	一〇七	一九	二〇	一四	一、四三八
黑山縣	一五	五	三一	二	三四	二	二六	二五	九八	一三	二〇	二〇	一、三〇〇
臺安縣	一七	一〇	一七〇	四	一八三	九	二五	三	五七	一七	二八	二〇	一、三〇〇
盤山縣	一七	二	一四	四	一四三	九	二五	三	五五	一七	二八	二〇	一、三〇〇
綏中縣	一〇	一	一〇七	一	一五	一	二五	一	四	一〇	二	二	一、三〇〇
興安縣	一八	六	一九	一	一六四	三	一〇五	七	四	一〇	二	二	一、三〇〇
錦西縣	一八	五	三六	一	三〇	一	一七五	一	三	一三	二	二	一、三〇〇
義縣	一五	三	四四	一	二九〇	一	一七	一	六	二	一	一	一、三〇〇
朝陽縣	二七	三	六六	一	三九八	一	一七	一	五	二	一	一	一、三〇〇
阜新縣	三三	八	四〇	一	四一	一	一七	一	五	二	一	一	一、三〇〇
彰武縣	二八	七	二四	一	二四	一	一六	一	五	二	一	一	一、三〇〇
警察廳	五五	五	八四〇	一	三〇	一	一〇	一	三	一	一	一	一、三〇〇
計	二、〇二	一〇	四、七五	二	三、八九	三	二、九三	二	九四	一	三〇〇	一〇八	一五、八〇〇
廢煙死亡等	二、〇二	一〇	四、七五	二	三、八九	三	二、九三	二	九四	一	三〇〇	一〇八	一五、八〇〇
送還證者員數	三	一	五	一	五	一	五	一	五	一	五	一	一〇五
年齡別合計	二、〇二	一〇	四、七五	二	三、八九	三	二、九三	二	九四	一	三〇〇	一〇八	一五、八〇〇

(第七號)

阿片一齊取締成績表 (康德三年)

(錦州省公署調)

縣別												種別
名												種別
錦北臺黑盤綏興錦義朝阜彰警												種別
鎮安山山中城西陽新武廳												種別
三二	三二	二五	一六二	九四	六一	八六	六七	三〇	三二	一三五	一四五	九〇三
二	二	二	六七	一	一	一	三〇	二	四二	六	一五二	三八
四	四	二	三	二	二	二	四	一	一	一	一	三
五	一	二	二	二	八	二	七	一	一	二	二	三〇
兩三一	〇・八	五・〇	二・三〇	一三・九	二〇・五三	四六・〇〇	二〇・五三	四六・〇〇	二〇・五三	二〇・九	二〇・九	一一四・四二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	四	二	九	一〇	一四	一	一	二	三	五二	一六〇
五	三	四	一	二	九	一〇	一四	一	二	七	一七	一五〇

備考 第一回一齊檢案五月 自二十日至卅一日 十一日間
第二回一齊檢案十月 自十五日至二十一日 七日間

(第八號)

醫師開業之態調查表

(錦州省公署調)

縣別	種別		所 持 者	醫 師 漢 醫	計	開 業 醫	限 地	醫 師 漢 醫	計	總 計
	醫師	醫士								
錦州縣	四〇	三	五九	六	九	二〇	一	一六	二〇	一九
北鎮山	二八	五	三六	九	三	一	五	一	一	二四
黑山	八	一四	元	三	六	八	一	三	一	一三
臺安	八	一四	三	三	六	八	一	三	一	一三
盤山	三	六	七	三	一〇	八	一	三	一	一三
綏中	二	八	二	二	四	八	一	三	一	一三
興城	九	八	七	二	一六	八	一	三	一	一三
義縣	九	一	六	二	一三	八	一	三	一	一三
朝陽	二	四	二	二	六	八	一	三	一	一三
阜新	二	四	二	二	六	八	一	三	一	一三
彰武	一四	三	九	三	一六	八	一	三	一	一三
警察廳	二五	三	五	六	一〇	八	一	三	一	一三
計	二五	三	五	六	一〇	八	一	三	一	一三

備考 外に軍醫參拾七名

(第九號)

康德三年助産士數表

(錦州省公署調)

縣別	助 産 士	準 助 産 士	助 限 地 産 開 士 業	計	備 考
錦州縣	一	二	五	七	
北鎮山	一	三	一	五	
黑山	一	一	四	八	
臺安	一	一	四	八	
盤山	一	一	一	三	
綏中	一	一	一	三	
興城	一	一	一	三	
錦西	一	一	一	三	
義縣	一	一	一	三	
朝陽	一	一	一	三	
阜新	一	一	一	三	
彰武	一	一	一	三	
警察廳	一	一	一	三	
計	一	一	一	三	

(第一〇號)

公醫配置表

三五〇
(錦州省公署調)

縣名	配置人員	配置年月	福民診療所有無	摘	要
北鎮	一	大同元年九月	康德三年設立		
臺安	一	大同元年三月	本年建設豫定		
盤山	一	康德三年三月	本年建設中		
錦西	一	康德四年四月			
綏中	一	康德元年三月	康德二年設立		
義縣	一	康德三年四月	本年建設の豫定		
朝陽	一	康德元年三月			
阜新	一	康德二年			
彰武	一	康德二年十二月	本年設立		
計	九				

(第二一號)

公醫患者數調查表

月別及種別	配置縣名	北鎮	臺安	綏中	朝陽	阜新	新合	計
一月	施療患者數 其他患者數	四六 五	五六 一三三	九八 二二五	二〇八 一一二	二〇〇 五八五		

二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數	施療患者數 其他患者數
四一 五	三九 八	三六 六	五五 一〇	五八 一二	七七 一六	五八 一三	五七 一二	五九 七〇	四七 六〇
五二 一二七	五四 五	四四 四	一四一 二四五	九二 二二三	一〇二 二四八	一六〇 一一六	一二一 二二三	八五 一九九	一一二 二四八
九二 一九一	一二〇 三二七	一一二 四二五	六一 二六八	一一一 五〇〇	一四八 二七八	六九 三〇八	七八 三二一	九一 四二〇	八四 三七〇
八五 五三一	二一三 五八九	一九二 八九九	二五七 七八一	七六一 六六一	二七八 七〇三	二四三 五七六	二五六 一〇四四	七二五 八九八	六一三 八〇三

興	義	阜	朝	警	
城	縣	新	陽	察	計
廳					
一					
四九	二	一	三	四	
四〇	四	五	五	二	
四六	五	一		一	七
一六	三〇	一	六	一六	七
三四	五一	一	六	一〇	
二三		二	二〇	二三	
	八	七		三	七
	充	元	二六	四六	七
九八五	八九	三六	三四	六三	七四

縣別						區	
名						別	
盤	黑	台	綏	北	錦	兼業 藥業	醫師及醫師資格を有するもの
山	山	安	中	鎮	西		
一	一	一	一	一	一	兼業 藥業	醫師のみ資格を有するもの
一	一	一	一	一	一		
三	八	一	一	八	一	兼業 藥業	醫師のみ資格を有するもの
一	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	一	一	兼業 藥業	醫師のみ資格を有するもの
一	一	一	一	一	一		
一	八	一	一	七	一	兼業 藥業	兩資格なきもの
一	一	二	二	八	一		
三	八	一	三	九	六	計	小
一	宅	三	六	七	五	兼業 藥業	漢醫師
一	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	一	一	兼業 藥業	藥師のみ資格を有するもの
一	一	一	一	一	一		
五	三	一	七	一	五	兼業 藥業	兩資格なきもの
四	一	七	九	九	七		
五	九	四	二	一	五	計	小
三	一	二	二	六	一	計	總

(錦州省公署調)

十二月		計	
施療患者數	其他患者數	施療患者數	其他患者數
九三	一〇二	一六三	四四八
八六	一	六五九	一〇四
二九二	三一三	一、二六七	二、五五五
一五六	三一	一、一七一	二、九二九
四八〇	一八七	一、七七〇	二、九四八
一、一〇七	九一四	五、〇三〇	八、九八四

第九章 司法・檢察

三五四

第一節 概 説

第一項 組 織

治外法權撤廢のためには、政治的に經濟的にその他諸般にわたる準備工作を必要とするが、就中司法制度の完備こそは治外法權の根幹たる領事裁判權撤廢の前提條件をなすものである。由來司法運用の適否は、直接に國民生活に至大の影響を齎し延いては國家興亡の岐るゝ所となる。滿洲國は建以來銳意これが改善に努力して來た結果、已に昔日の面目を一新するに至つた、然しながら一方に於いては治外法權撤廢を目標として眞の司法制度の完備のために、尙幾多の重要な問題が残されてゐる。

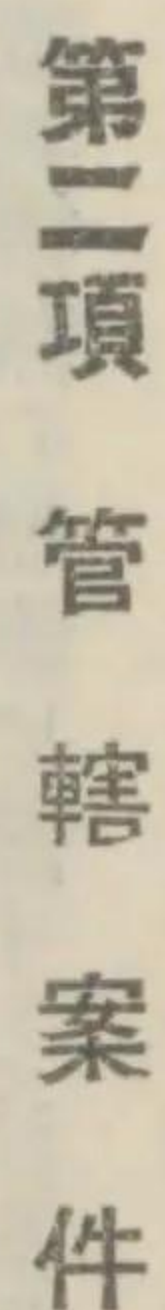
舊政權時代の司法の状態を観るに、司法權は常に行政權と混同せられ、司法の經費等も總て各省政府財政廳より賄はれ、司法の人事も軍閥の干渉下に置かれた結果、權力の前には正義の云ふべきもなく司法の威信は地を拂ふ様であつた。従つて裁判は公正を失し無事も罰せられ、一般民衆の利益は更に擁護するに途なき状態であつた。建國當初に於いて司法部當局は司法界廓清の要諦は、先づ行政權と司法權の限界を嚴に區別するに在りとなし、總務廳方面との完全な諒解のもとに豫算全部を司法部に掌握し、縣長の兼理する司法機關を除き地方院以上を中央の直轄となし、つぶさに建國精神の徹底を期したるため、今日に於てはこの積年の弊を逐次排除し得る確信を得る様になつた。

滿洲國は建國の當初、大同元年敕令第三號を以て、従前施行せる法令にして建國の主旨、國情に背かざるものは一律に之を援用する旨を公布した。蓋し建國勿々の際新法令制定の遑なかりし時代に於ては、亦已むを得なかつたと云ふべきであらう。従つて司法の領域に於ても今日尙相當廣範圍に亘つて従前の法規が援用せられてゐる民事の實體法を始めとして其の他の司法法規、裁判機關の組織に關する法規等皆然りである。併しながらこれ等援用法規は幾多不備缺陷があるのみならず滿洲帝國の國情に背馳するものあり、苟も獨立國家たる滿洲國に固有の法律制度の存在せざるがときは永く放任出來ないので、康德元年以來銳意司法制度の根幹をなす法院組織の改訂に着手してゐた處、康德三年一月四日に至つて新たなる法院組織法の公布を見た。之により司法機關の具體的整備を斷行し、他方國民生活の實情に則した法典を編纂することに準備を進めてゐる。更に又之等形式的整備と相俟つて、實際に司法の運用に當る司法官の養成竝に素質の向上に資するため、司法部法學校を設立し其他着々として眞の司法制度完備に向つて邁進してゐる。

司法制度の完備たるや、洵に言ふに易くして行ふに難きものがある。明治維新當時日本に於ける治外法權の撤廢は維新以來學國一致の熱望と奮闘を以てして、尙二十有餘年の歳月を費しはじめて達成せられた事業である。鄰國中華民國に於ては清朝末葉以來今日迄法權の撤廢工作に狂奔すること既に三十餘年、その前途はなほ暗澹たるものがある。

滿洲國はこの點は日本帝國の全面的支持と好意に依り、比較的容易に難關を突破するであらうと思惟せられるが、その反面司法部當局者の苦心も異常なものがあらうと推察せられるのである。

我が國現行の審判機關は前述法院組織法の下に四級三審制を採つてゐるが其の系統を圖示すれば次の如くである。



(一) 各法院の管轄

區法院

區法院は左記民事訴訟事件の第一審を管轄する。

- 一、訴訟物の價格二千圓を超過せざる訴訟事件
- 二、建物の賃貸借關係に基く訴訟事件
- 三、占有權に基く訴訟事件

なほ區法院は他法院の管轄に屬しない刑訴事件の第一審、法律に別段の規定ある場合を除く非訟事件をも管轄する。

地方法院

地方法院は左の民事訴訟事件、刑訴事件の第一審を管轄する。

- 一、區法院の管轄に屬せざる訴訟事件
 - 二、破産事件
 - 三、死刑、無期徒刑又は短期一年以上の有期徒刑に該る事件
 - 四、前記の外徒刑以上の刑に該り且つ情節繁雜なる事件
- は地方法院は第二審として左記事件を管轄する。

高等法院

高等法院は左の三種の事件を管轄する

刑訴事件の第一審として

- 一、内亂罪
- 二、外患罪

第二審として

- 一、地方法院の第一審判決に對する控訴事件
- 二、地方法院が第一審として爲した判決以外の裁判に對する抗告事件但し最高法院の管轄に屬するものは除く終審として

- 一、地方法院の第二審判決及區法院の判決に對する上告事件
 - 二、地方法院が第二審として爲した判決以外に對する抗告事件
 - 三、區法院の爲した上告却下の裁定に對する抗告事件
- 而して高等法院が終審として爲した裁判で法令の解釋を宣示したるものは當該事件に付下級審を羈束することになつてゐる。

最高法院

最高法院は第一審且終審として大逆罪に該る刑訴事件を管轄し、なほ終審として左記事件を管轄する。

- 一、高等法院の判決及地方法院の第一審判決に對する上告事件
- 二、高等法院の第一審又は第二審として爲したる判決以外の裁判に對する抗告事件
- 三、地方法院の爲したる上告却下の裁定に對する抗告事件

而して最高法院が終審として爲した裁判で法令の解釋を宣示したものは當該事件に付下級審を羈束することゝなつてゐる。

(二) 檢察廳の管轄

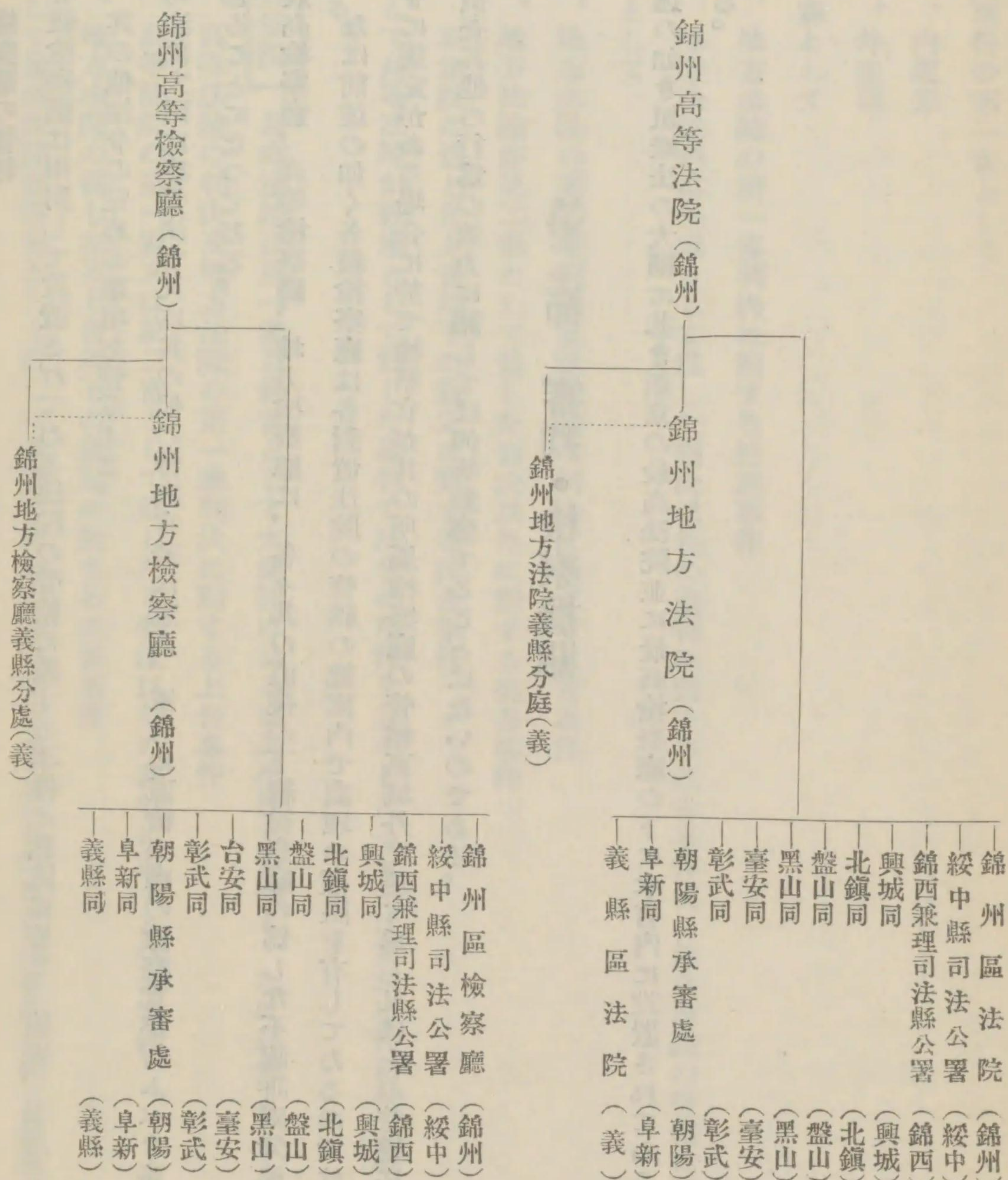
各級檢察廳は相對して設置されてゐる法院の管轄に屬する事件の範圍に於て、偵査、公訴の實行、刑事裁判の執行指揮、其他法令の定める事項を管掌する。

司法部大臣は學習法官又は其の他の警察官若は憲兵、軍官に區檢察廳の檢察官が行ふべき事務を處理せしむることができることになつてゐる。

最高檢察廳、高等檢察廳、地方檢察廳は、各々其の直接の下級檢察廳の爲した不起訴處分に對する抗訴事件を管轄する。なほ前述の如く各級檢察廳は各對置法院の管轄の範圍内で處理の權限を有してゐるのではあるが、緊急の必要又は法令に規定がある場合に於て檢察官が其の所屬檢察廳の管轄區域外に於て爲し又はその管轄に屬せざる事件に付て爲した偵査其他の行爲の效力に關しては何等影響することはないのである。

第二節 審判・檢察機關

前述の如き組織法の大綱に基き新京の最高法院並に最高檢察廳の下に本省内に設置されてゐる司法檢察機關は次の如くである。



第十章 軍事・警察・治安

第一節 軍事

我國陸軍の發展は建軍の當時より整備第一期時代、第二期時代及整軍時代の三段階を劃してゐる。

整備第一期時代は即ち建國より大同二年四月に至る一箇年とし、此の時代に於て建國直後の一般民心の不安定と共に未だ軍閥私兵としての觀念に支配せられてゐた士兵の動向は逆睹し難きものがあつたので中央に於ては先づ士兵に對する給與の改善と軍心の安定に重點を置き反滿兵匪の討滅に従事する一方各種軍事機關を創設した。即ち士兵匪化の多くの原因となつた給料不渡りの舊弊を防止する爲めに經理官養成部を設けて、優秀なる經理官を養成し之れを各軍に配置すると共に軍隊の經費は總て國庫の支出による事を周知せしめる事によつて私兵觀念の打破を圖り、又奉天に中央訓練所を設けて優秀なる幹部を養成し國軍精華の普及徹底を期した。

整備第二期時代は大同二年四月より康德元年三月に至る期間で、整備第一期を経た國軍は軍本來の實力養成を圖ると共に適當なる改編を行つて封建的殘滓を清算し、又既設軍事機關を本實し新機關を設置して次の段階に進むべき基礎を完成した重大なる時代であつた。

整軍時代は康德元年三月以降であるが國內一般の情勢としては行政諸制度の整備、兵匪の激滅によりて庶民其の途に安んじ王道政治の實績益々顯著となり、皇帝登極により全軍は皇帝親率の下に國防の重責に任ずる自覺を深くした。

翻つて本省地方を見るに本省の地は第五軍管區に屬し其の本據を承德に置くものであるが、便宜軍管區を通じ總括的に概説を試みるであらう。

(一) 沿革

建國前黑龍江省平定の爲現侍從武官長たる張海鵬將軍が收編せるもので滿洲國の建國成るや張將軍之を（當時約一萬七千）率ゐて洮遼警備軍となり、洮南に位置して四洮、洮昂沿線の警備に任じた。越えて大同二年二月熱河作戰か行はるゝや張將軍は自ら討熱作戰軍前敵總司令官として、從來の洮遼軍及暫編軍（總兵力約四萬二千）を統率して盟邦日本軍と策應、懸軍長熱河省内に進軍して同年五月概ね平定するに伴ひ暫編軍の大部を解散して熱河省警備軍を編成し省内各主要地に配駐して治安の維持に任じたのである。

爾來幾多の整備改善と討匪諸工作に努めた結果、省内の治安肅正は漸次確立の域に達し大同三年末行政改革に伴ひ警備區域を行政區劃と一致せしむる爲、康德元年七月一日第五軍管區と改稱し熱河省を承德警備地區とし本省を錦州警備地區として現地に至つたのである。

(二) 警備軍の現況

本軍は元來黑龍江方面の歸順匪を以て收編した軍隊で、當初は戰鬪能力及軍隊の素質は極めて不良で大なる期待を懸けられないものがあつたが、建軍以來銳意軍心の刷新、編成裝備の改善等に力めた爲現下に於ては其軍容を一新し將兵共に新軍意識に燃え、滿洲國西邊の護りとして内外に其武威を博して居る。

第二節 警務行政

第一項 警務機構

全國警察行政に就いては七月一日行政改革に伴ひ官制上中央治安部大臣之を掌理し治安部警務司に於て管掌し、地方に

於ては各省公署に警務廳を置き夫々省内の警務を管掌す。

而して本省に於ても省公署に警務廳を置き省内警察機關を統轄し、省城に錦州警察廳を、省内各縣に警察署を配置し省内治安の維持に任ぜしめてゐる。

1、省公署警務廳

警務廳は省下警察事務を統轄し警務、保安、特務、司法の四科及督察室を置き、各科は之を二股乃至三股に分ちて夫々主管事務を辦理す。

2、錦州警察廳

錦州警察廳は康德二年十月一日の新設に係り、元錦縣城內警察署の管轄たりし、第九區全部を其の管轄區域とす。廳長を薦任官とし市内に警務、保安、特務、司法の四科を置き、警務科長には日系警正を充當す。管下には警察署を設くることなく警察官廳として直接警察權行使に當り管下に派出所二十四を設置す。

康德四年度警察廳定員日系三三名、滿系一二〇名、計二五三名を配置す。

3、縣公署警務局

各縣公署に警務局を置き局長は警正を以て之に任じ縣內警察事務を總轄し、縣長の命を受け、部下警察職員を指揮監督し、警察局務を執行す。各縣警務局には警務、特務、司法の三股（錦縣には外に保安股あり）を置き股長は警佐級を以て之に當て各數名の雇員を配して事務を分擔す。

警務局の隸下に各縣地域の廣狹、經濟關係、人戸の粗密、其の他事情を考慮し五乃至十二の警察署を設け、更に樞要地點に分駐所を設置し管内警察行政を執行せしむ。

4、錦州地方警察學校

康德二年七月三十日勅令第七六號地方警察學校官制を以て設立したるものにして、校長は警察廳長之を兼務し、省長管理の下に警察官吏に必要な教養訓練を行ふ。

同校に高等科（期間五ヶ月）、普通科（期間三ヶ月）、講習科（期間一ヶ月）の三科を置き、高等科は警長以上の幹部教育、普通科は警士の教養、講習科は特殊教育とし夫々適應せる教育を行ふ。

第二項 警察行政一般

本省は康德元年十二月一日地方制度の改革實施に當り舊奉天省管下遼西地區の十縣及舊熱河省管下朝陽、阜新の二縣を併合して新設せられたるが、遼西地區は事變後日滿軍警の肅正工作と官民協力の宣撫工作宜しきを得たる結果、逸早く秩序恢復し爾來治安の維持比較的良好なりし爲め人民安居樂業し、又古來より支那文明東流の要路に在りたるを以て文明の程度比較的發達し居りたる關係上、建國以來諸政着々進捗しつゝありと雖も朝陽、阜新的二縣は地勢、交通上常に匪の賦横行盤踞に利用せられ治安容易に安定の域に達せず、其の他熱河、興安兩省に接續する各縣も屢々越境襲來する匪賊の脅威を受けること尠からざる状態なると、尙省内東西に縦貫する奉山鐵路は北支に通じ、又南支の諸州とは渤海を挟みて一衣帶水の間に在り、陸海交通上國際的要衝の地位を占むるに鑑み、内は警察機構の充實鞏化、外は警察行政の改善刷新を圖り以て我國是たる五族協和、王道樂土の建設に貢獻し、併せて治外法權の撤廢に備へんことを期してゐる。

一、警察一般

當省開設以來警務に關して舊奉天省公署警務廳の方針を其儘踏襲し、康德二年度以降に於ては更に之を強調し其の實現に努めたが其の要項を拔萃すれば左の如し。

一、警察定員概定標準の指示

客年三月警察隊の國軍移管後に於ては専ら行政警察の充實鞏化に努め、各縣治安の情況に應じ夫々必要なる地點に警察署乃至分駐所の増設を圖り、一面特別追邀班の編成、或は警察官動員計畫等を樹立し平素に於ける訓練を勵行せしめ以て治安の確立を畫り、又一面各縣治安、財政、面積、人口其の他事情を考慮し必要且適切なる警察定員の概定標準を指示し極力之が實現に努め、以て警察行政の全面的浸透を期す。

各縣豫算定員（滿系警察官）（康、四、三、二〇調）

廳・縣	警正	警佐	巡官	警長	警士	計	摘	要
錦縣		八	三〇	八六	四〇六	五三〇		
北鎮		九	二〇	五三	三〇〇	三八二		
黑山		七	二八	七七	四四〇	五五二		
台安		六	二一	三九	二三四	三〇〇		
盤山		九	一七	四六	二五八	三三〇		
綏中		九	三〇	六三	二九八	四〇〇		
興城		九	一五	四一	二六〇	三二五		
錦西		一〇	二二	四六	二二四	三〇二		
義縣		九	二四	六八	四一八	六一九		
朝陽		一三	三〇	八一	五八三	七〇七		
阜新		一〇	二五	四七	三二〇	四〇二		
彰武		八	一八	二七	二六六	三一九		

計

一〇七

二八〇

六七四

四、〇〇七

五、〇六八

備考 本表には訓練所、教官、助教を包含し訓練生を含まず

省縣警察官定員及現員階級別人員調査表（満系）（康徳四年四月三日現在）

縣名	署數	分駐所數	警察官定員、現員階級別				内譯計
			警正	警佐	巡官	警長	警士
錦縣	八	九	一	一	八	八	三〇
北鎮縣	七	三〇	一	一	九	八	二九
黑山縣	六	四	一	一	七	八	二八
台安縣	五	三	一	一	六	七	二七
盤山縣	八	六	一	一	八	五	二九
綏中縣	七	三	一	一	九	八	二八
興城縣	八	二〇	一	一	九	八	二九
錦西縣	八	一〇	一	一	九	八	二九
義縣	八	五	一	一	九	八	二八
朝陽縣	一三	五九	一	一	一〇	八	二九
阜新縣	九	二	一	一	八	五	二七
合計	九四	三六五	一三	一三	一三三	一〇五	三〇〇

本定員は四月三十日とす

彰武縣	七	三	一	一	八	八	二八
錦州警察廳	九四	三六五	一三	一三	一三三	一〇五	三〇〇
合計	一〇一	三六八	一四	一四	一四一	一一三	三二八

本定員は四月三十日とす

二、警察費豫算編成要項の指示

由來警察議員は兎もすれば財政經理に付無關心なるの弊風ありて運營の適切を缺き、延いては警察企畫の統制を紊すことなしとせざる状態たるに鑑み、警察費豫算編成要領を指示し以て警察經理の任に應すべき警察幹部の經理智識の涵養に努め經理運營の萬全を期してゐる。

三、警察區劃の合理化

警察定員概定標準の指示と相俟つて警察署派出所の偏倚的配置を適正し、一街村、一署所設置を促進し以て警察署所の普遍的配置を實現し警察區劃の適正を期してゐる。

四、日系警察官の警察署配置

省下各縣に於ける警察署の状態は整備未だ完全の域に達せず、警察活動上甚だ遺憾に堪へざるものあるを以て康徳四年度に於ては専ら警察署充實強化に力點を傾注し、以て警察署をして警察活動の根點たらしむべく日系警察官配置暫行標準を指示し、從來に於ける日系警察官の警務局配置を最少限度に止め他を警察署に増配し、更に日系警察官の配置し能はざる警察署に對して日系に代るべき満系優秀幹部を配置した。

康徳四年度日系警察官配置暫行標準

一、治安上より観たる配當
管内十二縣の治安状態を甲、乙、丙に區分し滿系に對する日系の比甲三十名に一名、乙二十五名に一名、丙二十名に一名とす。

二、警務局、警察署の配置より観たる配當
警務局に首席及巡官以上二名乃至三名、警長二名、警士一名を配置し警察署には最少限度約半數は巡官以上を半數は警長を配置す。

三、前二項より綜合考察し更に地方の状態を考慮し次の標準の通り配當す。

日系警察官吏配置暫行定員表 (康徳四年度)

縣別	警察		階級別	警正	警佐	巡官	警長	警士	計	摘要
	署數	四年度豫算定員								
錦縣	八	五〇〇	警察署局	—	二	四一	八三	二	二八	二〇
北鎮	七	三二	警察署局	—	二	三二	五二	—	九六	一五
黑山	六	五三	警察署局	—	二	二三	六二	—	九七	一六
台安	五	三〇〇	警察署局	—	—	二二	六二	—	七六	一三
盤山	八	三〇〇	警察署局	—	—	三二	六二	—	九六	一五

綏中	七	四〇〇	警察署局	—	二	二二	五二	—	七八	一五
興城	八	三三	警察署局	—	二	三二	四二	—	八六	一四
錦西	八	三二	警察署局	—	二	三二	四二	—	八六	一四
義縣	八	五九	警察署局	—	二	三二	五二	—	九六	一五
朝陽	二	七七	警察署局	—	二	五二	一八四	—	二四〇	三四
阜新	五	四〇	警察署局	—	二	三二	一〇二	—	一四七	二二
彰武	七	三九	警察署局	—	—	三二	七二	—	一〇六	一六
計	八	五〇六	警察署局	—	二	二二	八三	—	二八	二〇

- 備考
- 一、綏中縣山海關警察署には舊山海關國境警察隊日系あるを以て本定員決定に考慮す
 - 二、盤山、興城、錦西の各縣は今後一、二署の廢合可能と認め本定員決定に考慮す
 - 三、朝陽縣は凌南縣一部の接收に依り一乃至二署増設の必要を認め本定員決定に考慮す
 - 四、阜新縣は將來九署となるを見越し配置しあり
 - 五、四年度豫算定員欄は滿系とし訓練所教官助教を含む
 - 六、本定員(日滿系)は山海關國境警察隊改組に依り移管さるべき人員を含ます

五、警察官の待遇改善

各縣財政の許す限り逐年改善の度を加ふる結果、當省に於ける警士平均俸に於て二年度一〇・五圓、三年度一〇・七圓、四年度一一・〇五圓、警長に於て二年度一四・八〇圓、三年度一五・一二圓、四年度一五・四六圓、巡官二年度二五・三三圓、三年度二・二〇圓、四年度二七・六九圓、警佐二年度四七・二〇圓、三年度四八・一七圓、四年度四八・八三圓の改善を見つゝあり、更に本年度に於て特別手当或は旅費、賞與等の合理化に努め尙客年度警察官待遇改善五箇年計畫を樹立し警長最低二〇圓、警士最低一五圓を目標し之が可速度の實現に努めてゐる。

六、警備電話の整備擴充

本省下に於ける警備電話は從來極めて不完全にして警務連絡、治安維持上不便尠からざる状態なりしを以て客年度鋭意之が整備充實に努めたる結果、客年度中に新設せる延長杆は實に四、五〇〇杆に達し、省下全延長數の過半に相當する進捗を示してゐる。猶同年中に中央治安維持會に要請し阜新、彰武、北鎮各間の直通電話の架設を見、今や省下通信網は舊來に比し實に隔世的擴充の域に達してゐる。

更に本年度に於ける新設豫定は約二、〇〇〇杆にして他に錦州、溝帮子、北鎮、盤山各間に對し中央治安維持會より架設する等に依り一段の整備充實に努めてゐる。

● 康德四年度警察官教養計畫

治外法權撤廢に伴ふ準備教育計畫は本年十一月宿舍一棟（收容力百十名）の新築を了し之と同時に一教室を増加し現在三教室を有し此の最大限收容力百七十名である。

故に康德四年中には省下を擧げて警察教育を受けざる警察官の絶無を期し、特に本計畫は幹部級たる警長、巡官、警佐の普通教育程度及警察教育の有無を細密に調査し左の區分により徹底的教養をなさんとす。

一、未教育幹部數及期間

幹部總數一千二百三名（康德三年十月末）其の内警察教育を受けざる者總員の三分の一、即ち四百十四名之を學歷及成績程度に依り

短期三箇月（中學初級卒業以上のもの及小學高級卒業の優秀なるもの）

長期四箇月（小學高級卒業以下のもの）

に區分教養す。

二、入校選定の方法

未教育者四百十四名（内無學者十六名を除く）を全部教育す。

- (1) 第三期高等科生百名は中學初級卒業の警佐一九名、巡官三十九名及警長六十九名中より四十二名を選抜す。
- (2) 第四期高等科生甲組五十名は中學初級卒業以上の警長にして、第三期の選に洩れたる二十七名及小學高級卒業以下の警佐巡官警長中より優秀者二十三名を拔擢し以て一教室を編成す。

- (3) 第三期乙組七十名は小學高級卒業以下の警長級より拔擢す。

- (4) 第五期高等科生百二十名は小學高級卒業以下の警佐巡官全員及警長を以て之に充つ。

以上に依る教養人員總計三百四十名にして收容力の最大限とし、殘餘の七十四名（内十六名の無學を除く）は成し得る限り講習生として入校せしむるものとす。

三、教養種別

康德四年度は未教育幹部の教養に全力を注ぐ關係上既教育幹部の教育は教室に餘裕なく従つて實施不能である。

初等科は未教育幹部の養成とす。

普通科は錦州警察廳増員六十名、補充要員三十名、山海關國境警察要員十九名、錦縣要員百十一名、計二百二十名を教養す。

講習科は保安（衛生を含む）及日系特別講習とし各一箇月宛二回人員百名を教養す。

特務、司法の講習は教室の關係上本年度は學校に於て行はず専ら警務廳の短期講習に委す。

四、所要經濟は九千八百二十圓にして、康徳三年度教養人員四百八名學生津貼三千八百六十圓、康徳四年度は未教育幹部の徹底的教育並に錦州警察廳の増員の關係上六百六十名を教養するものにして、前年に比し二百五十四名の増加となり、従つて學生津貼も五千九百六十圓の増額を要するを以て之れが配當を要請したのである。

警察教育を受けざる幹部教育程度調（康徳三年十月末）

階級別	學別	警佐	巡官	警長	計	備考		
		大學卒業	高等學校卒業	中學高級卒業			中學初級卒業	小學高級卒業
		三	一	—	四	總員一千二百三名に對し約三分の一の未教育者とす		
		—	—	—	一			
		—	一	四	六			
		一五	三六	六五	一六六			
		一八	五〇	一〇〇	一六八			
		五	一三	六	八七			
		五	二	九	一六			
		三	一	二三	一六			
		五〇	一〇五	二五九	四四四			
		警佐現員百四十四名の約三分の一弱	巡官現員三百四十六名の約三分の一強	警長七百十三名の約三分の一弱				

警察教育を受けざる警佐教育程度調（康徳三年十月三十日）

縣名	學校別	大學	高等學校	中學高	中學初	小學高	小學初	私塾	無學	計
		卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業
錦	鎮	一								一
北	山	三								三
黑	安									
台	山									
盤	中									
綏	城									
興	西									
錦	陽									
義	新									
朝	武									
阜	察									
彰	廳									
錦	警									
州	察									
計	計	五〇	一	五	五	三	二	二	三	五〇

備考 一、簡易師範、縣師範、縣農學校、商業學校卒業は初級中學の欄に計上す
二、師範五年卒業は高級中學卒業の欄に計上す

縣名	學校別	大學	高等學校	中等高級 (三年)卒業	中學初級 (三年)卒業	小學高級 (三年)卒業	小學初級 (四年)卒業	私塾	無學	計
錦北	鎮				二	五				七
黑山	鎮				三	四	一			〇
臺安	鎮			一	四	一	三			七
盤山	鎮				二	二				四
綏中	鎮				三	七	四			四
興城	鎮				三	六		一		〇
錦西	鎮				二	六		一		九
義縣	鎮				一	四				六
朝陽	鎮				九	六	二			一
阜新	鎮				一	四	一			九
彰武	鎮				五	三	二			〇
錦州警察廳	廳									
山海關國境警	警									
計		一	一	一	三六	五〇	一三	二	一	一〇五

備考
一、簡易師範、縣師範、縣農學校、商業學校卒業は初級中學卒業の欄に計上す
二、師範五年卒業は高級中學卒業の欄に計記す

(康熙三年十月三十日)

[illegible]

備考 一、簡易師範、縣師範、縣農學校、商業學校卒業は初級中學卒業の欄に計上す
二、師範五年卒業は高級中學卒業の欄に計記す

康
德
四
年
度
教
養
計
畫
表

(錦州地方警察學校)

三々々

科 習 講	保 安 講 習	自七月三十一日 至八月三十一日	一ヶ月	五〇	二五〇・〇〇	各縣四名乃至五名宛
計	日 系 特 別 講 習	自八月三十一日 至八月三十一日	一ヶ月	五〇	二五〇・〇〇	各縣三名乃至四名宛
合 計				六六〇	九、八二〇・〇〇	

警察教育を受けざる幹部級入校割當表

縣 別	學 校 名	入 校 割 當 表				
		警察教育を受けざる者	高等科第三期	同第四期甲組	同第四期乙組	同第五期
錦 西	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官
北 鎮	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官
黑 山	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官
臺 安	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官
盤 山	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官
綏 中	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官
興 城	鎮 山	警 佐	巡 官	警 長	計	警 佐
		巡 官	警 長	計	警 佐	巡 官

括弧内は無學とす

第三項 保安警察

從來保安警察なるものに就ては何等顧られざる状態なりしも建國以來諸設備の整頓するに伴ひ、民衆の康寧福利に寄與すべき保安警察も漸次重要視せらるゝに至り、外部機關との連絡を保ち警察行政の確立に努め、民衆に對する法令の執行に當つては其民度と地方の實情とを考慮に入れ新政施行上民衆の生活に急激なる變化を與ふるを避け、徐々に警察本來の目的を達成する方針の下に關係法令の整備に努め、一面之れが施行に當るべき係員の研究向上を促し以て來るべき治外法權撤廢に適應すべきことを目標に歩を進めてゐる。今之を概説すれば

(1) 法令の研究整備

從來各種の法令ありたるも其實際に適用され居たるもの少く、依つて先づ其の不便を補ひ執務上の指針となすべく保安衛生に關する書類の取扱方より、或は警察取締營業及其他事項取扱心得を作成し更に新法の制定を見る迄、暫行古物商取締心得、暫行質屋取締心得或は暫行建築取締心得、妓館、妓女取締に關する件等を訓令して執務の便を圖り、又康德二年中從來質屋の利息の高かりしを悉く月二分五厘に、流失期間を十八箇月に一定し以て庶民貧窮者の便益を圖り超えて新法發布の今日猶之れを持續してゐる。

(2) 新法令の制定

乗用馬車取締規則、營業取締規則施行細則、自動車取締規則施行細則、自動車運轉免許並就業免許試験規程等の省令を、又警察廳令としては雜業取締規則の制定を見た。猶目下自轉車取締規則、荷車取締を立案其筋に認可申請中である。

(3) 保安警察講習

昨年六月中二十日間に亘り一般警察に關する日系警長、警士の講習ありたるを以て鋭意保安警察の注入に努め、更に康德二年中二回、康德三年中二回に亘り滿系警察官の講習を實施し其研究向上を圖り相當の實績を挙げつゝあるを認め得る所なるも、更に本年は治外法權撤廢を目標に控へたるを以て一層の研究を進むべく計畫中である。

(4) 昨年一月民政部令を以て營業取締規則制定せられたるに就ては直ちに其施行細則及之に伴ふ訓令を出して許可營業の範圍を明確にし從來の營業者に對する許可證の書替を了し、爾來其取扱に付ては凡ゆる機會に指導徹底に努め一面營業者の指導助長と一般公衆の安全なる利用に資する爲め營業臨檢を勵行し、警察官吏の教養と相俟つて漸次向上の途を辿つてゐる。

(5) 警察取締營業者に對する教養

昨年八月より十月に亘り省下全般に警察取締營業者各縣警務局或は警察署に召集し各業態に適應する法令の要求する遵守事項を教養し、以て其發達助長を促し圓滿なる保安警察執行の一助となしつゝあり、更に本年も現に各縣に於て實施し相當の好結果を挙げつゝあるものと認められてゐる。

(6) 消防施設

從來の保安警察の狀態と滿式家屋の構造上火災の勢かりし關係より何等發達せざりし消防施設も漸次地方の發展に伴ひ其必要を痛感さるゝに至り、之が施設に關し研究中錦州警察廳に於ては從來の保甲消防組を本年一月一日より省地方費に繰入れ、公設消防と爲し自動車、ポンプの購入、其他の施設等內容の充實を急いでゐる。其他滿炭の發展地阜新縣に於ても五月二十日日滿合作の百二十五名より成る消防組が成立し漸次之が發展の機運に向つてゐる。

(7) 乞食浮浪者の取締

社會の複雑化に伴ひ之等のもの安寧警察上看過し得られざる重要事なるを以て、客年十二月主として錦州市街に於て實施したる處相當の成績を挙げ、内二十七名を錦縣同善堂に收容したるが斯種のものに對しては將來引續き實行の見込である。

(8) 密賣淫者取締

風俗及衛生上の見地より省下錦州市街外主要縣に於て密賣淫者の一齊取締を爲し、風俗の淨化に努めたるが相當の成果を得たるを以て之亦引續き實施の見込である。

(9) 興行場の火災豫防に就て

興行場は營業取締規則中に定められある同法發布前のものにして規則に適合せざるものある矢先、本年二月安東に於ける火災の實狀に鑑み既許可のものに對しては檢討を加ふるの外、新に許可を爲さんとするものに對して相當改善を加

ふる様三月十二日省下に訓令を發し目下各縣共之に基き實施中である。

(10) 保安警察機構の改善

省下五縣を除く錦西、阜新、北鎮、黑山、彰武、盤山、臺安の各縣には保安股の設置なき有様なるが之等の各地方共満炭或は壺盧島等、其他之等に伴ふて發展する各地の狀況とは到底永く現状を持續し得らるゝものにあらず、故に目下改善方に關し慫慂し又研究中なるがこの外、日系警察官を配置し以て法令普及の徹底乃至事務の圓滿遂行を企圖進行中である。

(11) 自動車取締規則の實施狀況

康德三年一月自動車取締規則の施行後省下全體の車輛検査を實施するの外、車庫の設置其他規則に基き取締を實施しつつあり、更に昨年五回及本年一回の自動車運轉免許試験を行ひ計六六名の運轉免許を與へ、更に本年も無免許運轉者の絶無を期する爲め引續き試験を施行し圓滿なる規則の執行と保安上の目的遂行に努力してゐる。

(12) 自動車運輸業者

省内に路線に依る乗合自動車營業者四名、國營路線三箇所、合計五三三軒に達し各相當の成績を擧げて居る。猶此の外建國以前より二三の縣内に於て地方交通業に貢獻せる者、又は無許可貨物自動車營業者等あり、之等に對しては治廢の關係もあり日本警察機關と協力之が整理に努めて居る。

(13) 交通訓練の狀況

省公署所在地たる錦州市街に於ては都市の發展に伴ひ日日交通量増加しつつあり、依て毎月十五日より三日間を交通安全デーとし民衆の訓練に努めつつあるの外、其他の縣署所在地に於ても之に倣ひ實施し居り之が宣傳訓練は街頭に於て直接實施する外、各學校兒童に講話注入し又は興行場に於て爲す等凡ゆる機會を利用して實施し相當の成果を收めて居る。

第四項 司法警察

省内の司法機關は奉天高等法院同檢察廳及熱河高等法院同檢察廳管下（阜新、朝陽二縣のみ）なりしところ客年七月一日司法機構改正に伴ひ錦州高等法院同檢察廳設置せられ、其の下に錦州地方法院、同檢察廳、同上義縣分庭（處）錦、義縣區法院、同檢察廳の設置を見たが本年は更に他の各縣を整備せらるることとなり居り、逐年整備の一途を辿りつつあり又一面刑法、刑事訴訟法、司法警察、職務規範等の法令の外司法警察事處理規程の制定せらるゝありて、漸次司法警察事務の處理方針確定統一せらるゝに至りたるも、現下の警察官は警察知識頗る幼稚にして素質亦良好ならざる爲制度の刷新に併行し成績を擧揚し得ざるを遺憾とするところにして、將來之が指導教養には尙格段の努力を要するところである。

(1) 司法警察指導狀況

各廳縣警察官は經驗に乏しく司法事務の圓滑なる執行を期待し得ざるものありて、從來地方警察學校に於て年々幹部教育を施す一面更に司法事務擔任者に特別短期講習を施し、之が向上に努力し來り其の素質は年々向上を見つつあるところなるが、尙本年度に於ては四月中に指紋短期講習を既に終了し更に近く寫眞講習、八月中には司法刑事講習會を開催すべく目下準備中である。

(2) 犯罪狀況

管内の犯罪狀況は別表の通りにして康德二年度、同三年度を通じ窃盜罪、強竊盜罪其の首位を占め、而も其の檢舉成績頗る不良である。而して兩年度を比較するに康德三年度は二年度に比し犯罪發生檢舉は何れも増加し居るところなるが其の原因は警察網の整備と民衆に警察信倚の念を生じたる爲にして喜ぶべき現豫である。然れ共住民は永年の虐政に

馴れ官憲頼るに足らずとの思想濃厚にして自己の牆壁を高くし自衛するの個人主義發達せる爲、尙未だ目覺めず犯罪に罹り、或は認知すると雖も其の報復を怖れて申告を怠る尙相當多數あり、之等頑迷なる民衆を啓發し、又彼等に犯罪豫防思想の普及を要するを痛感するところにして其の方策に關し考究中である。

(3) 犯罪處理狀況

犯罪事件の處理に關しては舊時代の方法を其儘踏襲し遺憾の點ありしが逐次日系警察官の配置増員に伴ひ着々刷新改善せられ、殊に本年度より各種新法令の發布があり、犯罪事件の處理も合理的となり一層の進歩を期待してゐる。

(4) 物的施設

物的施設に就ては鋭意改善充實に努めつゝあるも各縣の狀況は急速之を完備する能はざるものあり、之が完璧迄には尙相當の年月を要するものと認む。

1. 刑事鑑識

刑事鑑識施設は未だ極めて幼稚にして現在に於ては之により効果を期待し得ざる實狀にあり、鑑識施設は科學調査上缺くべからざるものなるを以て本年度に於ては先づ豫算の範圍に於て警務廳、錦州警察廳に於ける鑑識用器具の整備を爲すべく準備中にして、將來漸を追ふて完備を期せんとしてゐる。

イ、指紋施設

當省に於ける指紋事務は從來奉天指紋局の管下に屬したるも、康德三年九月二十一日附を以て指紋取扱規程改正せられ錦州指紋官署設置を見たが、爾來原紙の蒐集には充分の努力を傾注しあるも原紙寡少の爲め未だ實效を收むるを得ない。但し本年度に於ては指紋捺捺器を各警察署に設備せしめ、該當者の指紋を洩れなく採取することゝし尙現場指紋採取器を各縣毎に設備し鑑識事務の向上を企圖しつゝあり、本制度の圓滑なる運用を期し、本年四月中

各縣幹部級三〇名の教養を爲したのである。

ロ、寫眞施設

指紋と並行し現場寫眞、被疑者寫眞の撮影を必要とするを以て大體各縣共寫眞の設付けを了しあり、近く寫眞保存規程施行と同時に講習會を開催し之が萬全を期すべく目下準備中である。

2. 留置場の設備狀況

留置場は省下各縣警務局、警察署及錦州警察廳等一〇七箇所あり、留置場は殆んど設備しあるも内極少數の十六箇所は設備なく犯人は直接警務局に送致し居る實情にして、又設備しあるも構造極めて粗雜にして其の形を爲すに過ぎざるもの相當あり、犯人逃走等の事故防止上將又衛生的見地よりして之が整備の萬全を期し、豫て之が完備方懸しつゝあるも未だ豫算の都合等に依り充分ならず、本年度に於ては各廳縣共相當額の豫算を計上せしめ、而して本年度留置場の無き警察署の新設、最も不完全なるものゝ應急改修築、治外法權撤廢後を考慮し重要地點の警察に於ける留置の整備を目標とし設備することゝし、實施中にして本年中には大體面目を一新するものと期待してゐる。

犯罪年報 (康德三年十二月末現在)

犯罪之種類	康德三年			康德二年			件數比較	
	犯罪件數	檢舉件數	檢舉人員	犯罪件數	檢舉件數	檢舉人員	增	減
內亂罪								
外患罪								
妨害國交罪								

政 行	罪之違法特別	罪	之
違 警 罰 法 違 反	暫行懲治叛徒法違反 暫行懲治盜匪法違反 阿片法違反 合 計	毀棄損壞罪 贓物罪 恐嚇罪 詐欺及背信罪 侵佔罪 搶奪強盜及海盜罪 竊盜罪 妨害秘密罪 妨害名譽及信用罪 妨害自由罪 遺棄罪 墮胎罪	二 一 七 二 四 七 二 一 二
11101	四 八七六 三三四 一、二六	二、〇一九 二 二 六 二 七 三 四 二	二 一 七 二 四 七 二 一 二
11101	四 四四四 二二三 六八二	二、四二〇 二 二 八 二 三 三 三 三	二 一 七 二 三 三 三 一 二
四〇〇三	四七 八〇三 二七六 一、二五	二、五三三 二 二 二 一 二 二 二 二	六 一 一 二 三 一 一 一
1111四	一 四二四 八三 五〇七	二、二五五 四 三 三 二 二 二 二 二	一 一 一 一 一 一 一 一
1111四	三 一三八 八三 二三三	一、三七七 四 三 二 二 二 二 二 二	一 一 一 一 一 一 一 一
1111五	三四 二七九 九八 四二	二、三八八 七 四 六 二 二 二 二 二	一 一 一 一 一 一 一 一
1111七	三 四五四 一五三 六九	二、七 三 一 一 一 一 一 一 一	二 一 一 一 一 一 一 一
		四六三 二 一 一 一 一 一 一 一	九 一 一 一 一 一 一 一

上				法												刑			
傷	殺	賭	鴉	妨	褻	妨	妨	偽	偽	偽	公	偽	藏	脫	妨	妨	妨	瀆	
害	人	博	片	害	視	害	害	造	造	造	共	證	匿	走	害	害	害	職	
罪	罪	罪	罪	罪	典	婚	風	文	度	貨	危	及	人	罪	秩	選	公	罪	
				農	及	姻	化	書	量	幣	險	誣	及	罪	序	舉	務	罪	
				工	墳	及		印	衡			告	湮		罪	罪	罪	罪	
				商	墓	家		文					滅						
				罪	屍	庭		罪					據						
					體								罪						
					罪														
八三	八五	一七	一五		八	四	二	二	一	四	八	三	二	一	七		九	三	
八三	六七	一六	一五		六	四	三	二	一	四	八	三	二	一	七		一〇	三	
一〇八	一一〇	七二	一八		三	七	八	六	一	四	八	四	四	一	七		二	九	
七八	一〇六	八六	二三		五	四	二	三		五	八	一六	六	六	六		六	二〇	
七八	六四	八六	二三		五	四〇	一一	三		五	六	一六	七	六	六		六	二〇	
一三七	一〇三	四九	二四		一八	七五	一七	三		六	一〇	二	九	〇	八		一〇	三元	
五		五一			三	三	一〇	八	一			七			一		三	二	
	二		五							一									

綏中縣	興城縣	錦西縣	義縣	朝陽縣	阜新縣	彰武縣	山海關縣	合計
三八	一四三	一八九	二〇八	五〇	一三八	二五三	二二五	二、二五
二四	八	九	二四	二	六三	一〇九	一、三七	一、三七
三九	二七一	二九	二九五	二四	二五	二〇四	二、三八	二、三八
六	四	三	五	三	三	二七	五〇七	五〇七
六	三〇	一〇	一三	五	九	五	二二	二二
一三	三七	二〇	一七	五	二	八	四二	四二
二八	九	三八	二	六	一〇	四	一、八四	一、八四
二八	一〇五	九	三	一〇	一三	四	一、八三	一、八三
三八	二八	四	二	一	一	五	二、二七	二、二七
三六	二八	五〇	二八	一四	二七	三三	四、〇六	四、〇六
二八	二	四	一	七	七	一五	二、八四	二、八四
六	三	六	三	四	八	二	四、七六	四、七六

三九〇

第三節 治安狀況と肅清工作

第一項 治安概況

當省に於ける治安は曩に張學良一派の關内放逐以來配下たる湯玉麟、朱霽青は學良の使喚を受け反滿抗日義勇軍を標榜して大匪團を擁し暴威を振ひ、又熱河省境を掛けて大小群の匪賊隨所に蜂起して鼎の湧くが如く治安混沌たるものがあつた。顧るに大同二年熱河聖戰に依り、湯玉麟は潰滅し河北に走り熱河の平定と共に大小群の匪賊亦活動消極的となりて治安稍々小康を見るに至つた。次いで康徳元年十二月新省設立せらるゝに至り、當時老梯子數十の横行するの外省下概ね平穩に經過せるも康徳二年春季に至り、當時北平に逃走中の劉振東舊地盤たる朝陽縣に歸來し爾來蠢動を開始するに至り繁

茂期に於ては益々暴威を逞ふし、中央西北部に跳梁する匪團其の數一千五百餘、又當時樂天林俄かに蜂起し七百餘となり尙中央東南部に孫雨田六〇〇を始め一千餘に及び、省下三千餘の大群隨所に出沒治安著しく紊亂に陥つた。

然るに同年十月に入り勇猛敢斷なる日軍を首班とする滿軍警察隊は之と呼應し眞劍熱烈なる大討伐を開始せらるゝや日夜奮闘力戰遂に劉振東匪三百名の射殺を始め、各匪團は一大打撃を受け潰走した。斯くして年末に至り劉振東は逮捕せられ樂天林、孫雨田は其の消息を絶ち老梯子又劣勢となるに至つた。

斯の如き献身努力の跡を破りて最惡なる匪賊は康徳三年に入り匪勢漸く擡頭の徴を示し、老梯子、周永久、六合の匪團は救國義勇軍を標榜蜂起するに至り、草木繁茂期には實數一千餘名を數へ日滿軍警は之が肅正の爲め寧日なき状態にあつた。

十月に入り秋期治安肅正工作開始せられ大討伐は隨時隨所に行はれ不眠不休、激烈敢斷なる討伐隊の行動は遂に暴虐限り無き匪賊に一大鐵拳を加へ殆んど全滅的打撃を與へた。斯くして年末に至り匪勢昔日の面影なく、凡そ實數四百となり著しく治安回復するに至つた。

第二項 肅清工作

●討伐效果

日滿軍警の献身的不斷の努力は兇惡なる匪賊を踏潰したるも、特に省東南各縣境の凡そ十方里の芦原地帯と省北方各縣の峻烈なる山嶽地帯の肅正は實に難業にして幾多の犠牲を拂ひ、以て左表の如く顯著なる成果を收め省内の靜謐を確保するを得今日に至つた。

年度別	交戦回数	討伐出動回数	匪賊延人員	討伐隊延人員	射殺	逮捕	歸順
康徳二年度	一、三三二	一、九四〇	一五、五五三	四七、三三五	九三	四八一	八三
康徳三年度	一、〇六八	一、三九三	七、九三四	四、五〇九	四九	八八	九七

●民有銃器回収

軍閥多年の弊政は各機關を墮落腐敗せしめ地方警察機關はその本然の任務を果さざるのみならず、社會の寄生蟲の如き觀あり、又所謂土豪劣紳の輩は多數の武器を擁し晝間は生業を装ふも夜間に乘じては土匪の頭目となるものなせしむ、之が爲一般民衆は自己の生命財産は自己に依り防衛するの外なく、凡その方法を講じて武器を購入するに至り民有銃器の省内散在數は實に十數萬挺の夥しき數に上り健國後省内治安紊亂せるも實は民間武器の藏有による處多かつた茲に於て省治安維持會は各縣を督勵し之が武器の調査回収に務め今日に及ぶ。

因に康徳元年（大同三年を含む）同三年末に至る回収銃器數左の通りである。

康徳元年（省内全縣合計）

小銃	一三、二七二挺	小銃彈	四六一、一五〇發
拳銃	七、六八九挺	拳銃彈	八六、四六八發
洋砲	五、一一〇挺	他	三七二、八八四發
輕重機	一二挺		
其他	六、七〇六挺		
計	三二、七九〇挺		九一〇、五〇六發

康徳二年度（省内全縣合計）

小銃	二五、〇七七挺	小銃彈	六八〇、九四二發
拳銃	四、九一〇挺	拳銃彈	五六、五八八發
洋砲	一、八九九挺	他	三二、二二九發
輕重機	一三挺		
其他	四〇七挺		
計	三二、三〇六挺		七六九、七五九發

康徳三年度（省内全縣合計）

小銃	二四、三九七挺	小銃彈	七〇八、一七六發
拳銃	六、八三三挺	拳銃彈	三四、八九〇發
洋砲	二、六四七挺	他	二〇七、九九五發
輕重機	九挺		
其他	一六八挺		
計	三四、〇五四挺		九五一、〇六一發

尙從來引續き宣傳宣撫に依り民間銃器の皆無を期し居るも蒙昧なる住民は自衛の見地より極力銃器彈藥を隱匿し居るもの尠しとせず、相當の數に達する見込なるに付目下戸口調査、其の他機會を利用して極力隱匿銃器の發見索出に努むべく各縣を督勵してゐる。

●火藥取締

從來火藥類の取締はもと財政部所管の硝磺局之を管掌してゐたので警察としては僅かに軍用物輸入護照の發給に止ま

り、危険防止其の他の取締には直接干與する能はず頗る不合理なる制度なりしが、康德二年十一月一日新法令の發布に依り漸く警察本然の状態を現出し取締實行を期待し得るに至つた。

爾來省は硝磺局に於て許可したる火藥取扱各營業者の整理を斷行し、省内には爆竹製造販賣營業者のみ繼續營業を認め他は一切之が整理を了し、又新取締法と同時に火藥統制機關たる滿洲火藥販賣株式會社の創立となり、火藥類の取締は極めて圓滑に徹底を期せらるゝに至つた。然れ共新法の普及徹底に努力したるにも不拘、僻地に於て二、三火藥密造（彈藥）密賣買等の犯罪事實を發見したるを以て嚴重處罰した爲め爾來斯の種犯罪を見ざるに至つた。

管内は滿洲國五箇年計畫に基き康德二年以來俄に炭礦其の他鑛業の開發、鐵道、道路、壺盧島の築港等、鑛業、土木事業の勃興に依り火藥の需用消費量は日を追ひ激増しつゝあり、之が爲滿洲火藥販賣會社に於ては之が需給の圓滑を期する爲目下錦縣に火藥庫を築造しつゝあり、又阜新縣内に於ては阜新、黑山、北票等の炭礦に使用する爆藥を製造する物奉天造兵所の分工場及貯藏所、其の他各地に火藥貯藏所の新設等あり、之等の取締事務は益々多端なるものあり、省に於ては直接係員を現地に派し或は各縣を督勵し法令の徹底及危険防止取締の萬全を期してゐる。

第四節 保甲制度

凡そ國內治安維持の爲めには軍警の充實は當然であるが、更に一般民衆の自衛に基く援助を得るに非ざれば到底其の全きを得る事は不可能である。殊に滿洲舊軍閥下に於ては施政行はれず、治安紊れ民衆自體が進んで自警自衛の途を講ずるに非ざれば、安住する能はざる狀況にあつた爲め、必然的に自衛團の發達を見保甲制度なるものが生じたのである。然るに之等は官憲の威令行はれざると匪賊横行の爲め概ね形式化し、職業化して地方民より税金を徴收し殊に事變當時の混亂に乗じて統制紊れ、地方住民の自治、自衛機關たるの任務は忘却せられ保甲制は全く地を拂ふの狀態であつた。茲に於て

大同二年四月教令第二十六號を以て暫行保甲條令及暫行保甲條令施行準則、次いで同年十二月教令第九十六號を以て暫行保甲法を公布し、民政部令第二號を以て暫行保甲施行細則を定め、更に大同三年民政部訓令第九十五號を以て之が實施に關する訓令を發したのである。保甲條令、保甲法共に舊慣を參酌し保甲の制を設け、隣保友愛を以て相倚り地方安寧を保持すると共に、不良保衛團の淘汰整備を行ひ自衛團、商團、保衛團等は之を徹底的に革正し新なる保甲制度に基く純然たる義勇奉公の自衛團たらしめん事を企圖したのである。

一、今暫行保甲法の大要を述べれば左の如し

(1) 本法の施行せらるゝは當分の間人口極度に稀薄なる興安各省を除く地域（保甲法附則第二項）とし、奉天市、哈爾濱特別市の如く省、區長官に於ては治安の狀況に依り本法の施行を要せずと認めらるゝ地方は民政部大臣の認可を得て施行せざることを得（保甲法第二十三條）として保甲制度が必しも永久的施設たるを要せず、國民の政治思想の發達、警察制度の充實改善と共に將來は斯かる制度の不必要なる時期の來るべきことを豫想して居るのである。

(2) 保甲制度は本件従前の比閭、隣里、保甲等の制に則り先づ戸に基礎を置く牌を最小單位とし凡そ十戸を以て編成し村又は之に準ずるもの（鎮又は郷の如き）の區域内の牌を以て甲を編成し、一警察署管内の甲を以て保を編成するものとし、例外として市街地に於ける甲のみは凡そ十牌を以て編成せしむることとし、尙地理上、交通上其の他特別の事情に依り縣長又は警察廳長は一警察署管内を二保以上に分つことを得る事とした。又保及び甲には住民の緊急の危害を警戒、防禦するため其の居住地の壯丁を編成して自衛團を組織することとした。

(3) 各保甲及牌には各長を置き警察署長の指揮監督を受けて盜匪の警防に努め褒賞、救恤、自衛團の事務監督、經費の徴收、戸口調査及銃器取締に就き警察官吏の補助等の事項を掌らしめ、其等の任務遂行の爲め保及甲に於ては夫々規約を設け此の規約遂行の爲め褒賞並に五圓以下の過怠金の規定を設け、更に住民を教誡して同様犯罪事件の發生を防

止する爲め牌を單位とし牌内の住民にして内亂罪、外患罪、銃砲取締違反その他直接治安に重大なる關係を有する罪を犯したるものあるときは其の牌内各家長に對し、警察署長に於て各々二圓以下の懲罰金を課し得る連坐責任制度を採る事とした。

(4) 従前の自衛機關が職業化し、役員及團長が多額の俸給を受け益々地方民を窺乏せしむるの結果を招來し、自衛機關本來の使命を没却し傭兵に類する自衛團の發生も尠からざりしに鑑み、保甲法實施に當つては其に要する費用を最小限に縮限し、一般民衆の負擔を軽減せんとして保甲牌の役員及自衛團は全部其の土地の住民を以てし、事務費其の他警備出動の際に於ける現物給與等に要する費用等已むを得ざるものは此の制度に依つて利益を享受すべき各家長の負擔とし、所有土地其の他の資産に應じ公平に分擔せしむる事とした。

(5) 斯くの如く保甲制度は警察と共に國內に於ける基本的警備組織にして、國家社會機能を構成し將來に於ては行政經濟の自治的共同體を作成せんとするものである。即ち中央政府は曩に文化程度及地域の輕重に對應し年度を逐ひて全滿各縣に保甲制度を確立すべき大方針を樹立し、康徳二年度に於ては先づ全國に五十縣を指定し、康徳二年度に五十縣を指定し事務指導官を置き特別指導豫算を配分し、茲に保甲制度の充實確立を企圖しつつあるも畢竟是に所以す本省に於ても深く之に思を致し舉省一體之が完成に邁進して居る。

而して保甲工作の進捗に従ひ暫行保甲法にも亦多少改善を加ふべき點を生ずるに至つた、政府に於ては康徳二年度に一村一保主義、街村制と保甲制の融合一致、自衛團の年齢制限等の躍進的改革方針を樹立し本省に於ても亦之に従ひ省の實情に即應せる工作方針要領を樹立し以て制度の確立を期してゐる。

二、康徳三年度に於ける本省の運用方針を述べれば左の如し

(1) 街村制と保甲制との調整

急激なる制度上の改變を避け段階的に漸次兩者の合體を圖り其の過渡期に於ける調整の基本要綱を概ね左の如くす

(一) 街村制を本體とし漸次之に甲を吸收せしむ

(二) 現行保甲制度に於て其の主管する地方行政事務は街村をして之を行はしむると共に保甲は街村の行政事務を補助す

(三) 街村長は保甲法の實行に關し警務機關を補佐す

(四) 街村と保甲は其の組織に於て地域的、人的に一致せしむ

(五) 保甲經費は街村費として一括徴收す

(2) 一街村一保主義に導くこと

保甲制の眞髓たる隣保友愛に對する社會觀念に適應する點より考慮し、尙一面本省は人家稠密なる關係上從來の一區一保主義にては甲に屬する牌數多きに過ぎ趣旨の徹底上支障尠なからざるに付兩者間に中間機關を設くることゝす

(3) 自衛團の整備

(一) 自衛團は實質的有給制を速に廢止し義務制を徹底し且つ常備制より交代制、散在制に導き其の所持銃器の回收を意圖す

(二) 自衛團の年齢を二十歳以上二十五歳以下に制限し自衛團をして單なる警察補助機關たるのみならず、青年の政治的、社會的、經濟的教育機關への轉向を意圖す

(4) 保甲經費

村費、保甲費、自衛團費、農會費等各別の名目を以て徴收するを避けしめ地方經費の收支を統一合理化する爲め保工費は街村費に一括徴收し、弾力性ある實情に即した方法を以て當り實質的な負擔の平衡輕減を念としてゐる。

(5) 賞罰

本制度確立上賞罰共に勵にし以て恩威併行し殊に救恤制度の確立を緊急事とす

(6) 以上の方針要領に基き之が實施に當り特に注意を拂へる事項左の如し

- (一) 縣長參事官を中心とし協力一致工作に當りたること
 - (二) 形態の整備に提はれず實質内容の充實に意を用ひたること
 - (三) 實態の精査に努め現地指導に重點を置きたること
 - (四) 保甲制度の目的精神の普及徹底を計りたること
 - (五) 街村制と保甲制の統一融合上兩者役員の人的一致及街村公所は保辦公處との事務所の一致を計りたること
 - (六) 自衛團の年齢制限實施に付考慮したること
 - (七) 模範保甲の設定をなしたること
 - (八) 自衛團銃器彈藥の取締を勵行したること
 - (九) 保甲牌長を督勵し民間散在銃器彈藥の回收に努めたること
 - (十) 保甲牌長を督勵し戸口調査の稠密を期したること
 - (十一) 自衛團所持の拳銃は最大限の回收を期したること
 - (十二) 保甲豫算編成に付注意せしこと
 - (十三) 特別工作費の有効適切なる運用を計りたること
- 康徳三年度末に於ける本省保甲制度實施狀況及保甲費左表の如し

康徳三年度保甲費參考表

(錦州省)

縣別	項目	街村豫算額												保甲豫算額												街村費に對する保甲費割合	縣轉戶數	總面積	耕地面積	耕地一天一地之街村費負擔	耕地一天一地之保甲費負擔	保甲費の負擔額	保甲費の負擔額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年									一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年	一箇年

摘要 朝陽は九月より十二月に至る四箇月間のもの

康德三年度保甲制度實施狀況

四〇〇

(錦州省)

項 目 縣 別	保甲數				自衛團				團衛				討匪狀況			
	警察				團				團				我			
	牌				數				數				傷			
	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
錦州	一四二〇	五五	五	一	四四〇	四四一五	四四九	二二	四四九	四四九	四四九	四四九	一	三		
錦縣	五七七八	四四〇	六四	八	四四〇	一一三六〇	一一三六〇	一一三六〇	三六六	一一三六〇	一一三六〇	一一三六〇	一	三		
義縣	六四二	三五五	四三	八	三五五	一六六五	三八〇	三八〇	六五〇	三八〇	三八〇	三八〇	一	二		
錦西縣	四三三	三八〇	三一	八	三八〇	八五六	八五六	八五六	五〇〇	八五六	八五六	八五六	一	一		
興城縣	三八五六	三七〇	三一	二	三七〇	八〇一八	八〇一八	八〇一八	三三二	八〇一八	八〇一八	八〇一八				
綏中縣	四七四一	三五三	四三	一〇	三五三	二五二一	五五七五	五五七五	四五〇	八〇九六	八〇九六	八〇九六				
北鎮縣	四六五八	四六	三二	七	九六	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	四五〇	二四七一〇	二四七一〇	二四七一〇	二六	一九		
黑山縣	六七八八	五八七	四四	六	四四	一六五八	一六五八	一六五八	五九七	三、五九二	三、五九二	三、五九二	一四	九		
臺安縣	二九七四	二七八	二二	五	二七	五、〇五九	五、〇五九	五、〇五九	三五〇	五、三六〇	五、三六〇	五、三六〇	八	三		
盤山縣	三〇五八	三三一	三一	八	三二	三〇	三〇	三〇	四六五	三〇	三〇	三〇	二五	一七		
朝陽縣	六七八六	五九五	九二	二	八	四八	四八	四八	三六五	五、二八	五、二八	五、二八	七二	一八		
阜新縣	四七四五	五〇六	五	五	二八	二、〇九〇	二、〇九〇	二、〇九〇	四四〇	二、二六七	二、二六七	二、二六七	二四五	一五		
彰武縣	二、三二一	一七五	五	七	二〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八三	四		
合計	五七、九一八	四、八六五	四四六	九六	二、一七四	三、一九一五	二、〇四二	二、〇四二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	一、三二二	四八八	四八〇		

備考 一、自衛團武器其の他欄中の銃は洋砲を使用し居るものなり

一、討匪狀況は自一月一日至十二月末日迄とす

一、康德二年度末は保數九八、甲數一、二二三、牌數五一、四八五、自衛團所持銃器數一三、七九〇挺あり

警 察 官 數	自衛團 賞罰件數								捕	
	救	褒	過	連坐罰						
				火	盜	叛	公	外		內
恤	賞	怠	藥	匪	徒	危	患	亂		
二三	一		一	一						一六
五六五	一	四	二八九	二〇	七		一			一六
五二〇	一		六	二	四					一
三二〇		二	五四	四	一					一
三三三	一	八	一六	二	一					一
三八〇	一	八	二七	二	五					一
四〇〇	一三	七	一	二	六					三
四九九	一五	二								二五
二五〇		三		二						
三三六		三	四							三
七〇六	二	二〇								三
三三三	七	四		五五	三		一			三
三四				三	三					
五一五七	五一	二七九	一六〇八	九三	三〇		二			六六

第十一章 都市・邑鎮

四〇二

●錦

州

錦州は遼西に於ける一大都市にして奉天南方一一七哩の地點に位し、渤海灣頭最も繁榮せる城子である。

清の太祖明を攻せんとして先づ此の地に迫つたが明の守將袁崇煥は極力之れを防ぎ使を遣はして和を請ふ。大宗は之れを聽かずして遂に之れを奪取したと言ふ。滿漢民族闘争史の一節を有する土地である。現在の城壁は明の弘治十七年に一大修築を加へたもので城周七支里、城内に東西南北四條の大街あり、商店は櫛比して居るが戸口は城外に溢れ、現在東西四哩、南北約三哩人口一〇萬を擁してゐる。背後地廣く殊に近來鐵道交通の衝に當り熱河方面の開発につれ同方面への物産集散地として又中繼地として發展途上にある。

又此地は錦州省公署所在地にして政治的にも經濟的にも省中樞に位し、省公署、縣公署初め地區警備司令部、地方法院及檢察廳、稅捐局、緝私局、專賣署、中央銀行支行、金融合作社、其他官衙公共機關を網羅してゐる。

近年に於ける當地方の棉花栽培の獎勵と背後地新邱、北票に於ける豊富なる石炭の產出及西海口、壺盧島の相互利用は將來に於ける纖維工業の勃興を豫約してゐる。外港西海口は此地を距る東南六里、連山灣に面し營口、大連の開港と共に市況衰微せしも沿岸貿易に至つては今尙根強き根柢を有し、輸出品として包米、大豆、綠豆等を有し其の六割は芝罘、龍口に仕向く。

此地盛衰の歴史を通觀するに錦州は古來處、夏時代幽州の地に於て商代之れる孤竹國と稱してゐた。其後幾度が時代の變遷を経て唐代通天元年には契丹の治下に屬し、更に波瀾興亡の歴史を辿つて清の康熙元年錦縣となり奉天府に屬し

同三年改めて廣府管内に編入され、越えて四年錦州府が設置せらるゝや錦縣、北鎮、義縣、興城、綏中、權民廳、鎮江縣の七縣を統轄してゐた。民國二年府制廢止となり錦縣を設けて錦州府を廢し遼瀋道の管内に入つたが、錦縣と呼び錦州と呼稱せられたのも斯くの如き過去の經緯からである。

錦州城は明の光武二十四年指揮曹某が修築し、次いで成化十二年指揮王銀增が之れを擴張し、弘治十七年參將胡忠併が又各城門の一部を修理し形を變じて周圍を七支里餘、幅三丈五尺、高さ三丈七尺に改めたるもので東門を寧遠、南門を永安、西門を廣順、北門を鎮北と夫々由緒深い呼稱を附してゐる。奉天より百四十七哩、營口より九十七哩、山海關より百十四哩にして奉山沿線最大最古の古都である。

滿洲建國前は餘り有名ではなかつたが本城が、普く名を馳せたのは滿洲事變後奉天を失つた張學良政權が此地に假政府を設け抗日の策源地とし、日本軍が入城之れを撃退せるに初まる。斯くて一躍世人の注視を集め滿洲建國後省政改革と共に本省新設せられ、此地に省公署を置いて省内政治經濟の中樞となつたのである。

政治的に、軍事的に前述の如く幾多の紆餘曲折を経て今日に至れる本城も、同時に經濟的にも幾多の變遷を重ねて來た。即ち由來貨物の集散市場として殷賑を極めて來た錦州は營口の開港、次いで滿鐵線、京奉線、現奉山線の敷設による交通網の整備と共に經濟狀態に一大變化を來し其の繁榮は遂に營口に奪はるゝに至つた。其後に於ける錦州は昔日の盛觀なく僅かに内蒙に對する輸移出入物資の中繼地として餘命を保つのみにして、或は此儘衰亡するにはあらずかと憂慮せられ殊に滿洲事變直後は張學良の抗日策源地となつて兵匪に禍せられ一時は全く死の都と化した。日本軍肅清後は漸次復活し其れに熱河、蒙古に對する南支貿易の關門に當り遼西の咽喉を扼してゐる。地理的關係に恵まれ錦承、葉峰兩鐵道の開通、壺盧島の築港等も拍車を加へ再び經濟的に價值づけられ遼西に於ける最大市場として君臨するに至つた。尙ほ此地に於ける「大錦州三箇年都市設計畫」に就て見るに此地は前述の如く遼西に於ける政治經濟の中心地であ

り、又一面地理、交通にも恵まれ地勢上軍事的重要性あるに鑑み中央政府では將來の人口二十五萬を目標とし大錦州建設の計畫を企圖し康德二年度より着手したが、此計畫によれば錦縣驛を中心として東方約四・七籽、西方五・二籽、三方五・二籽、北方二・五籽、總面積七六・六平方籽の龐大なものである。豫算二百二十萬圓、三箇年繼續事業とし第一期計畫は既成市街の接續地百五十萬八千四百五十坪を買収し、内九十八萬坪を宅地として拂下げる事になつてゐる。而して此地將來の發展を目指して企業家の進出夥しく殊に日本方面よりの投資企業者續出するの現状により、錦州都市建設局に於ては市街地として施設完了次第用途地域を定め隨時賣却する方針の如くである。

●北 鎮

古の幽州冀州の政治的中心地、秦時代遼西郡に屬し、唐時代渤海國に屬し、金・明・清時代にかけて廣寧府となり、清代康熙三年廣寧縣とし縣治布かれ、民國二年更に北鎮縣と改稱し此の地に縣衙が置かれたのである。清代滿洲旗人駐防地たり、今尙ほ其の後裔が多數住居してゐる。城周十二支里。明代の建造に係る。

縣公署、稅捐局、郵局、電報局、商務會、電燈支廠、中、小、男、女學校等官公衙あり、又道がに北京、熱河、奉天間の大道に位した昔を偲ばしめ附近に名勝舊蹟の見るべきものが多い。即ち城西五支里にして北鎮廟は北方の鎮守とせられ清朝諸帝巡幸の跡にして廟宇がある。其他雙塔寺、東西庫、石廓坊等あり、而して城西十二支里、醫巫閭山は滿洲第一の名山である。此の名山を控へた古都北鎮はやがて遊覽の客を呼ぶ日も遠からざるであらう。

現に人口約二萬を有し市街は流石に古建築物多く、商業は相當繁盛を呈し怡和、美孚、英米煙草、德士古石油、亞細亞公司等外國店の代理店等の設置せらるゝを見る。

其の集散物資にして移出せらるゝ主なるものは大豆(年約三萬石)、高粱(一萬五千石)、粟(三千石)、玉蜀黍(一千石)棉玉(六〇萬斤)、葡萄(一二〇萬斤)、梨(一八〇萬斤)の類である。殊に此地方一帯の特徴たる果樹の栽培頗る盛んにして就

中梨の栽培に至つては西北醫巫閭山脈の山麓は觸目總て之れにして、春開花期には山上翠松と相映發し一大美觀を呈す。次に工業は燒酒年産額七〇餘萬斤を最もとし、之に次いで油坊の豆粕三萬枚、豆油二八萬斤内外にして何れも未だ舊式土法による製法である。

●溝 子

縣城錦州を距る五十支里、京奉線營口支線の分歧點にして同鐵道開通以來の發達である。市街は周圍約一哩半、人口約六、〇〇〇、錦州、大虎山と共に交通の要路に當り、附近物資の集散多く、且つ北鎮及熱河省への仕向け雜貨の此地を經由するも多く、従つて其の商業範圍は比較的廣きに亘り商業自ら活氣を呈してゐる。其の集散貨物の主なるものは大豆(三萬石)、高粱(二萬五千石)、小米(一萬二千石)、包米(五千石)、粟(六千石)、梨(三百萬斤)、葡萄(十萬斤)、野菜(七百萬斤)、棉花(八十萬斤)其他燒酒、豆油、豆粕及毛皮類等である。

尙ほ驛には機關庫及び修理工場等の設置され一見其の主要驛たるを想はしむるものがある。

●黒 山

黒山は舊名を鎮安と稱し當時は渤海國の時朝鮮によつて開拓せられた所と傳へらる。光緒二十九年縣治を布き縣衙を設けられ、當時は鎮安縣と稱せられたが民國二年現名に改めらる。打虎山の西北約六哩に位し大鄭線に沿ふ。

市街は小黒山と稱する丘陵上に建設せられ人口約一萬、商業はさして盛んなりと稱するを得ない。其の産業物資は高粱、大豆、粟、小麥等の外、雜穀、梨、葡萄、桃、西瓜等の果實、棉花、羊毛、豚毛、馬尾、羊皮、羊毛、牛皮、狗皮、狼皮等其の種類頗る多く、棉花は年々遞増の趨勢を辿り現在七十萬斤内外である。之れに反し穀類の出廻は減少の傾向にありと稱せらる。

尙ほ工業生産品としては燒酒九十萬斤、豆油約十萬斤、豆粕四萬五千枚にして其の地方的需要を充たし殘餘は營口方

面に移出せらる。

●大 虎 山

黒山縣城南方十八支里の地位にあり、大虎の臥するに似た山を控ゆるを以て此の名稱出づ。奉山線に接し大鄭線の起點として交通の要衝に當る。

滿洲棉花會社大虎山線棉工場は康德元年二月操業開始、目下機械二十臺を備附け男女工五十名を使役してゐる。日本憲兵隊、守備隊、領事館、警察署等日本諸機關あり、又滿洲國側として第五軍第五教導隊、商務會、農務會、警察署等がある。

●臺 安

臺安縣城にして營口の北方四〇餘哩に位す。一二八角と稱し人口約二、〇〇〇餘にして商業は營口、盤山等に押され活潑ならず、又此一帶の地は遼河其地の沖積層より成れるが故に平々坦々廣濶にして肥沃なる耕地なるも、一面水害を蒙る事繁く農産物の如きも其の平均産額は比較的少い。

●盤 山

盤山縣城にして省の中央に位す。元と錦州の一部と屬し荒撫に委せられてゐたが前清同治二年開放され、爾來人口増加し光緒三十年盤山廳を置き錦州府に屬す。其後民國二年廢廳置縣と共に縣公署所在地として現在に至る。現に人口約五、〇〇〇を有し商工業の特筆に値ひするものあり、其の集散物資の主なるものは高粱(二〇萬石)、大豆(三萬石)、大麥(四萬石)、小麥(二萬石)、稗(三千石)、粟(二千石)、米(一千石)及棉花(約二百萬斤)で殊に棉花は將來滿洲に於て勃發すべき紡績事業と共に今後益々増加すべき趨勢にある。

●綏 中

もと寧遠州の管轄なりしも光緒二十八年六股河以西を割いて綏中縣となし錦州府に屬せしめたが、民國二年獨立の綏

中縣となり此地は其の縣城である。奉山線に沿ひ山海關北方三三哩の地に位す。

一に中後所とも稱し、遠く唐代に開かれ其後幾多の變遷を経て明・清初には寧遠州に屬し、康熙三年中清所巡檢と改稱乾隆四年州判を置かれ、更に光緒二十八年前述の如く寧遠州六股河以西を割きて獨立縣としたものである。

其の市街建設は遠く宋末にして城壁は周圍一哩半、城内には官公署其他旗人等の居住多く商業區は城外南門外にして東西に通ずる大街は延長約一哩半に亘り店舗櫛比し繁盛なる中樞區を爲し、其の背後地たる熱河省凌源、建平、平泉等廳大なる地方よりする物資の集散並に其の移入地として將來益々有望である。其の集散地方物産の主なるものは木炭、梨、棉花、鹽等にして其他蜀黍、粟及雜穀等もあるも其の數量多からず。

尙ほ木炭は北方の山地より出で年産額八十萬斤と稱せられ、又梨は他に冠絶して城の西北方鄉鎮に於ける果樹の栽培は頗る盛んにして、其の年産額は平均五十萬斤を下らずと稱せられてゐる。

又工業は燒鍋、油房等にして新式工業は未だ興らない。

●山 海 關

本邦最西端奉山線終點にして長城を挟んで國境都市をなしてゐる。一名臨榆と云ひ又榆關と呼ばれゐる。此地は萬里の長城の起點にして其の巍峨たる亂峯は西、北、東、三面より海隅に攢集して渤海灣に迫り頗る要害の地にして山海關とは其の地勢の示す如く水陸要害の地たる事を意味してゐる。其の關城は一部緩斜地を下し明永樂年代の築造にして城壁の高さ約一〇米、東、西、南の三門を有し城門の樓上には明の蕭顯の筆になり、一字の大さ約一坪を有する『天下第一關』の上額がある。其の威容は試に天險と稱するに相應しく其の要害の堅固なる古來歷朝が遼北の咽喉を扼し東胡を制するの要害とした所以である。關は明の太祖が洪武十四年創設する所である。清太祖の如きも亦此地を窺ふ事二回に及べるも遂に果さず、世祖に至り李自成の北京に反亂を起せるに乘じ攝政睿親王を大將軍に任じ山海關總兵吳三桂の爲

めに關内に入る事を得、遂に宿望を遂げ本部に入り北京に都を奠め君臨する事を得たのである。斯くて清も亦明に倣ひ此地に關を設けたのである。

此地は人口約三〇、〇〇〇を擁し繞らすに高さ四丈一尺、幅二丈、周圍八支里餘の城壁を以てし商業も盛んである。北清事變の時日本此地を占領し爾來各國の駐屯軍置かれ、又第二次奉直戰、更に民國十四年冬の張郭戰等に於て常に爭奪の巷と化し滿洲事變及び滿洲國獨立後も屢々問題の地となつてゐる。

●興城

興城縣城、奉山線に沿ひ、又一に寧遠又は柳城とも稱せられ清の康熙二年寧遠州と稱し、其の後幾變遷を経て民國二年現名に改められたのである。

市街は周圍五哩に亘る高さ約三丈の城壁を以て繞らされ、人口二萬餘を有す。

此地は東に海濱を擁し北に首山窟隆山の關門を控へ、古來山海關の前衛として重要な地位を占め、縣城築造は遠く三百年餘を閱し、東は春和、南は延輝、西は氷寧、北は威遠の四門と中央の鼓樓は些かの崩れも見せず、尙ほ古往の壯觀を其儘残し然かも三隅の櫓に備へられた巨砲は昔日の佛を偶ぶに足る。

街路整然として商賈繁榮し滿街高く聳ゆる二箇の祖氏石坊は明の名稱祖大壽の戰勝を飾る。輪煥の美正に遼西第一の稱がある。文廟も亦城内に在り尙ほ當城の附近には溫泉と海水浴場がある。溫泉は南四支里溫泉寺にあり、又溫泉より三支里の海濱には釣魚臺あり、海上八支を距て、菊花島海上に浮び附近一帯は海水浴場として實に風光明媚である。

興城溫泉は最近鐵路局に於て施設其他を行ひ大々的に宣傳し旅客の誘致に努めつゝあり、將來を囑望せられてゐる。商業又殷盛にして其の集散物資の主なるものは蜀黎約二萬石、大豆一萬五千石、粟一萬石及び其他の雜穀一萬石にして鐵道開通以來却つて商業範圍を狭小化したと稱せられてゐる。又工業は滿洲特有の油房、燒鍋及び織布等にして特筆すべきものはない。

官公衙としては縣公署の外稅捐局、中銀支行、金融合作社、棉花協會、監督局分卡、海關分卡、農商會等がある。

●錦西

奉山線に位し壺盧島支線分岐點に當り錦西縣公署所在地である。もと一寒村に過ぎざりしも清末移民開墾を許さるゝに至り、且つ沙鍋屯、暖地塘炭坑の開掘、通裕鐵道の開通等により漸次發達せるものである。現在人口約七、〇〇〇と稱せられ平素は比較的閑散なるも毎月三、六、九日の開市には四圍の部落より人馬群集し殷盛を極む。其の集散物資は棉花、粟、小麥及梨、桃、杏等果實類と羊毛、豚毛、羊、牛、猫、狗、山羊皮等である。其他工業としては見るべきものはない。

●壺盧島

壺盧島は奉山線連山關より分岐する支線の最端驛にして渤海灣の一つの岬を言ふのである。此の地は渤海灣に臨む不凍港にして背後地の廣袤、水深、風向、氣溫、其他の點に於て非常に恵まれた好條件を備へてゐる。

本港の築港は元來滿洲に於ける物資の輸出は何れの方面よりするも、日露兩國の手によらねばならぬ状態にありしを不利として支那側が大連に匹敵すべき不凍港を開き之れを補はんとする目的を以て、一九一〇年徐世昌東三省總督により企圖せられたるに初まる。即ち本港灣築港の沿革に就て見るに

(一) 第一次計畫は一九一〇年東三省總督徐世昌が之れが築港企圖を有し、英人技師ヒューズを聘して之れを計畫し英貨八十萬磅の豫算を以て達成を期せんとしたが、翌年革命勃發せる爲め其の一部に着手せるのみで中止の已むなきに至つた。

(二) 第二次計畫は一九二〇年頃より問題となり、北寧鐵路の利益金五百萬元、奉天省々庫より五百萬元、計一千萬元

を以て築港資金の釀出計畫成り、特に工事に着手せんとしたが一九二三年奉直線に遭遇して再び中止するの餘儀なきに至つた。

(三) 第三次計畫は一九三〇年張學良政權と和蘭築港會社との商議纏まり、請負金額を米貨六四〇萬弗として五箇年間の工事期間とし同年七月二日起工式を舉行す。

恰も東北政權が「東北交通委員會」を動員して滿鐵包圍大連抵抗の政策を強化しつゝあつた時代で、之れが完成に大なる期待をかけられてゐたのであるが、偶々滿洲事變の勃發により本計畫も中止さるゝの運命に陥り、和蘭側は大同年十一月本國に引揚げることとなつた。本計畫の内容は竣功期を一九三六年一月末とし、工費六四〇萬米弗、繫船岸壁を一、五三五米、埋立地を七九萬坪とし一萬噸級五隻、四千噸級三隻、一千噸級二隻、計六萬四千噸の繫船能力を有せしむる事とするので更に沖荷役用として十七箇の繫船浮標を設置し之れが繫船能力を六萬噸とし、而して一年間の吞吐能力は二百萬噸と稱せられた。尙ほ第一期工事を終つて第二期工事に入るべく此の内容は工費三千萬米弗、繫船岸壁延長六千六百米、繫船能力二十萬七千噸と計畫されたが前述の如く中止の已むなきに至り、工事準備用として建てられた事務所、病院、發電所、倉庫工場、ブロック製造所、社宅、警備兵宿舎等計四十二棟は滿洲國に於て管理してゐる。

(四) 滿洲國建國後に於ても盧壺島築港は重要視せられ「滿洲國經濟建設要綱」にも營・口安東兩港の改修と共に「盧壺島の築港工事は將來經濟上の要求切實を加ふるの時完成す」と宣言せられてゐる。而して其後鐵路總局の設立を見滿洲國政府より國有鐵道、港灣、水運並に其の一切の附帶事業經營を委託せらるゝや同局に於ても此港が熱河鐵道の將來に重大なる影響を有する關係もあり慎重研究を爲し取敢へず現狀の儘にて康德元年六月より民船若しくは小型汽船の利用に供する事とし、大連汽船會社は大連と當港間に直通定期航路を開き、國際運輸會社亦出張所を設け貨物取

扱、船車聯絡輸送等に當つて居る外、洋航行船を大連にて内水航路船切換の手續並に貨物船積の儘の検査手續を爲す事となつた爲め、今後日本其他外國よりの當港直接輸出入は増加すべく豫想される。

而して該築港に關しては差當り大倉組の手により補修工事が進められ、本工事は築港箇所近くに存在する半堤山と稱する小丘を破壊し、從來の所謂第二突堤を補修延長し幅三十米、長さ二百米とし一千噸級船舶二隻を横付けせしむるもので、工費四十八萬五千圓を投じたのである。

而して本工事成後の第二期計畫としては滿鐵方面に於て經濟調査會に於て「壺島築港委員會」を組織し實行案に付考究中の處、此程成案を得康德四年春解氷期を待つて起工する事となつた。本工事は五箇年計畫とし工費二千萬圓を投じ吞吐力一千三百五十萬噸であるが、初年度第一期建設資金は五百萬圓とし既に滿鐵重役會議の決裁を経てゐるものである。之れが爲め羅津港建設に使用されてゐる浚渫船其他小蒸汽船は大連に向け引揚を行ひ、之れが整備の上漸次壺島島に向け回航する事となつてゐる。

本計畫竣工の曉には北鮮、大連諸港と共に海運界に本格的登場を見るべく、錦州、熱河兩省はもとより西南部地方産業開發、貿易振興上其の將來は刮目せられてゐる。

●義 縣

義縣城にして錦州の正北約三〇哩、大凌河の在岸に位する邑鎮である。本城は唐代は冀州、虞時は幽州、殷氏は營州周氏は幽州、秦氏は遼東に屬し、東西戰の時に獬黎縣となり、魏晉時代は昌黎、郡前燕、前秦、後燕、北燕時代は昌黎郡隋の時代は遼西郡に屬し、唐の時代は紫蒙戌と稱せられ遼は宜州、金、元は義州、明は義州衛、清は義州、民國に至り義縣と改めて今日に至る。明の洪武二十二年指揮何浩城基を築き、宣德年間に都指揮楚勇の城壁を築いた。周圍九里十歩、高さ三丈、城門は東、西、南、北により東は照春、南は永清、西と慶豐、北は安泰と稱し中央に鼓樓がある。東

街の遼代の遺物にして滿洲最古の木造建築物たる奉國寺あり、西南隅に遼代建立白塔があり、尙ほ城内東南隅に魁星樓及文廟があり西二十支里なる萬佛寺には魏の大和年間の古碑がある。之れ契丹文化の中心地と見做さるゝ所以である。現に人口約二萬を擁し商業相當見るべきもの多く、商賈數五百に垂んとす。集散物資の主なるものは高粱其他雜穀棉花、葉煙草、五色石、毛皮類等とし工業としては滿洲特有の油坊、燒鍋等にして其の製産高は燒酒約五〇萬斤、大豆粕約五〇萬枚、大豆油約二百五十萬斤と稱せられてゐる。

●朝陽

此地は朝陽縣城にして縣の中央にあり、錦州より西北約五十哩の地に位す。此地は俗に三座塔と稱せられ又古くは籠城等と呼ばれたものである。蓋し其の初め匈奴の所在地であつたが其後幾多の變遷を経て遼金に至り茲に其の全盛時代を形成したと傳へられ、今尙ほ其の遺物として市中に二重の高塔がある。次いで元・明を経て清朝に至り其の乾隆年間朝陽縣を置き、光緒に至り府に改め民國二年地方官制の改革と共に朝陽縣城と改められたのである。

現在滿、漢、蒙古、各種族を併せて約二萬、其の間商業に従事するものは滿、漢、殊に漢人が其の大部分を占めてゐる。商業は蒙古貿易を其の生命とするも錦州、營口其他近接地方との關係深く是等市場と管内各地との取次商業も盛んである。尙ほ同地を集散地とする物資は赤峰方面に産する高粱、粟、蕎麥、豆等の雜穀を主とし之れに次ぐものは毛皮類にして、之れは錦州を経由せずして主として直接天津方面へ移出せらる。之れに對して移入品の主なるものは綢緞、絲類、綿布、石油等とし其の經路は營口より錦州を経て來るものが多い。

●北票

朝陽縣に屬し奉山線より分岐する北票線の終點をなす。炭坑地として有名である。

民國十年官商合辦北票煤礦公司が開辦せらるゝ迄は只土法により開採し全くの荒地であつたが、今は北票支線も通じ

自動車網は朝陽、凌源、承德に至り熱河方面への開門となる。商業も亦從つて隆昌である。北票煤礦公司は大同二年政府に接收し管理せられたが同年十月官民合辦組織に改めらる。目下一日千四百噸を採掘し、又附隨事業として煉瓦工場、骸炭工場、發電所、炭礦病院等がある。

●阜新

阜新縣城にして本縣はもと朝陽縣に屬したるも光緒二十九年初めて分離し鄂爾土板に縣衙門即ち縣公署を設置した。宣統三年に至して當城を縣公署として改築したものである。

本城四周は平坦なる耕地を有し其の東南北三方は二、三哩を隔てゝ丘草を繞らしてゐる。此の地方に東土默旗の稍々中央部に位し四邊新開墾地に對する物資の供給地として最も好適なる位置を占めて居るので、開設以來日淺きにも拘らず相當の發展を遂げてゐる。加ふるに其の東南二軒餘の所に新邱炭坑を控へ將來其の發展に伴ひ相當好影響あるものと見られてゐる。尙ほ諸地方の集散土產品は高粱、大豆、小豆及蕎麥等の雜穀が其の主要なるものである。

●彰武

彰武縣城にして大鄭線沿線にあり。本城は光緒二十八年に設置せられ横道子と稱せられ、新民府の管轄下にあつたが民國年間に洮昌道に屬せしめられ、同二年に土城一座四門を建設した。大同元年度に於て縣城を改修し高さを一丈二尺とし砲臺八個を築造し各砲臺に警察派出所四箇所を派遣した。

市街は整然たる高さ約一丈方一杆半の土壁に圍まれ人口約八、〇〇〇と稱するも市況活潑と稱するを得ない。此地を集散地とする物産は蕎麥を最多とし蜀黍、藜、棉花及檢地に於て土式法により製造せらるゝ豆粕、豆油、燒酒、麥粉等之れに亞ぐものである。然し大鄭線開通以來西方綏東其他奧地への物資集散地としての價值を昂めた事は謂ふまでもなく、其の將來は希望を懸け得るであらう。

第十二章 結論

四一四

第一節 産業開發計畫

我國は今や第一期建國創業時代より第二期建設の過程に入り、産業部門に於ても産業開發五箇年計畫の初年度を迎へて産業立國の本根的活動に入つたのであるが、之れを契機として本省に於ても國家産業五箇年計畫中に於て省に割當てられた左の事項に對し特に重點を指向し、省地方費の運用により之れが達成に努めんとしてゐる。

(一) 棉花改良増殖

(二) 洋麻栽培の奨励

(三) 煙草栽培の奨励

(四) 畜産馬綿羊、豚の改良

(五) ルーサン栽培の奨励

即ち國家の企圖する産業開發計畫の實施に附隨して本省内産業の開發を行はんが爲め、詳細なる基礎的調査により將來の見透しを樹て逐次之れが實施に移らんとしてゐるものであるが、其の計畫目標は大體次の諸點に向けられてゐる

(一) 食糧作物の増産改良

省内に於ける人口密度は平方糎八三にして平均一戸當耕地僅かに三天地餘に過ぎざるを以て、將來採算有利なる特用作物果樹、牧場等を兼營するに方つては從來の農業經營の中に合理的に組入れるの必要がある。即ち食糧の省内自給の爲に肥料の増施、優良品種の栽培、病蟲害の驅除豫防等に依り今後十箇年間現在に於て一田地當り平均生産高五石（康徳

二年省内平均）を八石取迄の増收を圖り、現在食糧作物栽培面積七〇萬陌中二〇萬陌を特用作物並新興作物に置換へ得る如く指導せんとす。之が爲には自家肥料の製造、牧草、綠肥、作物の奨励、食料作物優良品種の撰出陶冶、病蟲害の驅除豫防等につき積極的考慮を拂ひ萬全を期す。

(二) 果樹栽培の奨励

省内に於ける氣候土質の果樹に適することは學者實際家の意見の一致する所なるを以て將來果樹栽培面積一方陌の目標の下に漸進的に之が指導奨励をなさんとす。

(三) 棉花栽培の奨励

省内に於ける康徳三年度棉作面積は約三萬陌餘、實棉獲高四千萬斤以上に達し農村經濟の改善に大なる貢獻をなしつつあり、氣候土質の棉花に適すること國內第一なるを以て將來指導奨励方法宜しきを得、市場價格今日の狀況を持續する時は十五萬陌の栽培面積に億萬斤の實棉を得るを得るであらう。

省は中央政府の方針に従ひ滿洲棉花協會を支援し極力省内に於ける棉花協會を援けて棉花の増産を圖らんとす。

(四) 煙草栽培の奨励

省内に於ける氣候土質は煙草栽培に好適するを以て省内十縣に對し一萬陌を栽培、之より四百萬貫（價格八〇〇萬圓）收穫を目標として奨励せんとす。

(五) 洋麻の奨励

麻袋原料の自給比較的低位の利用等の見地より政府の方針に従ひ台安、盤山、黑山、北鎮、錦縣の五縣下に於て將來二萬陌の洋麻栽培を目標として之が奨励をなさんとす。

(六) 農畜產品評會開催

省内に於ける農業經營は漸次多角形的たるを要する時に於て、農畜產品評會は農民に對し農事改良の機運を醸成せしむるに絶好の者なるを以て縣に於ける斯種品評會開催を獎勵すると共に、省農畜產品評會を開催し以て農事改良の要點を究めんとす。

(七) 畜産の改良増殖

國家經濟農家經濟改善に重要にして省内農家の唯一の副業たるのみならず、阜新、新武、朝陽の一部に於ては畜産を專業とする者さへある。省内畜産業に關しては極力獎勵改良増殖に努力せんとす。就中馬、綿羊の改良増殖に關しては國策に従ひ馬は各縣に種馬の派遣又は其貸附を受け改良をなすと共に、綿羊は十箇年間に現在の約二三萬頭を五〇萬頭に増殖改良する方針なり。

又農家經濟の改善に重要地位を占むる省内六〇萬頭の豚及鶏の改良を速かに實施すると共に、飼料作物の栽培を極力獎勵せんとす。

(八) 家畜防疫

家畜傳染病は畜産業の盛衰をトすと言ふも過言にあらざるを以て積極的なるべきを要す。即ち家畜傳染病の發生に依る損害を恐れ家畜飼育は何れも控へ目となし居る現状なるを以て、家畜防疫の萬全を期せば自然的に省内家畜數は漸増するものと思料せらるゝが故に將來之が防疫に關しては人員の増加を圖り、從來常に家畜傳染病の發生しゝある地域に對し豫防注射を徹底的に實施し未然に之を防止せんとす。

(九) ルーサン及蓖麻栽培

康德四年度以降に於てはルーサン及蓖麻の栽培を極力獎勵する方針である。

(一〇) 水田の開発統制

省内の氣候は水稻栽培に好適し各所に水利の便利なる土地を散見せられ年々自然的水稻栽培面積増加の傾向にあり、従つて之が開發を助長すると共に一方適當なる統制の必要あるを以て、内地人移民地決定迄當分の間特別の注意を拂ふ方針なり。

(一一) 農會の指導

從來有名無實なる現行農會を縣公署、保甲制度、義倉制度、金融制度、教育制度、街村公所等と密接なる連繫をとり村公所を中心とせる有機的統合體となる様改組し、以て農事の改良發達、農民の福利増進を圖らんとす。

(一二) 副業の獎勵

省内農民の農閑期を利用せしむるを得ば農村改善上重大なる意義を有すべきは論を俟たざる所である。故に省に於ては高粱帯の製造アンペラ草帽子、ホームスパン、果物籠製造等の研究をなし農家副業として極力獎勵する方針である。

(一三) 綠化計畫

康德三年以降に於ては省營苗圃二箇所の増設を圖ると共に縣苗圃を擴充、村組合苗圃の新設を圖り省内綠化を低地帯、山岳地帯、砂漠地帯に分ち之に適應する樹種を撰定育成し、省内官民上下一致協力の下に植樹を實行する様指導獎勵せんとす。現省苗圃は左記の如く施業計畫に基き三箇年後に於ては年々六、七五二、〇〇〇本の山出苗を生産せんとするものである。

	一年生苗木	二年生苗木	三年生苗木
針葉樹	九六〇、〇〇〇	一、六六四、〇〇〇	四一六、〇〇〇
闊葉樹	二五二、〇〇〇	三、四六〇、〇〇〇	
挿木	一、二二二、〇〇〇	五、一二四、〇〇〇	四一六、〇〇〇
計			

總計 六、七五二、〇〇〇本

(1) 播種

(イ) 針葉樹

播種面積 二 陌

床替面積 六 陌

山出豫定數

二年生

一、六六四、〇〇〇本

同

三年生

四一六、〇〇〇本

品種數名

黒松、朝鮮モミ、ネズミサシ、扁柏、朝鮮松、唐松

(ロ) 闊葉樹

播種面積 二 陌

床替面積 四 陌

山出豫定數

一年生

九六〇、〇〇〇本

同

二年生

三、四六〇、〇〇〇本

樹名

クヌギ、カシワ、イタヤカエデ、ネグンドカエデ、イタチハギ、アメリカトネリコ、ニセアカシヤ、アンズ、クルミ、イテフ、ヤチダモ

(2) 挿木

挿穂面積

一 陌

山出豫定數

二五二、〇〇〇本

樹名

川柳、ドロ、ポプラ、ヤマナラシ、シダレヤナギ

(二四) 人的施設、施設の擴充

省内産業計畫實施に方り最も緊急を要するは人的要素の充實である。

省公署開廳以來産業事務益々繁忙を加へ着々として實績をあげつゝあるに不拘、省及縣公署に於ける人的施設は頗る貧弱にして假令如何なる立案計畫あるも人的施設の擴充なくして之を實施することと思ふよらざる狀況にあり、前各項の如き産業計畫を樹立實施すると共に、速かに人的要素の擴充を圖るを要す。即ち康徳四年度に於て左記人員の増設を必要とす。

區別	煙草		畜産		苧麻ケナフ		縣技士		水産		果樹		合計	
	日	滿	日	滿	日	滿	日	滿	日	滿	日	滿	日	滿
省公署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
縣公署	五	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(一五) 産業の振興

魚族豊富にして延長三、〇〇〇軒に亘る海岸線を有する本省内に於ける水産業の改良發達、漁村經濟の改善を如何にして圖るべきかに關しては未だ充分なる調査を完了し居らざるも、沿海漁業中漁撈方面は主として定地漁業の改進を圖り漸進的に技術の改良漁具の改良指導をなすと共に、製造加工方面の知識を之に伴はしめんとす。

保護養殖方面に於ては特に注意し、貝類、小エビ、昆布等の養殖を漁會等をして實施せしめんとす。

本省内に於ける河川漁業に關しては將來特に充分なる調査研究をなし、低濕地帯、河川地帯に於て養魚を農家副業として獎勵する方針である。

區分	頭數		計	
	牝	牡	牝	牡
基礎種豚	一	二	一	二
候補種豚	四	三	四	三
生産仔豚	二	三	二	三
計	三七	三五	三七	三五

(一六) 農村金融の改善

疲弊困憊の極にある今日の省内農村に於て年利一割八歩の高利を支拂ふの餘儀なき狀況にあるを以て、速かに省内農村に於ける金融の平易化を圖り利率を引下げ農業利潤に適應する農村金融政策の確立を圖らんとす。

(一七) 農業水利事の現況と趨勢

錦州省内に於ける康徳三年末現在水田面積左の如し

縣名	水田面積	康徳三年收穫高(施)	備考	縣名	水田面積	康徳三年收穫高(施)	備考
錦山	九〇	一四		朝陽	二四六〇	五一	
黑山	三一〇	一〇二		阜新	三六〇	五三	
盤山	四九七〇	一、〇二六		彰武	六〇七〇	一、〇七三	
綏中	七〇	一一		北鎮	六一〇	一〇二	
興城	四〇	七七		計	一、五四二〇	三、〇三三	
錦西	四四〇	六四					

彰武縣、盤山縣地方に於ては一尺地より糶八石乃至一五石を普通とし支出は概ね左の如し

公賦	〇・六七
畝捐	一・五四
村費	一・五〇
水利費	(三・〇〇)
水利局時代	五・〇〇

出產稅	一・五〇	天地當一〇石とし一石一五圓の百分ノ一
小計	八・二一	
耕作費	二五・〇〇	二五錢工五〇人
整地費	七・〇〇	
種子代	三・七五	二斗五升
刈取	七・〇〇	
調製	七・〇〇	
小計	四九・七五	
合計	五七・九六	
收入	一五・〇〇〇	一〇石收穫とし（一石一五圓とす）
差引利益	九二・〇四	

右の如く水害等の天災なき年は水用經營は相當利益あるを以て省内に於ける小河川低濕地を利用し、水田開墾計畫をなすもの續出するに至つた。

三、康徳四年度農畜産業指導獎勵方針

産業五箇年計畫に基く康徳四年度に於ける本省内農産物増産改良實施豫定左記の如し

一、農産關係

康徳四年度實施預定割當面積

縣別	作物別	洋	麻	苧	麻	棉	花	黄包煙草	計
錦西			一二・五				四、三三三	三〇・〇	四、四六八
興城			四二				一、七二八	三・六	一、七七三・六
綏中			五二				一、〇〇一	三〇・〇	一、〇八三
義陽					一八四		九、六六一		九、八四五
北鎮			四三		二七〇		五、六〇〇	四・二	五、八七四・二
盤山			六四		一〇二		五、一七〇		五、三一五
臺安			四三			九・二			九七六
黑山			一〇〇		二七四		一〇、五一三	三・六	一〇、八八九・六
彰武				一、三七二		二、五四三	六六五		二、〇三七
阜新				一四六		一、六五七			一、八〇三
計		四七〇		二、三四八		四四、三九〇	七一・二		四七、二七九・二

尙是等農産物増殖改良實施に關しては充分なる指導を必要とする關係上洋麻に於ては錦西、錦、北鎮、盤山、黑山、興城縣に組合を設置せしめ之に日滿技術員各一名を配屬する豫定である。

二、畜産關係に於ては特に羊毛資源の培養の緊要性に鑑み既設綿羊合作社を益々助長指導し種綿羊の配布、技術員の設置

等指導獎勵上遺憾なきを期する筈である。

畜産の指導獎勵、家畜防疫の徹底を期する爲漸次縣畜産技士の配置を見る筈なれ共差當り本年度に於ては左の各縣に之が配屬を見る豫定である。

義、朝陽、黑山、彰武、錦

三、農政關係

産業五箇年計畫實施に關しては農事の技術的指導施設の整備充實を圖り之が指導の徹底を期すると共に、各種共同施設をなし取引改善内外市場に於ける農産物の聲價信用の確保等適當なる方法を購する方針である。

縣農事組合については目下（康德四年五月）研究中なれ共國家の方針確定と共に縣農事組合を設立せしめ、農會又は既設農業團體は漸次之を改組し縣農事組合に統合せしむる様指導する方針である。

四、果樹栽培、養雞、産馬の改良増殖、綠化運動、農業水利事業の指導等に關しては産業五箇年計畫の進捗と共に地方的産業開發の重要性も亦自ら加重せらるるゝ以て特殊的地方農畜産業の開發を圖る方針である。

五、小作慣行の改善に關する件

産業五箇年計畫の遂行上、小作慣行の調整改善は重要にして從來の如き地主の便益のみより發達せる小作制度の矯正なくして圓滿なる産業の發展は望み難き狀勢にあるを以て、速かに之が改善を期する方針である。

第二節 警務行政刷新方針

省下治安の情態は日滿軍警不斷の討伐と之に隨伴する各縣諸工作の進捗に依り概ね大匪團は潰滅四散し、殊に昨秋以來

阜新、朝陽縣を中心とする特別工作は著しく其の功を奏し治安漸く恢復の緒に就かんとするの情勢にあつたが、朝陽、阜新及び之と接壤せる地帯に於ける小匪團猶未だ其の跡を絶たず警備警戒の隙に乘じ再び跳梁せんとするの現況にして樂觀を許さず、之が掃滅肅正は實に刻下の急務と謂ふべきものであらう。之が爲め内は警備機關の整備鞏化を畫ると共に、外は保甲制度の確定、民間武器の回收、道路通信網の完成等一段の工夫と努力を拂ひ以て根本的治安確保の基礎を確定せしむるものなるが、特に左記各項に重點を置き之が對策の萬全を期せんとす。

一、警察機構の擴充鞏化

1、警察官署の合理的分合廢止

2、警察署の改善整備

3、警察官の合理的配置（日系警察官の配置運用）

4、滿系警察官の活用

5 教養訓練の徹底

6、指導監督の適正

一、警察機構の擴充強化

從來警察力の重點を各縣警務局に置きたるも本來警察活動の根點は警察署に置かるべきものなるを以て各縣治安の狀況に鑑み漸次警察力の重點を警察署に移行し、日系警察官の配置斷行と併行し警察署の裝備諸施設を可急的速に整備せんとす。

尙且つ舊制踏襲に依る警察署の偏倚的配置を改め一村一分駐所設置の促進を圖り警察區劃の合理適正を期せんとす。

二、滿系警察官の活用

省下滿系警察官の實務成績依然遅々として著しき進捗を示さざる現狀に鑑み本年度は左記方法に依り滿系警察官の職責觀念を旺盛ならしめ、實務成績の向上を計らんとす。

- 1、煩瑣なる法令例規を可及的廢止又は簡易化せしめ之に精通せしむ。
- 2、滿系警察官の擔任事務を明確たらしめ職責に對する責任觀念を旺盛たらしむと共に事務に精進せしむ。
- 3、進達書類の起案は從來多くの場合日系警察官に限られ居たるも今後努めて滿系警察官をして爲さしめ不備に對しては其の都度根據を示し徹底教育を施す。

4 各警察署に於ける例規の整備

5、地方警察學校に於ける教習生に對しては各科所管事務に就き力めて警務廳各科員に於て直接教育を施す。

6、警察官語學の獎勵並に通譯の完備

三、指導監督の徹底

指導監督に就いては左記に依り更に其の徹底を期す。

- 1、信賞必罰、恩威併行を以て綱紀の肅正を促し一般警察官の向上を振起せしむ。
- 2、各縣警務局に督勵員を定め管下警察官の平素に於ける行狀並服務狀態を督察せしめ、恪勤者善行者の表彰を適正たらしむる反面不良警察官の摘發處分を徹底せしむ。

第三節 文教刷新方針

第一學 校

一、小學校教育の普及徹底

今後十箇年間に兒童數二十八萬、就學歩合八〇％に達せしめんとす。而して之に對應する施設の擴充は學校數の増加と一校に於ける學級數の増加の二途あれども本省は學校分布狀況の現狀に鑑み學級増加を主とすべきものなりと信ず。故に今後現在校舍の増改築によりて各校の收容力を増すと同時に設備の充實、優良教員の配置により實績の向上を計らんとす。

二、中等學校の配置分合及整備

現在二十校の中等學校の配置分合を行ひこれを適當數に限定し内容の充實、施設の整備を計り中等教育の伸展を期せんとす。

三、師範教育の改善

師範教育令によれば師範學校は接立たるべく其の設置は文教部大臣より指定せらるゝものなるも、現存の學校につきては當分其の存續上を容認せらる。然れども本省内に於ける各校は各種様式の小規模なる師範の分散する狀況にして教員素質の向上より見るも、はた又經濟的に考ふるも頗る不利益である。依つて之を省立男女兩師範學校に統一し内容の整備を計らんとす。

四、實業教育の振興

國家の關心を制度及施設の上において實際に強調すると共に教育當事者が學理と實際との調和を一層すすめ眞に消化せられた知識を養ひ、且つ學校と社會との接觸を密にし教育機關の國民的機能を發揮することに特に努力を拂ひこれが振興を計らんとす。

五、其 他

(イ) 教職員の素質向上

教育の完璧は教師其の人にあるは言を俟たず、本省は左記の如き方法に依り漸次これが向上伸展に努めんとす

四二八

(1) 現在教職員

無資格者……………試験及再教育を行ふ
師範講習科卒業者……………同
新制師範卒業者……………講習會

(2) 新採用者

師範教育の改善により素質を高め
教職員採用に關する統制を計る

(ロ) 勤勞好愛の精神涵養

アームストロングの所謂「自ら試み爲すことによりて學ぶ」との絶大なる教育的示唆に基調を置き各校に適切なる勤勞勞作教育施設を行はしめ勤勞好愛の精神涵養に努む。

(ハ) 日語教育の普及

現行小學校令によると初級より日語を課するを原則とするも、教師に適任者を得るに非らざれば其の目的を達することを得ず、現在の狀態に於ては要所の學校に日系教師の配置を可急的必要とす。故に目下各縣と連絡接渉をなしこれが配置年次計畫を立て日語普及の徹底を計らんとす。

(ニ) 教育指導官の配置

教育上各種の努力と方法を以て漸次進歩改善普及の道程を辿りつゝあるも、未だ改善振興の容易ならざるものがあり進歩の過程は洵に遅々として舊態を脱し得ない狀態である。今日教育の重要性を思ふとき各縣に日系教育指導官を配置し教育の刷新作興を計ることは最も緊要なることと思惟しこれが實現につき當局と接衝中である。

第二 社會教育振興計畫

本省創設以來本省の特異性に鑑み社會教育の振興上種々努力しつゝありしも、更に省政最近の諸工作は益々社會教育徹底の重責を加へ來り、從來取り來れる比較的消極的社會教育の域を脱し積極的活動を要求さるゝに至つた。

此に於て昨年十一月社會教育指導者講習會を開設し本省社會教育現狀打開策を示し、續いて省立農業實修所及民衆教育館の新設方申請し以て農村振興の中堅人物の養成及農村教化建設の積極的援助等、社會教育の中樞的活動機關とし更に今後各縣に新設されんとする規準を示し、以て社會教育の積極的活動の第一步を踏出さんとす。

左に康德四年度の重點を示せば次の如し

●一般方針

(一) 教育の街頭進出

(1) 巡回教育工作

從來の宣傳宣撫は主として傳單及ポスターにより相當効果を擧げつゝあるも、其の多くは斷片的一時的なるのみならず住民の大部分文盲者なるに鑑み、移動式幻燈及芝居班及映畫班設置し巡回宣傳によつて活用して大衆教育をなす。

(2) 揭示板による民衆教育

出來得る限り社會民衆多數の餘暇を活用せしめ、且地方の改善は有合せものを利用するをモットーとして揭示施設をなし從來室内に於て少數の教育をなさんとする弊を改め、教育の街頭進出を圖り自由且容易に多數を教育せんとす。

(二) 中堅人物の養成

四二九

最近實施されつゝある保甲制度の強化擴充、或は街村制度の施行等民福増進上慶賀すべき所なるも國家的觀念の缺除し政治的訓練なき國民大部分を占むる現状に於ては、未だ公民としての素質涵養に根本を置くべき要がある。

而して訓練の重點を先づ一般民衆か、將又地方有力者及青年層におくべきかの二途あるも、滿洲國の現状より見てむしろ青年層及有志のものを先づ訓練し、之等が一般民衆の中心となり漸次一般民衆を教育せしめることの捷徑なるを信じ左の方策に出でんとす。

(1) 農業實習所の設置

省内青年の資質向上を圖り農村教化建設、産業開發の中心勢力たらしむる爲特に農業實習に力を注ぎ、併せて治安維持の中心的原動力たらしむ。

(2) 鄉村童子團の新設

從來の如く徒らに團服其他の整備に捕はれることなく村の柳で團杖を作り、木綿の腕章を附したる團員よりなる童子團を各學校に設け從來受動的活動たりし立場より能動的活動者たらしめ、童子團の精神を發揮するは勿論地方警察署と直に聯絡を密にし、小保甲員として活躍し微力ながら村民の自覺を促す時代の先驅者たらしむ。

(3) 女子中堅青年の養成

民衆教育館に於て婦女子として新興滿洲國に恥しからぬ女務員（特に民衆學校に適する女教員）及鄉村女子中堅青年を養成し、一般婦女子の自覺を促す中心人物たらしめんとす。

(4) 體育指導者の養成

1、體育指導者講習會

中央及省主催にて開催するは元より縣自體進んで此の種の講習を開催せしむ。

康德四年度に於て省主催巡迴體育講習を開催する事としてゐる

2、縣體育會の活動

學校體育、社會體育は車の兩輪の如しと雖も滿洲國の現状は健全なる學校體育を中心に社會體育を刺戟しつゝ、發達せしむ可きものなれば、各縣に於ても此の點に留意し積極的に活動すべきである。

3、體育テストの實施

各種目の標準を定め特級、一級、二級、三級、四級に區分し合格者に認定證を授與し一人にして全種目の半數以上二級の資格を有するものには特に事務局より表彰す。

4、其 他

省主催競技會の移動開催。

三、學校中心の社會教育

鄉村に於ける民衆教化指導の中心は學校にあり、殊に民衆教養の程度低く學校を中心とせる民衆教化指導は最も緊要事なるのみならず、教育者當然の任務なりと雖も民衆教化たるや言ふに易く行ふに難き問題である。

されば之を少數の農村小學校の教職員のみに委ね他者之を顧みざる現状に於ては一層其の困難を感じるものがあり、此に於て先づ小學校教職員率先して一村の教化施設の綜合的活動、村民の一致協力の機運を醸成し漸次村民の生活を改善し民度の向上を圖り、以て兒童の環境を整理し教育效果の發揚に努むべきなり。而して之が第一階段として先づ小學校教育の刷新を要す。

1、小學校教育の刷新

(1) 村民の學校に對する關心の喚起

イ、村民の學校觀の是正

ロ、教師の自覺喚起

ハ、郷村の實態に即せる學校經營

2、一村一優良校長制の提唱

現在各縣の學校分布狀況は概ね一村内に教員一二名よりなる小規模な學校數校を有し確固たる教育方針なきのみならず、同一村内にも拘らず何等聯絡さへなきものゝ如くである。

依つて農村教化など思ひもよらざる現狀にあり、故に之等の數校中一校を本校に指定し、他を分教場とし一村一優良校長を任命し經費の節約を圖ると共に、校長は絶えず分教場を巡視又は一時滞在指導し村教育を統一し、積極的に教育振興を圖ると共に進んで全職員一致協力農村教化に邁進せしむ。

3、民衆學校の振興

イ、農村掲示板、新聞掲示板の活用により識字の必要感の喚起

ロ、教職員の熱と努力により教育熱の向上

ハ、村有志との聯絡援助により就學の奨励

ニ、開校期の改正

從來一年十箇月開校せるも地方の狀況により毎年十月中旬より翌年四月中旬に至る農閑期を利用晝間（小學校生徒退出後）教授す。

ホ、教科目

地方の情況により民衆の欲する教科目を重視教授し教科書の無料配布又は貸與をなす。

農村劇團等を組織し劇の練習發表を通じて學習熱をそゝること、優良なる讀物を讀み聞かせ或は幻燈、紙芝居、蓄音機等を利用教授す。

ヘ、移動民衆學校の開設

小學校の教員が近邊の部落に出張教授する移動民衆學校の開設。

ト、其 他

毎年省よりの表彰及補助費の意義を徹底せしむると共に自體獎勵法を考究すること

即教員の津貼の給與、教職員生徒の表彰等

4、民衆教育館（又は農村振興委員會）の新設

各村に民衆教育館を設置し鄉村教化施設の綜合的活動を促進し農村教化建設の實を擧ぐるを目的とす。

五、民衆娛樂を通じての民衆教育

我國には古來より演劇、舞踊、歌謠、遊戲等に於て各種各様の娛樂の發達せるもの極めて多し。

之等の娛樂のうち健全善良なるものは之を發達普及せしめ、然らざるものは之を矯正し以て娛樂を通じて民心の慰安情操の陶冶、思想の善導に資せんとす。

1、既設娛樂機關取締

2、善良有益なる脚本及讀物の提供

3、素人劇團の結成

六、社會教化團體及宗教團體指導統制

近時建國精神に依據して各種社會教化及宗教團體の成立普及を見るは喜ばしきことなるも、是等團體中には稍もすれ

ば單に形式に流れ其の實績の伴はず、或は團體の名を利用して不徳の行爲なきにしも非らざるを以て、充分これが監督指導を怠らざるは勿論、絶えず是等團體を善導し世道人心を作興し舊來の惡弊を打破し、社會風教の振作を圖ると共に之等の團體が一團となりて社會民衆の教育に邁進し得る様統制する必要がある、之が第一階段として先づ消極的部面に指導統制の重點を置かんとす。

1、座談會開催

一箇月一回代表者の座談會を開催し相互に切磋琢磨し、且共同して社會教化に進出せんとする氣運を醸成す。

2、共同事業の實施

例へば日滿軍警慰問、救濟事業、各學校の後援、表彰事業、善良なる民衆娛樂の後援を共同主催し之等團體の精神的結合を圖り積極的指導統制の基を作る。

3、其 他

イ、各團體の目的を明瞭にすると共にその目的に合致活動する様促進すること。

ロ、各團體の會計を明らかにして毎年決算報告を提出せしむること。

ハ、團體中の幹部の活動狀況をよりよく調査し常に聯絡指導すること。

●特殊方針

一、各縣立圖書館の改善

1、圖書館改善の必要

元來縣立圖書館の經費は主として人件費に費やされ圖書館の生命たる新圖書館の購入と殆んどなく、且其の經營たるや全く舊態を脱せざる現狀である。

此に於て左の如く改善し從來室内に於て少數の教育をなさんとする弊を改め、出來得る限り街頭進出を圖り自由且容易に多人數を教育せんとす。

2、改善案

なるべく在來の圖書館の建物及經費を以て民衆教育館に改め社會教育の中樞的實行機關とし社會教育の振興を圖る。

主なる事業左の如し

(1) 社會部

イ、移動民衆教育施設

(イ) 各縣青年訓練所(又は農業實習所)各街村社會教育振興委員分會(又は農村振興委員分會)教化團體、民衆學校を巡廻又は一定期間滞在し積極的援助及指導をなす。

(ロ) 縣模範農村教化の援助及指導

(ハ) 直公署の電映、幻燈、紙芝居を利用(將來各縣設置のこと)し、各地を巡映すると共に直接又は協和會及縣と共力し民衆教育の徹底をなす。

ロ、簡易民衆教育施設

(イ) 講演所

ラヂオ、蓄音機又は省移動幻燈、紙芝居を利用し民衆が喜んで集ふ様民衆娛樂を主に講演を副とし漸次講演を主としたる講演所たらしむ。

(ロ) 宣傳宣撫材料の製作

各街村揭示板（又は揭示壁）の材料謄寫及紙芝居等を作成配布す。

（ハ） 動模範民衆學校の經營

冬期間は民衆教育館内に設け其他は主として街村に移動す。

（ニ） 日語講習會

長短期の日語講習會の開催又は辦事處日語學院の援助をなす。

（ホ） 其 他

童話會、展覽會、品評會、音樂會、座談會を開催す。

2、問事部

イ、民衆問事施設

協和會との合作により民衆問事處を開設し簡易なる法律相談、諸種の仲介紹介、手紙の代書、冠婚葬祭等無料にて民衆日常生活に於ける消極部面の相談相手又は指導等をなし漸次積極的活動をなす。

3、圖書館部

現存の圖書館、閱報處を繼續するは勿論なれども出來得る限り新圖書の購入を圖ると共に、巡回文庫をも實施し農村進出を企圖すべきものとす。

二、各縣模範農村の積極的教化

1、模範農村の中堅人物の養成

（1） 各縣模範農村の小學校教職員又は模範學校卒業生及中堅青年各一名宛選拔し省立農業實修所に、女子中堅青年二名を民衆教育館の技藝傳習所に入所せしめ、卒業歸村後學校中心の農村教化の實行者及農業經營の模範青年を

養成し一致協力農村教化の積極的活動をなさしむ。

（2） 更に農業實修所及民衆教育館主催の長、短期講習會に主として模範農村よりあらゆる階級に涉り受講せしめ同一方針の下に教育されたる人物を一村一部落二、三人宛にし全村民の自力更生心の發露を促進す。

2、模範農村教化の積極的援助

（1） 各縣模範農村の實態に即する爲各縣公署の統制下に協和會縣立農業實修所、同民衆教育館等より積極的援助をなし模範農村の積極的教化建設を圖る。

（2） 特に省公署の電映、幻燈、紙芝居等を利用し積極的教化をなす。

三、錦州省立民衆教育館開設

農村の開發更生は省政の振興民福増進の根本であり、殊に本省の如く氣候風土に恵まれ、民度の進める土地に於ては、農民の指導啓發は急務中の急務に屬す。

加之地域國境に近く、中國との交通繁きが故に省民に對し建國精神及日滿不可分關係を注入するは特に其の必要の急を感じるものがある。

本省開設以來此の特殊事情に鑑み特に意を社會教育に注ぎ、各般の施設計畫を實行し來り、何れも相當の成績を納め居れども未だ之を以て満足すべきにあらず、更に進んで直接社會の大衆特に農村青年に呼びかけ之を根基として農村の更新、思想工作を計り以て社會教育有終の美を收めんため諸種の施設を計畫中である。

されどこれが直接實行機關に乏しく計畫の實現に諸種の困難を感じる現狀である。

依つて康徳四年度に於て省立民衆教育館を新設し各縣民衆教育館開設の基準を示し、更に進んで縣立民衆教育館職員及民衆指導者養成をも行ひ以て社會教育網の完成を期せんとす。

四、錦州省立農業實修所設立

四三八

本省の如く省民の大部分農民を以て古め且氣候風土に恵まれ、加之地域中華民國に接し自ら交通繁きが故に今後一層農民の生産力を旺盛にし農村の經濟技能を敏活になすと共に、建國精神及日滿不可分關係の徹底は特に其の必要の急を感じるものがある。更に本年度最近の討伐及宣撫工作等により實に他省に見得ざる治安肅清され、且農村振作の兆あり、農村多年渴望の生活安定は近きにあらんとす。

此の好機を逸することなく縣自體進んで積極的に農村振興を圖らんと劃策中である。

然れども現下の縣財政のみにては到底其の目的を達し得ざる現状にあるを以て、よりよき農村指導者の養成、農村教化の積極的援助等叫ばるゝに至つた。故に康德四年度に於てさきに民衆教育館、今又農業實修所の設置方を申請し上二者を以て各縣の要求する人物を養成すると共に、農村教化の積極的援助をなし以て初期の目的を達せんとす。即ち其の目的は省内社會教育指導者及農村青年の資質向上を圖り農村教化建設産業開發の中心勢力たらしむる爲、特に農業實習に力を注ぎ諸訓練を徹底せしむるに在り、教育方針としては實修生自體による自治的訓練を啓發指導し自力更生の精神を養成すると共に農業經營を多角經營化し、技術的改善を加へ餘剩勞力の完全消化に努めしめ以て生産の増加を圖ると共に消費の節約、販賣購買の合理化を行ひ生産物資を處理すると同時に農村生活に於ける農民、農村指導者として確固たる信念を涵養せん事を期してゐる。

第四節 結 語

以上章を逐ふて縷述せる處により本省政府の全貌を闡明したのであるが、之れを要するに本省の地は滿洲建國と共に因襲久しき軍閥秕政の舊殻を脱して王道新政の惠澤に浴し、更に康德元年十二月地方行政制度の改革に伴ひ舊奉天省より西

南部沿邊地帶十縣、熱河省より東部地方二縣を分割し十二縣を以て獨立の省となし、又近くは蒙旗地帶に旗制を實施し茲に本省は新生の衣を纏つて管内行政の一元的統制確立を期する事となつたのである。

顧るに往時滿洲に於ける治安の紊亂は其の極に達し、軍閥盤踞して暴戾秕政を恣にし舊來の陋弊牢乎として掃くべくもなく、産業は振はず生産衰へ、地方政治は混沌として生民塗炭の苦しみに懊惱してゐたのである。されば滿洲事變勃發するや舊政權の桎梏に苦惱せる省民は逸早く獨立の烽を挙げ糾然として建國の聖業に參ぜる事蓋し故なきに非ずと謂ふべきであらう。斯くして建國茲に五年有餘、今や新生滿洲國創業の第一期より第二期建設の過程に入り、凡百の庶政日に整ひ、國運駸々乎として發展途上に躍進してゐるのである。

殊に本省の地は治安収まり、鐵道交通路としては先づ山海關を経て北支に通ずる奉山線縱走し、錦州より承德に走り打虎山より打通線を通じ、又溝幫子より河北に通じて滿鐵營口線に連絡し、交通の便比較的開け又他面壺盧島の開港により海陸交通の便益々良好に趨きつゝあり、又背後地の豐穰なる物産を擁して省當局は銳意之れが開發に努めてゐるが。陸路交通の便と相俟つて新たに壺盧島の吞吐も漸次頻繁となり、本省開發上多幸なる將來を約束せらるゝものと謂ふべきであらう。

康德四年七月

國務院總務廳弘報處

（Faint, illegible text visible through the paper from the reverse side, appearing as bleed-through.)

63

東陽四子集

國朝別集卷之四

6
3

68
3

698
34

